

部落絶対解放。日帝打倒。融和主義粉碎の旗のもとに団結せよ！

荊冠

NO. 8 '75.3

全国部落研連合
全国部落青年戦闘同志会

機関誌

■ 狭山闘争の歴史的勝利の展望

—反革命カクマルの綱領的破産—

齋 賢 治

■ 日共差別集団の反革命敵対

粉碎し、狭山闘争の歴史的

勝利へ邁進せよ！

河 原 徹

■ 同志中山久夫(原)虐殺糾弾！

追悼。遺稿集

賀川豊彦「貧民心理之研究」批判



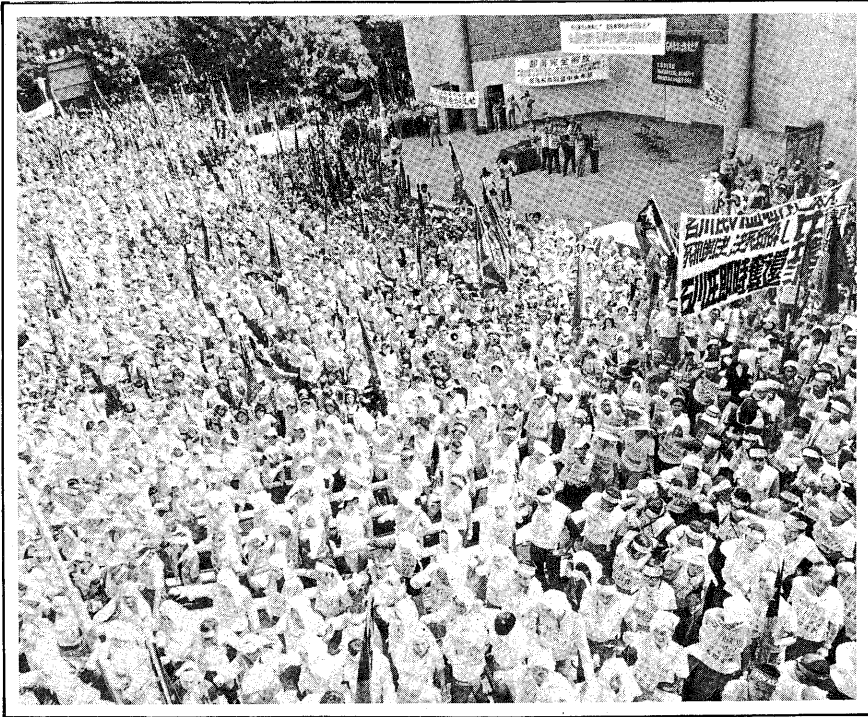
荊冠 NO. 8

全国部落解放研究会連合

全国部落青年戦闘同志会

1975・2

機関誌



荊冠社

全国の同志諸君！すべてのたたかう労働者人民諸君！われわれの革命的週刊政治新聞「前進」は、ついに日帝権力と反革命カクマルの敵対をうちやぶり自力復刊を勝ちとるにいたった。八月末に前進社第二ビル建設の壮事をなしたげたわれわれは、ひとときもやむことなく前進しここに武装し、自立した革命的印刷所の建設を完全にかちとつたのである。いま、諸君の手中にある「前進」は、原稿、編集、文選、校正、大組み、鋳造、印刷の全過程がごとごとく革命的同志に担われ、その努力によってつくりだされたものである。いまここに、われわれは、革命的左翼としてはじめて活版印刷所をもち、その独自の基礎の上に革命的新聞を発行する歴史的事業を開始したのである。

六・二〇商工、六・三〇ホロトク、十一、九秋田の二つの連統的鉄柱によってアルジョアの漂流路線を決定したたきつぶされ、断末魔のあがきをつづけていた反革命連帯の惨状とはまさにぎやぐやしく、われわれは「前進」の第二の飛躍の時代をもちえようとしているのである。わが「前進」は五九年夏に創刊されてから、十三年間にわたって文字どおり革命的左翼のたたかいを主導するたたかいの旗であった。それは、六〇年安保闘争から七〇年安保沖縄闘争にいたる日本階級闘争のすべての歴史にたくむすびついている。またそれは、労働者人民のたたかいを革命的におしよめようとする日共、カクマルにたいする容赦ない批判の武器であった。その一号一号は、日帝権力を恐怖にたたきこみ、反革命勢力を崩壊のどん底においやつた。それゆえにこそわが「前進」は、党派をこえてすべてをたたかう労働者人民に愛され支持されてきたのであり、同時にまた、権力とすべての反革命分子から憎まれ、敵対されてきたのである。われわれは、このような二つの傾向のせりぎりすの対決のなかで、最後の瞬間まで「前進」をまもり、発展させてきた。われわれは、十数年にわたるこの革命的伝統にふまえ、いまここに、革命党と革命勢力の独自の力量のうえに完全に立脚した復刊をかちとるにいたつたのである。

復刊されたわが「前進」は、巨大な物質力をもって戦略的総反攻の戦闘的旗印となり、七〇年代階級闘争の道しるべとなるであろう。われわれは戦略的総反攻の勝利の大勢をいちだんと確定していくためのたたかいの重大な一環として機関紙闘争をいっそう強化しわが「前進」の第二の飛躍の時代をだんことしてかちとっていくであろう。

(復刊第一号―第七二号より)

二重対峙・対カクマル戦の
烈火のなかから
不死鳥のごとく甦つた
戦うプロレタリアの
週刊政治新聞

前進

革命的共産主義者同盟全国委員会機関誌

週刊・月曜日発行
定価一部四頁一〇〇円
郵送料者の定期購読料
一部半年三〇〇円 一年五〇〇円
二部半年五〇〇円 一年一〇〇〇円
三部以上は送料当方負担



暗黒の寺尾差別判決決死糾弾！

1974年10月31日

明治公園で寺尾暗黒判決を弾劾し狭山闘争の最後の勝利へむかって固い決意を固める中核派部隊



東京高裁へ轟々たる徹底糾弾をたたきつける中核派五千の全国部隊



中山 久夫(原)同志 追悼



狭山九月決戦冒頭、9月3日全国部落解放研究会連合を代表して発言する故山中久夫(原)同志



(上・右下) 日比谷野音に二万余名を結集し、狭山九月決戦の連続的大高揚を実現した9.10大集会

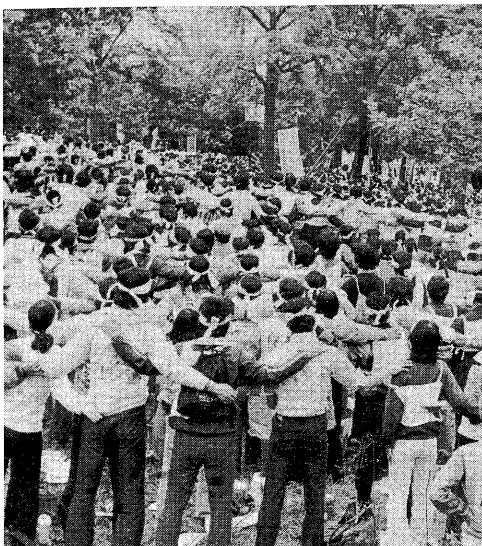
(下) 二万の高裁包囲デモを戦闘的に牽引する中核派3,000の部隊



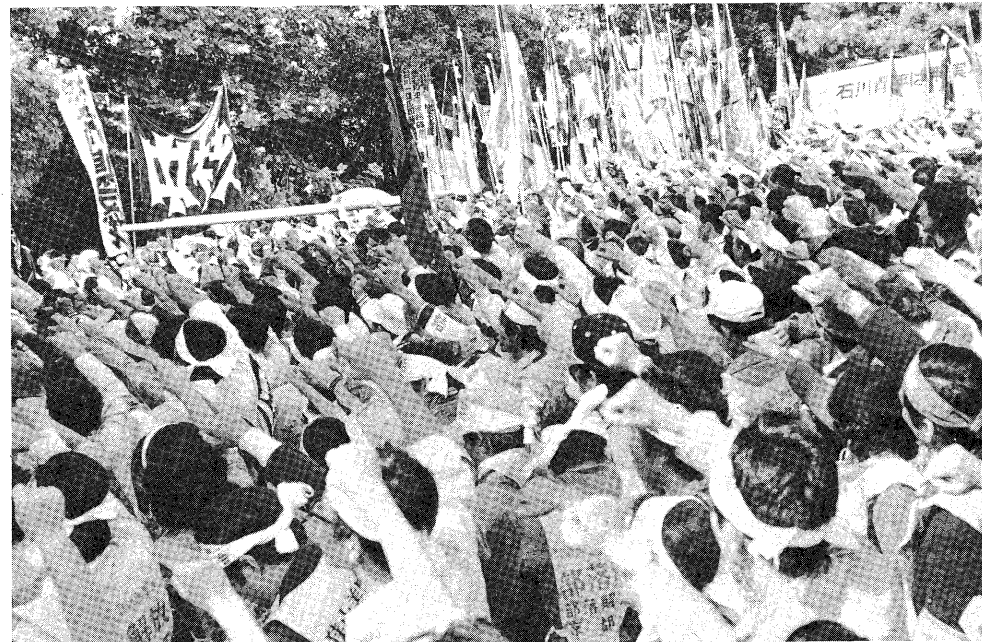
(上) 狭山 9月決戦の歴史的突破口きりひらいた9.3闘争の最先頭でたたかう中核派4,500の大部隊

(下) 反革命カクマルの破壊的介入策動を粉碎して二万五千名の労働者人民を結集してたたかわれた9.5公判闘争





石川氏の意見陳述に呼応し、9.26大闘争を革命的に牽引した
中核派1万の全国動員部隊（第2会場）



（上）9.26決戦へむかってさらに広汎に深まる狭山闘争の連続的大高揚
写真は2万5千を結集してたたかわれた9.20公判闘争

（下）二万五千の戦闘的部落民、労働者階級人民をまゝに、日共、カク
マル反革命差別集団をせん滅して、狭山闘争の歴史的勝利へ、と
訴える革命的労働者の代表



全国の労働者人民、部落大衆11万人という空前の大結集でたたかわれた
狭山9月決戦最大の天王山、9.26大闘争（第1会場）



荊冠八号目次

2 巻頭言 全国部落青年戦闘同志会 全国部落研究会連合
 6 狭山闘争の歴史的勝利の展望 一反革命カクマルの綱領的破産—
 全国部落青年戦闘同志会 蔦 賢 治

92 反革命転向分子沢山の末路 一往生きわの悪い卑劣漢に最後のトドメを一

104 同志中山久夫(原) 虐殺糾弾/追悼、遺稿集
 一血の報復貫徹し全力でカクマル完全打倒へ/—

中山同志虐殺への報復貫徹し十月大巧勢の勝利を
 革共同関西地方委員会
 昼は雲の柱、夜は火の柱となってわが行手を守れ
 全国部落解放研究会
 全国部落青年戦闘同志会

遺稿 書評
 賀川豊彦「貧民心理之研究」批判

118 狭山「死闘の四ヶ月」決戦の軌跡

130 石川一雄氏 年頭戦闘宣言
 闘いの報告

138 □ 日共・カクマルの破壊策動を粉碎し高裁段階における「橋のない川」闘争の完全勝利かちとれ
 関西部落解放研究会連合
 関西地方部落青年戦闘同志会

154 □ 本庄自衛隊差別裁判徹底糾弾闘争の勝利のために
 公判対策委員会事務局 天地 五郎

□ 本庄闘争への総決起を訴える
 本庄自衛隊差別裁判被告 塚本 靖彦

164 □ 寺尾判決粉碎し75年狭山闘争の大爆発を
 全法政5・23実行委員会
 (法政大学に学ぶ部落青年有志)

75年度をむかえるにあたっての決意

1168 □ 総反攻完遂—75年決戦に勝利し狭山闘争の歴史的勝利に向けて邁進せよ

関東部落解放研究会連合
 1173 □ 日共・カクマルの部落解放闘争破壊策動を粉碎し狭山闘争の新たな高揚かちとれ
 部落解放同盟A支部青年部

1184 □ 日共の反革命的敵対粉碎し、狭山闘争の歴史的勝利へ邁進せよ
 全国部落青年戦闘同志会 河原 進



(上) 10.31判決をまえに法廷にむかう石川氏のご両親



判決直後、東京高裁へ徹底糾弾のシュプレヒコールを浴せる中核派五千の大部隊



七五年決戦でカクマル完全打倒し 狭山闘争の歴史的大勝利へつき進め!

全国部落青年戦闘同志会
全国部落解放研究会連合

全国の同志諸君! たたかう部落民の兄弟姉妹、労働者人民諸君!

この一九七五年は、真に日本革命の未来を決し、全労働者人民の解放の命運を決する、偉大な歴史的決戦のときである。三年余にわたる二重対峙・対カクマル戦は、ついに戦略的総反攻の勝利の大勢を決し、いよいよこの七五年に総反攻完遂—カクマル完全打倒の偉業を達成すべき局面に突入した。この戦争を最先端として、日帝の未曾有の体制的危機の深化、革命的情勢への過渡期の急速な成熟のなかで、七〇年代安保・日韓闘争を中軸とする全階級闘争の巨大な内乱・内戦的発展の時代がぐいぐいとたぐりよせられている。まさに革命党の存在とその革命的総路線がさん然と輝きを増し、二重対峙・対カクマル戦の歴史的大勝利がいっさいの動向を決定する喜ぶべき決戦のときが到来したのである。

狭山闘争—部落解放闘争も何ら例外ではない。昨年十月三十一日、日帝・寺尾は、石川氏の獄中十二年の無実の叫び、狭山差別裁判徹底糾弾闘争の全人民的戦闘的大爆発においつめられ、体制的危機のりきりの反動的まきかえし攻撃として、ついに「無期懲役」という暗黒差別判決を下した。だが日帝・寺尾の歴史的大暴挙も、何ら石川氏とわれわれから不滅の闘魂を奪いとすることはできない。逆に、寺尾判決は、石川氏の不屈のたたかいをますます燃えあがらせ、それと固く連帯した狭山闘争のさらなる戦闘的革命的発展の出発点に転化し、日帝の体制的危機の重大な発火点に転化してゆくことは、いよいよはつきりしている。

まさに七〇年代部落解放闘争は、階級的激動期の一層の深まりのなかで、狭山闘争を中軸として、日帝の体制的死重をかけた部落差別攻撃との階級的大激突の時代、日帝に屈服しその尖兵として敵対する日共、カクマル反革命差別集団との内乱・内戦的激突の時代のまったただ中に、大きく歩を踏みこ

んだ。われわれはいまこそ「融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒」の旗色も鮮明に、日共、カクマルの敵対をたたきつぶして、狭山闘争の歴史的勝利をめざし、たたかって、たたかって、たたかいてぬかなければならない。反革命カクマルを完全打倒して、内乱・内戦—蜂起の大道をつき進み、革命的部落解放闘争の本格的発展期をうちたてなければならぬ。

暗黒の寺尾判決を死粉砕せよ

われわれは狭山闘争の新たな出発にあたって、まずもって一〇・三一寺尾判決を真向からみすえ、心の底からこみあげる怒りをもってこれを徹底的に粉砕するためにたたかいてぬかなければならない。

一〇・三一寺尾判決こそは、日帝の部落差別の歴史のうえでも特筆すべき暗黒の差別犯罪であり、いまや狭山裁判を未曾有の差別裁判としている最大の構成要件である。その決定的特徴は、一審内田死刑判決を全面的に継承し、国家権力の差別犯罪をことごとく居直っているばかりか、石川氏と狭山闘争へのより一層むきだしに階級的憎悪と差別的心証をこめて、部落差別をさらに徹底して貫いている点にある。

判決文を一読してみよ。寺尾が「有罪」の「根拠」としてしているものは、脅迫状の筆跡、佐野屋付近の「足跡」、時計・万年筆・カバンなど、いずれも権力のデッチあげと石川氏の無実を歴然と証明するものであり、「有罪の客観的証拠」など何一つありはしないのだ。さらに別件逮捕をはじめ、警察当局の暴虐のかぎりをつくした「石川氏」犯人「デッチあげの不当捜査をことごとく擁護し、あろうことか、「自白」と客観的事実との明白なくい違いについて「被告が死刑を免かれない一心から悪い情況は伏せ、真偽を交えて供述したため」と、まったく得手勝手な憶測をならべたて、石川氏に責任転嫁するといふ許しがたいペテンをろうしているのである。

さらに寺尾は、公判闘争の核心的問題であった部落問題を意図的に無視抹殺し、そうすることによって部落差別をより反動的に貫徹しているのである。

こうしてあらゆる専断とコジツケを動員してデッチあげられた寺尾判決の階級の本質は、もはや明白である。体制的危機のドロ沼にあえぐ日帝は、アジア侵略と国内反動の強化に絶望的活路を求め、その決定的一環として日本階級闘争の歴史的弱点をついた部落差別・人民分断支配攻撃の激化をおしすすめ、その頂点として狭山差別裁判を強行してきた。だが、石川氏の獄中十二年の無実の叫びと、それに呼応する狭山闘争の巨大なうねりは、権力の差別犯罪を真向から糾弾し、「血債の思想」に導

かれた日本階級闘争の主体的拠点を構築し、七〇年代中期高揚の一大基軸としておしあげられてきた。日帝・寺尾は、もやは判決において「一步」たりとも譲歩することは、差別裁判強行体制の根底的崩壊をまねき、ひいては日帝とその部落差別の全体系そのものの決定的破綻をもたらしてしまう事態にたつきこまれたのである。

かくして、日帝・寺尾は、狭山闘争の前進においてめられた絶望的あがきとして、また七〇年代的延命をかけたギリギリの選択として、暗黒の大反動にうったえたのである。そして寺尾判決こそは、いまや石川氏を暗黒の獄舎につなぎとめ、新たに強化された狭山差別裁判強行体制の土台をなすものであり、歴史的勝利のためにはぜひとも打破すべき具体的関係をなしているのである。われわれはいまこそ、いっさいの敗北主義・闘争放棄を一掃し、一〇・三一寺尾判決粉砕！暗黒差別裁判決死糾弾！石川氏即時奪還！を合言葉に、石川氏のくやしき、怒りをわがものとして、十二・一東京―十二・八関西の決起をひきつぎ、狭山闘争の不撓不屈の前進をかちとらねばならない。

反革命カクマル完全打倒！総反攻完遂こそいっさいのカギである。

このような狭山闘争の新たな高揚の趨勢とともに、反革命差別集団カクマルのむきだしの破壊策動を絶滅しつくすことは従来にも増して重要である。七〇年代型反革命カクマル、全党・全人民、三百万部落大衆の不倶戴天の敵カクマルを全力で完全打倒することは、当面する全階級闘争の戦略的基軸であり、狭山闘争勝利の絶対的基礎である。

われわれは、三年余にわたる血みどろの攻防をとおして、ついにこんにち二重対峙・対カクマル戦の戦略的総反攻の大勢を確固不動のものとし、いよいよ総反攻完遂の大事業を達成すべき七五年決戦に突入した。偉大な昨年十二月決戦の一斉蜂起的貫徹につづいて、息もつかせぬ七五年決戦第一派攻勢が敗走カクマルの頭上に深々と炸裂している。まさにいまやカクマルは、一步たりともアトのない、全面的潰走寸前の状態におこまれている。われわれは文字通り乾坤一てきの重爆撃を渾身の力をふりしぼってうちおろし、戦局のさらなる雪崩的転換を実現しなければならぬ。

すでに反革命カクマルは、九―十月狭山決戦のなかで狭山闘争への破壊介入策動の最後の破産に直面しながら、九・二四中山同志虐殺をはじめむきだしの絶望的あがきをくりかえしてきた。そして十・三一判決当日にいたっては、寺尾判決から七時間もたつて午後五時にこのこと日比谷にあらわ

れ、「寺尾判決歓迎集会」を開き、反革命差別主義の顛末を全人民の前にさらしたのであった。「ホンは中核解体、タテマエは狭山推進」などと称して、一年近くにわたる反革命的介入策動をくりひろげてきたカクマルは、ついに狭山闘争のはるかかなたにふつとばされ、バリケードの向う側から完全に敵対してくるむきだしの反革命の姿を露呈したのである。流血の死闘にかけても、カクマルの敵対を根絶しつくすことは、いままでも増して決定的である。

また寺尾判決の最大の功労者日共スターリン主義は、ついに一・一一声明において「狭山事件はエソソ事件ですらない兇悪犯罪事件である」と称して、公然たる全面敵対宣言を発し、日共系弁護団の旗を巻いて、いっそう悪らつな画策をめぐらせている。八鹿高差別事件、都政をめぐる一連の策動が満天下に示しているように、日共は狭山闘争―部落解放闘争をめぐる根底的な戦略的危機に直面し、なりふりかまわぬ差別主義的転落の一途をたどっている。これとたたかいはわが革命的部落解放闘争のきわめて重大な課題である。

「融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒」の旗の下、石川氏と連帯して最後の勝利までたたかひぬけ！

いまこそわが革共同、同志会、部落研の革命的ヘゲモニーを全面的に貫徹し、たたかう共同戦線の圧倒的強化をもって、狭山闘争の歴史的勝利の関門をおしひらくときはきた。石川氏の不退転の闘魂があるかぎり、またそれと固く連帯したわが革命的総路線に導かれる狭山闘争の不屈の前進があるかぎり、われわれは不敗である。「内乱・内戦―蜂起」「融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒」の総路線を圧倒的に物質化し、革命的部落解放闘争の大前進をかちとれ！その力を基礎に、七五年狭山闘争の大高揚をかちとり、上告棄却粉砕、狭山闘争の歴史的な大勝利へつき進め！日共、カクマルの敵対をたたきつぶし、敗北主義・日和見主義・闘争放棄の傾向を粉砕してたたかう共同戦線の強化発展をかちとれ！

狭山闘争の歴史的勝利の展望

— 反革命カクマルの綱領的破産 —

全国部落青年戦闘同志会

薦賢治

目次

第1章 狭山闘争の到達地平と歴史的勝利の展望	第2章 カクマル式狭山介入論の 反革命の本質とその歴史的破産
<ul style="list-style-type: none"> I 暗黒差別判決の階級の本質と狭山闘争の 歴史的到達点 <ul style="list-style-type: none"> A 未曾有の暗黒差別裁判としての寺尾判決 B 寺尾判決の階級の本質 C 狭山闘争の歴史的到達地平 II われわれの全般的任務と 狭山闘争の歴史的勝利の展望 	<ul style="list-style-type: none"> I 介入 破壊策動の歴史的破産 II 「国独資のもとでの部落の形態転換」論の マヤカシ性 III 部落解放闘争と部落民自主解放闘争の 反革命的解体論
第3章 カクマル式部落問題(闘争)論の反革命的本質	
<ul style="list-style-type: none"> I 部落問題の原理的否定論 II 「狭山介入」論の反革命的本質 <ul style="list-style-type: none"> A 「解放の旗」の全般的特点 B 狭山介入論の反革命性と破綻 	
<ul style="list-style-type: none"> I 部落問題 生活苦と市民的権利剝奪」論 B 部落民の存在抹殺論 	

第一章 狭山闘争の到達地平と歴史的勝利の展望

十月三十一日、日帝と東京高裁・寺尾は、そのドス黒い血に汚れた手をもって無実の部落青年、石川一雄氏にたいして天人ともに許すまじき「無期懲役」という暗黒の差別判決を下した。獄中十有余年にもわたる石川一雄氏の不撓不屈のたたかい、全精魂をそそいだ無実の血叫び、無実・差別の全人民的訴えと澎湃と巻きおこる決死的たたかいのうねり、これらのことごとくを泥靴で踏みにじり、蹂躪してこの歴史的大暴挙にうってでてきたのだ。

あきらかに日帝・寺尾は差別裁判を一刻たりとも長びかせたり、判決において部分的にせよ「讓歩」することが狭山差別裁判の全体系を崩壊に導いてしまえばかりか、ひいては暗黒の差別裁判を不可避とした日帝そのものとその部落差別政策の全体系にたいする徹底的な責任追求に道をひらいてしまうことに最大限恐怖し、侵略と暗黒の国内反動の七〇年代進路にかけて、日本労働者階級人民への歴史的挑戦をしかけてきたのである。

だがおよそ一片の説得力も道義性もなくデタラメきままりない憶測と専断に塗りかためられたこの「寺尾判決」

によつては、「石川氏||有罪」はおろか狭山闘争の巨大な全人民の高まりを決して破壊することなどできはしない。獄中十二年の石川一雄氏のたたかいかや戦闘的部落民をはじめとした革共同||全人民の営々たる狭山闘争の歴史とその革命的奔流を叩き潰すことなどできはしないのである。それは激流に棹さすものでしかないのだ。なによりもわが石川一雄氏の燃えあがる不退転の闘魂とたたかひがあるかぎり、狭山闘争は永遠に不滅であり、不敗である。

すでに暗黒の寺尾判決にたいする歴史的反撃のたたかいは開始された。寺尾判決に対し「そんなことは聞きたくない！」という激しい怒声で渾身の怒りと糾弾を叩きつけた石川一雄氏のたたかい、これと相呼応した革共同と中核派を先頭とする三万の戦闘的人民は騒然たる様相を呈しながら東京高裁へ怒りのシュプレヒコールと徹底糾弾の嵐をたたきつけ、日比谷一帯を怒りの渦で埋めつくし、日帝・寺尾の心胆を寒からしめたのである。そして東京高裁包囲||明治公園へとくりひろげられた三万の

寺尾判決粉砕デモは、あたかも都心を糾弾の業火で燃きつくさんばかりの勢いで展開され、恐怖にひきつる日帝・国家権力機関の大弾圧体制をもとせず貫徹されたのである。日帝の石川一雄氏と三〇〇万部落民、日本全労働者階級人民への憎むべき階級的大犯罪と差別犯罪に対する歴史的反抗の第一歩がここに刻印されたのだ。

革共同の「緊急抗議声明」をうけた戦闘的部落青年を先頭とする全党・全革命勢力は、敗北主義・清算主義・闘争放棄が狭山闘争の指導勢力のなかに生みだされるという逆流をもとせず、十二月一日、日比谷野音に二千五百を結集して狭山総決起集会を実現し、あらたに日帝・寺尾の暗黒の差別判決に対する怒りをかきたて、最高裁段階での新たな狭山闘争の高揚へむかって飛躍的地歩をうちかためたのである。(十二月八日には全関西八百が総決起)

この東西を両軸とする革共同の寺尾判決粉砕闘争の大爆発は、清算主義・敗北主義・闘争放棄のなかで狭山闘争に関する無総括・無方針状態におかれていた諸狭山闘争勢力、広汎な戦闘的人民の間に電撃的衝撃力をもって伝え拡がり、「こんなふうに関わなくてはいけない」「いまこそ総決起だ」という戦闘的気運が急速にかつ底深く生みだされているのである。まさに狭山闘争と革命的部落解放闘争の本格的・全面的発展はいよいよこれからが

の反革命的介入策動をいちだんと強めていること、まずもってこれらの側面の事柄を真正面からみずえることから出発しなければならぬ。

その作業は、再開公判闘争(高裁段階)の戦列内部でたえずたたかいた革命的発展に重大な障害をもたらしていた戦列の混乱と不統一を一挙に解決する基礎をつくり出すという意味からも、また新たに強化された日帝の狭山差別裁判体制に対する狭山闘争のたたかう共同戦線の飛躍的強化・発展をたたかいたいという見地からも、狭山闘争の歴史的勝利へむけた新たなたたかいとつてその土台の基礎、主体的陣地をかたちづくるものなのである。かかる観点から、狭山闘争の今日的、現段階的地平を総括として明らかにし、狭山闘争の歴史的勝利へむけたその展望をも確定せねばならない。

I 暗黒差別判決の階級の本質 と狭山闘争の歴史的到達点

狭山闘争の現段階的到達地平を総括として深め、狭山闘争の歴史的勝利へむかってその確固たる展望をうちたてるためには、その作業上の冒頭に日帝・寺尾による十・三二判決そのものの内容とその階級の本質について鮮明

本物であり、七〇年代革命と中期階級闘争の持続的牽引車としての狭山闘争の重々しき役割はこれから發揮されなければならないのであり、その歴史的趨勢はもはやいかなる反動や暴虐によっても決しておしとどめられるものではないのだ。狭山闘争の革命的全人民的発展はもはや不可避なのである。

また、事態がかかるものであればあるほど、次のような現実に対してもこれをしっかりと直視し克服のためのたたかいを総力をあげて推し進めていかななくてはならない。第一に、日帝・寺尾の暗黒の差別判決が、日帝にとって侵略と反動の七〇年代進路にかけてしかけられた体制的重みをもった歴史的反動攻撃であり、それゆえ日帝にとつて一歩も「譲歩」することのできぬギリギリの選択にほかならないこと、第二に、かかる日帝の体制的重量をもつてくわえられた攻撃の重みのまゝに屈服し、狭山闘争の指導勢力ともいべき諸党派・諸潮流の内部に敗北主義・日和見主義・清算主義的闘争放棄の無責任な傾向が生みだされ、狭山闘争の新たな歴史的な高揚に一定の困難を生起せしめていること、第三に、反革命カクマルが、かかる戦列内部の一定の敗北主義的・日和見主義的動揺と混乱を反革命と狭山闘争破壊の立場からこれを率先して組織・動員するためにあらゆる卑劣な手段を駆使した敗北主義的悪宣伝をおこなないながら狭山闘争へ

に暴露していくことが位置づけられなくてはならない。すなわち、日帝・寺尾の十・三二「無期懲役」攻撃をいかなるものとして措定するかによって、最高裁段階での狭山闘争のあらたな高揚、歴史的勝利の大道を確固たる確信のもとに歩むことができるか、またそれとも敗北主義・日和見主義・清算主義の泥沼に転落し惨めな敗北を座して待つのか、という革命と日和見主義の重大な分岐点が決定づけられるのであり、絶対に曖昧にされてはならない領域の問題なのである。

それゆえ日帝・寺尾の「無期懲役」判決攻撃こそ、狭山闘争の絶対的勝利を願うものにとつて決して避けて通ることのできない、必ずや粉砕しつくさねばならない絶対的関門をなしているものであり、これとのたたかいはさしあたって狭山闘争の重大戦闘任務のひとつを構成しているのである。石川一雄氏がまだ獄中につきなごめられていること、石川一雄氏をいまだ奪還しえていないこと、かかる現実をなによりも直接的に規定している最大の要因が「寺尾判決」そのものにほかならないことを痛苦をもって明らかにし、暗黒の差別裁判粉砕！「無期懲役」判決決死糾弾！石川氏即時奪還！へむけて広汎な労働者階級・人民をただちに行動に組織しなければならぬのである。

A 未曾有の暗黒差別裁判としての

寺尾判決

日帝・寺尾の十・三一「無期懲役」判決は、その冒頭から最後にいたるまで一言一句が石川一雄氏に対する差別と反革命的憎悪によって塗り固められた、心の底からこみあげる怒りなしには聞くことも読むこともできない史上類例のない歴史的差別犯罪文書である。それは、戦前の高松差別裁判とらんで、否それをはるかにうまわる部落差別攻撃として日帝の部落差別史上、特筆されるべきものといわなければならない。無実の部落青年を十有余年ものながきにわたって獄中につなぎとめ、あまつさえ「無期懲役」の刑を言い渡すというその悪虐残忍さと非道さにおいても、また日帝・国家権力の計画的差別犯罪であることが全人民のまえに公然と暴かれ糾弾されているにもかかわらず、露骨にそれを擁護するという差別居直り性、暴虐性という点においても、それは然りなのである。われわれは、これを徹底的に暴きだし、寺尾判決を満腔の怒りをこめて徹底糾弾し、粉碎していかねばならないのである。

日帝・寺尾の「無期懲役」判決を歴史的差別犯罪として規定づける第一の要因は、寺尾みずからの反動的、差

別的心証を唯一の拠りどころとしながら井波体制のもとでの差別的訴訟指揮を全面的に継承し、すべての事実審理もかなぐりすて、一人の証人調べも行わず、石川一雄氏と弁護団の疑問の余地のない反証をことごとく抹殺して暗黒の差別判決へとなりふり構わずつき進んできたということである。

日帝・寺尾は「死闘の六ヶ月」決戦によって打倒された井波の後をうけ継いで狭山差別裁判を担当することが決定されるやいなや、公判再開以前から東大裁判などで「一審判決は差別ではない」「一審公判調書は信用できない」「警察には（デッチあげの）作為性はなかった。石川の供述には任意性がみとめられる」「石川被告は拘留する理由があるので保釈はしない」などという暴言をはきちらし、当初から石川一雄氏「有罪」の反動的心証を顕わにしていた。それゆえ、こうした暴言のわずかと寺尾判決を照らしあわせてみればあきらかなように、十・三一寺尾判決はすでに七二年十一月、寺尾が日帝・国家権力の意をうけて就任したその日に書きあげられていたといっても決して過言ではないのである。

具体的公判展開をみれば、このことはいっそう明瞭である。三・二二公判では石川氏無実をあきらかにするうえで重大な意味をもつ「現場検証」や「証拠・証人」の採用をすべて拒否し、五・二三公判では、一回の事実審

理もおこなわないまま「調べるべきものはすべて調べつくした」と「断言」し、寺尾が井波体制のもとでおこなわれたデタラメきわまりない「事実審理」と第一審内田判決以外まったく依拠していないことを公然と宣言していたのである。したがって、日帝・寺尾にとって再開公判のすべてが「石川氏有罪」のための形式をわずかはかりのアリバイの公判日程でベテンのに整えるという茶番と道化芝居にほかならなかつたこともまた明らかなのである。

しかも、二・七再開第四回公判での大槻検事の「別件逮捕は違法ではない」「足跡は石川のもの」「脅迫状に使ったのと同じ封筒、大学ノートは証拠隠滅のために石川の家族が焼却した」「細部に問題はあっても大筋において石川は犯人は間違いない」という差別論告こそ、こゝろした日帝・寺尾の「石川氏有罪」路線を積極的に支え、代弁したものにほかならず、また日帝・寺尾も検察側との密接な連繫のもとにそれをも拠りどころとしながら、石川氏「無期懲役」なる暗黒の差別判決を仕立てあげたのである。

日帝・寺尾の「無期懲役」判決を歴史的差別犯罪として規定づける第二の要因は、日帝・寺尾が、警察権力の計画的差別犯罪に法的・社会的な追認を与え、無実の部落青年を「無期懲役」に処することによって日帝・国家

権力の差別犯罪を最終的に完成させるという恐るべき役割を果たしていることである。

(1)第一に、日帝の階級意志（「犯人とり」がしの体制的危機問題への転化を部落差別犯罪の強行によってのりきる）を直接的に体现した警察・検察権力の目的意識的・計画的な差別謀略のわずかずを「正当化」し公認していることである。

寺尾判決では、警察・検察一体となった部落への集中的見込み捜査、石川氏の「別件逮捕」、肉体的精神的拷問による「自白」の強要、甘言詐言を弄した無実の部落民の「犯人」への仕たてあげというまさしく史上類例のないきわめておおがかりな国家権力の計画的差別犯罪を全面的に承認し、正当化している。まず、「別件」逮捕に関しても「別件」の逮捕・拘留の理由と必要性が存在する限り、他の被疑事実について捜査することはそれが乱用にあたらない以上は差し支えない」「この点に関する原審判断は結論において首肯できる」として、警察権力の部落差別にもとづいた「別件」逮捕を全面的に承認し、さらには、別件逮捕・釈放・再逮捕の過程で加えられたありとあらゆる肉体的精神的拷問、甘言詐言による自白の強要、そして警察の筋書きと誘導によってデッチあげられた「自白」そのものについても「供述調書の任意性に疑いがあるとは認められない」としてこれらも

ことごとく追認し合理化するのである。

(2)第二に、権力の差別犯罪を追認し合理化するために、「**「自白の信憑性」**」を強弁し、およそ客観的事実を無視したあらゆる専断とデマゴギー、コジツケが最大限動員されていることである。

そもそも寺尾が「有罪」の根拠としてあげているものは、①脅迫状の筆跡とは一見して似ても似つかぬものであること、②石川氏の足よりずっと小さな足跡、③なによりも警察権力の工作であることが公然と暴かれている「三大物証」(カバン・万年筆・腕時計などの石川氏の無実を証明しこそすれ「有罪」の「客観的証拠」たりえないことの明らかなもの)、これらが挙げられているにすぎない。

しかも、石川一雄氏と弁護側が積極的に主張した「**「自白」**と客観的事実とのくいちがいの数々についても具体的に検討の一片としてほどこされることもなく、「被告人が死刑を免れたい一心から悪い情状をふせ、真偽を交えて供述したため」として石川氏に責任転嫁するばかりか、それが「供述調書の任意性に疑いがあるとは認められない」との「**「根拠」**」だとさえている。「**「自白」**と客観的事実のくいちがいの多い事柄のなかにこそ、警察・検察のデッチあげのための差別的謀略と工作が鮮明に物語られているにもかかわらず、何の根拠もなくそれがあたか

も石川氏の問題であるかのような許しがたいペテン的顛倒をくりひろげているのだ。

そして同時に、真犯人のみが知っているはずの玉石、棍棒、茶の葉、残土について「**「自白」**」がまったく触れてもないことについては、「**「捜査の拙劣さ」**」一般の問題にすることによって、寺尾が客観的事実の具体的検討をいかに無視しているかを自己暴露してしまっているばかりか、ここでも警察当局の計画的差別犯罪としての石川氏の「**「犯人」**」へのデッチあげの問題を徹頭徹尾、擁護しようという意図がたらぬかれているのである。

要するに、寺尾判決の一言一句が真実を明らかにするための論理的思考とはおよそ無縁な、「**「石川氏」**「**「犯人」**」の結論をいっさいの前提にすえ、それを導くためにのみ憶測と手前勝手な専断、コジツケが総動員されているものでしかないのである。また、ここにも寺尾判決の暴虐性、陰惨性、暗黒性、悪虐非道さが凝縮されて示されているのである。

日帝・寺尾の十・三一判決を歴史的差別犯罪として規定づける**第三の要因**は、部落問題を意図的に抹殺することによって逆に差別的**本質**を露わにしているという点である。

周知のように狭山差別裁判が差別裁判であることの根拠はつぎの諸点においてきわだった特徴をもつものであ

った。①狭山事件の「**「犯人」**」に仕立てあげられ、日帝・国家権力の差別犯罪と敢然とたちむかい、血のにじむような獄中闘争を断固としてたたかぬいている被告が無実の部落民であること、②なかに狭山差別裁判が差別裁判であることをもつとも雄弁に物語っていること、③そもそも狭山差別裁判が、その発端から全過程を貫いて一個のおおがかりな日帝・国家権力の差別犯罪として組み立てられており、このこと、④第一審内田判決の全貌が端的に示されていること、⑤第一審内田判決のなかにはつきりと示されるように部落差別と狭山差別裁判の暴虐性、暗黒性が一体不可分のものであること。「たとえデッチあげでも部落民なら殺してもかまわない」という恐るべき論理が狭山差別裁判の総体に貫かれており、内田判決では「**「部落は悪の巢」**」という差別的偏見と予断がその「**「死刑判決」**」(「**「鬼畜の所業には極刑が必要」**」)と密接不可分の関係のものとして展開されていること、⑥日帝国家権力が差別犯罪の遂行のために民衆内部の部落差別を積極的に煽動・動員し、日共・カクマルも狭山無差別裁判論、石川氏有罪論などをもってこれに積極的にこたえ、狭山差別裁判を反動的に支えてきたこと、これらの諸点において狭山差別裁判が部落差別を基柱として成立していることは誰れしも否定しえない冷厳たる現実なのである。

それゆえ、石川氏をはじめとした部落大衆、労働者階級人民のこうした狭山差別裁判の総体にたいする糾弾のたたかひのまに、日帝・寺尾は東大裁判などにおいて狭山差別裁判が部落差別問題として本質的に存在していることを欺瞞的にはあれ認めざるをえず、「**「部落問題を学習する」**」などという言辞をはいていたのである。

ところが判決においては、こうした欺瞞的ポーズすらかなぐりすて部落問題を自覚的・意図的に抹殺することによって、逆にその差別的**本質**を満天下にさらけだしてしまっている。いかえれば、第一審検事論告「**「内田判決が石川氏の部落差別ゆえの生活実態と「**「犯行」**」とを作為的に結合させるところにきわだった差別的特徴を有していたことに対し、寺尾判決では部落問題を意図的に抹殺することによってそれらを実は追認し、継承しているところにその差別的**本質**が浮き彫りにされているのである。**」

このことはつぎのことに根拠を有するものである。つまり、狭山差別裁判における部落問題(無論、内田判決の内容においてではなく)の存在を一片として認めてしまふことは、石川氏の無実と国家権力の差別犯罪の全体系と実態を暴きたて、狭山差別裁判の全過程に貫かれる日帝の階級意志としての部落差別攻撃(政策)の暴虐性、非道性が全社会問題化し全面的に噴出するという事態に

水路をひらいてしまふということ、このことへの度しがない反動的恐怖が寺尾判決をもっとも根源的なところで規定している最大の要因にはかならないのである。

このような諸点において、寺尾判決の暴虐性、暗黒性はきわだつた反動的特徴をしめしているといわねばならない。寺尾判決こそ、その動機と結論において部落差別そのもの、日帝・国家権力の差別犯罪の頂点をなすもの、いがいのなにもでもなく、日帝百年の部落差別史上、未曾有の暗黒差別裁判として刻印されねばならない恐るべき差別犯罪なのである。

以上が寺尾判決の直接的内容にかかわる事柄とその問題点である。ここから導きださうな結論は、それゆえわが身の無実をはらし、屈辱と汚名をそそぎ差別・迫害をうち砕こうとする石川氏にとつて、それは本質において「死刑判決」そのもの、だということである。

いかえれば日帝・寺尾の「無期徴役」判決は、その政治的側面からみるならば、「無期徴役」判決といふかたちをとりながら、しかし石川氏と狭山闘争には死刑判決が与えるものとまったく同質の政治的打撃をくわえることを明らかに意図したものであつて、その攻撃は本質的に死刑判決そのものにほかならないのである。寺尾判決をこうしたものとしてまず措置し、その攻撃的内容をしっかりとつけとめることが決定的に重要なのであつて、

これを一部の諸君のように「融和判決」として規定することは、日帝の十・三一寺尾判決にかけた階級意志とその攻撃的性格、超反動的な本質を決定的に美化するという重大な誤まりだといわねばならない。けだし、そこからは「死刑から無期になつてよかつた」という寺尾判決美化論と安易な闘争の武装解除しか生みだされはしないからである。

B 寺尾判決の階級の本質

さらに日帝・寺尾の十・三一判決の階級の本質を暴きだし、狭山闘争のあらたな高揚へむかつて勝利の展望を照らしていかねばならない。

狭山闘争への歴史的挑戦

寺尾判決の階級の本質として明らかにしなければならぬ第一の問題は、日帝と寺尾が、狭山闘争の巨大な全人民の高まりのまゝに決定的に追いつめられ、狭山闘争の反動的撲殺と解体のためにはやなりふりかまわぬ歴史的挑戦にうってでてきたということである。

石川一雄氏を先頭とした公判廷でのたたかい、それと固く結合した広汎な労働者階級人民の大衆的糾弾闘争の革命の高まりは、石川氏の無実と国家権力による差別犯

罪の暴虐性、暗黒性をことごとく暴きだし、〈無実・差別〉〈糾弾・奪還〉の叫びは全人民共同の正義の訴えとなつて急速に発展し、それは革命的たたかひのうねりとなつて全人民の心をしっかりとつかんだ。それはまた、不可避に部落差別の根源である日帝そのものの存立と、狭山差別裁判を頂点とする七〇年代部落差別政策の全体系を根底から揺さぶるたたかひとなつて発展し、日帝の体制的延命と存立、アジア侵略と侵略体制構築、暗黒の国内反動などの七〇年代総路線を根底的な生命線的一角においてつき崩していくものとして、その歴史的役割と革命的意義を急速に浮き彫りにしていったのであつた。

つまり狭山闘争が、革共同と革命勢力の持続的でねばり強いたたかひを基礎に、革命的部落解放闘争の不動の枢軸、七〇年代中期階級闘争と七〇年代革命の持続的牽引車としての歴史的位置をますます鮮明にし、労働者階級人民の政治的活性化を促進し、その蓄積された怒りを無限にときはなつ歴史的跳躍台をかたちづくりながらいよいよ堅実にして全面的な発展期をむかへたのだ。狭山闘争は自らの革命的発展をとおして、日帝の体制的危機にかられたアジア侵略のための七〇年代総路線とがっばり対決し、それを生命線の根幹において打ち破り、日本階級闘争と労働者階級人民の伝統的な排外主義・差別主義・権威主義への屈服・加担という致命的限界を核心点

において突破するという歴史的たたかひとしての意義をいよいよ鮮明させてきているのである。

それゆゑ日帝と寺尾は、もはや裁判を一刻たりとも長びかせたり、判決において一步たりとも「譲歩」するところが狭山差別裁判の全体を崩壊に導き、ひいては暗黒の差別裁判を不可避とした日帝と、その七〇年代部落差別政策の全体系に対する責任追求に水路をひらいてしまふという反動的恐怖と危機感にかられながら、暗黒差別判決という歴史的暴挙にうったえざるをえなかつたのである。日帝と寺尾は、みずからの七〇年代進路にかけてギリギリの土壇場から、体制的全死重を傾注して狭山闘争の反動的撲殺と解体をねらつた超反動的まきかえしにうってでてきたのだ。もはや日帝・寺尾には、いかなる意味でも「無期徴役」へとつづつ走るいがい道は残されていなかったのである。

以上の点を総括するならば、①石川氏を先頭としたたたかひ、〈無実・差別〉を全面的に明らかにし、裁判の全面やり直しをもとめる声が急速に拡がり、②狭山闘争の巨大な革命的発展という気運の歴史的な高まりが、日帝・寺尾の狭山差別裁判強行という日帝の体制的延命のための部落差別攻撃を逆に日帝の体制的危機の水路に転化し、③これ以上公判を継続することが日帝と寺尾体制の死に直結してしまふという反動的危機感をむきだしにし

ながら、「無期懲役」という暴挙にうったえてきたこと、という三点に要約することができる。

かかる意味では、日帝・寺尾の十・三一暗黒差別判決こそ、狭山闘争の巨大な革命的高まりと日帝の体制的危機にかられた絶望的な断末魔の足掻きでありながら、石川氏の存在と人間的尊厳をかけたたかいたを一挙に叩き潰し、闇から闇に葬り去り、それをおして狭山闘争の革命的高揚を解体し撲滅させようとする暗黒の大反動にほかならないのである。これが第一の問題である。

部落差別—人民分断攻撃の絶望的激化

寺尾判決の階級の本質として明らかにしなければならぬ第二の問題は、体制的危機の未曾有の深まりのなかで、日帝の体制的存立と延命のための生命線の攻撃として展開されていた狭山差別裁判がいまや狭山闘争の革命的高まりをおして逆に体制的危機要因に完全に転化してしまっているにもかかわらず、日帝が体制的危機を突破しようとするかぎり、いっそう狂暴な狭山差別裁判の反動的強行、部落差別—人民分断攻撃の全面的激化・総じて排外主義・差別主義・権威主義の攻撃をいっそう激化させる方向がいかにありえないという絶体的ジレンマに達していることである。

(1) 周知のように、こんにち日帝の体制的危機は、な

えた国内反動攻勢の激化は、労働者階級人民の耐えがたい不満と怒りを著しく高め、階級闘争の内乱的・武装的・革命的発展をいっそう促進する決定的要因に転化していることである。

(2) こうした全般的情勢の急激な進展過程のなかで、日帝の部落差別—人民分断支配の再編的強化のための攻撃はつぎのようなものとしてきわめて破局的な様相を呈しながら全面的に激化している。

①日帝の体制的危機に対する国独資的彌縫策が全面的に破綻し、それがインフレ、不況、資源問題などの経済的諸矛盾の爆発的露呈として進展し、それが部落民の生活、伝統的生業・零細部落産業、零細農漁業の破壊—切り捨て、失業・半失業状態の未曾有の増加という事態に示されるように、体制的危機にともなう経済的諸矛盾の部落民への集中的犠牲転嫁の攻撃が決定的に強められていること。

②、①を物質的基礎として部落差別をボナパ的強権支配体制の確立のために動員・組織するために、差別主義イデオロギー（「血のイデオロギー」「部落の悪の巢」）の大煽動、部落民への直接的差別迫害の激化、社会不安の醸成と反体制エネルギーの部落差別への転化、階級闘争への部落差別のもちこみとその分断・解体の攻撃が強められていること（カクマル・日共などの反動的役割は

により日帝の戦後の発展を可能ならしめていた存立条件そのものの根底的喪失・崩壊として全面的に露呈している。それは、①米帝を盟主とした世界支配体制と日米同盟関係の動揺と矛盾の著しい激化、②アジアにおける後進国・半植民地支配体制の根底的動揺の深まり、③戦後の「高度成長」政策の全面的行き詰りと国独資的諸方策の全面的破綻、④「戦後民主主義」的統治支配秩序のもとでの政治的支配の危機の顕在化、という事態として現出し、それは鋭い激化の一途をたどっている。日帝はこうした体制的危機からの脱出を、それがいかに絶望的なものであってもアジア侵略の泥沼的エスカレートのかに求めるいかになく、そのための安保体制、沖繩五・一五体制、日韓体制の再編・強化と国内反動支配の確立のためのボナパ的諸攻撃の強化に絶望的延命の道をたくしているのである。

だがこうした日帝の諸攻撃は、あらゆる側面からその危機を激化させる要因に転化している。国内政策だけをとってみても、「高度成長」政策の全面的行き詰りと国独資的諸方策の完全破綻を野放図なインフレと労働者人民への犠牲転嫁によってのりきろうとする攻撃は、戦後の階級関係の相対的安定の基礎を日帝みずからの手で破壊することによって階級情勢総体的革命的成熟を一挙に促進し、またボナパ的強権体制の反動的確立を射程にす

この点に關してもっとも著しい。

③融和主義の積極的育成をテコとした部落解放闘争の反動的解体・撲滅、部落民の糾弾権の剝奪、部落解放闘争への暴力的・内乱的弾圧の徹底強化（日共と連合した日帝の八鹿高差別糾弾闘争への暴虐的弾圧、解同兵庫県連幹部の大量逮捕・起訴攻撃は、日帝と反革命にとつて「教育」というシビアーな領域での糾弾闘争の爆発という事態への反動的恐怖にほかならない）、プロ革運動と部落解放闘争との歴史的結合に対する予防革命的破壊とそれらの体制内的・排外主義的歪曲と解体の攻撃がいちだんと強まっていること。

④「国民融和」「同胞融和」の排外主義イデオロギーの大々的煽動とそれをもテコとした労働者人民総体のアジア侵略・侵略体制構築への分断的統合—総動員のための攻撃が全面的に強化されていること。

日帝の七〇年代部落差別政策は、さまざまな紆余曲折をへながらも基本的にはいじょうのような総路線の方向づけのもとに展開されているのであり、それゆえ今日、部落差別の現実はこちららに規定づけられて存在するのである。(3) そしてこうした日帝の七〇年代部落差別政策を全面的に体系づけたものとして、いわゆる「同対審答申」攻撃が存在するのである。

そもそも「同対審答申」とは、日帝の体制的危機の破

局的ふかまりのなかで、戦後の意味での部落差別政策が破綻に直面し、それが体制的危機の鋭い導火線に転化してしまったことを、日帝の体制的延命のために部落差別—人民分断攻撃（政策）のより絶望的な激化、破局的エスカレートによって突破しようとする恐るべき攻撃にほかならない。したがってそれは、従来の伝統的「同和」政策の単純延長線上に位置するものではなく、日帝のアジア侵略と体制的危機の時代における部落差別政策としての歴史的位置をもつものなのである。そしてそれが、日帝の体制的危機の深まりとアジア侵略の激化に対応して、その破壊性、反革命性、差別性をいっそう加速度的にエスカレートさせていくことは、いかなる側面からみても不可避だといわねばならない。

それゆえ、寺尾判決に対するわれわれの階級的認識を深めていくためにも、また七〇年代革命的部落解放闘争の総路線の展望を明確にさせていくためにも、日帝の七〇年代部落差別政策の基軸の攻撃をなす「同対審答申」の恐るべき反動的本質をしっかりと把握することは決定的に重大である。ただしそれは、日帝・寺尾の暗黒差別判決を直接的に本質的に規定づける背景的根拠であるばかりか、それをいかなるものとして措定するかによって、狭山闘争をめぐる革命と日和見主義、狭山闘争の革命的発展か、それとも日和見主義的、融和主義的腐敗か、の

歴史的分岐が鋭く運命づけられる基軸的指標をなしているからにほかならない。かかる観点を基礎として、われわれは狭山闘争の歴史的胜利の展望のなかに寺尾の暗黒差別判決とのたたかいと、日帝の七〇年代部落差別政策の全体系、鋭いその先端をなす「同対審答申」攻撃を全面的にうちやぶっていったたかいたをたえず結合的に発展させるといふ路線の展望を、しっかりとした確信のもとに位置づけなくてはならないのである。いいかえれば、日帝そのものとその部落差別政策の全体系を打倒するという革命的観点から狭山闘争を総力をあげてたたかいたときはじめて、寺尾判決とのたたかいても真に勝利に導くことができるのである。

さて、六五年にうちだされ、既に破壊の実施過程にある「答申」は、次の様な諸点できわだった反動的特徴を示している。①「答申」の調査過程を日帝の大々的差別宣伝・キャンペーンとして展開することが積極的に位置づけられ、ここで「部落民の血は汚れている」「言動が粗暴である」「部落は汚い、人種がちがう」などの虚偽の差別イデオロギーを民衆内部にきわめておおがかりな

②ことさらに部落民の「劣等性」を誇張し、「部落は悪の巢」なる虚偽の差別イデオロギーをデッチあげ、その原因を部落民の「無気力、粗暴、自堕落」に帰すこと

によって部落差別の根拠が部落民にあるという恐るべき差別思想を宣伝・流布していること。

③「地区近代化」と称したきわめて破壊的な「地区整理事業」を強行し、部落民の生活とたたかいの拠点としての部落の居住そのものの破壊を公然とちだしていること、またこのことが部落そのものの拡散・再編として現実化されていること。

④部落の伝統的零細生業、部落産業、零細農業を「近代化」「合理化」のなのもとに転廃業し切り捨て、失対事業の全廃に伴う部落民の生活破壊、「高度成長」政策の破綻のもとでの不況の進行、漫性的過剰人口—過剰資本の累積による部落大衆の失業・半失業状態の深刻化、総じて現在のには部落民総体のきり捨て・棄民化政策として展開されていること。

⑤帝国主義のもとでの部落問題の解消を説き、部落民の自主解放闘争・糾弾闘争に対するむきだしの憎悪と敵対、戦前の融和教育—侵略教育、反動的融和団体、融和事業の賛美でぬりかためられ、差別を差別として肯定・強要し、部落大衆に屈服を強要しようとするものであること。

⑥部分的「同和」事業で融和主義を育成・訓化することとで部落大衆のなかに新らたな分断をつくりだし、部落解放運動の解体、部落解放闘争とプロレタリア革命運動

との歴史的結合を予防反革命的に切断・破壊しようとするものであること。

こうした日帝の「同対審答申」は、こんにちアジア侵略と暗黒の国内反動の激化のなかでいちだんとその反動的体系性を整備し、いっそう侵略的・反動的なものに再編・強化されることによって、それにもとづいた諸攻撃は日帝の七〇年代部落差別政策の総路線をかたちづくるものとなっているのである。そして狭山差別裁判はその鋭い頂点を形成する攻撃にほかならない。

④ まさしくは日帝・寺尾は、こうした体制的危機にかけられた部落差別—人民分断攻撃の絶望的激化、日帝の体制的延命の正面突破をねらう七〇年代部落差別攻撃を一身に体現し、その全面的貫徹を暗黒差別裁判の強行といふかたちでなしとげようとしているのである。それゆえ日帝・寺尾の未曾有の暗黒差別判決の強行には、日帝の七〇年代進路、体制的延命のための全死重が疑問の余地なくかけられている。かかる意味で狭山差別裁判は、その寺尾判決をも含めて、日帝にとって絶体に後退することのできないギリギリの土壇場の選択にほかならず、またそのことよって糾弾闘争、反対運動がどれほど激化しようともボナパの強権支配でかならずそれをも叩きつぶすという重大な決断がこめられた総攻撃だといえるのである。

寺尾判決の階級の本質とは、これらの諸側面の問題を統一的に把握することによって明らかにされなければならぬ。かく本質を措定することによって、狭山闘争の歴史的勝利の展望を真に確定することも可能となり、その攻撃の歴史的重大性を真向からうけとめてたたかいぬくこともできるのである。

以上のことがらを狭山闘争の歴史的勝利という観点からみるならば、つぎのようなこともまた逆の意味で真理なのである。つまり、狭山差別裁判と寺尾判決が日帝の体制的死重と七〇年代進路のかかった歴史的重大攻撃であるとするならば、狭山闘争もまた日帝のアジア侵略と国内反動の七〇年代総路線と七〇年代部落差別攻撃を根底的な生命線の一角でつき崩すという七〇年代革命の中軸的任務であるとともに、部落解放運動の七〇年代的帰趨を制する決定的たたかいはかならないということである。

狭山闘争は、一人の無実の部落青年の生死をめぐる死闘としてたたかいがくり上げられるとともに、そこには七〇年代日本革命と部落解放闘争のかけ値なしの帰趨が、それゆえ日本労働者階級人民と部落民三〇〇万大衆すべての解放と未来がかけられているのである。

だからこそわれわれは、高裁段階における戦闘的部落青年をはじめとした革共同と革命勢力のねばり強い持続

対カクマル戦と狭山闘争の高揚

狭山九—十月決戦を頂点とするわれわれの狭山闘争の歴史的到達地平はまず第一に、二重対峙・対カクマル戦の革命的総反攻への突入とその猛然たる爆発と固く結合し、それを絶体的基礎としながら武装政治戦としての狭山闘争の空前の高揚局面をきりひらいてきたことである。

もともとカクマルは、革共同と中核派が組織的存亡を賭して敢行した「二つの十一月」決戦を頂点として日本階級闘争が革命的・内乱的死闘期に突入したことをまえに、革命的共産主義運動の周辺に寄生し階級闘争の生み出す流動と激動をたえず反革命的、日和見主義的に抑止・固定化することによって自らを維持・合理化するというカクマルの伝統的路線が根底的破綻に叩きこまれ、日和見主義的、反動的党派としての政治的組織の延命のために革共同と革命勢力を直接的暴力的に破壊するということを路線化することによって反革命陣営へと公然と転げ落ちてしまったのであった。しかも、日帝・国家権力の破防法の大弾圧—内乱鎮圧型弾圧と積極的に連合しみずからもその特殊の継続として機能することによって、革命党と革命勢力への数々の反革命的蛮行を欲しままにしてきたのである。他方、日帝・国家権力もまた反革命カクマルの革命党と革命運動への白色襲撃と解体策動を

的たたかいかかわらず、狭山闘争の現実的勝利、石川氏を奪還することができなかつたということ、まだまだわれわれが非力であり、たたかいが決定的に不十分なものでしかないこと、を真正面からみずえ、暗黒差別判決を許してしまった屈辱感、無念、怒りをバネとして狭山闘争の歴史的勝利へむかつてもてる力の総力を傾けてたたかいは決起していかなければならぬのである。あらゆる敗北主義・清算主義・日和見主義の逆流をもつとせず、革共同と全国部落研・全国部落青年戦闘同志会のもとにうって一丸となって結果し、狭山闘争の最後の歴史的勝利まで渾身の力をふりしぼってたたかひぬかねばならないのである。寺尾判決とのたたかいはその当面する重大戦闘任務をなしているのである。

C 狭山闘争の歴史的到達地平

狭山闘争の現段階的到達地平を総括として深め、狭山闘争の歴史的勝利へむかつてその確固たる展望をうちたてるためには、七三年十一月再開公判闘争以降の狭山闘争の切りひらいた革命的歴史的地平をしつかりと確認し、そこにおける狭山闘争の達成物と未達成物を明確にさせ、最後の歴史的勝利のための決意と決死的戦闘態勢をうちかためていかなければならない。

党と革命勢力への内乱鎮圧型弾圧の行きづまりを特殊な内乱的手段をもって継続する攻撃として積極的に位置づけ、育成・訓化してきたのである。

それゆえ二重対峙・対カクマル戦は、階級闘争の革命的・内乱的死闘期における革命党と革命勢力、革命運動の存否をめぐる歴史的、階級的攻防戦としてくりひろげられる絶対戦争そのものであり、それをぬきにしては革命党の組織と運動もすべてが水泡に帰してしまふというきわめて重大なたたかいはほかならないのである。いかえれば二重対峙・対カクマル戦は、①それじたいが革命の内乱的手段と反革命の内乱的手段との非和解的絶対的激突であり、相互に敵を打倒するまで決して止むことのない一個の内乱・内戦であり、②七一年十二・四以降のK—K連合的治安弾圧態勢をその根底的な生命線においてうち破るたたかひとして発展・激化の一途をたどり、③これらを絶対的基礎として七〇年代中期階級闘争の本格的全面的発展を確定づけるものとして、労働者階級人民の怒りとたたかひを無限に解き放ち、内乱的死闘期の革命的ヘゲモニーを革命党が掌握することによって階級闘争総体の革命的・内乱的・武装的發展を確固としてきりひらくという壮大なたたかひなのである。

こんにち七三年九・二—一—一一年三ヶ月にわたる革命的報復戦、就中戦略的総反攻の怒濤の勝利的大進撃を

とおして、カクマル完全打倒をも具体的射程に据えた戦略的総反攻の大勢を決し、この戦争をめぐる革命と反革命との歴史的結着が革命の側の圧倒的優位のもとに決定づけられようとしている。第一次十日間戦争の完全勝利を基礎に戦略的総反攻突入の歴史的大号令を高らかに発して、五ヶ月間の壮絶なる死闘をおして、われわれはつぎつぎと戦略的価値絶大な大勝利を握りしめ、いまや十二月決戦の歴史的大勝利をおして戦局の重大な転換をつくりだした。革命勢力は戦略的総反攻勝利の大勢を圧倒的にうち固め、この戦争における革命の側の勝利の展望を確固不拔のものたらしめているのである。

こうした二重対峙・対カクマル戦をめぐる戦局の今日の事態との関連で狭山闘争の歴史的到来地平、その歴史的高揚をきりひらいてきた主体的条件の問題を明らかにするならば、基本的にはつぎの点が最底明確にされなければならない。

(1) 二重対峙・対カクマル戦の戦略的総反攻への突入とその怒濤の勝利の大進撃によって反革命カクマルのKⅡK連合に依拠した脆弱な軍事的「優位」神話が見るも無惨に崩壊し革命の側の圧倒的な軍事的優勢が到来しているということ、一般的にいってカクマルの政治的「權威」の失墜、革命の側の爆発的な政治的高揚、党と革命勢力への労働者人民の広汎な期待と信頼の急速な高まり

ためることも可能たりえたのである。

(3) また他方、このことを狭山闘争にとつての対カクマル戦争という観点からみるならば、二重対峙・対カクマル戦争は狭山闘争が狭山闘争でありつづけること、その歴史的勝利をかちとるための絶対的基礎であるとともに労働者階級人民の血債の実践的貫徹のための絶対的基礎をなしているのである。狭山闘争の革命的発展は、直接的には狭山闘争の共同戦線の強化を基礎にカクマルの狭山闘争への反革命的介入策動に対する戦闘的部落民、戦闘的人民の怒りの糾弾闘争の爆発というかたちをとりながら、どつはより根底的なところでは二重対峙・対カクマル戦が狭山闘争を絶対的基礎においてがっちりときさえていくことをしめしているのである。戦争が狭山闘争をその不可分の有機的一環としてとらえてしまい、それらが結合的に発展することによって狭山闘争をそれじたいの革命的・内乱的・武装的発展も、その空前の爆発的高揚も実現することが可能となったのである。

まさに、二重対峙・対カクマル戦の革命的戦闘的前進と戦略的総反攻の偉大な勝利の進撃こそ、狭山闘争のすべてを根幹において支えた絶対的基礎にはかならないのである。

狭山闘争の現段階の到達地平を、二重対峙・対カクマル戦と狭山闘争の高揚との有機的連関性のもとで明らか

を生みだし、そのことが七〇年代革命の勝利、階級闘争の革命的・内乱的・武装的発展の重大な保塁をかたちづかつていくものである。

いかにえるならば、戦争の全面的・持久戦的發展のもとで革命派の軍事的勝利が拡大すればするほど、階級闘争における反革命カクマルの白色支配と反動的制動をますます無力たらしめ、その対極において労働者階級人民の政治的活性化、戦闘的胎動をきわめて広汎にかつ底深く生みだし、このことが戦争そのものの階級の基盤と政治的基礎の拡大・強化、競争力の飛躍的強化として結実するという内乱・内戦期における階級闘争の生き生きとした弁証法がならぬことになるのである。

(2) 問題をさらに具体的に深りさげてみよう。革命の側の圧倒的軍事的優勢とその破竹の大進撃、反革命の側の戦略的敗勢の深まりと没落・衰退という戦局の今日の情勢を一般的条件と背景にして、革共同と革命勢力が狭山闘争をその総力を傾けてたたかい、その歴史的勝利のために血債をかけて猛然とたたかぬき、そのためには反革命カクマルとの流血をも辞さぬという決意と戦闘態勢にうらうちされたたたかいを貫きとおしてこそ、革共同と革命勢力は自らの正義性と革命性、カクマルの不正義性と反革命性を全人民のまえに主張しうるのであり、またそこで対カクマル戦争の政治的、階級の基盤をうちか

にする場合、以上のような三つの側面が統一的に把握されなければならない、したがってここでの結論を一言にして表現すれば、二重対峙・対カクマル戦と狭山闘争とは、相互に解消することのできない独自の意義をもつ固有のたたかいでありながら、両者は相互に補充しあい、強めあい、励ましあう関係を形成し、それらが真に有機的に結びつけられたとき、両者はそれぞれ固有の領域で意気天をもつ爆発的高揚を実現しうる、ということにほかならない。狭山再開公判闘争いらいのすべてのたたかいは、このことを満天下に実証しているのである。

こうした意味でわれわれは、狭山闘争の革命的発展のなかで、内乱・内戦期における戦争を基礎とした党の運動組織路線をもの見事に確立させてみせたといえるのである。

革共同の総力をあげた全党的戦闘態勢

狭山九—十月決戦を頂点とするわれわれの狭山闘争の歴史的到達地平は第二に、狭山闘争（部落解放闘争）を全党・全人民の課題としてとりあげ、戦闘的部落青年をはじめとした党と革命勢力の総力をあげた戦闘態勢をきづきあげ、持続的にたたかいていくことである。

まず第一に、革命的部落解放闘争の革命的総路線確立、綱領的—思想的深化のためのたたかいを基礎に、狭山闘

争を革共同と革命勢力すべての構成員の全体的に個別的な政治課題、組織的課題としてとりくみ、全党的戦闘態勢をきづきあげたことである。

六九年浦和地裁占拠闘争と七〇年七・七 自己批判を、二つの実践的契機としながら開始されたわれわれの狭山闘争は、石川一雄氏に加えられた差別迫害と、それに敢然と立ちむかう石川氏の苦闘にこたえぬことをたえずバネとしながら、七二年「死闘の六ヶ月」決戦において革共同と革命勢力の全党的戦闘態勢を端的にはあれ確立し、七四年九—十月決戦を頂点とする再開公判闘争のなかでそれをもはや揺ぎない確固不拔の全面的・本格的戦闘態勢として強化・発展させてきた。

こうした過程を核心点に限って要約的にみておくならば、①従来の部落解放運動の指導勢力である日共スターリン主義による部落解放運動の反革命的分裂策動と差別的な差別的敵対（七〇年、「解同正常化連」のデッチあげと公然たる差別集団への転落）という事態を一方の契機とし、しかしにもかかわらず部落解放運動の既成指導部が新たな部落解放運動を日共スターリン主義をもつとも根源的などころでのりこえ、それを革命的、戦闘的方へむけて育て指導するという指導路線を確立させることなく逆にいつそう改良主義、行政闘争主義の腐敗を深めていくという事態、これを他方の契機とする総体とし

ての部落解放運動の混迷と危機がドラスティックに進転していること。こうした事態を革命的に突破し、うち破っていくことを実践の出発点としながら、新たな綱領的立脚点と思想的立場にもつづいた革命的部落解放闘争の独自の建設と推進というきわめて困難な課題をも担いぬいてきたこと。

②そのためにわれわれは、部落解放運動の既成指導部が狭山闘争（部落解放闘争）を民主主義闘争一般としてしか位置づけることができず、窮極的には経済主義的・融和主義的・反革命的な役割しかはたしていない現実と、きっぱりと訣別し、狭山闘争（部落解放闘争）がプロレタリア革命の戦略問題、プロレタリア人民の解放のための党・革命勢力の解放能力と指導能力とに深くかかわる問題であること、これを明らかにすることを基礎に全党全組織の総体が全体的に個別的にとりくまねばならない第一級の政治組織課題、政治闘争として真正面からたたかいてきたこと。

のとおりくみのなかで明確にさせてきたこと。カクマル、日共とのイデオロギー闘争をも媒介として革命的部落解放闘争の総路線確立、綱領的・思想的深化のための理論的作業をいちだんと発展させ、党と革命勢力総体の恒常的学習をとおして狭山闘争の戦闘態勢をきづきあげてきたのである。

かくて戦闘的部落青年をはじめとした党と革命勢力は、狭山闘争への全党的闘争態勢を確固不拔のものとして確立し、狭山闘争の歴史的勝利へむかっただの主体的陣地をガッチリとうちたてたのである。

第二に、戦闘的部落青年の共産主義的飛躍をいしえずとした恒常的な狭山闘争勢力、部落解放闘争の独自の戦線を建設し、党のそれへの正しい指導の貫徹を基礎として、戦闘的部落青年が党と革命勢力の重要な一環として革命的部落解放闘争の建設と推進のために中心的にたたかいていくとともに、革命的共産主義運動の全体としての前進という観点から党のあらゆる部署で奮闘していることである。

党と革命勢力の部落解放戦線における党建設のたたかいは、革共同の狭山闘争への全党的闘争態勢の確立・強化を基礎として、党の部落解放運動への正しい指導の貫徹と戦闘的部落青年の共産主義的自己形成、成長—飛躍の過程として推進されてきた。こうした意味で戦闘的部

落青年は、直接的には、党建設の事業と二重対峙戦・対カクマル戦からの反革命的脱落とげた沢山グループとの組織的・理論的たたかいをとおして、本質的には、狭山闘争と部落解放闘争の革命的発展と推進のための血みどろの苦闘をとおして自らを革命的共産主義者として鍛えあげることの重大性を自覚し、革命的部落解放闘争のいつその前進のために統一的・単一的指導態勢をきづきあげ、戦闘的部落青年の革命的部分をきわめて広汎に党のまわりに固く結集させることができたのであった。

戦闘的革命的部落民は、こうして自らを党と革命勢力（労働者階級・人民全体の）の指導部として飛躍することの歴史的使命をみずから担いぬくとともに、革命的部落解放闘争の指導部としても見事に成長したのである。

狭山九—十月決戦を頂点とする再開公判闘争におけるたたかいは、こうして戦闘的部落青年をいつそう逞しく鍛えあげ、革命的共産主義運動と革命的部落解放闘争の何物によっても分有されることのできない指導部として大きく成長—飛躍してきたのである。

いじょうの第一の要因と第二の要因こそが革共同と革命勢力の狭山闘争への全党的闘争態勢の確立を核心的に表現しているものにはかならず、この二つの側面が真に統一され、結びつけられたときはじめて、党と革命勢力が狭山闘争の歴史的勝利のための主体的陣地をきづきあ

げたといえるのである。

共同戦線の飛躍的強化

狭山九一十月決戦を頂点とするわれわれの狭山闘争の歴史的到達地平は第三に、日共、カクマルの狭山闘争への反革命的破壊策動を粉碎し、革共同と革命勢力のヘゲモニーを基礎に狭山闘争のたたかう共同戦線をいちだんと飛躍的に強化してきたことである。

日帝・寺尾体制の攻撃が狭山闘争の戦列の分断と混乱、内側からの解体と敗北主義的動揺をつくりだすことを重点において、日共、カクマルをつかつた寺尾美化論、敗北主義的悪宣伝などの流布というかたちをとってくわえられていたとき、日共、カクマルというふたつの反革命差別集団とのたたかい、共同戦線の強化は決定的に重大なたたかひの領域をなしていたといわねばならない。

反革命カクマルは、狭山闘争の破壊と解体のためにかかずの反革命的差別的悪業をはたらきながら介入し破壊策動を強めてきたのであるが、つぎつぎと反革命差別集団としての醜悪な正体を暴きだされ、狭山九一十月決戦の真只中でその介入し破壊路線の歴史的破産ともいふべき最後の死を宣告されたのであった。いわゆる「会場問題」を反動的に利用した解同と狭山闘争への卑劣なユサブリとそれをかれらの狭山闘争への恫喝的介入のため

の路線として公式に表明した「五・一七見解」文書は、その差別居直り性と敵対性のゆえに当然にも狭山闘争をたたかう人民の広汎な怒りと糾弾的とされ、爆砕されてしまった。狭山闘争への反革命的介入策動をおしてかれらは、とりかえしのつかないかたちで自らの反革命差別集団としての正体を暴きだされたのである。

かくて革共同を中軸とする狭山闘争の共同戦線は、カクマル反革命とのありとあらゆる創意工夫にみちたたたかひをおして、八・三全青集会にみられるようにその危機をももの見事に狭山闘争の共同戦線の飛躍的強化と革命的発展に結びつけたのである。

他方、日共は、狭山闘争の革命的発展が、日共の差別主義・排外主義的総路線による人民動員、議会主義的結集の路線、さらには社共統一戦線路線の危機を生みだし、「民主連合政府構想」なる七〇年代反革命総路線を全面的破産に叩き込んでいることに、凄まじい反動的危機感と恐怖をつのらせ、狭山闘争と部落解放闘争のいつそむきだしの破壊を目的とした反革命的策動をつよめてきた。

①日帝・寺尾の攻撃を完全に援護射撃するかたちで反革命機関紙『赤旗』において連日、解同と部落民に「暴力集団、脅迫蛮行、無法」なる差別的レッテルを貼り、ファシストまがいの差別キャンペーンをくりひろげてき

たこと。「解同朝田一派が中核と結托して狭山裁判に名をかりた革新都政破壊集会、反共集会をもと」として「解同」として狭山闘争の高揚に真向から敵対し破壊しようとしてきたこと。

②東京都議会における日共議員団を先兵とした狭山闘争破壊・妨害策動をくりひろげてきたこと。九月一九日、解同の都議会における「狭山反対決議」の要請に対し、「要求提出団体は暴力集団だから認められない。狭山裁判は差別裁判とは考えない」と猛然と反対し、自民党と連合して狭山闘争へ露骨な敵対をしたこと。

しかも狭山九・二六集会に対しても、日共都議会会団は「東京都は部落解放同盟と狭山闘争に日比谷野音を会場を貸すべきではない」という反革命的圧力をかけて闘争破壊を策動したばかりか、日共全国全党の総力をあげて「狭山決議反対」「十万人集会動員反対」というもはや天人ともに許すまじき敵対を公然と組織したこと。

③日共系弁護士をつかつて「事実審理をおこなわないのは無罪判決を下そうとしている証拠だ」「無罪判決はいがいありえない」という樂觀主義的武装解除と寺尾美化論を狭山闘争の戦列にもちこむと同時に、従来からの首尾一貫した「石川氏犯人」説を主張する差別公文書「控訴趣意書」に必死にしがみつきなながら、石川氏を『赤旗』紙上などで公然と非難・罵倒してきたこと。

このように日共は、日帝・寺尾の攻撃と完全に軌を一にしながら、狭山闘争の高揚と発展に全面的に敵対し、それを前代未聞の大差別キャンペーンで合理化するという反革命差別集団としてのみまごうことない正体をさらけだしたのであった。まさに日共こそいかなる意味でも日帝・寺尾の最大の忠臣、最悪の尖兵にはかならない。

重要なことは、こうしたカクマル、日共というふたつの反革命差別主義集団のありとあらゆる手段を駆使した卑劣な狭山闘争破壊策動にもかかわらず、否それゆえにこそわれわれは狭山闘争のたたかう戦列、共同戦線の政治的武装を飛躍的に高め、狭山闘争の階級的大高揚を実現したことであり、そこにおける革共同と革命勢力の圧倒的ヘゲモニーをうちたてたことである。カクマル、日共とのたたかひを首尾一貫して系統的に組織し、それへと広汎な労働者人民を正しく動員し、狭山闘争の共同戦線を防衛・発展させるためにもっとも献身的、中心的にたたかひぬいたものこそ革共同と革命勢力にほかならないという信頼と評価が狭山闘争をたたかう戦闘的人民の共通の認識としてうちかためられたのである。

狭山闘争のあいだに深く根づいたこの力こそ、革共同と革命勢力の不屈のたたかひをささえ、共同戦線を強化・発展させ、狭山闘争の歴史的勝利の展望を確固たるものとする政治的基礎にほかならないのである。

まさに、この一点においてカクマル、日共の狭山闘争破壊策動が本質的に破産したといえるのであり、逆にこれらの命取りになってしまったことをあざやかに浮き彫りにしているのである。このことよって、狭山闘争のたまたか共同戦線は、新たな歴史の高揚へむかつて革共同と革命勢力の揺ぎないヘゲモニーを基礎にいつそう力強く発展・強化されていくことはもはやいかなる意味でも不可避だといわねばならない。

II われわれの全般的任務と

狭山闘争の歴史的勝利の

展望

前節においてわれわれは、日帝・寺尾の十・三一判決の未曾有の暗黒差別判決としての階級の本質を暴きだし、それをしつかりとみすえ、粉碎していかねばならないことを明らかにするとともに、狭山再開公判闘争の切りひらいた現段階の到達地平を革共同と革命勢力の主體的たかいを基礎としながら核心点に限って総括として提起した。これらの点にかんしてしつかりとした認識と武装

を深めることは、最高裁段階における狭山闘争の新たな革命の高揚をつくりだすためのいわば土台的基礎、主体的陣地をなすものである。

われわれはこれらの作業を前提として、さらに狭山闘争の歴史的勝利のための展望と具体的道すじを明らかにすることを中心的課題としながら、当面するたたかひの課題と任務について明らかにしていかなねばならない。

A 当面する課題と任務

激動する内外情勢の危機的様相のいつその深刻化は階級闘争総体の革命的・内乱的・武装的發展と革命情勢の急速な進展―未曾有の世界史的激動期の到来をあざやかに告げしらせている。

すでに周知のとおり、戦後世界体制の一方の発展基軸を形成していた戦後帝国主義世界支配体制が、帝国主義諸列強のむきだしの対立抗争、後進国・半植民地支配体制の総破綻の危機と帝国主義的侵略戦争の激化、帝国主義本国における体制的危機の破局的進行と革命情勢の急速な接近という三〇年代的危機の様相を呈しながら、インフレ、不況、通貨、資源などのあらゆる側面から破局的な解体局面に突入している。

他方の基軸をなすスターリシ主義世界支配体制は、こうした帝国主義の基底的矛盾の爆発を阻止することも緩

和することもできず、帝国主義への反動的屈服と反革命的取り引き、妥協を通してその無力性、対応不能性に陥りながら歴史的破産と分解を著しく深めている。スターリン主義は帝国主義の世界史的崩壊過程のなかにますます深く巻き込まれ、それをいつそう促進するという役割を果すにないものである。

こうした世界情勢の大局的な進展過程のなかでフォード訪日、日帝・田中体制の崩壊、三木弱体政権の登場というこの間の国内情勢の動向は、戦後世界体制の崩壊的解体的危機のもとで日帝の体制的危機が驚くべき勢いで進展していることを端的につきだしている。日帝は、米帝を盟主とする帝国主義世界体制の戦後の延命を前提に日米同盟に依存しながら戦後の経済的「高度成長」をとげてきたのであるが、かかる日帝の戦後の発展をも動因とする戦後世界体制の崩壊的危機のなかで、帝国主義的基盤の脆弱性を全面的に顕在化させつつ国際帝国主義の矛盾の鋭い集中点としてもっとも深刻な体制的危機の泥沼に叩きこまれているのである。

こうした日帝の体制的危機は、日帝の戦後の発展条件であった①日米同盟、②高度成長政策、③戦後民主主義的統治支配形態の危機と行き詰まりという事態のなかに端的に表現されている。だが日帝は、体制的危機のこうした深まりに対してなにひとつ積極的な政策的打開策を

もちえず、ただひたすらアジア侵略の絶望的激化、国内反動、経済収奪の攻撃のやみくもな激化でその墓穴を深めているにすぎない。

いしかえれば、①アジア侵略・侵略体制構築の攻撃の激化は、日帝とアジア人民、日帝と日本人の矛盾を著しく激化させ、とくにアジアにおける後進国・半植民地支配体制の危機と激動を日帝みずからの胎内に深くかかえこみ、日本階級闘争を必然的に激化させざるえないこと、②さらに日帝の戦後の国民結集政策としての機能をも果してきた「高度成長」政策の崩壊を野放図なインフレと経済収奪によってのりきろうとする政策も、戦後の階級関係の相対的「安定」の基盤を日帝みずからによって破壊し、革命情勢を一举に促進する決定的要因に転化していること、③しかもボナパルティズムの強権支配体制の確立へむけた国内反動攻勢の激化は、労働者階級人民の不満と怒り、政治的活性化を爆発的に促進・拡大させ、社共既成左翼の無力化と裏切りにもかかわらず階級闘争総体の激動的発展にいちだんと拍車をかけるものになっていくこと、こうして日帝の絶望的攻撃のもとで革命情勢の過渡期の急速な成熟過程が進行しているのである。

こうした情勢の急激な展開は、革共同の基本戦略と戦略的総路線の決定的意義と正しさをますます鮮やかに

照しだし、革命的左翼の歴史的跳躍のための客体的条件をいっそう広汎に底深く生みだすものとなっているのである。

まさに二重対峙・対カクマル戦こそは、こうした革命情勢の急速な接近という階級情勢のもたらす歴史的要請にもっとも本質的なところで応えようとする基礎的、基軸的たたかいはほかならない。それは、「二つの十一月」決戦が階級闘争の内乱的・武装的・革命的発展の関門をおおきく押しひらいたことに對する権力・反革命の連合した反動とのたたかいであり、「二つの十一月」を特殊な形で継続・発展させようとする一個の明確な内乱・内戦である。

それゆえわれわれは、二重対峙・対カクマル戦の歴史的勝利を通して革命党と革命運動の存在を守りぬいていのみならず、「十二・四」以降形成された階級関係、反革命カクマルの白色襲撃を特殊な内乱の手段とする日帝・国家権力の破防的弾圧態勢をその生命線の根幹においてつきくずすことによって、階級闘争総体の内乱的発展を促進し、そこでの革共同と革命勢力の革命的ヘゲモニーをうちたて、わが基本戦略と戦略的総路線の圧倒的な物質化のためのたたかいをもっとも基軸的、土台的なところで実現しているのである。いいかえれば、党と革命勢力は、七〇年代革命と階級闘争の革命的・内乱的・

武装的発展の勝利の大道を二重対峙・対カクマル戦の勝利の進撃というかたちでもっとも堅実に歩みはじめているといっているのである。

したがって当面するわれわれの課題と任務の第一は、日本階級闘争の直面する最大の課題、切迫する焦眉の任務であるカクマル完全打倒のための戦略的総反攻を猛然と完遂し、七〇年代革命勝利の大道をゆるぎない確信のもとに断固つきすすむことである。

戦略的総反攻の大勢を決し二重対峙・対カクマル戦の勝利の展望をきりひらく十二月決戦は、東京・大阪を両軸とする革命勢力の革命的総峰起によって、カクマル指導中枢、敗残JACの指導系列の心臓部に的確無比にして戦略的価値絶大な巨弾がもの見事に炸裂し、没落・衰退の一途をたどるカクマルに無慈悲なトドメがさされた。このわが十二月決戦の歴史的完全勝利、党と革命勢力の興廃をかけた決戦というにまさにふさわしい凄絶な大勝利によって、戦略的総反攻の勝利の大勢は圧倒的にうちかためられ、いちだんと揺ぎない勝利の展望がうちたてられたのである。

反革命カクマルは、こうしたわが十二月決戦の革命的大爆発と戦略的総反攻のとどまることをしらない怒濤の大進撃のまえに、絶望的敗勢感と底なしの総崩れ状態をいちぢるしく深め、ただひたすら茫然自失をくりかえしものとはげしく激突しながら発展し、それを打倒する革命的観点、革命と内乱の立場からの指導と革命的指針を強くもとめている。それゆえわれわれは、すべての政治闘争、経済闘争の指導をがっちり引き受け、それを基本戦略と戦略的総路線、それにもとづく三大政策の巨大な物質化、全面的貫徹として爆発的高揚を牽引していかねばならないのである。

そのための第一に、新たな安保闘争、七〇年代安保、日韓闘争の大高揚を決定的に重視し、その成否にかけて今秋・天皇訪米阻止闘争の大爆発へむかつて前進することである。日帝の体制的危機が破局的に深化し死の苦悶の様相を呈すれば呈するほど、絶望的アジア侵略の衝動にかられた日米安保同盟政策の侵略的強盗同盟としての再編・強化、排外主義・差別主義・権威主義の攻撃のやみくもな強化にうったえざるをえない。今秋天皇訪米こそ、そうした日米安保と排外主義・差別主義・権威主義イデオロギー強化の攻撃の最大頂点をなすものにほかならない。われわれは、天皇制、天皇制イデオロギーとの断固たるたたかいを通して、日米安保体制そのものをも粉碎するために今秋天皇訪米阻止闘争の決定的勝利をかちとらねばならないのである。

第二に、狭山再開公判闘争の階級的高揚を継承し、敗北主義・清算主義・待期主義的武装解除の傾向と厳しく

ているにすぎない。唯一、戦略的総反攻のいかんともしがたい「打撃感」を「謀略」論の麻薬的效果によつてのりきろうとして、往生際の悪い足掻きを深めているばかりである。カクマル指導中枢は、戦局の絶望的敗勢の現実を真正面から直視することができず戦争指導に幻想とデマゴギーをもちこむことによつて、自らの墓穴をいっそう掘りさげ、死期をいたすにはやめているにすぎないのである。

いまこそ、党と革命勢力は、攻撃の手をゆるめることなく戦略的総反攻を猛然たる勢いで完遂し、断末魔の危機のなかで死の苦悶にあえぐ反革命カクマルに、情容赦のないトドメの大攻勢を沿せなければならぬ。いかなる犠牲も恐れず自らの生死をも賭して、戦略的総反攻を完遂するために燃えるような進取精神と革命的英雄主義の精神で全党・全軍が武装し、総決起しなければならぬのである。

当面するわれわれの課題と任務の第二は、戦略的総反攻の勝利を絶対的基礎としながら、安保―狭山闘争を両軸とする武装政治戦の階級的高揚のためのたたかいをひきつぎ強化し、七〇年代政治闘争の革命的、戦闘的前進のために猛然と奮闘することである。革命情勢の過渡期の急激な成熟のなかですべての政治闘争、経済闘争は、日帝の体制的延命のための存立基盤をつき崩し体制その

対決し、狭山闘争の歴史的勝利へむかって石川一雄氏を先頭に決死的戦闘態勢をうちかため、最高裁段階での決定的勝利をもぎりとるために猛然と死力を尽してたたかぬことである。

第三に、安保・狭山闘争を両軸とする七〇年代中期階級闘争の階級的高揚のなかに、沖繩、反軍、三里塚などの独自の政治闘争をしつかりと位置づけたたかぬくとともに、七五春闘、学費闘争などの経済闘争のいつその強化・発展を推進しなければならない。

さて当面するわれわれの課題と任務の第三は、戦略的総反攻の鉄火のなかで、武装し戦う革共同の建設のためのたたかひの最先頭で、もっとも献身的、中心的にたたかひぬくことである。

武装し戦う革共同の建設のためのたたかひこそ、二重対峙・対カクマル戦の窮極的勝利のための絶対的前提、土台的基礎をなすという観点からも、内乱・内戦期における労働者階級人民の最高の政治的・軍事的団結を保障づけるという見地からも、七〇年代革命の当面する最大級の事業のひとつをなすものといわなければならない。

こうした意味では狭山闘争の歴史的勝利のためのたたかひも、窮極的にはこの歴史的事業の帰趨ひとえにかかっているといっても決して過言ではない。われわれは、武装し戦う革共同の建設という歴史的事業の最先頭で、

B 狭山闘争の諸戦闘任務

以上のような展望のうえにたつて、さらに狭山闘争の歴史的勝利のためのいくつかの戦闘任務について確認していこう。

第一の戦闘任務。自らの人間的尊厳と部落絶対解放を賭して不撓不屈の獄中闘争を力強くひろげる石川一雄氏の戦闘精神をおのが精神として学び、革共同と石川氏との不滅の連帯のきづなをいつそう強固なものにうちかためるために、全精魂を投入してさらにたたかひぬくことである。

われわれはかつて、石川一雄氏の血叫びに血債をかけて応えたたかおうとしないものは、もはや狭山闘争も革命運動も語る資格はない、といった。それは日帝・寺尾による暗黒の差別判決が下されたいまこそ、ますます真理である。すでに石川氏は、狭山闘争をたたかう全人民に発した年頭の戦闘アピールのなかで、「反動寺尾の暴挙、あの『無期懲役』という未曾有の国家権力による暗黒裁判に対し煮えたぎる怒り、憎しみを抑えることができない」（『解放新聞』七〇二号）と日帝・寺尾の暗黒差別判決に満腔の怒りを叩きつけ、「私は今後、この真赤な血潮、血の一滴もあますことなく権力打倒に注ぎこむ覚悟」「狭山闘争の絶対勝利と、部落絶対解放を賭

むっとも献身的・中心的役割をはたしていくとともに、党建設の事業と革命的部落解放闘争から反動的脱落をとげた沢山（水島）グループとの組織的理論的たたかひによつてきづきあげた革命的地平をいちだんと発展させ、高裁段階での血みどろの苦闘と組織的たたかひをも大胆に教訓化させつつ、戦闘的部落青年の広汎な革命的部分をいつそうかたく革共同と革命勢力のもとに結集させていかなばならないのである。

そのために、さしあたりつぎの組織的諸任務を全力をあげて貫徹しなければならない。

- ① 戦闘的部落青年のいつその共産主義的自己形成と成長のために、不断の組織的イデオロギー的たたかひを強力に推進すること、
- ② 全国部落研連・全国部落青年戦闘同志会における党組織建設のためのたたかひをいちだんと強めるとともに、
- ③ 革共同の正しい指導性の貫徹と指導態勢の飛躍的強化をなすにまさして強力にたたかひとること、
- ④ これらの組織的たたかひを基礎にして、全国部落研連、全国部落青年戦闘同志会の組織的拡大・強化を実現すること、

まずもつてこれらの組織的諸任務を、戦略的総反攻の鉄火のなかでこそ総力をあげて貫徹していかなばならないのである。

けて自らの火の玉となつて闘いぬく覚悟である、みずから重大な決意を固めてたたかひにのぞもうとして。同時に、日帝の部落差別攻撃の激化が、「七〇年代部落差別政策としてある同対審答申のなかにある」とは「狭山差別裁判の形成された歴史的背景からしても、また昨秋の国家権力・寺尾体制の暴挙をみてもあまりにもはつきりしている」と鮮明に暴きだし、「数百万の大結集をもつて国家権力の人民支配の不正義を打ち砕き、その虚構にみちた暗黒の支配体制、権力打倒の必要性と現実性を具体的に掲げて、七〇年代後期階級闘争と、部落解放闘争の大高揚をもつて闘いぬいて頂きたい」と狭山闘争の歴史的勝利の展望を確信にみちて照しだし、その総力をあげた実践を決死の覚悟で訴えているのである。

日帝・寺尾の暗黒差別判決にもかかわらず、否それゆえにこそいつそう不滅の闘魂と戦闘精神を燃えさからせている石川一雄氏との永遠の連帯をきづきあげていくたたかひは、狭山闘争の歴史的勝利のためのたたかひにとつてもつとも基軸的な任務をなしているといわねばならない。われわれはさしあつて、石川一雄氏の「年頭闘争宣言」をみずからの決意とし、労働者階級人民すべての共同戦闘綱領とするために、猛然と奮闘しなければならぬのである。

第二の戦闘任務。狭山闘争の歴史的勝利の展望をいち

だんと鮮明にさせ、「部落解放・日帝打倒、融和主義粉碎」の部落解放闘争の革命的総路線、「狭山差別裁判徹底糾弾、石川一雄氏即時奪還、内乱的死闘」の狭山闘争の革命的原則をひきつづき堅持し、その圧倒的物質化のために死力をつくしてたたかいかねぬことである。

まず狭山闘争の歴史的勝利の展望について明らかにしよう。その作業はこんにち、日帝・寺尾の体制的死重をかけた暗黒差別判決をまえに、新たなたな憤激をかきたてたかおうとする者にはさらに揺ぎない勝利の確信を、心ならずも無自覚な敗北感、挫折感のもとに繋ぎとめられている者には新たなたな決意と戦闘意欲をほりおこすものとなるであろう。

(1) 狭山闘争の歴史的勝利の展望とは、まずもって日帝の新たなたな狭山差別裁判強行体制の基軸的攻撃をなす寺尾判決の暗黒性、暴虐性とその攻撃的性格、超反動的な階級の本質を真正面からみすえ粉碎していくために、これを徹底して全人民的に暴露し、広汎な労働者人民の怒りと糾弾を組織するための可能的行動にただちに着手することではなければならない。日帝・寺尾の未曾有の暗黒差別判決が、新たに強化された日帝の狭山差別裁判強行体制の基軸的攻撃、土台の基礎であるとするならば、最高裁段階における狭山闘争の完全勝利と新たなたなその階級的大高揚は、当然にも寺尾判決の成否をめぐる攻防

らない。

狭山闘争の歴史的勝利へとむけたたたかいは、さしあたって寺尾の暗黒差別判決をめぐる攻防戦として新たに開始されるとともに、警視庁・埼玉県警、検察庁、浦和地裁、東京高裁、マスコミなどの直接的当事者に対する徹底糾弾、階級的報復のたたかいかねぬことも、狭山闘争は、日帝・国家権力の差別犯罪の全貌を暴き、狭山差別裁判を不可避とした日帝そのものと、その七〇年代部落差別政策の全体系を粉碎・打倒するたたかいに系統的に発展させられなくてはならない。狭山差別裁判の強行と寺尾の暗黒差別判決をテコとして、アジア侵略・侵略体制の攻撃を強化し、ボナパルト的統治形態の確立のために部落差別—人民分断支配攻撃をいちだんと強め、労働者人民をそれへと動員せんとする日帝、狭山差別裁判を不可避とした日帝のこうした全体系に対する全面的なたたかいに発展させていかねばならないのである。

狭山闘争の歴史的勝利の展望をあきらかにする場合、こうした狭山闘争の永続的、革命的発展の壮大な歴史的展望と、当面する寺尾の暗黒差別判決とのたたかいかねぬ緊迫性、危機感とを正しく統一結合させながら暴露し、たたかいかねぬことがもつとも肝要なのである。さらには、狭山闘争のこのような壮大な歴史的展望の

戦をいっさいの絶対的基礎としてはじめて可能であり、それゆえ寺尾判決との対決を回避したところに狭山闘争の歴史的勝利などまったくありえないのである。日帝・寺尾の暗黒差別判決とのたたかいかねぬ、狭山闘争の新たなたな出発点、当面する重大戦闘任務のひとつをなしているのである。【寺尾判決に対する評価をめぐる戦列内部に危険な傾向が厳存していることもまた事実である。

即ちそれは、寺尾判決を「融和判決」と美化したり、「不可解な減刑」によって寺尾はその心証（『石川IIクロ』は疑しいという）をついにもらしたから」「無期懲役判決こそ、寺尾の思惑をはずれて、上告審に対するたたかいの手がかり」（『解放新聞』大阪版・一九〇号、山上益朗弁護士）と、消極的にはあれ肯定的に評価する傾向に顕著である。高裁段階における危険な楽観論、寺尾美化論はいまだ克服されているわけではないのである。】

(2) 同時に、日帝の新たに強化された狭山差別裁判体制の基軸的攻撃をなす寺尾判決とのたたかいかねぬ出発点、たたかいかねぬに日帝・国家権力の石川一雄氏と部落民大衆に対する十有余年にわたる差別犯罪への全面的な階級的報復の貫徹、狭山差別裁判を不可避とした日帝そのもの、部落差別の根源である帝国主義の体制そのものを打倒するたたかいかねぬに系統的に発展させ、部落解放闘争の革命的前進の大道を堅実にきりひらいていかねばな

うえにしつかりと立脚し、かかる観点から寺尾の暗黒差別判決との激突過程を指導、牽引しぬいたときはじめて、寺尾判決の歴史的攻撃を真の意味でうちやぶり最高裁段階での狭山闘争の新たなたな歴史的な高揚をもつくりだすことが可能となるのである。石川一雄氏の「年頭戦闘宣言」における「狭山差別裁判糾弾闘争を通して、部落解放闘争が全人民の高揚を遂げ広い共同闘争が実現したその意義は大きいけど、しかし今はその中からもう路線をめぐる段階に来ていると思われまます」（『解放新聞』七〇二号）という指摘を、われわれはかかるものとして受けとめなければならぬのである。

結論的にいえば、狭山闘争の歴史的勝利の展望とは、まさに七〇年代革命的部落解放闘争の永続的、革命的発展のなかにこそあるということにほかならず、寺尾の暗黒差別判決とのたたかいかねぬその歴史的突撃路、出発点をなしているのである。【かかる狭山闘争の歴史的勝利と部落解放闘争の革命的、永続的発展の展望を確定する場合、一九三〇年代全国水平社によってたたかわれ個別的勝利を獲得しながらも、数年後にはその個別的勝利が帝国主義の打倒という窮極的勝利に結びつけられることなく日帝のアジア侵略のもとに解体されていった高松差別裁判糾弾闘争の歴史的な血の教訓を理論的にも明らかにすることが、その媒介的作業としておこなわれなければ

ならないのであるが、ここでは全面的に割愛せざるをえない。この点に関しては、また別の機会において本誌などで明らかにしていきたい。」

(3) これらのたたかいはまた、なによりも日帝・国家権力の差別犯罪の強行を無自覚的に、あるいは積極的に許すことよってそれを重大な一翼で支えてきた労働者階級人民が、自ら帝国主義の部落差別攻撃を支持・加担してきた過去の「現在の現実をしっかりとみさえ、階級的自己批判をふかめていくことを実践的媒介として、革命共同と革命勢力をはじめとした労働者階級人民がみずからを七〇年代革命と革命的部落解放闘争の歴史的主体へとたえずたかめ、うちかためていくという七〇年代革命の主体的拠点をなすたかいでなければならぬ。狭山闘争の歴史的勝利の展望とは、こうした労働者人民の主体的たたかいに裏うちされたたたかいを貫きとおしたときはじめて、その土台的基礎を築きあげることもできるのである。

そしてこのための客体的「主体的条件は、一般的にいってますます強まっているといわねばならない。つまり日帝の体制的危機の著しい深まり、アジア侵略と侵略体制構築のための攻撃の絶望的激化、労働者人民に対する耐えがたい犠牲の集中のなかで、①労働者階級人民の全階級的たたかいが革共同と革命勢力の二重対峙・対カク

さにこの点こそが狭山闘争の歴史的勝利の展望を核心的に表現しているものにはかならない。

またそうであればこそ、狭山闘争の永続性と革命的発展は不可避であり、日帝・寺尾の暗黒差別判決もまた本質的に無力だといえるのである。

(4) 同時にこうした情勢の急速な発展は、われわれが日帝・寺尾の暗黒差別判決と狭山差別裁判の全体系と真向から対決し、社共既成指導部のさまざまな色あいの融和主義的傾向をはつきりとのりこえて「部落解放・日帝打倒、融和主義粉碎」の部落解放闘争の革命的総路線と「糾弾・奪還・死闘」の革命的原則にそってたたかひぬくならば、狭山闘争の圧倒的大爆発はますます不可避であり、狭山闘争の歴史的勝利の展望は確固としてきりひられることをあざやかに照らしているのである。われわれは、石川一雄氏の不退転の闘魂と揺るぎない勝利の確信に学び、連帯しながら、狭山闘争の歴史的勝利の展望、七〇年代部落解放闘争の壮大な革命的展望のうえにしっかりと立脚し、勝利の大路線にそって堅実にかつ猛然とたたかひぬかねばならないのである。

第三の戦闘任務。革共同の革命的「ゲモノ」を基礎に、革共同と部落解放同盟との団結を中軸とした狭山闘争のたたかう共同戦線の飛躍的強化・発展をたたかひとるために、その最先頭で奮闘することである。

マル戦を絶対的基軸としながらかつてない歴史的な高揚局面を実現し、②このことが一方では、労働者階級人民に体制打倒の問題、革命と内乱、その実現形態の問題、権力問題を真正面からつきつけるとともに、③他方では、労働者人民に民族問題、部落問題などの「血債」問題にかかわる領域でのたたかひの根底性、歴史的な重大性をつきつけ、自らの解放を願うすべての人民にとってそれが決して避けて通ることのできない問題であることを「自覚」させ、労働者階級人民をあらゆる形態で七〇年代革命運動のなかに急速にひきいれているのである。

この客体的「主体的条件を狭山闘争の革命的発展のうちにらむ日帝との対決の根底的性格。プロレタリア革命闘争との結合のふかさ、たたかひの持続的拡がりとその全人民的波及力、そしてなによりも部落解放の普遍的方向性が、こうした客体的「主体的条件を急激に促進させ拍車をかけ労働者階級人民をもっと深いところでもらえ、ふるいたたせ、鼓舞激励しているのである。

それゆえ、革共同をはじめとした労働者階級人民が狭山闘争を血債の実践的貫徹のためのたたかひにたえず導かれながら総力をあげてたたかひぬくならば、自らを必らずや七〇年代革命と革命的部落解放闘争の歴史的主体へと高め、うちかためていくことができるのである。ま

周知のように革共同は、二・一四問題についてのプロレタリア的教訓で真に武装することによって革共同と部落解放同盟との戦闘的団結をいちだんと強化し、狭山闘争をたたかう広汎な労働者人民の共同戦線の強化・発展のための基礎をきづきあげたのであった。同時にわれわれは、反革命カクマル、日共の幾多の狭山闘争破壊策動、とりわけ革共同と部落解放同盟の団結の破壊に照準を合わせた卑劣な攻撃からこの共同戦線を防衛し、ぎやくにかれらとのたたかひをもテコに狭山闘争の全人民的動員態勢を建設するために首尾一貫して原則的なたたかひをくりひろげてきたのである。

重要なことはこうした過程をとおして、革共同が二重対峙下における運動「組織路線を確立させ、革共同の確固不抜の「ゲモノ」を樹立するとともに、狭山闘争の共同戦線の強化・発展のために日帝・寺尾美化論、樂觀論、敗北前提論などと厳しくたたかひ、広汎な労働者人民を正しく戦闘配置のもとにたたせたことである。

だがこれがあくまで部分的なものでしかないことは、日帝・寺尾の暗黒差別判決を許してしまったことに端的に示されている。しかしこのことよって、革共同と革命勢力が築きあげてきた貴重な創造物を清算したり、否定したりするとすれば、それは重大な誤りといわねばならない。革共同と革命勢力は、みずからが部落解放同盟

との戦闘的団結を基礎として共同戦線の強化・発展をきりひらいてきた地平にしっかりと立脚し、その飛躍の発展と狭山闘争の最後の勝利へむかって堅固な決死的戦闘態勢をうちたてるためにもっとも献身的に奮闘しなければならぬのである。

高裁段階でのたたかひのなかでたえず戦列内部の混乱と動揺、不統一をつくりだす決定的要因となつた樂觀論、敗北前提論は、寺尾判決が下されたこんにちにおいてすら、寺尾判決美化論、あるいはその裏がえしの敗北主義・日和見主義・清算主義の傾向となつて狭山闘争の革命的発展に重大な障害をもたらしている。われわれは、さしあたつてこの傾向を克服するために総力をあげてたたかひぬくとともに、革共同の革命的ヘゲモニーを基礎に共同戦線の飛躍的強化・発展—全人民的動員態勢の圧倒的確立を実現しなければならぬ。それは当面する狭山闘争の重大戦闘任務のひとつをなしているのである。

第四の戦闘任務。これらのたたかひを基礎に革共同と革命勢力の興廃、狭山闘争の命運にかけて、狭山闘争破壊策動をいちだんと露骨に強める反革命カクマル、日共との総対決を重大な決意のもとに推進し、かれらの反革命的策動の息の根をとめてしまふことである。こんにち日共、カクマルという二つの反革命差別集団とのたたかひは、高裁段階のそれにもまして決定的重大局面に突入

している。十・三一寺尾判決以降、狭山闘争の戦列内部しかも狭山闘争指導勢力ともいふべき部分にきわめて危険な敗北主義・日和見主義・待期主義的武装解除の傾向が生みだされ、それをしかも日共・カクマルが反革命と狭山闘争破壊の立場から積極的に助長・組織・動員するために、いつそ露骨で反動的な攻撃を強めているからにはかたならない。

カクマルは、日帝・寺尾の十・三一判決からなんと二ヶ月以上もたつてから「総括(7)」雑文(反革命通信・三四五号、松浦遺言論文)らしきものを掲載し、そのなかでも狭山闘争破壊策動と差別思想の宣伝がい「狭山闘争」としてなにひとつとしてやってこなかったにもかかわらず、誰れよりも大声で「敗北した狭山闘争」「一敗地にまみれた狭山闘争」だとか「支配階級の側から『裁判』に終止符をうつ」などとこまびすしくなりたて、狭山闘争破壊のための敗北主義、寺尾判決による闘争收拾—解体論の宣伝に懸命である。

そればかりではない。日帝・寺尾の石川氏への「無期懲役」判決ではまだ不服らしく「誘拐殺人」には、異例の「無期懲役」を課したなどとあたかも「死刑に処すべきである」といわんばかりの不満をこぼしているのがある。これはもはや寺尾判決美化論などという生やさしいものではない。寺尾判決全面賛美論でもなく、「石川

氏—死刑」論そのものである。カクマルは、日帝・寺尾判決が本質において意図したものを自ら積極的に代弁しながら「石川氏有罪」論、敗北主義思想などを戦列に外側からもちこみ、狭山闘争を一举に破壊しようという反革命的野望をますます衝動的につのらせているのである。

他方日共は、『赤旗』紙上を連日にわたつて埋めつくす「反解同」差別キャンペーン、「八鹿高」問題、「都政」問題、「羽曳野」問題をめぐる膨大な差別キャンペーンの量にもかかわらず、「狭山問題」に関する記事を一片として掲載しないことによつて、カクマルと同様に寺尾の暗黒差別判決の強行に最大限の援護射撃を行っている。しかも自らの差別公文書—「控訴趣意書」や法廷内部での数々の反動的振舞が寺尾判決に果した反革命的役割について一片の自己批判もなく開き直り、あくまで日帝・寺尾を支持しながらそれに固執することを公然と宣言しているのである。

狭山闘争の革命的発展のなかで七〇年代反革命総路線の破壊と危機を深めるこれら二つの反革命差別集団の狭山闘争破壊策動は、このようになつてなく強まっているといわねばならない。それゆえわれわれは、狭山闘争の戦列の政治的武装をいちだんと強め、革共同と革命勢力の総力をあげてこれらの反動的策動を粉碎しなければならないのである。日共、カクマルとのたたかひにおいて

こそ、狭山闘争の歴史的勝利と七〇年代部落解放闘争の帰趨がもつとも鋭く問われるのであり、これに勝利しぬいてこそ狭山闘争の新たな階級的大高揚の豊かな土壌をつくりだすこともできるのである。狭山闘争破壊策動とのたたかひは、その当面する課題、最大級の戦闘任務にはかならない。

このような諸戦闘任務を全力で遂行したとき、その歴史的勝利の展望は大きくわれわれの眼前にひらかれるであろう。寺尾判決にもかかわらず、そのためのすべての条件は整っているのだ。暗黒差別裁判粉碎—「無期懲役」判決決死糾弾—石川氏即時奪還—を突撃路とし、狭山闘争の歴史的勝利へ邁進せよ—「部落解放・日帝打倒、融和主義粉碎」の部落解放闘争の革命的総路線のもと、「狭山差別裁判糾弾、石川一雄氏即時奪還、内乱的死闘」の狭山闘争の革命的原則にしっかりとそつて、部落解放闘争の革命的発展の大道を断固突き進め、反革命カクマル、日共の破壊策動を粉碎し、狭山共同戦線の飛躍的発展かちとれ、石川一雄氏の不滅の闘魂に学び、連帯し、血債にかけてたたかおう！

第二章 カクマル式狭山介入論の反革命的 本質とその歴史的破産

狭山闘争の革命的歴史的到達地平を今日的に総括として深め、狭山闘争の歴史的勝利へとむかつてその確固たる展望をうちたてるためには、その作業上の決定的中心環に反革命カクマルの狭山闘争への破壊的介入策動とのたたかいが据えられなくてはならない。七三年十一月再開公判闘争以降の戦闘的部落青年をはじめとした革共同と革命勢力、広汎な戦闘的人民のあらゆる創意工夫にあふれた反革命カクマルとのたたかいをとおして、狭山闘争をたたかう戦列内部のカクマルに対する武装は急速に高まっているとはいえ、かれらの恐るべき反革命の実態に対する楽観的な無理解がまだ戦列内部から十全に克服されているわけではない。われわれは、かかる現実を直視すればするほど、カクマルの反革命差別集団としてのまごうことなき本質をいっそう決定的に暴露し、狭山闘争のたたかう戦列をいちだんと飛躍的に強化しなければならぬと考えるのである。それは、狭山闘争の歴史的勝利のためのたたかいにとって絶対に欠くことのできない大前提をなしているときえいえるのである。

そしてこんにち、日帝・寺尾による未曾有の暗黒の差別裁判の強行、石川一雄氏への「無期懲役」判決という暴虐な反動攻撃をまえに、いまこそたたかいを指導しなければならぬはずの諸党派・諸潮流がおしなべて敗北主義・清算主義・日和見主義的武装解除をふかめ、無責任な闘争放棄の傾向におし流されているとき、まさにこれを反革命と狭山闘争（部落解放闘争）破壊の立場から「組織」「動員」せんといちだんと姑息な介入策動を強める反革命カクマルとのたたかいは、従来にも増して決定的重大局面に突入しているといわなければならない。

第二章、第三章では、狭山闘争（部落解放闘争）の革命的発展のなかで、狭山介入Ⅱ破壊策動の歴史的大破産に直面していよいよ綱領上Ⅱ総路線上の底なしの破産と混乱を深めるとともに、他方ではいちだんと反革命差別集団として純化し、狭山闘争破壊の衝動をますます露骨につのらせるカクマルの狭山介入論の反革命的・差別主義の本質を全面的に暴きだそうと試みたものである。

全国の同志・兄弟諸君が、カクマル完全打倒へむけて

革命的総反攻の歴史的勝利をたたかいとつていくためにも、狭山闘争へのかれらの反革命的介入策動に最後のトドメをうちくだすためにも、本論を徹底的に利用し、くまなく駆使して奪闘されんことを心から訴える。

I 介入Ⅱ破壊策動の歴史的 破産

A カクマルとのイデオロギー闘争

の決定的意義

カクマル式狭山介入論を批判するにあたって、いまいちど狭山闘争をめぐるかれらとのイデオロギー闘争の決定的意義について確認をしておきたい。もともとカクマルの狭山闘争論と反革命差別理論は、①狭山闘争破壊のための介入という彼らの反革命政治目的を実現するためのペテン的口実づくりとして展開されており、それゆえ

狭山闘争の現実の勝利やそのための革命的原則を明らかにする理論的作業とはおよそ無縁なシロモノでしかなく、②しかも労働者人民内部の差別的腐敗とその意識を「革

命的マルクス主義」の名において自ら積極的に体現し、それを反革命の立場から帝国主義的差別理論として体系化し、③それ自身として石川氏と部落民のたたかい、労働者階級人民の部落解放闘争への取り組みに対する限りない冒瀆、蹂躪、反革命的挑戦であり、断じて許すことのできぬものである。

したがって、カクマルの「狭山闘争」論とその背後にある反革命差別理論の「体系」を無慈悲に暴きだし粉砕するイデオロギー闘争は、それ自身として血債の実践的貫徹のためのたたかいの有機的一环として狭山闘争をたたかう者の絶対的義務であるとともに、われわれ自身の狭山闘争（部落解放闘争）をめぐる理論的・思想的深化と武装の決定的テコ、あるいは革命的イデオロギーの実現過程そのものとしての意義をもつものなのである。

じつさいカクマルとの狭山闘争をめぐるイデオロギー闘争を媒介として、われわれは革命的部落解放闘争の革命的総路線と綱領的諸問題の深化のためのたたかいを飛躍的に前進させ、たたかいの豊かな実践的指針を確立するとともに、この領域においてもカクマルを決定的窮地に叩きこんだのであった。

これを要約的に整理すればつぎの通りである。(1)、部落問題の主體的把握の作業として、(a)帝国主義と部落問題の固有の結びつき、(b)部落問題の歴史的起源の問題、

◎労働者人民、部落民じしんにとつての部落差別問題、
 (2)、部落解放闘争の総路線確立の作業として、①日本革命の戦略的課題としての部落解放闘争の意義と役割、②労働者人民、部落民の革命主体への自己形成と部落解放闘争、③部落解放闘争の組織問題としての革命党の指導性と、それを基礎とした独自の組織の建設上の問題、これらの諸側面から部落解放闘争をめぐる理論的・思想的深化をもち、七〇年代革命の重大な主体的拠点をつくりあげたのである。

このことをいくぶん巨視的観点からみるならば、狭山闘争をめぐるカクマルとのイデオロギー闘争は、帝国主義の体制的危機と侵略の時代における部落差別がいかなる形態をとつてもつとも醜悪に露呈するか、日帝がいかなる手段をもつて労働者人民内部の差別的意識と行動をひきだし、組織・動員するのかを凝縮してつきだし、狭山闘争をたたかう戦列の政治的訓練と武装の水準を飛躍的に高め、狭山闘争の歴史的勝利のための主体的拠点をうちかためるといふ独自の決定的意義をもつたたかといふことができる。

いいかえるならばカクマルの反革命差別理論の「体系」とは、そもそも帝国主義者や日共スターリン主義者によつて使い古された差別的俗論のカクマル的焼き直しにす

B 狭山介入Ⅱ破壊路線の歴史的破産

すでに満天下に明らかなようにカクマルのおよそ一年にもおよぶ反革命組織の総力を傾注した狭山闘争への介入Ⅱ破壊策動は、戦闘的部落青年をはじめとした党と革命勢力、戦闘的労働者人民の断固たるたたかひのまにまにまつたくぶざまに潰えさり、その最後の死を宣告されたのであった。いま、九―十月狭山決戦の歴史の日々のなかで完全破綻し空中分解をとげたカクマル式介入Ⅱ破壊策動の歴史的破産という事態について、ここでくりかえし確認することは、決して無駄なことではあるまい。ただし、こうした事態のなかにカクマル式狭山介入論の反革命性が端的に、しかも凝縮されたかたちで表現されているばかりか、こんにちの二重対峙・対カクマル戦の猛烈たる発展のなかで総潰走をはじめたカクマルの絶望的敗勢の現実もがきわめて雄弁に物語られているからに他ならない。カクマル式「狭山闘争」論批判は、まずなによりもこうした「唯物論的現実」への革命的認識から出発しなければならぬのである。

カクマル狭山介入Ⅱ破壊策動の歴史的破産を規定づける第一の要因とは、いうまでもなくカクマル完全打倒へむけての戦略的総反攻への猛然たる突入と八月総攻勢―九月決戦の爆発的進撃と、その対極で進行するカクマ

ぎず、それ自体として労働者人民内部に歴史的に形成し蓄積された差別的意識と腐敗をそのもつとも劣悪な部分において自ら積極的に体現し、しかもそれを反革命的策動のための心情的支えとさえするという真正銘の反革命差別理論にほかならず、それゆえこれとのたたかひは日帝の部落差別の現実、部落差別攻撃などをその核心点において暴きだし、それとのたたかひに労働者人民を喚起させ、部落大衆の歴史的に蓄積された戦闘性をとき放ち、労働者人民の部落差別への屈服・加担というたかひの歴史の敗北から訣別させ、部落解放闘争をより革命的方向へむかつて導く決定的水路をなすものなのである。われわれは、いちだんと重大局面をむかえたカクマルの狭山闘争破壊策動に対するたたかひを飛躍的に強化するとともに、それとも有機的に結びついたカクマルの反革命差別理論の全体系を情容赦なく暴きだし粉砕するイデオロギー闘争の領域でのたたかひを決定的に強め、カクマル完全打倒へむかつてかれらを総路線的・イデオロギー的危機の泥沼にぶちこんでやらねばならないのである。それこそ、狭山闘争の現実の勝利をもとめ、自らの思想と言動に真に責任を負いつづける共産主義者の方法なのである。

ルの著しい戦略的敗勢の深まり、戦略的・総路線的な破綻と精神的・組織的動揺の破局的深化、総じてカクマル完全打倒の現実的展望が確固として推しひらかれたという戦局の今日の事態にほかならない。

九月をめぐる具体的な戦局との関連でみるならば、わが戦略的総反攻への断固たる突入宣言とそれに基づく第一次十日間戦争の革命的大爆発とそれをうけつぐたたかひによつて、①九月決戦冒頭での絶望的とりかえし策動のための足がかりを築く八・一六―一八松本拡大POBが先制的に粉砕されてしまったこと、②敗残JACの中核の担い手とその出撃拠点が集中砲火を浴び、残存JACが壊滅的危機に叩きこまれてしまったこと、③全国選抜の残存JACが八・三一横浜前進社への襲撃が逆襲―完敗のうき目にあい、全滅され、九月冒頭での戦局へゲモノーを完全に喪失してしまったこと、によつていよいよ戦略的敗勢の現実を固定化し、狭山九月決戦への反革命的軍事介入の策動が先制的に痛打を浴せられ決定的に窮地におとしこめられたのであった。カクマル敗残JACはおろか指導中核の奥深くまで、わが攻撃的集団赤色テロルへの底知れぬ恐怖がおおいつくし、かれらは集団戦敗北前提論・大会戦敗北不可避論というなんとも惨めな「前提」のうえにたつて、残存JAC温存路線を選択せざるをえなかつたのである。

まさしくこのことが、カクマル狭山介入策動の歴史的
大破産をもっとも根底的なところで規定づけている最大
にして最深の要因にほかならない。

しかし、かくして第一の十日間戦争、第二の十日間戦
争を突撃路とする戦略的総反攻の猛爆発のまにに満身創
痍になり、戦略的敗走の坂道を駆けおちるカクマルは、
戦争局面の戦略的打開の一片の意志すら喪失し、狭山九
月決戦への八ッ当りの無差別的な、だが血迷った白色
テロを見さかなくふるうことよってみずからの絶望
的な消耗感と敗北感をなんとか慰撫しようとしたのであ
った。

九月十日、わが革命的全通労働者・高橋範行同志を襲
撃・虐殺し、九月十六日には解同・狭山闘争現地闘争本
部を襲撃、そして九月二十四日にはわが全国部落研の最
高指導部の一人でもあった中山久夫同志を襲撃・虐殺す
るという恐るべき反革命的蛮行をつぎつぎとはたらくに
いたったのである。しかしこうした絶望的衝動感にから
れた反革命的暴挙と狭山闘争への敵対は、逆にかれらが
狭山闘争の革命的高揚とはまったく無縁な狭山闘争破壊
集団しかないこと、またかれらの狭山「闘争方針」、
狭山介入目的の何たるかを満天下に自己暴露してしまっ
たのであった。カクマルはこうして狭山闘争において、
絶対にとりかえしのつかないかたちで自らの墓穴をいっ

そう深く掘り下げてしまったのである。

しかも十・三一当日は、なんと寺尾判決から七時間後
の午後五時にこのこと日比谷に姿をあらわし、「寺尾
判決歓迎集会」をおこない、反革命差別主義集団として
の姿、日帝・寺尾体制の反革命的尖兵としての姿を満天
下にさらけだしたのであった。カクマルは権力によって
日比谷野音を与えられていながら、判決時という決定的
時点に登場しないというかたちで日帝・寺尾の差別判決
とそれのための権力の敲戒体制に積極的に協力・加担し
えしたのである。

カクマルの狭山介入＝破壊策動の歴史的破産を規定
づける第二の要因とは、いわゆる「会場問題」を逆手に
とった狭山闘争への恫喝的介入路線＝「五・一七見解」
路線が狭山闘争をたたかう鉄の共同戦線の飛躍的強化の
まににまったく無惨にも潰えさり、狭山闘争破壊路線の
絶望的行き詰りのなかでカクマルの政治的・組織的・イ
デオロギー的大混乱と大動揺がとめどなく進展してしま
ったことである。

カクマルは、①日比谷小公園での部落解放同盟、戦闘
的労働者人民の公判闘争に対するK＝K連合的破壊策動
白色武装介入策動の「出撃基地」として、②日比谷野音
の「会場使用権」を「独占」し、それを反動的に利用し
ながら、解同・戦闘的部落民・人民への反革命的ゆさぶ

りの「切り札」として七四年二月公判闘争以降、野音を
「占拠」してきたのであるが、かのカクマル「五・一七
見解」差別文書の差別居直りと狭山闘争破壊策動にたい
する広汎な糾弾闘争の爆発（八・三解同・全青集会を見
よ）は、ついにカクマルを日比谷野音から叩きだし、か
れらの狭山闘争への反革命的介入のための唯一無二の「
足がかり」を無慈悲に奪いとってしまったのである。
かくて、カクマルの狭山介入＝破壊路線は最後の生命
脈つきてしまい、歴史的破産ともいふべき絶望的事態
に達着してしまつたのである。

だが問題はそれだけにとどまらない。かかる事態はよ
り底深いところでカクマルの戦略的・総路線的危機と
総破綻的事態を生みだし、従来から累積してきた狭山闘
争をめぐる深刻な危機にさらに相乗化・増幅することに
よって、より絶望的で深刻な危機をいつそう破局的なか
たちで準備するものとなつてしまつたのである。狭山闘
争がカクマルの「墓場」と化す、というわれわれの忠告
が、まさに現実の問題となつてかれらにつきつけられた
のだ。

この点についていくぶん具体的に検討してみるならば、
カクマルの狭山介入路線の歴史的破産が意味するところ
のものは、たんにカクマルが狭山闘争の高揚とは無縁
な存在になりはてたということにとどまらず、七〇年代

中期階級闘争総体の階級的大高揚から反革命の烙印を押
されて叩きだされ、このことがかれらの七〇年代反革命
総路線をあらゆる側面から危機におとしこむものとなつ
ているということにほかならない。

① 帝国主義の排外主義・差別主義・権威主義との革
命的対決を鮮明にさせ、革命的・内乱的・武装的発展の
方向性をはらんだたかいたこそが、労働者人民の広汎な決
起をひきだしうることを事実の問題として明らかにし、
カクマルの理論と存在の体系＝「帝とスタの千年王国」
的現状認識とそれにもとづく「組織現実論」・「本来の
戦線論」などの七〇年代反革命総路線の完全破綻を満天
下に明らかにしたこと。

② 狭山闘争が、すべての戦闘的人民、戦闘的諸潮流
を結集して階級闘争総体の決定的焦点となり、七〇年代
革命の持続的牽引車として革命的発展の一途をたどり、
既成の労働運動・民同的指導のもとにあった広汎な戦闘
的労働者が続々と自主的決起を実現し、しかもそこから
カクマルが完全に排除されてしまうことよって、「本
来の戦線」そのものの領域においてすらその現実的基盤
を掘り崩されはじめたこと。（九・一〇総評主催の狭山
集会からの排除はその象徴的事態）

③ 「革命的左翼」の仮面をかぶり、一方では白色テ
ロルと経済主義によつてたえず階級闘争の革命的発展を

圧殺し、他方ではそれをアリバイ的「政治闘争」によって粉飾をこらして「合理化」するといったカクマルの伝統的な反革命的路線が、狭山闘争（アリバイ的政治闘争）から反革命の烙印を押されてはじきとばされてしまうことによって完全崩壊し、「革命的左翼」の仮面すら剥げおちむきだしの反革命と化す以外になくなってしまったこと。

④、狭山闘争への反革命的介入策動をめぐって、カクマルは部落問題（狭山問題）の深刻性とその共産主義的重みのまえにのがれようのないかたちでひきづりこまれ、かれらのイデオロギー的・政治的危機をいっそう促進させてしまったこと。狭山問題・部落問題はそれ自身として血債問題がかかっており、しかもその対象が即たたかう主体としての部落大衆であり、石川一雄氏であり、カクマルがそれに反革命的にかかわることによって、彼らの思想的腐敗、思想的反動化がごまかしのきかないかたちで徹底的に暴露されてしまったこと。

これらの諸点において、カクマルの狭山介入路線の歴史的破産は、かれらの七〇年代反革命総路線をその根幹においてあらゆる側面から破綻に叩きこみ、その党はそのものの崩壊的危機をも決定的に深めてしまうものとなったのである。

このことをもつとも端的に表現しているものこそ、十・

針」の一言一句もなく、「『誘拐殺人』には異例の『無期判決』」などと日帝・寺尾の意を積極的に体現してみたり、狭山闘争「終結願望」を弱々しく告白してみせたりといった具合でおよそ「総括」などはほど遠いものでしかないのである。十二・一関西カクマル中枢に炸裂した巨弾は、介入策動の「元凶」ともいべきこの松浦（井上）Ⅱ「関西部落問題研」テッチあげのタテ役者の頭上にも及ぶことよってカクマル式介入策動に最後のトドメが刺された。かくて『反革命通信』三四五号は、ほかならぬ松浦自身とカクマル狭山介入策動の最後の遺言となってしまうというわけである。」

Ⅱ「狭山介入」論の反革命的

本質

A『解放の旗』の全般的特徴点

狭山介入策動の歴史的大破産とそれをめぐる絶望的事態がいよいよ破局的に進展していくという如何んともしがたい危機を背景として、カクマルは局面打開のはかない願望を托しながら介入路線の反革命的タテ直しと一時

三一決戦以降狭山闘争に関する「総括」論文はおろか、一片のまともな「闘争方針」すら「反革命通信」に掲載することができないという事態にほかならない。狭山介入路線をめぐる総路線的・組織的・イデオロギー的危機と混乱の泥沼から、「これでやっと解放される」という浅薄かな安堵感にカクマル総体が完全に支配されてしまっている。「総括」どころの騒ぎではないのだ。いや、「総括」を行なうにもわが攻撃的集団赤色テロルの影におびえ、狭山闘争参加者への八ッ当りでも血迷った白色テロをふるうこといがい「狭山闘争」としてなにひとつなしえなかつたカクマルに、そもそも「総括」などできやうはずもないというのがコトの偽らざる真相なのである。ともあれ、こうしたカクマル指導中枢の狭山闘争に関する「無総括・無方針」、無政府状態、無指導・思考停止状態は、いっそうカクマルをして深刻で際限のない危機と混乱へと導く水路でしかないばかりか、介入路線の歴史的破産がどれほど深刻な打撃をかれらに与えているのかをいよいよ満天下にさらすだけなのである。【十二月二三日になってカクマルはようやく「総括」論文（『反革命通信』三四五号・松浦）らしきものを発表した。だがそれは、解同や中核派に対して狭山介入策動が破産したことウラミツラミをくどくどと述べたてるといって、憐れを催すようなシロモノでしかない。しかも「闘争方

的にはであれ、狭山をめぐる内部的混乱と動揺を押しさえるための無用の努力に懸命である。カクマルといえども無為無策のまま、狭山をめぐる泥沼に身を沈めてしまいうけにはいかにないというわけだ。関西カクマルの手によつて八月下旬こつそりともちだされた『解放の旗』なる記念碑的差別理論集がそれである。なるほど、五月以降三ヶ月間にもわたる狭山闘争に関する死の沈黙を破り、絶命的危機に瀕した狭山介入路線の反革命的タテ直しをはかるという重大使命を課せられてもちだされたものであるだけに、確かにこれは反革命差別理論のひとつの極点を示すものである。

だがしかし『狭山闘争の現段階とわれわれの任務』（松浦論文）だとか『権力の走狗ウジ虫』（部落解放論批判）（宇治論文）などと仰々しいタイトルで飾り、書きなぐつてみたものの、狭山介入路線の絶望的破産とそれをめぐる彼らの組織的動揺と混乱という冷厳たる「唯物論的現実」をものに見事に反映してしまい、なにひとつとしてまともな「狭山闘争方針」も「中核派批判」も提起しえないという彼らのぶざまな惨状をあらためてさらけだしたにすぎない。およそ一ヶ月あとの彼らの絶望と苦悶の日々をまるで予知するかのように、それは消耗感と敗北感にみちみちた心情をめんめんと綴っているのである。さて、『解放の旗』の全般的特徴をまずとりあげて整

理してみるとすれば、次のとおりである。第一に、何はさておき、反革命通信紙上では狭山「闘争方針」はおろか、狭山問題、部落問題に関する一片の文章すら掲載することもできないという彼らの深刻な内部的混乱と動揺を「のりきり」、破産を「とりつくり」のために、一時的「取捨」をはかろうとしていること。そのために、われわれの狭山闘争方針をその核心点だけはぬききって剽窃、換骨奪胎し、カクマル式狭山「闘争」論の反革命的粉飾とアリバイ的「主張」にさえしていること。第二に、したがって、われわれとのイデオロギー闘争において完敗し、押しまくられていることを臆面もなく自己暴露し、われわれからの壊滅的批判にとでもたえられないという絶望的消耗感を吐露してしまっていること。『権力の走狗ブクロ派「部落解放」論批判』なる雑文は、「一四問題で中核派が動労へ自己批判」などという誰れも信じはしないデマをはじめとして、ありもしない「ブクロ派内部資料」から「部落研・同志会」を装った謀略ピラにいたるまで、デマで埋めつくされたシロモノでしかない。自分たちで勝手に捏造した「ブクロ派」の仮構を相手にする以外、イデ・闘もできないというわけである。

第三に、このことが決定的に重大な事柄であるが、再開公判闘争いらいの狭山闘争の「内側からの破壊」路線

しているのである。したがって、次にあげるようなカクマル式反革命差別理論体系の骨格的諸問題をたえずがっちり確認しておきさえすれば、彼らのその場しのぎの御都合主義的ないい逃れや理論的粉飾、われわれからの批判をまぬがれるためのペテン的・擬装的主張など容易にその反革命の本質を暴きださうということはいうまでもない。

【1】部落問題否定＝解消論①客体論的には、日帝と部落問題の固有の結びつきに関する否定論（「日帝による解決可能論」・「国独資下での部落の形態転換論」は、いづれもこの変種形態）、②主体論的には、労働者無差別論・部落民問題否定論、【2】部落解放闘争否定＝解体論、③プロレタリア革命と部落解放闘争との戦略的・内的結合の否定、あるいは部落解放闘争の戦略的意義と役割の追放論（「プロ革の端初め任務」論など）、④⑤の特殊的適用形態たる部落解放闘争＝労組推進主体論＝ブルジョアの権利獲得闘争論、⑥部落解放闘争から部落民の追放、あるいは部落民の自主解放闘争否定論、⑦「一般民」たる労働者人民の階級的自己批判の契機、血債問題の実践的貫徹の否定論、【3】これらの論理的骨格をなす「ふまえ・ふみにじる」論、【4】、(1)―(3)の特殊的適用形態としての狭山無差別裁判論、寺尾美化論、石川氏有罪論、狭山闘争＝ブルジョアの権利獲得闘争＝労組

が歴史的破産をとげ、空中分解することが秒読みの段階に入り、カクマルがふたたびむきだし反革命差別集団として「外側からの破壊」路線に最後の望みを託すがいかになる手段も残さされていないという時点に対応して、狭山九月決戦へむけて介入路線の本来的目的をいっそう反動的に貫くために、狭山闘争と部落解放闘争へのあらたな敵対と破壊策動の基礎づけのための理論的作業がおこなわれていることである。主要には部落問題の基本的把握にかかわる領域と部落解放闘争の位置づけをめぐる領域で、部落民（部落問題）と部落解放闘争そのものの存在自体を露骨に抹殺するという恐るべき反革命的・差別主義的結論を導きだしていることがこの問題であるが、この点に関しては本論の主要テーマのひとつでもあるので後論で詳述することにする。

以上が『解放の旗』創刊号の大雑把な特徴点であるが、本論にはいるまえにカクマル式部落問題・部落解放闘争論に関する基本的特徴点を簡単に整理しておくことにする。狭山闘争への「内側からの破壊」路線への転換とともに、狭山闘争（部落解放闘争）論と部落問題に関する主張のペテンの手直しと粉飾の口は巧妙にしてきめこまやかなものになったとはいえ、従来からの反革命的差別理論の「体系」は基本的にはなにひとつとして改められたわけではなく、逆にいっそう反動的に純化さえ

推進主体論、【5】、より素朴で理論以前の部落民と部落解放闘争への差別的蔑視と憎悪、――さしあたって、このように問題点を整理しながら、『解放の旗』創刊号への批判的作業にとりかかっていきたい。

B 狭山介入論の反革命性とその破綻

1 狭山差別裁判の「背景」説明について

『解放の旗』でくりひろげられるカクマル狭山闘争論＝反革命的介入論の第一の特徴点は、狭山差別裁判の「背景」説明におけるその超経済主義的分析と狭山差別裁判についての美化論である。

この点に関してかれらは、われわれからの猛然たる壊滅的批判のまえに破産宣告をつきつけられていた「狭山差別裁判の政治経済的社会的背景」＝「部落差別を利用したブルジョアの支配秩序の維持・強化」論（『反革命通信』三〇〇号）をそそくさとひっこめ、「未曾有の経済的危機に揺さぶられ、噴出する労働者人民の不満を強権的に抑圧し、反動的政治支配をもって延命の道を摸索する田中が公判を重ねるたびに強化されていく反対運動に憎悪を燃やし、『廻り道』をやめ結審を早めるこ

とを指示した」(『解放の旗』・松浦)という珍無類の、だが苦しまぎれの弁解的主張をもちだしてきた。

一見して明らかによろしく、ここでは「経済危機」噴出する労働者、人民の不満→強権支配→結審」というきわめて単純な平板的図式が、狭山差別裁判の「背景」としてえがかれていくにすぎない。帝国主義の体制的危機も国内階級支配の危機も存在せず、それらとはまったく切離された「経済危機」(無論、かかる「経済危機」などありえようはずもない)が狭山差別裁判の「唯一の」背景だといっているのである。松浦は、狭山闘争においても、帝国主義の体制的危機として全般的情勢を把握することがいかに重大な実践的問題を内包するものであるかを知りつくしているがゆえに、必死で体制的危機として情勢を把握することを拒否するのだ。そして体制的危機の現実を否定し、陰蔽するという目的のためにのみ、「未曾有の経済危機」なる言葉が欺瞞的・ペテン的に語られるのである。こうした超経済主義的で平和主義的な経済「危機」が、狭山差別裁判の「背景」説明としてもちだされているのが第一の問題である。

したがって、ここから当然にして、狭山差別裁判それ自体とそれをめぐる日帝の部落差別→人民分断支配攻撃の強化という核心点問題がすっぽりとかき消され、それがせいぜい「刑法改悪策動に示される反動攻撃」や「大

衆運動の抑圧」(同・十一頁)といったカクマルのウルトラ経済主義的・平和主義的「現状認識」のなかに溶解・解消されてしまい、狭山差別裁判の問題、日帝の部落差別攻撃の問題が、まるで美化されてしまうことになる。これが第二の問題である。

しかし、これもかつて『反革命通信』紙上をもっともらしく飾りたてていた「日帝の国内支配政策→労働運動の帝国主義的再編」論なる超一般的な、だがきわめて経済主義的・組合主義的な「情勢認識」論を、情勢のドラスティックな展開になんとか対応せんとペテン的、欺瞞的に焼き直したものにすぎず、狭山問題(部落問題)を日帝のアジア侵略と侵略体制の問題から完全に切断してとらえるという、かれらのこれまでの主張をあらためて再確認してみせただけのものではない。したがって、ここから導きだされる実践的方針を結論的にみるならば、①日帝の体制的危機の深まり、そののりきりとしてのアジア侵略・侵略体制構築の攻撃強化、その生命線の環としてのボナパルティズム的統治形態への移行を基軸とする部落差別→人民分断支配の再編的強化、排外主義・差別主義・権威主義の攻撃の強まりとそれへの労働者人民の動員強化、②日帝の部落差別・部落差別政策の最大の中心的枢軸を形成する狭山差別裁判の反動的・暴力的強行、「石川氏」死刑」に照準を合わせた日帝の部落差別

攻撃、などの核心的諸問題を真正面からまともにとりあげることも、対決する姿勢もうちだすこともできず、「田中内閣実力打倒」なる珍奇きわまりない杜共以下の「倒閣運動」路線が唯一の「狭山闘争方針」に祭りあげられてしまふ、ということを確認すれば充分である。

カクマル式「背景」論の第三の問題とは、かつての狭山介入路線→「内側からの解体」策動と対応して展開されていた「狭山差別裁判の社会的経済的背景」→「部落差別を利用したブルジョアの支配秩序の維持・強化」論なる平和主義的「背景」論が、「部落差別利用」論なる欺瞞的タヂマエをも含めて完全破綻・空中分解してしまつたことをししぶと自認していることである。

従来のカクマル式「背景」論をここで要約的に整理しておくのとおりである。「狭山差別裁判の社会経済的背景」説明として「部落差別を利用したブルジョアの支配秩序の維持」なるものを措定し、その具体的構成要素として、①今日の部落問題→「ブルジョア的共和政策によるブルジョア民主主義の強化、ブルジョアの統治→支配秩序への組みこみ」。②狭山差別裁判→「部落差別を利用した司法制度の帝国主義的再編」、あるいは「ブルジョアの法廷秩序への反対運動の組みこみ」が位置づけられていた。

これに対する批判的視点は、すでに幾多の機会におい

て確認されているように、①日帝の階級支配の問題にあって部落差別問題は、たんなる「利用」の対象としてしか位置づけられていないこと、②狭山差別裁判の問題性が単に「司法制度→体系の帝国主義的再編」という側面からのみ論じられ、それゆえ「ブルジョアの支配秩序」総体(→アジア侵略・侵略体制、国内反動攻勢などの問題)との関連は完全に切断されていること。③したがって、①と②との関連でいえば、部落問題→「司法の帝国主義的再編」のために利用される問題としてしか狭山差別裁判が位置づけられていない、などである。

しかし、ここで『解放の旗』との関連で問題としたい事柄は、こうした従来からのカクマルの主張がぶざまな自己破綻をとげ、「利用」論すらどこかヘタナあげにされているということである。つまり、前述の背景論の構成要素の①の問題、今日の部落問題→「ブルジョア的共和政策によるブルジョア的民主主義の強化、ブルジョアの統治→支配秩序への組みこみ」論が「直面する経済的危機をまえにしてゆらぎ」ブルジョア的共和政策は破綻し、その転換がせまられている」(同・一五頁)として、なんとみつもらない弁解的いいのがれを行いつつ、その自己破綻をししぶと自認し、②の狭山差別裁判→「部落差別を利用した司法制度の帝国主義的再編」論についても、すでに述べたような「刑法改悪策動などの反動攻

撃」「大衆運動の抑圧」といった意味附与が前面に押しだされることによって「部落差別利用」論のタテマエすら完全にケツ飛ばされ、抹消されてしまうのである。この点に関してさらにいえば、かかる「背景」論の一定の「手直し」は、かの「部落差別を利用した階級裁判」論、「狭山差別裁判の差別裁判としての直接的性格」論などの「無差別」裁判論のなしくずしの清算とその反動的緻密化のための理論的前提として、その水路をひらくものとなるのである。

時々の反革命政治目的によって、御都合主義的にその都度ペテンのない逃れをおこなないながら粉飾をこらすといったカクマルの理論的無原則主義・破廉恥性がここではなんとみごとに自己暴露されていることか。

2 寺尾美化論の完全破綻に動揺ふかめる

カクマル

『解放の旗』でくりひろげられるカクマル狭山闘争論―反革命的介入論の第二の特徴点は、寺尾美化論の完全破綻と犯罪性が事実の問題としても決定的にあきらかにされたこんにち、その欺瞞的・ペテンの手直しといいのがれに懸命である、ということについてである。

別裁判の強行的展開のもとにいつそう強化される日帝・寺尾の「石川氏」死刑」の攻撃、とりわけ、三・二二―五・二三攻撃の歴史的暴挙によって、いよいよ決定的にその破綻性が露わになり、②しかも、寺尾美化論・擁護論に対する革共同の猛然たる批判が精力的に展開され、③このことをも基礎とした狭山闘争の革命的前進が日に日に日帝・寺尾体制の反動の本質を暴露し、寺尾美化論を含めて寺尾に関する戦列内部の混乱と不統一を解決する基礎をうみだしたことによって、完全にデッド・ロックスに乗りあげ、空中分解してしまったのである。

かくて『解放の旗』は、破綻した寺尾美化論の反動的タテ直しとペテン的緻密化という、それ自体きわめて困難な「重大使命」を帯びて世に送りだされる破目にあいなくなったというわけである。しかしそれは、当然にも寺尾美化論が破産してしまったことに対してくどくどとした醜い言いわけに終始するといったような類いのものではなく、そのペテンの手法は容易に暴かれてしまわざるをえない。残念ながら、カクマルの低水準で浅薄かな頭脳にはこの「重大使命」はとも重きに過ぎたというわけである。

さて、それではその「労作」の軌跡を追っていくことにしよう。

「『三権分立』の幻想のうえにのっかりながら日共系

この点に関しては、なによりも十・三一寺尾判決決したが寺尾美化論の反革命性、犯罪性を逆に浮き彫りにしているのが、詳論は不必要と思われるが、カクマルが、寺尾体制の反動的尖兵として狭山闘争破壊のために、ありとあらゆる卑劣な粉飾をこらした寺尾美化論・敗北前提論をもって狭山闘争のたたかう戦列に分断と混乱、動揺と不統一をもちこむ反革命的役割を果してきたことを省りみるならば、そうしたかれらの反革命性、犯罪性をくりかえし確認することは、狭山闘争の最後の歴史的勝利へむかって戦列のいつその革命的強化をたたかいるための前提的作業をなしているものとさえいえるのである。

さて、従来のカクマル式寺尾美化論―寺尾免罪論の問題点について、核心点に限って整理しておけば、①第一審「死刑判決」を単に「ズサンさ」一般としか規定しえないところに、カクマルの狭山差別裁判についての度しがたい美化論がよこたわっていること。しかも、②日帝・寺尾が「第一審のズサンさをあらため」「長期公判のルールをしき」「公正・慎重審議を行う」という事実無根のデマゴギーを吹聴し、③狭山差別裁判の核心的問題点即日帝による「差別裁判の強行」に存在すること頑強に否定し続けたこと、などの三点に要約しうる。

ところが、こうした寺尾美化論―免罪論が、①狭山差

弁護士を手足として、『公正審議』をおしだしつつ、一審判決の『ズサン』さを訂正しながら貫徹しようとする寺尾に対して、(政府支配者階級は)その策動はずでに破綻していることを教え(1?)、形式上においても強権的訴訟指揮を行い、高揚する反対運動の正面突破を指示し「こうして寺尾は「死刑判決にふみきった」(同・七頁)

尋常の手段は寺尾美化論を貫徹することはできないと正しくも感知しているカクマルは、なんと「政府支配者階級の寺尾への教え」なる、まさにカクマルならではの「着想」をもって、日帝・寺尾の「死刑判決」を説明づけようとしているのだ。なんとという浅知恵!これではもう「寺尾もビックリ」というほかない。しかし、この程度の低水準なペテンしかできないようではカクマルの「頭脳」も底が知れるというものではないか。

第一の問題点。どう足掻いてみても、やはり寺尾美化―免罪論である。「『公正審議』をおしだし」「一審判決の『ズサン』さを訂正」という寺尾美化論はあくまで維持され、それとは対置的に「政府支配階級の「強権的訴訟指揮」と「反対運動の正面突破の指示」があらたにもちだされていること。もとより、この主張は、事実の問題としても日帝・寺尾への美化論の破産が明らかになっていくにもかかわらず、自らの理論的破産だけは認めたくないという姑息な意図に貫かれたものでしかな

いことは明白である。

念のために「政府支配者階級の寺尾への教え」なる評論についていっておくならば、日帝の全体制的重みをかけて狭山差別裁判が強行されていることは、もはや何人の目にも明らかであり、われわれがその重大性を一貫して主張してきたとおりである。そうであればあるほど、カクマルのごとく自らの寺尾美化論の破綻に対する擬装工作とペテン的ツジツマ合わせのためにのみこした浅薄かな主張をもちだすことの犯罪性を厳しく糾弾しなければならぬのである。

第二の問題点。カクマル式「狭山無差別裁判」論の全「体系」がいまや完全崩壊してしまったことを決定的に自己暴露している点について。かれらは、これまで彼らの「狭山闘争」論の骨格中の骨格として次のような「狭山無差別裁判」論をくりひろげてきた。日帝の「狭山差別裁判にかけた意図」として、①「部落差別を利用した司法制度の再編」と、②、①の具体的内容としての「激化した反対運動のブルジョア法廷秩序への組みこみ」があり、③そのために日帝・寺尾は「公正・慎重審議」を行い、「長期公判のルールをしき、その線上に反対運動をのせていく」という三点が核的には語られてきたのであるが、『解放の旗』の松浦においてはこの三点のすべてが全面的に否定されている。

れる超反動的攻撃」や「大衆運動の抑圧」といったそれ自体無内容で抽象的・一般的規定がそれにとつてかわられているのである。これは、単にカクマルがそのアリバインのタテマエ論すら踏みはずしたという事態にとどまらず、狭山闘争をめぐるかれらの理論的錯乱、イデオロギイの大混乱がどれほど底深いものであるかを雄弁に物語るひとつの象徴的事態にはかならない。

②の「激化した反対運動のブルジョア法廷秩序への組みこみ」についても、『解放の旗』では何の説明もなしに「反対運動の正面突破」なる規定にすりかえられているばかりが、③の「公正・慎重審議」は「強権的訴訟指揮」に、「長期公判」は「死刑判決を早期結審をもって強行」なるものにすべて無節操にいかえられているのである。

かくて、『解放の旗』では、突如としてなんらの説明もくわえることなしにわれわれの主張をペテン的に剽窃し従来のみずからの主張をなんとも破廉恥に一八〇度転換させるといふ、まさしく反革命ならではなれぬわざを演じてくれるわけであるが、しかしそれもかえって自らの従来主張の大破産を逆にますます浮き彫りにするばかりか、つぎのいっそうのイデオロギイ的・理論的大混乱と破産を準備するものでしかないのである。

もつともカクマルといえども、苦しい言いわけではあ

①の「部落差別を利用した司法制度の再編」について。これは「部落差別を利用したブルジョアの支配秩序の強化」なる狭山差別裁判の「社会的経済的背景」論の具体的内実として、カクマル狭山無差別裁判論の全「体系」のなかで唯一、積極的に「部落問題」に関して触れられている規定である。この規定の理論的破綻性については、すでに「背景」論批判の箇所でも核心的にはあきらかにされているが、ここでは「部落差別の利用」という規定自体「狭山問題を部落問題として位置づけているんだ」ということをアリバイ的に主張するための単なる枕詞でしかなく、結局のところ部落問題は「利用」の対象として「司法制度の再編」のなかに解消・溶解される運命にあることをくりかえし確認すれば充分である。

ところが『解放の旗』ではこの規定に該当する主張は一片としてのべられておらず、それにかわって「未曾有の経済的危機に直面し、刑法改悪策動にせめられる超反動的な攻撃、大衆運動の抑圧をはかりながら、その一切の矛盾を労働者人民に転嫁し、政府中枢の直接的指示の下で、強行されている寺尾の反動的訴訟指揮」（同・一一頁）なる粗雑にして超経済主義的定式がこっそりもちこまれている。「部落差別を利用して」なるアリバイ的飾り文句すらここでは完全に抹消され、「刑法改悪策動にせめさるが、『弁解』することすら忘れてしまったわけではない。まったく正反対の事柄を論理的に「整合化」するために、絶対的ジレンマをつぎのように「解決」してみせるのである。

「寺尾の当初の民主的ポーズは、一定の『審議』をしながら、弁護団を利用し、『公正裁判要求』運動という解同方針の弱点を拡大し、反対運動をブルジョア法廷秩序の下に吸収し、骨抜き化をはかっていく意味をもつていた」（同・一五頁）と。

ここでは、いっさいの事態を「過去の問題」として「説明」し、寺尾の「民主的ポーズ」が「意味をもっていった」かのようにいうことによつて、じつは自らの寺尾美化論などの理論上の破綻を陰蔽しようというじつに姑息なペテンがくりひろげられているのである。なんとも珍妙な「弁解」的いぐさではあるが、自らの主張の全面的破産をしぶしぶとではあれ自己確認していることにはかわりない。

3 「狭山方針」のマヤカシ性

『解放の旗』でくりひろげられるカクマル狭山闘争論は「反革命的介入論の第三の特徴点」は、その「闘争方針」そのもののマヤカシ性と反革命性である。すなわち狭山

介入路線の本来的目的をいっそう反動的に、しかも露骨に貫くために、この領域においてもあらたな破壊策動のための基礎づけと、そのための理論的努力がくりひろげられていることである。

カクマルにとって、ある意味では「狭山闘争の仲間づら」をするためにも、その擬装的努力がもっとも私わなければならないのも、この領域である。実際「解放の旗」・松浦論文では、もっともらしい「公判分析」や「弁護団、解同批判」をくどくどとのべたてることによつて、あたかも自分たちも狭山闘争をたたかっているかのような「ムード」をつくりだすことにその努力の大半がさかされている。しかし、狭山闘争の厳しいたかひのなかで鍛えられてきたわれわれの革命的批判精神のまえには、カクマルのそうした卑劣にして姑息な擬装工作などものの役にたははしないのである。以下の展開のなかで、松浦のそうした浅薄かな願望を無慈悲にうち砕いてやることにしよう。

さて、「解放の旗」・松浦論文にくりひろげられる「闘争方針」の第一の問題点は、「狭山闘争のぬきさしならない決定的局面」だとか「寺尾は、その民主的ポーズをかなぐりすて死刑判決を早期結審をもつて強行することによってた」などという言葉を、われわれからの下手な欺瞞的剽窃でちりばめながら、狭山闘争の決戦的局面

という情勢になんとか「対応」せんと装いを凝らすのに懸念だということについてである。

しかしそれは、狭山決戦が「判決公判」をまえにして日帝・寺尾の死刑判決かそれともその決死粉砕かをめぐつて決戦局面に突入していることに対して「アリバイ」的にそう語られているにすぎないのであって、まったくもつて御都合主義的、無原則主義的なシロモノでしかない。実際、「決定的局面」だの「死刑判決」だのという言葉は語られてはいしても、松浦の主張のどこを捜しても「死刑判決粉砕」の一語もないという驚くべき内容である。

しかも、「政府支配者階級の狭山差別のブルジョア的結着」に対して「狭山差別裁判のプロレタリア的結着を」であるとか「最終局面をむかえた狭山闘争」といった具合に狭山闘争の積極的方針の一片もうちだすこともできず、ただただ「狭山闘争の終結」願望を弱々しく告白してみせているにすぎないのである。

『解放の旗』・松浦論文にくりひろげられる狭山「闘争方針」なるものの第二の問題点は、「狭山闘争」ブルジョアの権獲得闘争」という反革命的で、しかもデタラメきわまりない規定に基づいた「狭山闘争」労働推進主体論、その狭山闘争解体論の本質についてである。

「労働組合としての労働者の狭山闘争への決起は、プ

ロレタリア革命の端初的任務としてブルジョアの諸権利の獲得を実現していくことについての即時的表現としての意義をもつものといえる。そうであるがゆえに、狭山闘争の組織化は、まさに、労働運動の組織化の一環として、たたかひぬかんとする戦闘的労働者を実体的基礎として、労働を推進主体として展開されなければならない」

(同・一六頁)

いかにももつともらしい言葉で飾りたて、狭山闘争をわかっているかのような、たたかっているかのような欺瞞的な装いが凝らされてはいても、その動機と目的はじつに単純で、しかも卑劣なものでしかない。動労カクマル・大江の「狭山闘争は基本的人権をかちとればいいのだ。プロレタリアートの運動とは関係がない」というむきだしの狭山闘争敵対発言ではあまりにも露骨だから、その後半分の主張を、「プロレタリア革命の端初的任務」だとか「労働を推進主体として展開」するという具合に欺瞞的、ペテン的にいいかえているにすぎないのである。従来からのむきだしの「外側からの破壊」策動が自らの墓穴をいっそう深めるものでしかないことを思い知らされたカクマルの「苦肉の策」というわけである。これが第一の問題点にはかならない。

そのうえで、ここではさしあたって、①狭山闘争の民主主義闘争一般への矮少化の問題、そのペテン的合理化

の論理としての「プロレタリア革命の端初的任務」論と、②「狭山闘争」労働推進主体論の二点の事柄について、各論的に検討することにしよう。

(1) 狭山闘争の民主主義闘争一般への矮少化の問題 (「プロレタリア革命の端初的任務」論)について

もともとカクマルは、部落問題を日帝(帝国主義)の固有の運動法則との有機的連関のなかで把握することができないがゆえに、「差別」とはブルジョア的「平等」のアンチ・テーゼであるとか「生活苦や市民的諸権利の實質的剝奪」などの「ブルジョアの民主主義につきものの實質的不平等」の問題といったものとしてしか「規定」できず、逆にみずから「反差別」平等論者であること、ブルジョア民主主義の立場からしか部落問題を論じているにすぎないことを自己暴露していたのであった。

したがって当然にも、部落解放闘争(狭山闘争)はそれじたいとして「ブルジョアの平等要求」や「ブルジョアの権利獲得」のたたかひにすぎないものとされ、そこでは部落解放闘争をプロレタリア革命の重大な戦略的課

題としてたたかうことも、従ってプロレタリア革命と部落解放闘争との戦略的結合を推し進めることもごとく永遠の彼岸のもとに追放されてしまう。かの動労カクマル大江の「狭山闘争は基本的人権を保障すればいい。プロレタリアートの運動とは関係ない」という発言は、このことをものの見事に表現しているのである。

しかし、この動労・大江発言が狭山闘争をたたかう広汎な戦闘的人民の怒りの糾弾を巻きおこし、決定的窮地にカクマルは叩きこまれたことによってその革命的核心である「狭山闘争」ブルジョアの権利獲得」なる規定はそのままにしながらも、こつそりとペテンの手直しのための擬装工作をおこなうことになったのである。

つまり、「狭山闘争」ブルジョアの権利獲得」なる規定と「プロレタリア革命」を欺瞞的・ペテン的に接合するために、「差別問題への部落人民の怒りと民主的諸権利の獲得」という即目的要求にふまえてつむかかざる物質的現実そのものの根本的変革は…市民的諸権利の獲得をプロレタリア革命の端初的任務として位置づけ」などという巧妙なペテン的論理がもちだされることになったのである。

だが、かかる欺瞞的擬装の怒力にもかかわらずそれは、①狭山闘争や部落解放闘争は「民主的権利の獲得」でしかなく、従って「即目的要求」にすぎないものとする点

ではあくまでかわりなく、②それを「プロレタリア革命の端初的任務」などという大仰な飾り文句で粉飾を凝らしたものでしかないことは一見して明らかなのである。

しかもここでは、①、②をとおして部落民の自己解放性とその独自のたたかい、労働者人民の階級的自己批判を媒介とした血債の実践的貫徹の問題、部落解放闘争を部落解放闘争として独自の推進すること、さらには部落解放闘争をプロレタリア革命の戦略的課題のなかにがっちり位置づけ内在的に結合させること、これらの諸側面の問題がことごとく否定・無視抹殺されているという点では、その窮極的な意味するところで動労・カクマル大江発言と本質においてまったく異なるところがないのである。この意味では「手直し」ですらないわけである。

以上のことから結論的にいえることは、カクマルの「プロレタリア革命の端初的任務」論とは、「狭山闘争」ブルジョアの権利獲得」という規定と「プロレタリア革命」をきわめて暴力的・機械的に接合しようとしたかれらのいわば「苦肉の策」であるにもかかわらず、それは部落解放闘争・狭山闘争を「ブルジョア民主主義的課題」のひとつに矮少化・解体することによって狭山闘争の革命的發展とプロレタリア革命運動との歴史的結合、大合流をあらかじめ予防革命的に封殺しようとする真正正銘の反革命路線にほかならないということである。これが

第二の問題点である。

(2) 「狭山闘争」労働推進主体」論

プロレタリア

「プロレタリア革命の端初的任務」||「ブルジョアの権利獲得のたたかい」論なる日共顔まけの超反動的図式デッチあげることによってプロレタリアートの窮極的解放の課題たる革命の問題から部落解放闘争(狭山闘争)を機械的に切断し、狭山闘争をブルジョア民主主義闘争一般へと歪曲したカクマルは、さらに闘争実体的にもたたかひの組合主義的・経済主義的解体と改竄を画策するわけである。狭山闘争の実体的担い手が戦闘的部落民をはじめとした革命党・革命勢力や社共・民同的枠組をうち破って広汎に決起する戦闘的労働者人民ではなく、それを否定するために対置された民同的組合にそれをもとめるといふまたくもって許しがたい狭山闘争解体論を戦列にもちこもうとしているのである。

しかもこの「労働推進主体」論の意味するところのものは、明らかに彼らの部落問題解消論の必然的帰結として狭山闘争そのものから部落民の追放を目的としたものであることは疑う余地がない。

だが、こうしたカクマルの狭山闘争解体||体制内運動への反革命的解体論は、じつはつぎのようなかれらの狭山闘争をめぐる深刻な危機に根拠をもつものであり、決して単なる偶然ではない。

狭山闘争が七〇年代革命の持続的牽引車としてますます革命的発展の一端をたどり、広汎な戦闘的労働者人民が社共・民同の制動、カクマル「本来の戦線」論の反革命的枠組をのりこえて圧倒的決起を実現していることは、つぎのような意味でカクマルにとってきわめて深刻な事態であった。①狭山闘争が明確に革命的・内乱的・武装的發展の方向をはらみながら巨大な全人民的發展をとげていることが、「社共・民同との体制内主座をめぐるせりあい」のためのカクマル「本来の戦線」論の経済主義的・組合主義的意図を完全に粉砕し、②しかも狭山闘争から完全に排除されていることが③の危機に拍車をかけ、「本来の戦線」における現実的基盤を情容赦なく切り崩してしまい、④より本質的には、狭山闘争がカクマルの理論と存在の体系||七〇年代反革命総路線とはまったく相い容れないかたちで革命的に前進し、このことがかれらの党是的||存立的危機をも深刻に促進させている、などの意味で決定的にカクマルを窮地におとし入れるものだったのである。「狭山闘争」労働推進主体」論こそ、こうしたかれらの危機を背景としたカクマルの絶望的悲

鳴にほかならないのである。

(3) 日本革命の戦略的一環としての 部落解放闘争

以上の点に関する総括としてわれわれの立場から積極的に論じるとすれば、次の諸点がとくに明確にされなければならぬ。

(a) 日帝(帝国主義)と部落問題の固有の結びつきにかかわる問題、つまり日帝が部落差別を帝国主義の体制的存立と延命のための不可欠の要素として温存・再編・拡大再生産してきたことを理論的に明らかにすることを基礎に、プロレタリア革命の戦略的課題としての部落解放闘争の意義と役割をつぎの三点にわたって明らかにさせてきた。①部落差別の根源が日帝そのものであるがゆえに、部落差別を徹底し部落民の人間の解放を実現していくためには、日帝を打倒し人間の人間の解放を実現しなくてはならないこと、②部落差別—人民分断支配が日帝の体制的存立にとって重大な生命線の要をなしており、それゆえ部落解放闘争が日帝を打倒するための不可欠の戦略的一環をなしていること、③部落解放闘争の窮極目標は部落民の人間の解放にあるが、それが日帝打倒を通

してのみ可能であるという意味でプロレタリア革命と媒介的に統一されていること。「プロレタリア革命の戦略的課題としての部落解放闘争」とは以上のことを統一的に表現したものにほかならない。

(b) 革命主体の形成という観点から部落解放闘争とプロレタリア革命との関係を見るならば、①まずなによりも部落解放闘争が、部落民自らにとって帝国主義のもとでの差別・迫害・抑圧への階級的怒りと革命的共産主義への目覚めのための絶対的水路をなしていること、②プロレタリア革命の共産主義の歴史的勝利を成就していくうえで、プロレタリアートが全人民的の全人間の解放の歴史的主体としてその解放能力を獲得するためにもプロレタリアートの内部に歴史的に形成し蓄積された差別的腐敗の現実を克服することは重大な歴史的試練をなしているばかりか、プロレタリアートの自己解放の事業にとつても、部落差別とのたたかいは自らの奴隸的現実をみずえる革命的水路をなしていること、③そして、部落民の決起と労働者人民の決起が歴史的に結合されたとき、プロレタリア革命運動(革命的共産主義運動)の力強い革命的発展がきりひらかれること、などの諸点を確認しておかねばならない。

勝利するための戦略的問題に深くかわるものであり、プロレタリア独裁とその指導のもとにすべての被抑圧民族、被差別民衆の単一的結合をかちとり、プロレタリア人民の全人的解放をなしとげていくための党と革命勢力の解放能力と指導能力とに深くかわる問題であるがゆえに、①党と革命勢力をはじめとした全労働者人民の全体的に個別的とりくみと、②革命的部落民をはじめとした部落大衆の独自の恒常的闘争組織の建設をなしとげ、③この両者が革命党の統一的指導のもとに相互媒介的に発展・強化されねばならないのである。

以上の点からまずに明らかかなように、部落解放闘争は、カクマルの主張するように「プロレタリア革命の端的任務」(ブルジョアの権利獲得のたたかい)なる最少なたたかいでなければ、単なる「感情」の問題として「ふまえ」られたり、「止揚」されたりするようなものではない。それは、プロレタリア革命の戦略的一環として、プロレタリア人民にとつても、部落民にとつても自らの解放という歴史的大事業の重大な一翼をなす革命的政治闘争そのものにほかならないのである。

ところで『解放の旗』(宇治雑文)では、われわれのこうした「プロレタリア革命の戦略的課題としての部落解放闘争」論に対して、「『部落解放闘争』をか

ーリニスト的二段階戦略によって基礎づけようとするもの」(同・二四頁)なるまったく見当はずれもはなはだしい「批判」をなげかけてみせるのであるが、これはカクマル自身がわれわれの「プロレタリア革命の戦略的課題としての部落解放闘争」という主張を手前勝手に「戦略目標化する」というふうにならして「理解」しているからにはほかならず、逆に自らの非論理的頭脳をさらけ出したものでしかないのである。従って、「スターリニスト的二段階戦略だ」などというはずれな「批判」は諸君の手許にそっくりそのままおかせしすることにしよう。もっとも似つかわしい諸君におかせしするというのが礼儀というものであろうから。

第三章 カクマル式部落問題(闘争)論の 反革命的本質

I 部落問題の原理的否定論

カクマルの帝国主義的差別理論体系のもつとも核心的原点でありその理論的骨格をなす部落問題否定論「解消論」についての検討からはじめよう。カクマルが日共スターリン主義の部落問題論の手法からおおいに学び、部落問題を「ブルジョアの諸権利の剝奪」の問題に矮小化することを基礎にして、狭山闘争・部落解放闘争の反革命的解体をくりひろげていることに示されるように、この領域でカクマルを足腰たたねほどたたきのめすことはきわめて重要な実践的意義をもつものといえる。

まず、カクマルの部落問題否定論「解消論」の簡単な骨子を示しておくこととつぎのとおりである。(1)、かれらの一貫した立場である「明治維新によって部落問題は解消した」というむきだしの解消論、これで部落問題の存続を原理的に否定(「部落問題解決完了」論)したうえで、(2)、「今日の独占資本にとって部落は必要ないものとなり、

部落問題として存在する基盤を失う」として資本主義の発展が部落(差別)問題を解消(「日帝による解決可能」論)するとし、(3)「国独資」のもとでは、以前からさほど重要でもなくいずれば資本主義の発展のなかで解消する運命にあった部落(差別)問題がもはや全面的に解消され、「国独資」にとって部落(差別)問題は必要なくなったとする「国独資における部落の形態転換」論、「国独資」段階論にもとづく部落問題否定論「解消論」という三つの手法が準備される。すなわち、かれらは、(1)で

「明治維新」ブルジョア革命」なる定式を拠りどころに「封建制の制度的解体」身分制の解体」↓「部落差別」ブルジョアの階級差別」論を導きだし、(2)でそもそも部落(差別)問題が帝国主義の体制的存立にとって不可欠の固有矛盾であること自体を否定し、これらを理論的前提としながら(3)で事実の問題、歴史的現実の問題としても部落(差別)問題を否定するまでに徹底化させているのである。

「国独資のもとでの部落の形態転換」論の批判的検討にはいるまえに、まず(1)の問題について簡単に整理しておくことにする。(なお、(2)の問題は(II)で詳論する)「解放の旗」・井間雑文ではこの点に関してつぎのよう

に述べられている。「封建的身分制度は、法的には、日本資本主義の成立を物的基礎とした天皇制・ボナパルティズム権力による「解放令」によって廃棄された。「部落」は身分的拘束から「解放」されたのである。このことのもつ結節点的意味をおささねばならない。このことは『部落』の身分に付随していた『就業上の特権(例えば皮革処理の特権)』からも同時に「解放」されたことを意味するのであり、未解放部落の人民は自由な労働力商品として労働市場になげだされたのであった。だが、遅れた上からの「ブルジョア革命」という日本ブルジョア革命のその特殊性に規定されて、未解放部落の人民は、その多くが直接資本のもとに吸収されることなく、『停滞的過剰人口』の温床として再編成されていったのであった」(「解放の旗」五九頁)

(a) ここでかれらは、「封建的身分制度の徹廃」という規定と「身分的拘束からの解放」という規定とがまったく同義語としておかれ、それらをペテン的に同列化・二重うつつしにすることによって、「封建的身分制度の撤

廃」がただちに「身分的拘束からの解放」を意味するごとく描きあげ、部落問題が身分的差別の問題ではないかのように主張している。しかし、歴史的現実そのものがなによりも雄弁に物語っているように、「封建的身分制度の撤廃」がただちに身分的差別の解消を意味するわけでは決してないのである。

部落問題の部落問題たるゆえんであり、部落問題の核心の核心たる身分的差別の現実を「部落問題」から追放・抹殺すること、じつはこの点にこそカクマルの主張の核心的「問題意識」のすべてが凝縮されて示されているのであり、かれらはこのことを「論証」するためだけに「部落問題」を論じているにすぎないのである。われわれが、「部落問題」の今日的な再編的存続を原理的に否定するもの」と指摘するゆえんである。

(b) さらにかれらは、部落(差別)問題「身分的差別を否定するために、「法的解放」が「封建的生産関係の解体」や「身分的差別の解消」をもたらしたかのようなデタラメきわまりない主張をもちだしている。後述との関係でみればいっそう明らかになると思うが、「法的には」「解放令によって」「封建的身分制度は廃棄され」「身分的拘束から「解放」された」ことが、「未解放部落の人民が自由な労働力商品として労働市場に投げだされる」(「封建的生産関係の解体」)ことに対して、

「結節環の意味」をもつものなどといわれているように、「法的解放」はかれらの論理からすれば当然ただちに「封建的生産関係の解体」＝身分的差別の解消を意味するわけである。

この主張は、それ自体として法文解釈主義の最たるもの、従って唯物論的現実の觀念論的転倒でしかないばかりか、その歴史偽造をもふくめて「明治維新」とその「解放令」を最大限美化するきわめて悪質な部落問題否定＝解消論でしかないのである。

(c) しかもこの場合、「封建的身分制度の廃棄」と「身分的拘束からの『解放』」というかれらの主張をペテン的に基礎づけるために、明治維新によって成立した天皇制絶対主義がその支配体制構築の重要な生命線の要をなす部落差別の再編・維持のために、それ自体ペテンにしかすぎない形式上の「解放」をはかったということをも美化し、なんと「天皇制・ポナパルティズム・権力による『解放令』」などという破廉恥な歴史偽造をやつてのけるのである。

徳川幕藩体制の打倒＝明治維新をとおして成立した天皇制絶対主義権力は、資本主義の急速な発展（一八九〇年ごろ）に対応して、自らの内側からブルジョアの限に改編しつつ、遅くとも明治三十一年（一八九八年）の限板内閣成立時にはブルジョア独裁の特殊形態としての天

皇制ポナパルティズムとしてみずから確立するのであって、カクマルのいうように一八七〇年代初期の明治政府がそうであつたわけではない。封建的諸勢力の残存、資本形成の未発達、したがってブルジョアジーとプロレタリアートの階級としての未形成などあらゆる側面からみて、それは天皇制絶対主義と規定させなければならぬのである。カクマルは「天皇制ポナパルティズム権力による『解放令』」と規定することによって、直接的には「封建的身分制度の解体」、本質的には身分的差別そのものの否定を「理論」的に「基礎づけ」ようと策動しているのである。しかし、かかるあさましい歴史偽造とペテンが通用するほどわれわれは甘くない。

(d) こうした部落問題＝身分的差別の原理的否定のうえにカクマルは、にもかかわらず部落（差別）問題の冷徹たる歴史的現実を否定しえず、「日本ブルジョア革命のその特殊性に規定されて、未解放部落の人民は、その多くが直接資本のもとに吸収されることなく、『停滞的過剰人口』の温床として再編された」という規定が機械的＝暴力的に接ぎ木されることになる。そもそも帝國主義段階論の立論を基礎に部落（差別）問題の歴史的規定性を確定するという論理的作業などとはおよそ無縁なかれらにとって、この程度の粗雑きわまりない「規定」が「歴史的規定性」にとつてかわられるということも理解

しえなくもないが、それとてあまりにもお粗末すぎて話しにもならない。しかもこの「規定」とて、部落問題を「『停滞的過剰人口』の温床として再編された」ものという一般的な、したがって無内容な超歴史的規定に矮少化することによって、部落問題の核心問題たる身分的差別の今日的な再編の存続の問題を無視・抹殺していることにはかわりないのである。

(f) こうした主張のうえに、「解放の旗」ではさきの引用のあとに、「かかる歴史的過程を結節点におさえて、今日の、労働市場においてふだんに再生産される相対的過剰人口の存在形態を、国独資下における種々の政策との関係で明らかにし、部落人民の多くが強いられる生活苦の根拠を明らかにしていかなばならない」（同・五九頁）とただちに接続されていくことから明らかのように、部落差別問題の再編の存続の歴史的根拠を帝國主義段階論を基礎に、日帝の歴史的・構造的・特殊性を具体的に明らかにしていくなかで確定するという部落問題の歴史過程の把握の問題がここでは完全に彼岸化されているがゆえに、「国独資の種々の政策との関係で相対的過剰人口の存在形態を明らかにすること」がそれにとつてかえられてしまうことになるのである。

したがってここでの問題は、第一に、もっともらしくのべたてられるカクマルの「国独資」論そのものが帝國主義

段階論の欠落した「国独資段階」論でしかなく、第二に、この「国独資」論にもどづく部落問題論も、部落問題の歴史的根拠やその現在の意義を明らかにするものではなく、せいぜい政策一面主義的な矮少なシロモノでしかないばかりか、第三に、その理論的・実践的目的が身分的差別＝部落問題の全面的解消・解決を「基礎」づけるというところにすえられるといった悪質きわまりないシロモノでしかない。

これらの諸問題については、さらに次節でたちいって検討し、その反動的本質を無慈悲に暴露していくことにする。

II 「国独資のもとでの部落の形態転換」論のマヤカシ性

さて、「解放の旗」では、これまで明らかにしてきたような部落問題の物質的基礎とその歴史的根拠に対する没理論的理解と「分析」のペテン性のうえに、部落問題否定＝解消論をいっそう露骨に、しかも最悪のかたちで純化させ、その反革命的な実践的結論を導きだしている。

そこでは、「国独資下の『部落問題』」「国独資下における相対的過剰人口の「一存在形態」というそれ自体無内容な規定がかまびすしく乱発されてはいても、「国独資」論じたいの積極的展開のなかで部落問題の歴史の根拠やその現在の意義を明らかにしていくといった姿勢は最初から彼岸のもとにおかれ、それにかわって差別的悪意と反革命的憎悪にみちみちたかすかずのデマゴギーが、「国独資のもとでは……」という欺瞞的飾り文句によって「合理化」されながらもちだされていくにすぎないのである。わずかに「まとも」な体裁をたもっているのが、『反革命通信』三〇〇号の「大道」雑文であるが、それとてそのお粗末さ加減といったら話にもならないほどの低水準ぶりなのである。

いくぶん「遠回り」になるかもしれないが、さしあたってこの「大道」雑文の批判的検討からとりかかっていることにする。その要点をかいつまんで示すと、つぎのとおりである。

①「狭山差別裁判デッチあげにみられる、ブルジョアの支配秩序の維持のための部落差別の利用ということがらは、国独資下における部落の存在を社会的・物質的基礎にしているものにはかならない。政府支配者階級は、狭山事件以降、……かかる部落差別の社会的・物質的基礎をより反動的な形で解体し再編しようとしてきた」（「国

独資による部落差別の解体・再編」論）

②そのために、「（政府支配階級は同対審査申と特措法によって）部落問題をブルジョアの同和政策によってブルジョア民主主義にもとづく統治・支配秩序の下に組み込んでいく」（「部落問題のブルジョア民主主義への組み込み」論）とともに、

③「経済的には……農漁村の部落に点在する零細経営を解体・破壊して、低賃金労働力を必要不可欠とする労働市場に送りだしていくという「廃業」政策を唱え」（「部落零細経営の解体・破壊」とそれをつうじての「低賃金労働力の確保」論）ていること。

④その背景要因として、「労働市場の階層的構造の多様化にともなう若年労働力の不足」があるとし、かくて「国独資にとって不可欠な賃金抑制政策を保証する安価な労働力を確保していく上でも、その固定的な供給源として部落を形態転換させつつ温存していくことが必要となっている」（「部落の低賃金労働力のプールとしての温存」論）——これらが「国独資のもとでの部落の形態転換」と称してくり上げられている主張のすべてである。

この「国独資のもとでの部落の形態転換」論の第一の問題点は「国独資における」とか「国独資のもとでは」ということがことさらのように強調されていることとな

かに、国家独占資本主義への万能化幻想と度しがたい美化論が暗黙のうちに想定されていることである。そもそもかれらは、レーニン帝国主義論は現代ではすでに通用

しないものという立場から国家独占資本主義を資本主義の新らたな段階または亜段階のようなものにまで祭り上げ、「恐慌を回避することができる」、「植民地体制の不要」な、「帝国主義戦争が不可避ではない」資本主義の新しい段階がきたという国独資万能論をくりひろげているのであるが、こうした国独資万能化幻想を振り所に「部落問題の全面的解消・解決」をデッチあげることがここでの主要なかれらの「問題意識」にほかならない。「形態転換」論の核心的意図がなによりもこの点にこそあるということをおさえてかかることが重要である。

したがって第二の問題点は、「部落差別の社会的・物質的基礎をより反動的な形で解体し再編しようとしてきた」とか「部落を形態転換させつつ温存していくことが必要となっている」、さらには「政府支配階級の部落政策の展開ゆえに、国独資下での低賃金労働力の社会的プールとして部落は温存される」というように、帝国主義にとつて部落差別の物質的基礎はおろか部落差別の現実じたいを「解体」したりすることは絶対にできないということを否定し、帝国主義の恣意的・人為的政策によつ

て部落問題が「必要」に応じて「温存」されたり、「解体」されたりするかのよう主張されていることである。

低劣な「国独資」の政策万能論ではある。

第三の問題点は、カクマルが部落問題の「再編」とか「温存」ということを語る場合、明らかに部落差別問題を換骨奪胎し、その差別問題としての独自性、部落問題の部落問題たる根拠を否定するためのきわめてペテン的な擬装でしかないということである。

まずかれらは、日帝の「同対審査申」の「残る問題は部落問題だけで、この問題の解決なしに日本は民主的國家とはいえない。部落問題は日本の恥部である」という箇所を肯定的に引用しながら、「政府支配階級は」部落問題をもとづく統治・支配秩序のもとに組み込んでいく」というデタラメきわまりない主張を結論づける。これは単に日帝の七〇年代部落差別政策の集大成として、それ自体きわめて重大な歴史的攻撃を意味する『同対審査申』に対する賛美論であるということにとどまらず、部落問題のひとつの重要な側面をなす政治的・法制度的・社会的諸差別現実の「ブルジョア民主主義」への全面的解消論である。この主張の反革命性、犯罪性は、なによりも日帝・寺尾の石川氏への暗黒の差別判決をみればいっそう明らかである。

さらにもうひとつ、ここでの重要な問題を暴露しておく必要がある。それは、部落産業の破壊の問題が単に「若年労働力の確保」―「低賃金プロレタリア化」という観点からのみ論じられ、それが日帝による部落問題の解決をストレートに意味するものとして語られていることである。

だが現実に行進する事態はカクマルの主張とはまったく逆である。たしかに、日帝の戦後の発展―高度成長過程で若年労働力の確保のための農村破壊―農村人口の部分的都市流出がひきおこされたことと対応した作用が部落民に対しても部分的にはたつき、劣悪で不安定な条件のもとで差別的に資本家的生産に従事する部落民が生みだされたことは事実ではあるが、それもこんにちの日帝の体制的危機の破局的深化のもとで完全に空中分解をとり、体制的危機にともなう矛盾の部落民への犠牲的転嫁というかたちをとりながら、部落内の伝統的産業、生業、零細農漁業の廃業―切り捨て、失対事業の全廃化、就職差別・首切りの激発による失業・半失業の未曾有の増大という深刻な事態となって現実すでに進展しているのである。

重要なことからは、かかる事態が部落差別の拡大・再生産、あるいは部落そのものの拡散・再編という事態と結合して進展しているということである。日帝の七〇年

らの反動的のりきりをはかるといふきわめて反革命的な歴史的重大攻撃なのである。

ところがカクマルにおいてはこうした現実的事態の総体が「アクロ派のパラノイアの妄想」として罵倒・中傷の対象でしかないばかりか、日帝の「同対審査申」とそれを要とする七〇年代部落政策を「部落零細経営の解体―破壊」―「低賃金労働力の確保」とすることによって最大限美化してしまうことになるのである。したがって、かかるものとして論じられる部落問題の「再編」とか「温存」ということからは、それ自体まったく無内容をアリバイ的のりがれすぎず、部落差別攻撃の日帝のアジア侵略のもとでの深刻性、重大性を否定するための卑劣な擬装工作でしかないのである。

以上が「大道雑文」でくり上げられている「国独資のもとでの部落の形態転換」論の概要とその批判的問題点である。これらの点をしっかりと確認したうえで、さらに「解放の旗」（井間雑文）にたちかえって論をすすめていきたい。

代部落差別政策の基軸をなす「同対審査申」攻撃とその決定的環である部落産業の破壊の問題を論じる場合、この点をこそなによりもまっさきに明らかにすることが重要なのである。カクマルのように「若年労働力の確保」であるとか「低賃金労働力」問題という側面からのみ「二面的」に解説して美化するわけにはいかないのだ。

いいかえるならば、こんにちの日帝の部落差別―人民分断政策は、①帝国主義の体制的危機のりきりのための国独資的諸方策が完全破綻に達し、その矛盾の爆発的顕在化としてのインフレ、不況、資源問題などの諸矛盾を部落民に犠牲的に集中転嫁し、部落民の生活・生業の破壊と搾取・収奪の強権的強化、②帝国主義的融和イデオロギーの流布と部落解放闘争の反動的解体と部落民のたたかう糾弾権などの剝奪、③これらを物質的―イデオロギー的前提とした部落民への直接的差別迫害の日常的激化、「国民融和」の排外主義的煽動を通して、労働者人民をアジア侵略・侵略体制、ポナバルティズムの国内支配のもとに総動員し、分断的統治していくもの、こうした諸現実の総体として理解されなければならず、したがって「同対審査申」はこうした日帝の七〇年代部落政策の政策的要として、それ自体部落差別を拡大・激化させ、部落解放闘争と革命運動との歴史的合流をあらかじめ予防反革命的に切断することによって、体制的危機か

A 「部落問題」生活苦と市民的権利剝奪」論

さて、「解放の旗」（井間雑文）では、「大道雑文」の「国独資における部落の形態転換」論をその拠りどころとしながら、否それをいっそう極端に、いっそう反動的に「深め」ながら反革命的差別理論体系の仕上げにとりかかる。ここでは、かつてのさまざま色あいの「理論的」粉飾と擬装のためのペテン的努力すら放擲されてしまし、ただそれにかわって部落民と部落解放闘争へのむきだしの差別的心情と敵対的憎悪のみが異常に浮きだっているという恐るべきシロモノである。また、それが「内容」の粗雑さと低水準さをカムフラージュするといふところに、この記念碑的差別雑文集の唯一にして最大の「実践」的意義があるのであるが。

『解放の旗』でくりひろげられる部落問題解消論（形態転換論）の等一の特徴点は、もはや紛れもないかたちで部落差別の現実、部落問題の部落問題としての存在を否定してしまっているということである。この点に関して、かれらはじつに鮮やかに語ってくれているのでまず引用から紹介していくことにしよう。

「未解放部落、それは国独資下における相対的過剰人

口の一存在形態として、資本制社会の政治経済構造に規定されたものとして、存在する。かかることを物的基礎として、生活苦と市民的権利の実質的剝奪という事態は生みだされる。ここに「部落問題」が「部落問題」として提起される。したがって、それは学生・農民・労働者等とは区別された一つの階層（身分的紐帯で結ばれ他とは区別された階層）の問題とはいえない。「部落民」問題ではないのだ。「部落問題」が「身分問題」ではないという意味はここにある」（同・六〇頁）

引用すべき箇所はほかにもたくさんあるが、これだけで充分である。これは内容的に誤まっているということ以前に、部落問題へのかかわりの姿勢そのものからして革命的、差別的なものでしかないことがじつに端的に示められている。そもそも部落差別の現実がそのままの具体的現実、現実的実体として措定され認識されていない、というよりもむしろそれらを否定・無視するためのみ、「部落問題」がとやかく「語ら」れもて遊ばれているにすぎないのである。それは、「部落問題」身分的差別問題」という本質的・核心的側面をうけいれてしまうと、①差別糾弾のたたかいを自らの血債にかけて自己批判的に貫徹しなければならなくなるばかりか、そのことがカクマルの七〇年代反革命総路線の崩壊に直結してしまうこと、②直接的には、自らの教々の差別暴言に

対する糾弾への水路をひらいてしまい、糾弾の正義性・正当性をいっそう広汎に生みだし、狭山闘争（部落解放闘争）のなかで党的死滅をしかねないこと、この二点に對する底なしの恐怖が根底によこたわっているからにほかならない。これが第一の問題点である。

内容的にみても、その意図するところはいっそう明らかである。ここで「部落問題」として「規定」するためにいわれていることがらは、①「国独資下における相対的過剩人口の一存在形態」ということと、②これを「物的基礎」とする「生活苦と市民的諸権利の実質的はく奪」ということとのふたつである。こうした無内容を抽象論が「部落問題の本質規定」などと称してしたり顔で論じられているのだからあいた口もふさがらない。

後論の展開のなかで詳しく明らかにするつもりであるが部落問題の本質規定としてそれを論じる場合、そこでは次の諸点が最底明確にされなければならない。すなわち①部落および部落差別の歴史的起源の問題、②日帝（帝國主義）と部落問題との固有の結びつき、相互の特殊歴史的結びつきの構造（部落差別の今日的存続の意義）、③部落民あるいは労働者人民双方にとつての部落問題の今日的存続の主体的根拠にかかわる問題、これらの諸側面の事柄を統一的に明らかにしなければならないのである。

る。「部落問題の本質規定」といつてもそこに含まれる内容はきわめて多岐にわたっており、どれひとつを欠落させてもそれは誤りなのである。

ところがカクマルの主張はどうかといえ、さきに表示したようにこれらのすべてが対象領域から放擲され、「国独資における相対的過剩人口の一存在形態」だとか、それをいくぶん「具体化」させた「生活苦と市民的権利の実質的剝奪」といったようなおよそ部落問題としての独自の意義やその歴史的・本質的根拠を明らかにするといふにはあまりにも無縁な、あまりにも粗雑な規定がなされているにすぎない。「タテマエは狭山闘争推進、ホンは中核解体」なる邪悪な反革命的政目的からだけ狭山闘争への介入を試みたばかりに、部落問題についての「説明」をせまられることよって、逆に自分たちが部落問題や部落解放闘争について一片の積極的位置づけや解明の論理をもちあわせていないことが白日のもとにさらけだされてしまったのである。具体的に検討していこう。

1 「国独資における相対的過剩人口の一存在形態」について

もとより帝國主義段階における部落差別と部落（民）

問題の現実を明らかにする場合、部落民もまたプロレタリア人民とともに資本主義に固有の人口法則のもとに包摂されていることは粉れもない事実であり、この理論的前提を欠落させてしまえば帝國主義段階論そのものもなりたないばかりか、日共式「封建遺制」論への転落もまた不可避である。問題は、資本主義の最高の発展段階である帝國主義においてこうした人口法則がどのような形態において貫徹されるのか、帝國主義段階における資本の労働力獲得の様式じたいの変容のなかで部落民が帝國主義にとつてどのように位置づけられていくのかというところを、帝國主義段階論の立論を導きの糸として日本資本主義の歴史的特殊性の解明をも媒介としながら具体的内容的に明らかにしなければならないということにある。

ところがレーニン帝國主義段階論を構造改革右派的立場から反革命的に改作「解体したカクマルには、そもそもこういう認識などありえようはずがない。それゆえ、マルクス『資本論』からの無媒介的引用で「部落問題の本質規定」がなされたと浅薄かにも思いこんでしまうのである。いいかえれば「相対的過剩人口の一存在形態」という規定の無内容性、空論性は、カクマルが日帝（帝國主義）と部落問題の特殊歴史的結びつき、部落問題固有の歴史的特質の問題を完全に否定・捨象し、「相対的

過剰人口」というそれ自体としては部落問題の独自の特殊の意義を明らかにすることのできない原理論的概念が無原則的に、無媒介的に語られていることに最大の根拠を有するものである。部落民を経済学的範疇の問題として「相対的過剰人口」の一構成部分として位置づけることが可能である（帝国主義段階論を基礎としてはじめて可能）ということ、部落問題それじたいを「相対的過剰人口」問題一般とすることはおのずから別問題なのである。

「国独資における」といえばそれで部落問題の歴史的特質を論じたことになるのではないかと、浅薄かにも信じこんでいるのかもしれないが、そもそも「国独資」論じたいの積極的展開のなかで部落問題の現在の意義も歴史的特質も明らかにすることもできないばかりか、帝国主義と部落問題との固有の結びつき（特殊歴史の結びつき）の問題すら明らかにすることもできないでは、それは単なる空論的飾り文句でしかないのであり、その理論的破綻性はすでに「大道雑文」批判の箇所を検討したように明々白々なのである。

結論。カクマルのここでの主要な「問題意識」は、部落問題の本質を規定する三つの主要な側面のひとつの柱をなす日帝（帝国主義）と部落問題との固有の結びつき、特殊歴史の結びつきの構造を否定し、部落問題を抽象的

・一般的・超歴史的な「相対的過剰人口」問題とすることによって、じつは部落問題の部落差別問題としての歴史的・本質的性格、部落問題の部落問題たる根拠である「身分的」差別の問題を否定・追放するということに唯一存在しているということである。以上が第二の問題である。

2 「生活苦と市民的諸権利の実質的

剝奪」という規定について

しかもカクマルの場合、「国独資における相対的過剰人口の一存在形態」である部落民は「国独資の発展」労働市場の階層的構造の多様化にみあった形で低賃金労働者としての存在を強制」されるわけであるから、部落問題は低賃金労働者としての「生活苦と市民的諸権利の実質的剝奪」、具体的内容としては「生活と労働の過酷さ、悲惨さ」という超一般的概念に仕立てあげられてしまう。

もとより、「生活苦」「市民的諸権利の実質的剝奪」や「生活と労働の過酷さ、悲惨さ」という事態が、部落差別の諸現実の総体のなかでその深刻な側面のひとつをなす問題であることは明らかである。だが、この一点からのみ部落問題を規定するとしたら、それは部落問題の事実上の否定、あるいは無視抹殺にほかなるまい。

具体的にみていこう。カクマルの「生活苦と市民的権利の実質的剝奪」論の第一に意味するものは、かれら自身、「部落民」問題ではない、「身分」問題ではないとあえて断言しているように、部落問題の根幹の核心である部落民問題としての本質をきわめて反動的に解体していることである。

いうまでもなく部落民みずからにとつての部落（差別）問題とは、帝国主義の部落民に対する階級支配と収奪の具体的貫徹形態そのものであるばかりか、労働者人民の帝国主義の差別―分断支配・攻撃への歴史的屈服とその必然的帰結としての部落民への差別迫害であり、従つてそれは、部落民への政治・社会・経済・イデオロギーの全社会的領域にわたる差別的束縛、全社会的・全人格的抑圧として現実化する事態にほかならない。このようない意味で、部落（差別）問題とはまずなによりも部落民問題であること、この点をこそ核心的におさえるべきことが明確にされなければならない。カクマルは「部落問題」を「生活苦」や「市民的諸権利のはく奪」というような超一般的な、したがってまったく無内容な規定に矮小化することによって、部落問題の核心的側面のひとつをなす部落民問題としての契機を反動的に解体してしまうのである。

の第二の意味するものは、部落（差別）問題の部落民問題としての核心を解体したうえで、プロレタリア人民の血債の実践的貫徹のためのたまたかの前提的作業をなす部落問題が労働者人民自身の問題にほかならないという認識を反動的に解体していることである。

いうまでもなく労働者人民自身にとつての部落問題とは、日帝の体制的存立と延命のための不可欠の生命線的要素として温存、再編、再生産されてきた部落差別が労働者階級人民のそれへの屈服をとおして固定化されひとつの物質力を獲得してしまっているということにほかならない。いいかえれば、労働者階級人民が帝国主義の差別―分断支配のための攻撃にたいしてたえず歴史的屈服を強いられ、部落民への差別迫害への直接的担いでとさえされてきたというそれ自体として冷徹な現実が、一方では労働者人民と部落民との間にぬきさしならない否定的敵対関係をつくりだすと同時に、他方ではそのことが帝国主義の階級支配の「安全弁」としてさえ機能することによって、部落差別そのものが日帝の階級支配にとつてひとつの重大な物質力を獲得してしまっているのである。

まずなによりも部落差別問題をこうしたものとして正しく主体的に措定することこそ、労働者階級人民のみずからの窮極的解放の課題たる日帝打倒―革命的共産主義

の歴史的勝利のための欠くことのできない普遍的認識をなすとともに、それ自身が血債の実践的貫徹のためたたいにとつてきわめて重要な前提的認識をなしているのである。

ところが、ここにおいてもカクマルは、部落問題を「生活苦」や「市民的諸権利の実質的はく奪」なるものにつくりかえることによって、こうしたプロレタリア人民の自らの階級意識の内実にかかわる普遍的認識をすべて解してしまい、経済主義的、改良主義的、したがって当然にも排外主義的、差別主義的なそれへと矮少化してしまふことになるわけである。

このようにカクマルの「生活苦と市民的権利の実質的はく奪」論は、部落民自身と労働者階級・人民の双方にとつての部落問題の主體的統一の把握の作業を解体することによって、ひいては部落解放闘争の部落民自主解放性の問題と労働者階級・人民の血債の実践的貫徹の問題、これらの場所的統一の構造などのすべてをことごとく解体してしまふという恐るべき反革命的主張にほかなるのである。

B 部落民の存在抹殺論

『解放の旗』（井間雅文）で展開される部落問題解消

働者』が、労働者であるにもかかわらず、その自己の階級的存在それ自身にふまえることなく、身分的紐帯なるものを想定することほど悲劇的なことはないではないか（同・五八頁）

(1)、まずカクマルのこの文章に対する具体的内容的批判にはいるまえに、批判の前提的作業として次の点について確認をしておきたい。この文章の「前提」あるいは「前置き」的に語られている「未解放部落の人民はその経済的基盤を同一とする階層をかたちづけているわけではない」、「『部落民としての自己』が自立的に存在するわけではない」という主張、これらは一般論としてはいずれもまちがっているわけではない。

前者は、「経済的基盤を同一とする階層をかたちづけているわけではない」としながら、では部落問題が積極的に位置づけられるのかと思えばまったくそれとは正反対の結論が導きだされていることであり、後者は、「部落民としての自己」が自立的に存在するわけではない」という一般論を理由にして、部落民の存在じたいを否定しているところ、これらの主張の欺瞞性・マヤカシ性が横たわっているのである。全体の文章からの連関性のもとでとらえかえしたときはじめてこの「前提」の欺瞞性もまた明確となるのである。

(2)、このことは、「経済外的モメントによる階層の成

『否定論（形態転換論）の第二の特徴点は、前項で明らかにしたことがらのいわば理論的実践的帰結としての「部落民の存在抹殺」論ともいべき主張である。すなわち「国独資下における部落の形態転換」論の最大の結論であり、カクマル式部落問題解消論から導きだされる最悪の実践的結論としての「部落民としての部落民」追放論である。

「今日の『部落問題』は国独資下の『部落問題』であって、かかる物的基礎にあつては、『労働者としての自己』とは切断された『部落民としての自己』が自立的に存在するわけではない。あくまでも『未解放部落』の労働者」として存在するのである」（同・五二頁）

「未解放部落の人民は、その経済的基盤を同一とする階層をかたちづけているわけではない。今日ではその七〇%が賃労働者であるといわれている。かかる階層分化において、なおかつ、未解放部落の人民を一つの層として規定するものは何か。それは経済外的紐帯以外ありえない。経済外的紐帯すなわち、身分差別をうけている一つの『身分』としての紐帯であり、これこそ『封建遺制』論のもたらすものにほかならない。だがもはや経済外的モメントによる階層の成立ということ自体、国独資下における革命の実現にむけた、その権力の担い手の分析としては誤謬なのである。急増する『未解放部落の勞

立ということ自体…分析としては誤謬」「身分的紐帯なるものを想定」という後につづくこの文章の結論的内容をみることによつて決定的に明らかである。

つまりここでカクマルは、「未解放部落の人民はその経済的基盤を同一とする階層をかたちづけているわけではない」という至極当然の「前提」にたち、身分的差別部落問題の積極的位置づけを行うかのようにみせかけながら、しかしただちに「経済外的身分的紐帯による階層の成立」も「誤謬」であり、「身分的紐帯」は「想定」でしかないと一八〇度逆転した結論を導きだすのである。

しかし、はたしてカクマルの主張するように「経済外的身分的紐帯による階層の成立」は「誤謬」であり、「想定」でしかないのであろうか。この点に関して、この規定のマヤカシ性を徹底的に暴露するためにもわれわれの位置づけとの比較においていくぶんついで検討してみることとする。

部落あるいは部落差別問題の今日的存続の歴史的質的根拠とは、つぎのような諸契機の統一的把握として明らかにされなければならない。

①日本資本主義の形成発展の時期が世界史的な資本主義の帝国主義段階への段階的推転期に照応し、日本資本主義における資本の原始的蓄積過程じたいが金融資本

的蓄積様式をもって遂行されたことを基底の動因にして封建的生産要素・諸関係が充分解体されることなく過小農制に依拠した寄生地主制、前近代的家内工業の広汎な残存としてあらわれ、これが慢性的過剰人口を形成していくばかりか、帝国主義の収奪の基盤＝資本蓄積の基盤として再編的に維持されていく。部落民もまた他の非資本主義的諸階層とともにその特殊な実体的構成要素として温存・再編・再生産されていくのであり、それゆえ今日のにも部落問題＝身分的差別として厳存しているのである。そしてまた帝国主義は再生産されるこうした慢性的過剰人口を基礎として労働者階級人民のなかに重層的な階層的分断をつくりだし労働者階級への労働強化＝強搾取を実現するとともに、労働者階級人民総体への大衆的収奪機構をもつくりだしていったのである。【部落問題の段階論的規定性】

②明治維新时期を通して典型的なブルジョア革命をへることのないまま絶対主義統治形態＝天皇制絶対主義の内部分断からのブルジョアの改編として天皇制ボナパルティズム権力が形成され、後進資本主義としての日帝の急激な資本形成に伴う諸矛盾と抬頭するプロレタリアート人民に対する政治反動の不可分の一環として（ボナパの圧制から生起する諸矛盾と危機の予防革命的装置として）部落差別＝人民分断支配体制を維持・再編・再生産した

成しているものでありながら、階級支配一般とは明らかに異質の構造をなすものとして「身分的」差別と規定しうるのである。【部落差別の歴史的起源とその再編的存続の問題】

われわれは部落差別問題の今日的存続の歴史的＝本質的根拠を以上の問題の統一の把握として明らかにする。こうしてみるとカクマルの「部落問題は身分差別問題ではない」とか、「経済外的＝身分的紐帯による階層の成立は」「誤謬」であるとか「想定」ではないかという主張の反動性、差別性（没理論性）もまた明らかだといわねばならない。

即ち、カクマルにおいては、①帝国主義段階における資本主義の特殊な在り方に規定されて、日帝が帝国主義としての体制的延命と搾取・収奪機構の確立のために部落民を他の非資本主義的諸階層とともに慢性的過剰人口の一部としてたえず再生産するばかりか金融資本的収奪の対象とさえることによって、部落差別を温存・再編し、部落民を政治的・経済的・社会的・全人格的に他の労働者人民とは明らかに異なった条件につなぎとめるといふ帝国主義のもとでの身分的差別の現実が事実の問題としてまったく否定されてしまい、②かかる日帝の人民分断＝部落差別に労働者人民が屈服し、労働者人民内に歴史的に差別的腐敗が蓄積されることによって、「一

こと。【国家論的・統治形態論的規定性】

さらにこのことを日帝のアジア侵略＝支配との関係で明らかにするとすれば、日本資本主義はその特殊歴史的な位置と構造ゆえに、帝国主義としての自己の形成・確立・延命のためにはアジアを自己の生命線として維持するとともに、国際帝国主義によるアジア支配の失兵＝番大帝国主義として自らを位置づけなくてはならず、そのための国内支配体制を「恒常的なアジア侵略体制」というべきものとして形成し、その決定的一環として部落差別＝人民分断政策を必要としたのである。【日帝の世界支配に基づく問題】

③現代の部落差別は、「エタ・非人」に対する経済外的・政治的強制を媒介として封建的身分関係・封建的生産関係を維持するという封建制社会の身分差別に歴史的起源をもちながらも、今日的には帝国主義の体制的存立と延命のために、帝国主義の独自の再生産構造によって維持・再生産されるとともに、その基礎のうえにアジア侵略と人民分断支配の生命線的要として積極的に動員されている。しかしかかる階級の基礎の相異にもかかわらず、両者は部落民を政治的・経済的・社会的・全人格的に束縛し拘束するという点できわめて類似していること。かかる意味で部落差別は、帝国主義による労働者階級人民総体に対する階級支配を貫徹していくための一環を形

般民＝部落民」という否定的対立関係が生みだされているという部落差別の現実も、これらすべてが完全にひっくりかえされ、「部落民の想定」にしかすぎないものとされてしまうのである。

(3)、かくて本質論的レベルで部落問題の厳存それ自体を否定したかれらは、そのうえで「国独資の発展＝労働市場の階層的構造の多様化にみあった形で部落人民に低賃金労働者としての存在を強制」するというように、「経済的基盤を同一とする階層をかたちづくっているわけではない」部落民が「階層分化」によって賃労働者化し、かくて「部落問題」は跡形もなくきれいさっぱり解消される、と主張する。これは、日帝の戦後の発展＝高度成長経済過程での部落（部落民）の部分的流動と分解状況のことをさしていると思われるが、このカクマルの主張ほど自らの非論理的思考、現象論的事態への完全なる拝跪を自己暴露したものはない。

すでに明らかにしたように、日帝の戦後の発展＝高度成長経済過程で若年労働力の獲得のための農村破壊＝農村人口の部分的都市流出がひきおこされたことと対応した作用が部落民に対しても部分的にはたらく、劣悪で不安定な条件のもとで差別的に資本家的生産に従事する部落民が生みだされるようになったということは現象的事態としてはそのとおりである。だが、ここからカクマル

のように「部落人民の階層分化」↓「部落民の賃労働者化」↓「部落問題の全面的解決・解消なる解消論的結論を導きだすわけにはいかないのだ。

第一に、たとえ百歩譲ってカクマルの主張するような「部落人民の階層分化」↓「部落民の賃労働者化」という図式が正しいものと仮定してみたとしても、それではここで部落民労働者が部落民ゆえの差別をうけているという現実はどうなるのか、部落民労働者が他の一般労働者と同じように差別をうけることなく就業しうるものなのか、という当然の疑問がわいてくる。これに対してカクマルのいつていることは、「生活苦や労働苦に差別がある」「低賃金や労働条件のちがいに差別がある」というものでしかないのである。

第二に、これが決定的なことがらにほかならないが、「部落人民の階層分化」↓「部落民の賃労働者化」↓「部落問題の全面的解消・解決」というきわめて単純にして平和主義的・経済主義的図式が、なによりも冷厳な「唯物論的現実」によって完全破綻を余儀なくされてしまっていることである。三〇年代的危機へのラセンの回帰という世界的事態のなかで体制的危機をいよいよ深める日帝の、危機と体制的矛盾の部落民への犠牲的集中という現実、生活・生業破壊、失業・半失業の未曾有の増大という現実によって、カクマルの平和主義的・経済主義的

「現状認識」と解消論的願望は無慈悲にのりこえられてしまったのである。このことは、日帝（帝国主義）にあって部落問題が「解消」したり「解決」したりすることができない体制的問題にほかならないことを、なによりも端的に示す事態であるばかりか、カクマル式「部落問題解消」論の「体系」的崩壊をも確実にもたらさずにはいない決定的現実なのである。いずれにせよ、カクマルのこうした現象論的図式は事実によって裏切られる運命にあるわけである。

(4) かくて、いよいよカクマルはこれらの主張のいつさいの結論を導きだそうとする。いわく。「労働者としての自己」とは切断された「部落民としての自己」が自立的に存在するわけではない。あくまでも「未解放部落の労働者」として存在するのである。「経済外的な紐帯たる『部落差別のしっくり』」身分的紐帯で結ばれた階層としての「部落民」すなわち「部落民としての部落民」と想定」（同・五九頁）

要するに、「部落民としての自己」が自立的に存在するわけではない」というもつともらしい一般論を理由にして、じつはカクマル自身が「部落民としての自己」と「労働者としての自己」を対立的に描きだし、前者を否定・空無化させることによって、「あくまで未解放部落の労働者として存在する」などと結論づけているので

ある。

この場合、「未解放部落の」という規定はこれまでの展開ですでに明白なようにまったく無内容なアライバイ的飾り文句でしかなく、積極的な意味内容をもつものではないのである。したがって、カクマルの本来の意図は「『部落民としての自己』が自立的に存在するわけではない」↓「（未解放部落の）労働者として存在する」ということ、つまり、「『部落民』すなわち『部落民としての部落民』は想定」でしかないということにあることは明々白々なのである。われわれが、「部落民としての部落民の追放」論、「部落民の存在抹殺」論と命名するゆえんである。だが驚くべきことに、これがカクマル「部落問題」論の唯一にして最大の結論と到達点にほかならず、かれらの「国独資下における部落の形態転換」論のアルファでありオメガなのである。

そして、かかる恐るべき反革命的主張をただひとつの心情的思想的拠りどころにしながら、「部落第一主義」「被差別者迎合主義」などの差別主義的非難と悪罵をふりまき、部落民と部落解放闘争への反革命的敵対と闘争破壊、白色襲撃の論理を合理化しようとするのである。反革命差別集団として全人民的非難と断効を浴び、狭山闘争から叩きだされたとしても、それはまったく正義にかなった当然の仕打ちにほかならないのである。

III 部落解放闘争と部落民の

自主解放闘争の反革命的

解体論

『解放の旗』・井間雑文ではその駄文の最後の部分で「部落解放闘争とプロレタリア解放の關係」などというもつともらしいタイトルをつけて反革命差別理論の「体系」の実践的結論を導きだそうとする。すなわち、部落解放闘争と部落民へのむきだしの反革命的、差別的心情をあらわにしながら、部落解放闘争と部落民の自主解放闘争の反革命的解体とそれへの敵対の口実と論理を「基礎づけ」ようというのである。したがって、この領域においても他と同様にこれまでのかれらのどの主張よりも悪質きわまりない差別理論が一片の恥じらいも見せることなく、その反革命的心情のおもむくまま綴られているものでしかなく、理論的批判の対象とすることさえ躊躇するような差別的悪意にみちみちたものなのである。

まずさしあたって、かれらの「部落解放闘争」論なるもの簡単な特徴点を「井間」雑文から整理して列挙しておく。

(a) 部落民の自主解放闘争否定・解体のための「『部

落民としての部落民』の運動の想定」論、部落解放闘争の主体からの「部落民としての部落民」追放論、「同一身分たる『部落民』としての同一性にもとづく闘い」否定論

(b) 経済主義的・改良主義的規定としての「部落解放闘争」現代社会に生起する『市民的諸権利の實質的剝奪』という『部落問題』に対する大衆運動」論、「政府の政策反対闘争」としての「政府の部落対策との対決」論、「ブルジョアの権利獲得闘争」論、組合主義的規定としての「労組運動の一環」論

(c) 部落解放闘争への理論以前の「部落第一主義」「非マルクス主義的発想」なる差別主義的非難。

(d) 以上の三点から組み立てられたプロレタリア革命と部落解放闘争との戦略的結合の否定のための「プロレタリア革命の端初的任務」論、部落民の自主解放闘争の追放と組合主義的「労働者階級主体」論を両契機とする「部落解放闘争とプロ革の内的結合」論、あるいは「階級闘争の一環」論

以上の諸点は相互に密接に関連しながら、カクマル式「部落解放闘争」論の骨格的基軸としてほぼ定式化された見解といつてよい。井間雑文ではこれらの主張を基本的拠りどころとしながら、あるときは「解同批判」、またあるときは「日共批判」の名をかりて反革命的「部落

解放闘争」論をくりひろげるのである。

さて、具体的な批判のための作業にとりかかろう。井間雑文でくりひろげられる「部落解放闘争」論の第一の問題点は、部落解放闘争の部落解放闘争たるゆえんであり、部落解放闘争を根源的に規定する基底的契機たる部落民の自主解放性の問題が決定的なまでに否定されつくされていることである。

引用を示すことがもつともつ取り早いので、まずこれらの主張からみていこう。

(1)「革命実体的にみるならば、部落解放闘争の主体を、いわば経済外的な紐帯たる『部落差別のしつこい』——身分的紐帯で結ばれた階層としての『部落民』すなわち、『部落民』としての『部落民』を想定し、それによる運動として、部落解放闘争を考へてはならない」(同・五九頁)

(2)「『部落民』という身分的層が存在し、その層による運動とすることは、ほかならぬ資本主義社会の「外」の階層を想定することであつて、かかる階層と労働者階級との関係論議がなされていくことになる。『部落民』としての『部落民』の運動の想定、かかる非マルクス主義的発想」(同・五八頁)

(3)「なぜなら、部落解放闘争の主体は、『部落民』としての『部落民』ではなく、未解放部落の労働者をも内包した労働者階級にほかならないからである」(同・六一頁)

(4)「だが、ともかく部落解放運動はそれ自身を資本主義社会における一定の階層としての運動として考えることは誤謬(——謬)なのである。確かに、部落解放闘争は国独資下における相対的過剰人口の一存在たる『被差別部落』の人民に対する市民的権利の實質的剝奪に対する闘いであるといふことはできる。だがこれは、同一身分たる『部落民』としての同一性にもとづく闘いではありえない。階級的実体構造の同一性を基盤とした運動として成立するものではなく、現代社会に生起する『市民的諸権利の實質的剝奪』という『部落問題』に対する大衆運動として考へていかねばならない。そして問題の核心はこの『部落問題』をプロレタリアートは(『未解放部落の労働者』はプロレタリアートの立場に立って)いかに闘うべきかということにある」(同・五八頁)

一瞥しただけでも、カクマルの語る「部落解放」論の反革命性、差別主義の本質はまったく明らかである。一度でも真面目に部落問題(部落解放闘争)や共産主義運動にかかわったことのあるような人なら、これらのカクマルの主張にあまりもの腐敗ぶり、差別主義ぶりに驚きを禁ずることができないであろう。しかしこれが「革命的マルクス主義者」を自称する『党派』の偽らざる見解なのである。したがって、まずなによりもわれわれのカクマル「部落解放」論に対する批判作業は、かかるカク

マルじたいに対する激しい怒りを自らの軀にかきたてることから出発しなければならない。激烈な憤怒の炎でかかるカクマルの不遜な差別主義的態度を燃やしつくす勢いがまずもつて必要なのである。

具体的内容的にみても、これだけの文章のなかには、問題点が多過ぎて「無限」に凝縮されているかのようである。

(1)「部落解放闘争の主体からの『部落民』としての部落民」追放論、あるいは部落解放闘争からの部落民追放論

(2)「『部落民』としての部落民』の運動」——「非マルクス主義的発想」なる部落民の自主解放闘争への低俗な差別主義的非難

(3)「部落民の自主解放闘争否定のために対置された『部落解放闘争の主体』労働者階級」なる経済主義的な、だがしかし反革命的な規定

(4)「同一身分たる『部落民』としての同一性にもとづく闘いではありえない」という部落解放闘争の独自の意義否定論「現代社会に生起する『市民的諸権利の實質的剝奪』という『部落問題』に対する大衆運動」という部落解放闘争の超経済主義的意味附与、部落解放闘争に対する労働者階級の歴史的責務(血債の実践的貫徹)の経済主義的矮少化、あるいは否定、「未解

放部落の労働者がプロレタリアートの立場にたつて闘う」という場合の「立場」論の具体的内容性に関する問題、ざっとみただけでもこれだけの問題点があげられる。

勿論、この他の観点からの批判的視点も可能であるが、ここでは主にカクマルの部落民の自主解放闘争の否定ということを中心にして整理してみた。

プロレタリア革命の普遍性のもとの部落解放闘争の独自の意義と役割については、すでに前章(II・B・3)で明らかにしたとおりであるが、ここでは、カクマルのこうした部落民の自主解放闘争否定論に対して、部落解放闘争を根底から規定づける部落民の自主解放性のもつその意義に照準を定めて積極的に明らかにし、あわせてカクマルの反革命的差別理論への回答としておきたい。

さてすでにのべたように、部落解放闘争はまずもって部落民みずからの自己解放闘争であらねばならない。部落民は、部落解放闘争への決起をとおして、自らのおかれていた差別・迫害・抑圧の現実の根源の根柢がなによりも帝国主義そのものにほかならないことを知り、部落民自己解放闘争の道すじが帝国主義の打倒がいかにありえないことを自覚するのである。そうした自覚をも媒介としながら革命的共産主義への歴史的目的をもなしてあげていく。かかる意味で、部落解放闘争とプロレタリア

革命との内在的必然的結合の契機は、まずもって部落民じしんの自己解放性とそのたたかひのなかに存在するものといわねばならない。

したがって、既成の部落解放運動の限界性は、カクマルの主張するように「部落第一主義でしかないから」というようなところにあるのではなく、こうした部落民の自己解放性とそのたたかひが差別の物質的階級的根柢である日本帝国主義そのもの打倒、プロレタリア革命と正しく結合されずに、経済主義的、改良主義的枠内に封じこめられていることに存在するのであり、これを「部落解放闘争の改良主義的限界が部落第一主義を生み出した」(同・五一頁)かのようにいうことによつて部落民の自己解放のためのたたかひを「部落第一主義」であるかのように描きだして否定・解体するのは、自らの反革命的、差別主義的主観にそつて「唯物論的現実」を解釈するという悪意ある「観念論的転倒」といわねばならない。【(1)の部落解放闘争とその主体からの「部落民としての部落民」追放論、(3)の「部落解放闘争の主体」(経済主義的で部落民とは否定的に對置された)労働者階級】論は、このことへの無理解、あるいは差別主義的悪意による意図的否定・抹殺であること】

従つて、部落解放闘争の独自の意義とは、なによりも部落民自らの自己解放のたたかひを基礎とした、プロレタリア革命戦略にもとづいて部落解放闘争をたえず経済主義的・改良主義的「民主主義闘争」一般の反動的くびきのもとにつなぎとめ解消してしまふところ、「独自の意義を見いだしていたのであるが、カクマルも、また部落民の自己解放性の否定のうえに、部落解放闘争を「民主主義闘争」あるいは「ブルジョアの権利獲得闘争」のなかに溶解・解消してしまふことにはならなかりはない。これが井間雑文でくりひろげられる「部落解放」論の第二の問題点にはかならない。

この点に関してカクマルは、(4)の「現代社会に生起する『市民的諸権利の実質的剝奪』という『部落問題』に対する大衆運動」という超経済主義的規定と、(3)の部落民の自主解放闘争否定のたために對置された「部落解放闘争の主体」(それ自体経済主義的・組合主義的)労働者階級」論というふたつの手口を準備する。

内容的批判以前に、まずもつて確認しなければならぬことは、かかる部落解放闘争への経済主義的・組合主義的意味附与したい、かれらの部落解放闘争否定論に對するわれわれの壊滅的批判から身を隠すためのペテン的擬装のためのものではないばかりか、狭山闘争の革命的発展のなかでも「総路線」的危機に叩きこまれたことに對して、その狭山闘争論(部落解放闘争論)を経済主義・組合主義の立場から反革命的にタテ直すことを直接的

タリ革命と部落解放の事業とが媒介的に統一されるその窮極目標革命の共産主義の歴史的勝利にいたる部落解放闘争の過程の構造の独自性にある。つまり、部落差別の撤廃部落民の解放という直接的な目的と、それに規定された目的手段の体系の独自性にあるということである。さらにいえば、部落解放闘争とは、日帝の階級支配の特殊の貫徹形態をなす部落差別とのたたかひを媒介としながら、プロレタリア革命の戦略的一环をなすものであり、部落民の人間の尊厳への否定、全人格的否定をもつて加えられる部落差別の現実とのたたかひを出発点に、その階級的物質的根柢をなす日帝そのものの打倒にいたる全体こそ、部落解放闘争の独自の意義にほかならない。【(4)の「同一身分たる『部落民』としての同一性にもとづく闘い」否定論、「市民的諸権利の実質的剝奪」に對する大衆運動」論、などはこうした部落解放闘争(部落民自己解放闘争をも一契機とする)の独自性の全面否定・抹殺、あるいはその経済主義的空無化、改竄にほかならないこと】

ところで日共スターリン主義は、戦前前後の部落解放闘争への「指導」路線のなかで、こうしたプロレタリア革命との普遍的統一性のなかに部落解放闘争の独自の意義を明らかにしプロレタリア革命の観点から部落解放闘争を育てていくのではなく、その反革命的綱領と二段

動機としてもちだされたものでしかないであり、その動機と結論においてそれはきわめて反革命的はシロモノなのである。

したがって、すでにのべたように部落解放闘争の根源的基柱をなす部落民の自主解放性とそのただたかいかいのもつ革命的意義という核心だけは換骨奪胎しながらも、自らの「革命的左翼」のタテマエ上、部落解放闘争の現実じたいはそれでも否定しえず、部落解放闘争が「市民的諸権利の實質的剝奪」に對する大衆運動」であるというようにならざるにやらわげの判らない超經濟主義的な意味附与を行つてコトを済ませようとするわけである。

しかし、カクマルの低水準な頭脳には無自覚であろうがここには絶対的論理矛盾ともいふべき陥し穴が隠されている。カクマルは、部落差別とのたたかいかいを否定するあまり、「市民的諸権利の實質的剝奪」に對する大衆運動」なる規定をデッチあげてしまったのであるが、核心は換骨奪胎されているとはいへ、いずれにせよ部落差別のひとつの側面をなす「市民的諸権利」さえ部落民は奪われているという現実を認めてしまひ、そのことによつてかれらは「裏から」部落民の「同一性」を承認しなければならぬ破目に陥いつてしまったのである。つまり、「市民的諸権利の實質的剝奪」と規定する場合、そこでは当然だれか、どのように、いかなる理由によつて

そんなのかという問いに答えなければならず、「市民的諸権利の實質的剝奪」だと規定してみたところでそれは余りにも無内容を抽象論でしかないのである。

部落差別と「市民的諸権利の實質的剝奪」との関連で論じる場合、後者は前者を規定的要因とした結果的事態にほかならず、また後者が前者を拡大再生産するという位置関係にあり、両者は一体不可分の関係のもとでひとつの真理を形成しているのであつて、カクマルのように自分に都合の悪い部落差別の問題だけはどこかへさて置くとしようなわけにはいかないのである。カクマルよ、消耗なペテン的擬装工作のための努力など止めて、いっそのこと「部落問題などどこにもこの世にはありはしない」と「絶叫」してみたらどうだろう。そのほうがずっと諸君にはすつきりすると思うのだが。

したがって、「市民的諸権利の實質的剝奪」に對する大衆運動」論では、①部落差別問題を部落差別問題として真正面からとりあげることも、狭山闘争を狭山闘争として、部落解放闘争を部落解放闘争としてたかかうこともまったく彼岸化され、カクマル「部落解放」論から昇天されてしまふのである。②かくてかれらにおいては、部落解放闘争は「賃金闘争」「労働条件改善運動」とまったく同義化され、それらに解消・溶解されてしまふことになるのである。③むろん、ここではプロレタリア革

命と部落解放闘争との戦略的結合の問題も、労働者階級人民の血償の實踐的貫徹の問題も、部落民の自主解放性の問題も完全に対象領域から放擲され、否定されていることは指摘するまでもない。そしてこれらのことは、すでにみたように「国独資下の部落の形態転換」論によつて部落問題を「生活苦や労働の過酷さ、市民的諸権利の實質的剝奪」の問題に歪曲的に解消したかれらにとつて、蓋し当然の結論である。④したがって、(4)の「プロレタリアート」の概念と「未解放部落の労働者」はプロレタリアートの立場に立つて」という場合の「立場」の具体的内実とは、プロレタリア革命も部落解放闘争も永遠の彼岸に追放され、しかも經濟主義的、改良主義的に矮少化されつくされた「プロレタリアートの立場」論でしかないのである。③の「部落解放闘争の主体は、『部落民としての部落民』ではなく、未解放部落の労働者をも内包した労働者階級にほかならない」という主張もまた同様であり、批判として附け加えることはない。

さて、「解放の旗」・井間雅文でくりひろげられるカクマル式「部落解放」論の第三の問題点は、以上の部落民の自主解放闘争否定論（「部落民としての部落民」追放論）と部落解放闘争の「民主主義闘争」一般への歪曲となし、くずし的解消を両契機とするプロレタリア革命の「端初的任務」論、「部落解放闘争とプロ革との内的結

合」論、あるいは「階級闘争の一環」論についてである。例によつて引用からみていくことにする。

(1) 「未解放部落に對する市民的諸権利の實質的剝奪と、それにもとづく生活苦に對する闘いは、プロレタリア革命の端初的任務として位置づけられ、その実現のための闘いを発端として、闘いを永続的に高めていかなければならない」(同・六〇頁)

(2) 「したがって、次のこともまた明らかである。『部落の解放なくしてプロレタリアートの解放なし』といわれることについてであるが、これが単なる状態論として言われるならまだしも、実践論的にいわれる場合、プロレタリア革命の実現という部落解放のための物的基礎の実現というこの結節点をふまえない誤謬として転化するということである。まさしく、『プロレタリアートの解放なくして部落解放はありえない』のであり、この逆は成立しない。ただ、資本制社会において『部落』の改良を夢想し、それへの労働者階級の尻押しを願望する輩にのみ通用するのである」(同・六〇頁)

(3) 「それは、現段階においては、労働戦線において、市民的諸権利の剝奪と、そによる生活苦に對する闘いを政府支配階級の部落対策との対決を通して課題を設定し、(部落の改善であるならば、すべてが闘争課題となるとは限らない) 既成の運動の改良主義的な方向をのりこえ

て闘うことを媒介として、その闘いに結集した部分、未解放部落の労働者人民のプロレタリア的変革をかちとつていくこととして実現されなければならない。

なぜなら、部落解放闘争の主体は、「部落民としての部落民」ではなく、未解放部落の労働者をも内包した労働者階級にほかならないからである。

こうして、部落解放闘争とプロレタリア解放の闘いは、内的に結合されるものである。かかる意味においてのみ、部落解放闘争は階級闘争の一環として存在しうるのである」(同・六一頁)

これらの文章の批判的問題点を整理するとすれば、つぎのとおりである。

- (1)「プロレタリア革命と「部落解放闘争」ブルジョアの権利獲得闘争」との暴力的・機会的接合の論理としての「プロレタリア革命の端初的任務」論、
- (2)「プロの解放なしに部落解放なし」という概念との相互「部落解放なしにプロの解放なし」という概念との相互否定的対置と後者そのもの完全否定、
- (3)「対政府への政策反対闘争」としての「政府の部落対策との対決」論の経済主義的・組合主義的本質、「部落解放闘争」改善運動」論の決定的自己暴露、「部落解放闘争とプロレタリア解放の闘いの内的結合」論、「階級闘争の一環」論のマヤカシ性

放の課題から部落解放闘争が機械的に切断され追放されてしまうこと、③かくて、「プロ革の端初的任務」論におけるプロレタリア革命と部落解放闘争との関係は相互否定的なあいれないものどおしの関係でしかなく、その結合とは機械的暴力的接合にほかならないこと、などであった。

以上の点をがっちり確認したうえで、②のプロレタリア革命と部落解放闘争との戦略的結合論の内容的深化にかかわるプロレタリア独裁論の問題について部落解放闘争の観点から核心点に限って明らかにしていきたい。

(1) 部落解放闘争とプロレタリア革命との戦略的結合における結節環的問題としてのプロレタリア独裁の問題は、つぎの両契機の統一のもとに明らかにされなければならない。その第一は、普遍的側面を形成する問題であり、プロレタリアートが、社会主義革命の絶対的基礎としてのプロレタリア独裁を樹立・維持していくためには、部落民の自己解放闘争、被抑圧民族の民族解放闘争などと労働者階級が固く結合し、単一のプロレタリア革命党の指導のもとにプロ独裁の政治的・組織的・軍事的基礎を拡大強化し、もって全人民的統合を実現しなければならぬということである。

その第二は、特殊の側面を形成する問題であり、部落民がみずからの窮極的解放の課題たる部落民の人間の解

まず、「プロレタリア革命の端初的任務」論の反革命的本質についてであるが、この点に関しては前章(II・B・3)で基本的に暴露されているのでここでは補足的指摘をつけくわえておきたい。

まず、その批判的問題点について、くりかえし確認しておくことと次に要約することができる。①カクマルにとつて部落差別とは、日帝がその体制的存続のために不可欠の要素として温存・再編・再生産しているものであるも、労働者人民がそれに歴史的に屈服してしまふことによつて日帝の階級支配を助け、物質力を獲得してしまつているものでもなく、「ブルジョアの平等のアンチ・テーゼ」「生活苦や市民的権利の實質的剝奪」の問題としてしか理解できないがゆえに、部落解放闘争は「ブルジョアの権利獲得闘争」。「生活苦と市民的権利の實質的剝奪に対する闘い」といった民主主義闘争一般としてしかそもそも位置づけることができないこと。

②したがって、そこでは部落解放闘争を根源的に規定づける部落民の自己解放闘争の革命的意義、差別糾弾闘争の闘争論的意義と役割などの問題、労働者階級人民の自己批判的決起と血債の實踐的貫徹の問題、部落解放闘争の独自の推進の意義と役割などの問題がすべて否定され、しかも部落解放闘争とプロ革との戦略的「内的結合」が否定されることによつてプロ革「プロ解放の窮極的解

放を実現するための基礎は、まさしくプロレタリア独裁権力の樹立とその維持・強化・止揚の過程にほかならずプロレタリア独裁の指導のもとで部落民みずからがその積極的担い手になることをとおして(この意味でプロ独裁権力は部落民の自己権力でもある)、部落差別の物質的・政治的・歴史的根拠をことごとく打ち破り、部落民ゆえの歴史的制約性を解いていくのである。

(2) それゆえ現在のにも、労働者階級人民にとつて、自らの人間の解放を成就していくための解放能力と指導能力とに深くかわるものとして、部落差別克服のたかみを基礎にした部落解放闘争への全力をあげた自己批判的とりくみがおこなわれなければならない。従つてプロレタリアートとその革命的防衛としての共産主義者は、(カクマルの低水準な実体的主張が示すように)「部落民の七〇％が賃労働者だから」という理由で部落解放闘争をたたかうのではない。部落民への部落差別を許すことがほかならぬプロレタリアートの賃金奴隷としての現実を固定化するものであるがゆえに、プロレタリアートとその革命的防衛としての共産主義者は、部落解放闘争への全力を傾けたとりくみをおこなうのである。

他方、部落民みずからにとつても、プロレタリア独裁こそが部落民の人間の解放のための絶対的基礎であるという窮極的認識をいしえずに、帝国主義打倒のたたかい

を労働者階級人民との革命的大合流のもとに実現していくために、自らを革命的共産主義者にたえず自己形成し、革命的共産主義運動の全体としての前進をめざす立場から革命党のもとへ自らを固くむすびつけていくのである。

そしてこの両契機を必然的に結びつけ、革命的共産主義運動とその不可分の一翼をなす革命的部落解放闘争の総体としての統一的发展を保障づける組織的基礎として革命党建設のたまたか推進されねばならないのである。

(3) 以上の点に関してカクマルは、これをことごとく否定・解体し去ってしまう。(2)の主張はその端的な例である。かれらは、「プロの解放なしに部落の解放なし」という概念と「部落の解放なしにプロの解放なし」という概念をあえて相互否定的に對置し、後者をじつはまったく否定してしまふ。

だが、前者の規定は、日帝と部落問題との固有の結びつきを解明することを基礎に、部落解放のための客体的条件を明らかにしたものであり、他方後者は、労働者階級が部落解放闘争へ全力で決起することなくして自己解放の主体としてみずから形成することができないというプロレタリア革命の主体的根拠を表現したものにほかならない。それゆえ、両者はおたがいが相い容れない関係などでは決してなく、おたがいに補完しあつてひとつの統一的真理をかたちづくっているものなのである。

すがないからである。
そこでまず、部落解放闘争じたいをカクマルの経済主義的・組合主義的「プロレタリア解放」論に都合のいいようにつくりかえてしまつたために、①部落解放闘争のすべての核心を解体し、改良主義的・経済主義的「民主主義闘争」一般へと換骨奪胎し、「市民的諸権利の実質的剝奪」に対する大衆運動」論、「対政府への政策反対闘争」としての「政府の部落対策との対決」論など、②そのうえで、そうした経済主義的「部落解放」論からすら、「部落解放の主体は、『部落民としての部落民』ではなく、未解放部落の労働者をも内包した労働者階級にほかならない」として部落解放闘争の主体から部落民を追放してしまうのである。なるほど、こうやってしまえば「矛盾なく」カクマル式「プロレタリア解放」論のなかに「部落解放闘争」は「内的に結合される」というわけか／＼と驚くべきことか！「こうして部落解放闘争とプロレタリア解放の闘いは内的に結合される」、「部落解放闘争は階級闘争の一環として存在しうる」とはよくいったものだ。

要するに、カクマルの「内的結合」論、「階級闘争の一環」論とは、部落解放闘争それじたいの反動的解体と部落民の自己解放闘争の全面的否定・追放のうえに骨ぬきにされ、残骸と化し部落解放闘争の痕跡も残さぬほど

とりわけ後者の規定は、部落差別と部落解放闘争に対する措置とそれへの全力をあげたとりくみが、プロレタリア革命の達成をみずからの窮極的課題とするプロレタリアートの階級意識そのものの内実を問うものであること、それゆえ、部落差別の現実とそれへの屈服と加担を不問にふしたまま追求される「プロレタリア革命」とは、本質的に自己矛盾であり、プロレタリア革命への背理であるばかりかプロレタリア革命の実現を絶対的に不可能化するものであること、を表現したものにほかならないのである。

カクマルは両者の規定を対立的に描きだし、後者を否定することによって、みずからの「プロレタリア革命」の内実がひじょうに排外主義的・差別主義的なものでないことを自己暴露しているばかりか、「プロレタリア革命の端初的任務」論の欺瞞性、ペテン性、非論理性をあらためて決定的なまでにさらけだしているのである。

(4) それゆえ、(3)の「部落解放闘争とプロレタリア解放の内的結合」、「部落解放闘争は階級闘争の一環」論のマヤカシ性もまた明らかである。そもそもかれらにいつてなにひとつの結合の必然性も内在的論理も存在しないにもかかわらず、反革命政治目的に規定されて両者を「結合」させようというのであるから無理なはなしである。どうしても論理上の絶対矛盾しかうみだされようは

破壊された「部落解放闘争」をかれらの反革命的「プロレタリア解放」論のなかに「矛盾なく」どりこむことにほかならなかつたのである。われわれが「ふまえ」ふみにじり」論と規定するのは、じつにこのことをいうのである。「宇治」よ、「プロコ派がわれわれのことを、ふまえ」ふみにじり」だといって批判するのはヒドイ」などと弱々しい泣き言をこぼすまえに、自分たちの書きなぐった雑文ぐらい、責任をもつて、しっかりと読んだらどうだ！

以上、ここではカクマル式「内的結合」論や「階級闘争の一環」論とは、じつにこのようにきわめて無内容・低水準で、だが恐ろしく差別主義的で反革命的なものでしかないこと、したがってかかる反革命的差別主義的意図を部落解放闘争の内部にもちこみ、それを破壊するためにのみ狭山闘争への介入を策動するかれらに猛然たる徹底糾弾の嵐をたたきつけること、ますますカクマル完全打倒へむけて怒りの炎を燃えさからせること、このことを確認すれば充分である。

(5) 最後に(4)の①についてのカクマルの最新の粉飾形態である「対政府・政策反対闘争」としての「政府の部落対策との対決」論について簡単に検討をつけくわえておく。

そもそも「対政府・政策反対闘争」とは、あらためて

くわしく述べるまでもなく、かの四月における反革命政治集会での山代報告のなかでもちだされた超右翼的「政・経闘争」論のひとつの「政治闘争」(1)規定である。そこで山代は、レーニンの規定した政治闘争「革命闘争を永遠の彼岸のもとに追いやり、レーニンが徹底的に批判した経済主義的・組合主義的政治闘争にそれをつくりかえるために、政治闘争の概念を、①レーニンの政治闘争、②「対政府の政策反対としての政治闘争」、③「反政府闘争としての政治闘争」の三つの規定にスコラ的に「精密化」し、①と②③の体制内政治闘争を同列化することによって、レーニンの政治闘争「革命闘争を否定し、経済主義的・組合主義的なそれへとペテン的にスリカエようとしていたのであった。

もつとも「対政府の政策反対闘争としての政治闘争」といっても、この場合「政府の部落対策との対決」論の内実がまさに経済闘争以下の「融和改善運動」でしかないことは、カクマル自らの言葉で語られているとおりである。

すなわち、「部落の改善であるならば、すべてが闘争課題となるとは限らない」と堂々といいきっているように、カクマルの「頭脳」のなかでは「政府の部落対策との対決」とは即、「改善運動」と同義であり、それ以外を意味するわけでは決してありえないのである。「プロ

レタリア革命の端初的任務」であるとか「階級闘争の「環」であるとかいったような大仰な意味附与を行ったとここで、かれらの「部落解放運動」とは、まさに経済的争よりもずっと低位の「融和改善運動」でしかないことは明らかである。かかる意味では、経済主義的・組合主義的政治闘争ですらないのである。まさに「経済主義者もビツクリ」というほかない。

当然のことながら、部落解放闘争における改良的課題とそのたたかいは、部落あるいは部落民が部落差別ゆえの社会的・経済的束縛を強要され、環境、職業、教育、社会生活などのすべての領域で劣悪な差別的現実のもとに拘束されているがゆえに、改良的課題がとりわけ深刻な側面をなしていることは疑いない。それゆえ、革命的共産主義者は部落差別の根源である日帝そのものの打倒へむかって、かかる改良的課題そのものの実現のためにもたえず改良的課題とそのたたかいをプロレタリア革命の大義のもとに固く結びつけ、首尾一貫して戦闘的革命的な方向へむかってそれを育てていかねばならないのである。そしてここに、革命的共産主義者の改良的課題をも内包した部落解放闘争への正しい指導の貫徹は、日帝の体制的危機にともなう矛盾の部落民への差別的集中転嫁のなかで、「革命の立場」「内乱の立場」からの指導をますます火急のものとしていくという意味でも、それ

は絶対的要請をなしているときえいいうるのである。

ところがカクマルにおいては、かかる立場は徹頭徹尾拒否され、あくまでも部落解放闘争を「融和改善運動」へと変質せしめることいかにいかなる立場もとうとうとしていないことをここでは決定的なまでに自己暴露しているのである。(ちなみに「井間雑文」では、狭山闘争の「サ」の字も語られていないことは、蓋し偶然の事態ではないのだ)

以上が部落民の自己解放闘争と部落解放闘争の全面的な破壊・抹殺をいっさいの実践的「理論的帰結とするカクマル式「プロレタリア革命の端初的任務」論のすべてである。それは、「左翼的言辞」を弄し、「部落問題」や「部落解放闘争」を語り、「たたかっている」かのよ様な擬装をふんだんに凝らしながら、その実、部落解放闘争(狭山闘争)の反革命的破壊と解体という反革命政治目的、そして自らの腐りきった差別主義イデオロギーをたたかひの戦列内部にもちこもうとする史上類例のない反革命的差別理論の体系にほかならない。

このことは、次のかれらの言葉をみれば一目瞭然である。「たしかに『国内相剋の原因となるが如き身分的賤視差別が存在してはならぬ』(挙国一致体制への突入を宣言した一九三七年九月全水拡大中央委方針)を想起するまでもなく、『差別反対』と語ることそれ自体が、それ

を口にするものの革命性や左翼性の証しではない。このことをわれわれは、階級闘争史上未曾(「會)有の反革命組織をまのあたりにして、いっそう深く考えさせられる」(「解放の旗・創刊にあたって」)

これがたとえ、わが二重対峙・対カクマル戦と狭山闘争の革命的、全人民の高まりに対するカクマルの絶望的消耗感にもとづいた脆弱な泣きごとでしかなかったとしても、その結論の重大性は許せるものではない。

帝国主義戦争への屈服と加担という、それ自体痛苦な現実を、戦前「共産主義者」の日本階級闘争への「指導」上の誤まりを今日的に階級的「主体的反省を媒介として切開する」という姿勢の一片としてみせることなく、そればかりか全国水平社運動がもはや帝国主義戦争に全面的に屈服してしまった時代の帝国主義的侵略思想(「同胞融和」思想)を逆証的に引用し、それをなんと自らの「差別反対に反対」するという主張を「合理化」するための根拠とさえしているのである。

部落解放闘争それじたいを全面的に否定すること、しかもそれを帝国主義の排外主義・差別主義イデオロギーで「合理化」し、「正当化」すること、なんと反革命差別主義集団の醜悪な姿に似つかわしい結論であることか、これがカクマル「解放の旗」創刊号のいっさいの結論、すべての主張にほかならないのである。まさに、反革命差別主義集団とは、カクマルのことをいうのである。

反革命転向分子沢山の末路

往生ぎわの悪い卑劣漢に最後のトドメを

七三年九月、対カクマル日和見分子・解党主義分子として、わが革命派からの恥ずべき裏切りの戦線逃亡をおこなった沢山保太郎（水島道夫）は、こんにちいよいよその卑劣な反革命転向分子としての本性を末期的にさらけだし、底なしの政治的・道徳的腐敗を深めつつ、一路最後の死滅へむかって地獄の急坂をころげ落ちている。

周知のように同年十二月十四日、われわれは沢山の数々の反革命的悪業にたいする当然の報いとして、とりわけ同志前田（中岡）虐殺への最悪の加担者としての大罪にたいする正義の報復として、沢山を痛烈な革命的鉄槌を浴びせて撃沈した。この一撃は、実に効果絶大であった。それはたんに沢山にあたえた肉体的・精神的ダメージの深さにとどまらず、すでに九月逃亡以来急速に内部崩壊の一途をたどっていたわずか一握り（十名）にもみたくない解党主義グループを、一挙に、壊滅の淵にたたきこんだのである。沢山の腰巾着天野（中野）は、「先見の明」を発揮して、十二月初旬に一早くみきりをつけてトングラ。他の数名の配下も、沢山撃沈を前後してつぎ

つぎと蒸発。（うち一部は自己批判してわが革命派のもとに再結集）かくして沢山解党主義グループは、いまやわずか三名を除き基本的に解体してしまったのだ。いまや沢山のもとにいるのは、沢山との腐敗した三角関係で結ばれている松本と、同志中岡リンチの憎むべき下手人であり、万引の才がひとときわたっているというので沢山から重宝がられている城谷ぐらいなものである。

ところで沢山じしんは、以後完全に転向分子として自己を完成させ、権力に恥しらずな命ごいをおこない、権力の革共同、同志会、部落研への不当弾圧の「生証人」として保護されることによって、往生ぎわ悪く息をつないでいるにすぎない。まさにこんにちの沢山は、わが革命派への反革命的憎悪と恐怖を唯一の心情とし、腐敗した個人的人間関係を唯一の「基盤」としながら、卑劣な反革命転向分子としてのみ、余命いくばくもない残骸をかるうじてひきづっているにすぎない。これがそもそも沢山の裏切りの逃亡の出发点であり、その当然のなれのはてなのである。

だが、おぼれる犬に情は無用である。われわれは二重対峙・対カクマル戦の鉄火をとおして、反革命分子の本性を十二分に知りぬいている。沢山があくまで自己の日和見主義的逃亡を合理化し、自己の脆弱な本性を革命派への転倒した憎悪でぬりかくし、往生ぎわ悪くのたうちまわればまわるほど、ますますカクマルと同質の反革命へと純化をとげていくことは疑う余地がない。否すでにわれわれは、これまでの沢山の数かぎりない悪業をもつて、沢山をカクマルと同様の運命にたたき落とすにたる、十分すぎる理由を持っているのだ。

とりわけわれわれは、こんにちの沢山の末期的腐敗をさし示すものとして、かつての解党主義グループの一員であったI.さん（女性）にたいする、昨年二月初旬の沢山の兇悪なテロ、リンチ事件を、満腔の怒りをこめて弾劾し、沢山完全掃滅を一刻も早く実現しなければならぬ。

I.さんはかつて沢山解党主義グループの一員であったが、その後沢山のアマリの腐敗、墮落にあいそをつかして離脱し、ノンセクトとして活動しながら、同時に狭小闘争をおしてわれわれへの結集の道を歩みだしていたのであった。沢山は、I.さんがグループ内でのメチャクチャなタク部屋生活による精神的圧迫からいまだ十分回復されていなかったこと、さらに彼女がグループに残存

している者にたいして一人でもわれわれのもとに獲得することができないのではないかという幻想をもっていたことにつけてこんで拉致し、他の配下へのみせじめとして体中をロープでしばりあげ、頭部・顔面をはじめ全身が真黒にはれあがるほどの徹底したリンチを長時間にわたってふるったのである。ために彼女は、真頭部裂傷、両耳からの出血、特に顔面および両手・爪をはじめ全身打撲という、まるで医師が火事場で重度の火傷にあったのかとかんちがいするほどのひん死の重体で発見され、現在なお生命すらあやうい状態である。

われわれはこの沢山のI.さんリンチ事件を、同志中岡リンチ事件につぐ絶対に許しがたい兇行として徹底的に重視する。まさにこんにちの沢山は、わが革命派にたいしては必死で逃げまわり、目をあわせることも、指一本触れることもできないくせに、I.さんのように病身でも解党主義グループに一抹の幻想をいだいている最も弱い部分にたいしては、陰湿な暴力をふるい、かるうじて残存配下の脱落防止をはかるといふ、断末魔中の断末魔の姿を露呈している。このようなやからにたいしては、さらに無慈悲に沼地の奥底深くうち沈め、最後のトドメをあたえることこそ、わが革命派の崇高な義務である。

沢山解党主義グループの解体的惨状

本誌前号において詳細にあばきだしてきたように、そもそも沢山解党主義グループなるものは、もとより何らの思想的確信も路線の根拠も持たず、ただただ二重対峙・対カクマル戦の革命的発展、狭山闘争―部落解放闘争の戦略的前進、単一の革命党建設といった日本革命と革命的部落解放闘争の歴史的事業からの日和見主義的逃亡分子として、沢山の小ブル権威主義的恫喝への卑屈な服従を唯一の一致点に恣意的徒党を組んでいたにすぎない。したがって当然にも、脱落・逃亡のその日から、わが二重対峙・対カクマル戦の猛進撃と革命派の圧倒的前進を目の当りにし、同時に沢山のバケの皮が一枚一枚はぎとられ、腐敗した本性がむきだしになってくるにおよんで、たえざる動揺と内部崩壊の進行にさいなまれていた。七年十一月―十二月には、はやくもそれが極点にまで達していた。

革命的報復戦の大爆発に恐怖の悲鳴

まず何より、かの偉大な九・二一以来の革命的報復戦の大爆発の前に、沢山がいかにかに根底的にうちのめされ、絶望的恐怖にたたきこまれながら、腐敗した反革命的対

応を示していたかについて、改めて確認しなければならぬ。

土門、指吸撃沈をはじめとする緒戦の猛進撃は、はやくも小心者沢山を心底からふるえあがらせるに十分であった。二重対峙・対カクマル戦の革命的対峙段階突入への命がけの飛躍を目前にして恥しらずな敵前逃亡をおこない、KⅡK連合の革命党破壊の導水路として反革命的分裂策動に専念してきた沢山にとって、まさにカクマル反革命分子がつぎつぎと血の海に沈められていく有様は決して他人事ではなく、「明日のわが身」を確実につけ知らせるものとしてあった。

当時の解党主義グループの会議では、沢山はもっぱらわが『前進』と反革命通信『解放』を読みくらべては頭をかかえこみ、時折虚ろな眼を残り少ない配下にそそいでは「革命的対峙だけでよいのに報復はまちがい」などとうわ言をつぶやくという、ていらくぶりであった。沢山お得意の会議の大半を費やした人員点検やくだらな精神訓話もまったく精彩のかけらとてなく、かえってみずからの惨状をいっそう寒々と確認させるのみ。結局のところ、「専守防衛でなんとか生きのびよう」と細々となくさめあうのが、沢山の精一杯の対応策であった。まったくしまらない話であるが、かりそめにも沢山のごとき反革命転落分子が「専守防衛」で内乱期を生きのび

ようなどというあつかましい考え方が、いかに無惨な破産の浮目にあつたかは、すでに周知のとおりである。

だが、十一・八同志前田（中岡）虐殺問題と、それへの沢山の反革命的対応ほど、沢山のよりいっそうの腐敗と転落を決定づけたものはなかった。いうまでもなく同志中岡は、革共同東大阪地区委員長であり、同時にわが同志会の書記次長兼糾弾対策本部長として、対カクマル戦、狭山闘争を最先頭で担いぬくとともに、沢山解党主義グループとのたたかいかいをもっとも断固として推進し、勝利に導いていったかけがえのない革命戦士であった。であるが故に、わが革命派の猛進撃によって解体的危機におちいった反革命カクマル、沢山解党主義グループへの懸命の救出策動として、国家権力・大阪府警の憎しみを一身にうけて虐殺されたのである。忘れもしない、沢山はこの同志中岡にたいして八・三、九・二〇をはじめ数度にわたって、彼の肉体的抹殺をねらった兇悪なテロ、リンチを加え、彼の虐殺への憎みでありある加担者としてふるまってきたのである。

それにもまして同志中岡虐殺問題への沢山の対応はまことに腐れきったものであった。沢山はわが革命的報復戦へのいよいよ迫りくる恐怖に完全にうちふるえながら、己れの虐殺加担者としての大罪の必死のひらき直りを開始する。そしてこともあろうに、権力やカクマルと寸分

違わぬ反革命的対応をもって革命家の死をあざ笑い、何とかこれで救われるのではないかと権力の革命派弾圧にはかない望みを託すのである。そのひとつのあらわれが、例のカクマルの「川口君追悼精神」を見習った、「中岡仁の霊よ！わが行手を守れ！」という恥しらずな反革命ビラである。自分が加担して虐殺した者にたいして、今さら命ごいをするとは何という希代の卑劣漢であることか！

さらに解党主義グループの会議では、「このように戦争で革共同とカクマルが両方ともつぶれてくれれば、次は俺たちの時代が来る」などと、ほくそ笑んでいたのがある。これにはさすがの配下の連中もあきれかえり、「あまりにもひどすぎる」「そんなことを言うから中核派に報復される」と、不安と不満をまじえた意見が続出し、収容がつかなくなるのである。まさに沢山の一の望みを託した権力への期待は即座にパンクする。われわれは「革命的中岡精神」を断固としてひきつぎ、KⅡK連合的弾圧をふみつぶして、十一・二六西梅田会戦の大勝利、十一・一九朝倉撃沈をはじめ、以前にもまして対カクマル戦の猛進撃を実現していくのである。同時に沢山にとっては「次は俺たちの番」が刻一刻と近づいていくのである。

このように対カクマル日和見分子・解党主義分子とし

て戦線逃亡した沢山は、まず二重対峙・対カクマル戦の大爆発と革命派の大前進にたいする憎悪と恐怖をテコとして、急速に真正正銘の反革命分子へと腐敗・転落していくのである。同時にそれは、沢山の策謀してきた分裂策動が、まったく姑息なものとはいえず、明確にK||K連合の革命党破壊の導水路を形成し、それによって自己の延命をはかるという悪らつきわまりないものであること、満天下に露呈したのである。すでにここに沢山の完全転向への道は決定されていたのだ。

かかる沢山の反革命的転落は、つぎの狭山闘争への敵対とあいまって、解党主義グループの内部崩壊にいつその拍車をかけていく。わが革命派による重圧にかけて加えて、解党主義グループがそれでもってかろうじて自己を支えていた「沢山崇拜」が、ガタガタとくずれ落ちていくのである。

狭山闘争日を選んでコソドロに熱中

二重対峙・対カクマル戦の圧倒的勝利的前進を基礎として、七三年十一月・二七を皮切りに開始された狭山再開公判闘争の巨大な高揚は、さらに沢山を消耗と腐敗のどん底に追いこんでゆく。

まず当時の解党主義グループ内での「論議」のもよう

際しての沢山のさかんに「力説」するところであった。

つまり沢山にあつては、「窃盗」が「プロ独」にまで「高め」られ、「プロ独」が「窃盗」にまで低められてしまふのだ。しかも実際には、沢山の「窃盗」の対象はといえば、「資本家どもの財産没収」ならぬ同志の家具や下着、あるいは駅頭のプロレタリアの自転車類であるから、お話しにならない。ともあれ、かくのことき意味深長なハレンチ行為が、わが革命派にせめてもの腹いせをし、「狭山闘争をとり組む」唯一の「戦略的任務」に高められるわけである。

周知のように沢山は、狭山闘争がいよいよ六九年十一月・一四浦和地裁占拠闘争―七二年「死闘の六ヶ月」決戦の地平をひきつぎ、日帝・寺尾体制(寺尾||カクマル連合)との階級的大激突の時代をきりひらき、歴史的勝利へむけた巨大な関門を押し開かんとするとき、これに小ブルの恐怖の悲鳴をあげ裏切りの戦線逃亡に走つたのであった。とりわけ沢山は、狭山闘争を二重対峙・対カクマル戦の決定的戦場としてすえきり、反革命カクマルせん滅、カクマルの破壊・介入策動粉碎を水路として巨大な内乱・内戦の発展をかちとってゆくこと、また同時に狭山闘争―部落解放闘争を日本革命の戦略の一環にすえきり、革共同、同志会、部落研の党的指導性の全面的貫徹をバネに全党・全人民の壮大な決起をもって歴史的勝利へ大前

をみておこう。十一月・二七を目前にしてまったく無方針の沢山にたいして、みるにみかねた配下のなかから、「狭山闘争をどうするのか」「石川氏との連帯行動を含め、何らかのたたかいをとり組むべきだ」というつきあげがはじまる。だが沢山の対応はこうだ。「やりたければ自分で勝手にやれ」「こちらは狭山どころではないのだ」というわけである。

まさに沢山の頭のなかには、「狭山どころではない」のである。狭山闘争日こそは、中核派が大挙東京に結集する時であり、沢山が安心して悪業に専念できる絶好のチャンスではないか。かくして沢山、城谷を筆頭に、かの朝倉万引グループに比すべき矮少なコソドロ隊が結成され、十一月・三十一―五部落解放全国青年集会、十一月・二七、十二月・六―八といった狭山闘争日を選んで、勝手知つたる同志の下宿に押し入り、家具はもとより下着、鍋、釜の類にいたるまで運び去り、売り払っては配下のメンバーに食いつながせ、沢山じしんは逃亡に際して持ち逃げした数百万円の大金を隠匿するというハレンチ行為に精を出すのである。

ちなみに、沢山はコソドロにかけては、なみなみならぬ「思想的確信」の持主であるらしい。「個々の窃盗をプロ独でもって資本家どもの財産没収に高めるのだ」「したがって窃盗は断固正当」というのが、コソドロ出陣に

進してゆくこと、このことにたいして度しがたい保守的反発を示し、自己の個人主義的指導の特権化を対置して反動的敵対に血道をあげるのである。

そうして脱走・逃亡した沢山は、狭山再開公判闘争の大爆発を目の当りにして、急速に狭山闘争―部落解放闘争とはいっさい無縁な存在になりはてたばかりか、三百万部落民のたたかいを真向から辱かしめ、これにドロを塗るこのうえない反革命的腐敗分子に転落し去るのである。

風前のともしびの解党主義グループ

このような対カクマル戦、狭山闘争をめぐる沢山の目をおおうばかりの政治的腐敗ぶりは、いやがうえにも沢山解党主義グループの崩壊現象を歯どめのきかないものとしていく。沢山の小ブル権威主義的な虚栄を唯一のやりどころにして恣意的徒党を組んでいたにすぎない彼らにとつて、その虚栄が見るも無惨にくずれ去つたときほど危機はない。もはや最後の止め金がはずされ、完全に霧散解消してしまうのは時間の問題であった。われわれによる革命的一撃が沢山の頭上に炸裂する前から、すでに彼らは風前のともしびの状態であつたのである。

当時の沢山解党主義グループの解体的惨状を端的にあ

らわしているのは、なによりも彼らの逃亡生活そのもののさんたんたる状態である。何らの政治的展望も未来への希望もなく、沢山の「専守防衛」路線にもとずいて細々と身を寄せ合っていた彼らは、数ヶ月間の逃亡生活のなかで身も心もボロボロに疲れきってしまう。われわれの重包囲によって京都市内の公園からほうほうのていで逃げだした彼らは、京都東寺、伏見、宇治のアパートと転々と流漂していく。だが行く先々でわれわれの嚴重な包囲網によってたちまち発見され、三日ともたない。沢山、松本などは、他の配下にも内緒で自分たちだけのスイートホームを構え、とんだ「二重の秘匿生活」を送っていたのだが、そこも周辺を反戦の一同志が通りかかったというので、あわててはだして逃げ出していくという有様。

たまにYMCAなどで配下との会議を開いてみれば、毎回のように誰かが蒸発している。残った連中もいつ自分もそれに続こうかということばかり考えて、まったく腰が落ちつかない。そこで沢山のおきまりの恫喝がはじまる。「落ちていく者は中核派のスパイとみなして必ず掃滅する。だいたいこんなにつぎつぎとアジトがばれるのは密告者がいるにちがいない。」と。だが沢山の金切り声をはりあげたせつかくの恫喝も、日頃の当の本人のだらしなさを知りつくしている配下にはまったく効き目

がない。かえって相互の不信感を増幅し、ふりはらつてもふりはらつても湧いてくる疑心暗鬼に手がつけられない。

さらに彼らの逃亡生活をいっそう暗たんたるものにしたのは、財政問題の深刻化である。沢山はわれわれからの逃亡に際しても、数百万円にのぼる党、同志会、部研の闘争資金だけはちゃっかりと持ち逃げするという金への執着心の非常に強い男であるが、逃亡生活のなかでもその大金だけは決して手離さず、松本とのスイートホームの維持にかぎって出資する一方、他の配下のメンバーには一週間にうどん数個で食いつながせ、数人で一枚の毛布にくるまって寝らせるという無茶苦茶な生活を強制するのである。しかたなく配下のメンバーは食堂などのバイトにつき、人目をぬすんで店の余りものを口にして、ようやく飢えをしのぐという状態であった。しかもそのバイト料も大半が沢山の懐に消えるのである。そして例によって財政危機がなりたてては、いやがる配下をソンドロにかりたてるのである。これではいかに「沢山崇拜主義者」といえども、身がもたないのである。

十二・一四の革命的一撃でふつとぶ

かくして沢山解党主義グループは、脱落・逃亡後わず

か数ヶ月にして、政治的腐敗と精神的疲弊のどん底におちいつていくのである。今や沢山の「権威」は彼らの内部においても完全に地におち、配下の不平不満は極点に達していた。沢山と配下とのあいだには、もはやとりかえしのつかない決定的ヒビ割れが生じ、あとは沢山の頭上とその腐敗と悪業にふさわしい革命的鉄槌が下るのみとなっていたのだ。

そこへねらいすました決定的一撃がズッシリとうちこまれるのである。七三年十二月十四日、この日沢山は、わが革命的部隊の嚴重な包囲下にあるのも知らず、いつものように京都府長岡京の自動車教習所にこのこと姿をあらわした。沢山がここに通っていたのも、実はそれなりの必然性があるのである。それはこうである。沢山は、ソンドロなどの運搬の便利をはかるため、バイクや中古車などをしばしばサイフのひもをといて買いこんでいた。だが物はそろつても誰がいかに動かすかが問題である。配下を見回しても自分から進んで運転免許を取り、決山のおつきあいをしようなどという殊勝な者は一人もいやしない。そこでしかたなく沢山みずからが空しい努力を重ねるはめとなったわけである。

この日も沢山はわれわれの追求に内心ビクビクしながら、いかげんにあごを出しつつ、教習所に足をはこんだのであった。この機を見逃す方はない。全身全霊を燃

えるがごとき「革命的中岡精神」で武装したわれわれは、同志中岡の無念をこめ、満身煮えたぎる怒りをこめて正義の鉄槌をふりおろし、この憎むべき反革命分子、腐れきった卑劣漢を徹底的に撃沈したのである。

それは、同志中岡虐殺への加担をはじめ、K-K連合の革命党・革命的部落解放闘争破壊の積極的導水路として姑息な反革命的悪業をはたらいてきた沢山にたいする、わが革命派のまったく当然の鉄の回答であった。同時にそれは、沢山の裏切りの戦線逃亡をもって「中核派内部分裂」のはかない夢をえがき、沢山による「内側からの」革命党破壊にこのうえない期待をよせて、二重対峙・対カクマル戦と狭山闘争の爆発的前進をおしとどめんとしていた国家権力とカクマルの迷惑を、ものの見事にうち砕いたのであった。

まさに沢山は、みずからの腐敗と転落で掘った墓穴にまんまとびこんだのである。この革命的一撃は、すでに解体的惨状を呈していた沢山解党主義グループを一举に壊滅の淵にたたきこんだ。

すでに十二月初旬の段階で、沢山の腰巾着であり茶坊主であった天野は、迫りくるわが革命派の重圧にいたたまれず、また沢山の余りもの無節操ぶりに一早くみきりをつけてトンズラ。ついでながらこの男は、沢山からエセ「荊冠」の編集担当をまかされていたのだが、かんじ

んの原稿がさっぱり集まらず、見とおしすらたないうちに蒸発したのであった。否原稿が集まらないというより、そもそも書き手がないのである。沢山からして、「何とか徒党を組まんとするも、逆に徒党を組まれ、一朝正義を踏みにじる。ああ、この痛恨の極み！」などと二、三行書いては破り棄てることのくりかえし。革共同へのコンプレックスと己れへのグチばかりで、とても文章にはならない。こうしてエセ『荊冠』発行計画は、序の口の段階であえなく頓挫してはてるのである。

さらに沢山撃沈以前には、沢山の恫喝に屈してかろうじて首の皮一枚つながつていた他の配下の連中も、沢山撃沈を機会に「腐敗せる沢山とはもうこれいじょうつきあいきれない」と、書き置きを残してつぎつぎと脱落、虫の息の沢山をさっぱりと見捨てて姿を消してしまった。(うち一部は自己批判してわれわれのもとに再結集した。) こうして沢山解党主義グループは崩壊すべくして崩壊の一端をたどり、十二・一四の革命的一撃によって基本的にその短命な命脈をつきるのである。

沢山の完全転向とさらなる道徳的腐敗

以後の沢山の動向のなかで特筆すべき事柄は、なんといっても沢山の転向分子としての完成であり、腐敗した

三角関係を軸とするさらなる底なしの道徳的腐敗の深まりである。つまり、「左翼」としての政治生命はもはや完全につきはて、頼みとする配下にも完全に見捨てられてしまった沢山は、わが革命派への憎悪と恐怖を唯一の内的パネとしながら、ついに墮ちるところへと墮ちていくわけである。

沢山ついに完全転向

さて沢山の完全転向劇の結末をみてみよう。われわれによってしたたかの鉄槌を浴び、肉体的、精神的に壊滅的ダメージを受けてしまった沢山に、さらに決定的ショックの事態が発生する。いくら首を長くして待っても配下の誰一人として見舞いに来ないばかりか、その大半がこれ幸いと姿をくらましてしまったのだ。こうして己れの暗たんたる前途と薄情な配下の仕打ちに絶望し、精根つきはてた沢山のところへ、権力の嚴重な庇護を見とどけてから、ようやく松本ら最後の残存分子がおそろおそろかけつけるのである。

沢山の看護の状態は、まさに反革命転向分子の身にふさわしいものであった。権力と松本らが競い合うようにして看護にあたり、沢山は沢山でいつまた「裏切る」かもしれない頼りがいのない松本らよりも、権力による手

厚い庇護を唯一の頼みの綱とする始末であった。

こうして沢山は、地獄に仏ならぬ地獄に権力を見いだし、権力の革共同、同志会、部落研へのデッチあげ弾圧の「生証人」にしたてあげんとする策動に喜々としてとびつき、身も心も権力に売り渡して行くのである。みずからの口を通じ、あるいは三〇才にもなるというのにもまだに乳離れのできない過保護な母親の口を通じて、自己の知りうる同志の名をデタラメに並べたて、権力の供述に唯々誰々と応じるのである。さらにそればかりか、不当逮捕され完黙でたたかひぬいている同志のもとへ、権力の意を体してせつせと転向強要の手紙を送りつけるという、許しがたい階級的犯罪行為をはたらくのである。まさにその卑劣さかげんにおいて、カクマル反革命分子と比しても、何ら遜色のない「見事」な転向ぶりというほかない。

底なしの道徳的腐敗

このように沢山は、十二・一四を画期として、革命運動・部落解放運動とはまったく無縁な転向分子としていつそう自己を完成させていくのであるが、そうした沢山の果しない政治的・道徳的腐敗を如実にさし示しているものこそ、こんにちにはいたる松本との腐敗した三角関係

の深まりである。

すでに幾度か述べてきた沢山と松本との関係については、七三年九月逃亡以後発覚し、解党主義グループのあいだではすでに公然の秘密としてささやかれていた。沢山はおもてむきは二枚舌をつかってなんとかそれを隠蔽しグループ内での自己の「権威」失墜をのりきろうとはかってきたのであるが、われわれの目には幾度となく密会の現場を発見され、そのたびに命からがらスイートホームを変更しては執念深く関係をにつづけてきたのである。妻子ある身でありながら、入院中は看護にかこつけ、さらに退院後も「療養」などと口実をつけて家には帰らず、ますます腐敗の度を深めていくのである。ために沢山の家族はメチャメチャに破壊され、崩壊の瀬戸際にさらされてしまったのである。

だがこうした沢山の道徳的腐敗は、たんにその次元の問題にとどまらず、沢山の反革命的分裂策動の無原則性、裏切りの戦線逃亡と転向的完成の本質的問題性、総じて沢山の政治的・精神的転落の必然的帰結であり、その末路を凝縮してさし示しているものなのである。

すなわち、そもそも沢山は、われわれからの反革命的逃亡に際して、自らの原則的立場、何らの思想的確信も路線の根拠もたず、唯一自己の小ブル権威主義を軸とする個人的人間関係をテコに、恣意的徒党を組み脱落し

ていくのである。沢山と松本、および沢山と城谷との関係に象徴される腐れきった個人的人間関係、レーニン主義的組織原則とはおよそ縁もゆかりもない小ブル的人間関係こそが、沢山解党主義グループのそもそもの出発点であり、本来的な姿だったのである。そしてそれこそが同時に、沢山解党主義グループの致命的弱点であり、彼らを内部からむしばみ急速な崩壊へとかりたてていった最大の根柢なのである。

いまやこうした腐敗した個人的人間関係が、沢山にあって残された唯一無二のよりどころである。だが、それといえども、早晚無惨に破産し去るのは必然の運命である。否、かならずや、われわれのトドメの一撃によって、その腐敗と墮落にふさわしいピリオドをうってやらずにはおかない。

トドメを追いつめ、最後のトドメをさせ

以上みてきたように沢山解党主義グループは基本的にその命脈をつきた。いまや沢山は、反革命的転向分子として権力に手厚く庇護されることなしには、一日として生き永らえ得ないぶざまな存在になりはてている。「徒党」と呼ぶにはあまりにもみすばらしく、余りにも腐敗しつくした小ブルの人間関係のみが、沢山の残骸を支えるた

徹底的に最後の最後まで掃滅しつくすのが、わが革命派の決定的任務であり義務であるのだ。今やその機は完全に熟しているのだ。

沢山よ！「スパイ分子の処刑」と称してかつての配下に「弱い者いじめ」してまわるより、自分の首でも洗っておとなしく待っていたらどうだ。われわれに対しては指一本も触れることができないくせに、Iさんのように病身でしかも解党主義グループへの一抹の幻想をいだいている最も弱い者にテロ・リンチをふるうという、みっともない悪あがきは自分で自分の首をしめるようなものだ。われわれは、それがお前のわが革命派にたいする絶望的恐怖のうらがえしにほかならないことを、十二分に知りぬいている。同志中岡虐殺への報復は、まだ決して果たされたわけではないことを夢々忘れるな。

松本、城谷よ！あくまで地獄の果てまで沢山のお供をしようというのなら、それもよし。われわれはお前たちの望みをかなえてやるのに、いささかも労を惜しむものではない。

まさに地獄がバックリ口を開けて彼らを待ちかねているのだ。とことん追いつめ、彼らの末路にふさわしい最後のトドメを徹底的にうちおろせ！これがわれわれの実践的結論である。

った一つの「つかえ棒」である。もとより政治的にも道徳的にもあらゆる意味において沢山はもはやオシマイであり、いかにみじめたらしく「俺たちの時代」を夢えがこうとも、あの世の果てならいざ知らず、この世にはそんな凶々しい白昼夢は通用しない。

だが同志諸君！だからといってこのあわれな卑劣漢に、一片の同情でも懐いてやる必要があるだろうか。断じて否である。おぼれる犬にはおぼれる犬の、反革命分子には反革命分子の、その罪業にふさわしいもつとも恥多き最期を与えてやること。これこそがわれわれの唯一の回答でなければならぬ。

われわれがいささかでも追撃の手をゆるめるならば、必らずや沢山のごとき反革命分子は往生きわ悪く断末魔のあがきをくりかえすことはまちがいない。われわれが二重対峙・対カクマル戦を圧倒的に勝利させてゆくこと、われわれが狭山闘争を歴史的勝利へむけて大前進させてゆくこと、われわれが武装し戦う革共同の強大な建設をかちとってゆくこと、これすなわち反革命分子にとっては何となくさらなる怨嗟とさらなる憎悪の対象なのであり、わが革命派の正義性が鮮明化してゆけばゆくほど、反革命はそのどす黒い本性を末期的に露呈せざるをえないのである。沢山も何ら例外ではありえない。

だからこそ反革命分子は地獄の果てまでも追いかけて

狭山決戦勝利へ！待望の小冊子

狭山差別裁判を許すな

闘争の全人民化の決定的武器

- I 狭山差別裁判とはなにか——権力による差別犯罪
- II 石川氏は無実だ——つくられた「物証」と「自白」
- III 狭山裁判の差別性——差別に買われた公文書・控訴趣意書
- IV 狭山闘争の基本的諸問題
- V カクマル——反革命差別集団とのたたかい
- VI 狭山闘争の歴史的勝利のために
- VII 石川一雄氏からのメッセージ

絶賛発売中！

A 5判 88頁

価 二五〇円

同志中山久夫(原)虐殺糾弾！追悼、遺稿集 血の報復貫徹し全力でカクマル完全打倒へ！

【わが革共同、関西部落研連のもっともすぐれた革命戦士であった同志中山久夫(原)は、昨年九月二四日、反革命カクマルの自殺的な白色テロルをうけ、以後十二日間にわたる「生」へのたたかきもむなしく、ついに十月六日無念の息をひきとった。わが戦略的総反攻の重圧にうちのめされ、狭山闘争から完全なたたきだされて、絶対絶命の危機におちいったカクマルは、九月狭山決戦の天王山九・二六闘争を前に、狭山闘争の最先頭でたかかう中山同志を虐殺するという何人も許しがたい暴挙におよんだのだ。

われわれは必ずカクマルに数百倍する血の報復を加える。十・八道頓堀関西敗残JAC二〇名せん滅—十二・二五虐殺首謀者松井せん滅—そしてかの偉大な十二・一関西カクマル指導中枢全滅の猛攻は、そのほんの手始めにすぎない。下手人片村福夫はもとより、すべての反革命分子を血の海に沈め、復讐の本懐をとげねばならない。七五年決戦で戦略的総反攻を完遂し、カクマル完全打倒の偉業達成を一日も早く同志中山の霊前に報告せねばな

らない。

このような決意をこめて本誌では、革共同関西地方委員会と全国部落青年戦闘同志会、全国部落解放研究会連合の追悼文ならびに同志中山の幾多の遺稿のなかからその一部を掲載する。なお「貧民心理之研究」は、すでに七一年十二月発行の「荊冠」四号に掲載されたものであるが、同志中山が革命的部落解放闘争に全生涯を投入する思想的出発点の一端をさし示すものであり、同時に彼の不滅の闘魂を明らかにするものとして、改めて同志ならびに読者諸君の前に提起する。同志中山が満天下にあばきだしているように、「貧民心理之研究」に貫かれていているものは、まさに帝国主義的民族主義・差別主義にドップリと浸りきり、部落民、アジア人民にたいするむきだしの憎悪と蔑視に満ちた偽善者賀川豊彦の腐敗した差別主義的本性そのものにほかならない。同志中山はこれへの批判をおして、差別問題との主体的「自己批判的対決の重大性をつきだし、革命的部落解放戦士としての自己形成の道程を明らかにしたのである。」

中山久夫同志は、革命的共産主義運動—革命的部落解放闘争のうんだ誇るべき革命戦士であり、革共同大阪府委員会南部地区委員として党組織活動に専念するとともに、関西部落研連の最高指導部の一員として狭山闘争の革命的推進のためにたたかいた同志であった。

一九四八年十二月二十八日、新潟県新発田市に生まれる。六四年四月、県立新発田高校に入学。弁論部で活躍。生徒間の信望も厚く生徒会長を歴任。高校三年のときの弁論大会で、同学年の部落出身一女性徒の部落差別への糾弾の発言に深い衝撃を受け、その後弁論大会でも部落問題を自己の問題としてうけとめ、積極的に語っていく。

六九年四月、大阪市大理学部生物学科に入学。入学とともに学内部落研に入会、狭山闘争に参加。六九年十一月浦和地裁占拠闘争に触発され、関西部落研連での活動を決意。その後一貫して部落研の中心的担い手となる。

七一年春ごろから、当時大阪市大を指導していた故辻敏明同志と活発に討論するなかから、同年秋カクマル学同中核派に加盟。七二年、狭山「死闘の六ヶ月」を故中岡岡



中山(原)同志の略歴

志とともに戦列の最先頭でたたかいた。七三年七月革共同に加盟。大阪市内部落研のキャップとして活動。同年九月、関西部落研連の一部に発生した対カクマル日和見分子・解党主義者沢山グループとの闘争で中岡同志と共に最先頭にたち、勝利をもたらす中心的役割をはたす。

九・二一以降の報復戦のなかで、反革命カクマルせん滅戦争の最先頭で戦士としてたたかう。同時に戦闘同志会と関西部落研連のなかに共産主義者を組織していくたたかきを全力でやりぬいてきた。七四年狭山九月決戦では、九月三日、全国部落研連を代表して発言、九月狭山決戦爆発を最先頭で索引。

もっとも革命的戦士であり、献身的な狭山闘争の活動家であったがゆえに、反革命カクマルの憎悪を集中的にうけ、九・二六狭山闘争にむけて九月二四日戦闘同志会と部落研の上京バス交渉に行ったところ、反革命カクマルの白色テロによって頭部に致命傷をうけ、十月六日午後九時四十二分、神戸市内の吉田病院において死去。享年二十五才。

中山同志虐殺への報復貫徹し十月大攻勢の勝利を

革命的共産主義者同盟関西地方委員会

全国の同志諸君！たたかう労働者人民諸君！

わが同盟の誇るべき革命戦士、革共同大阪府委員会南部地区委員、関西部落研連合の最高指導部の一員であった中山久夫同志は、憎むべきカクマル反革命の白色テロルによって虐殺された。われわれは激しい怒りと憎しみをこめて、徹底的な血の報復を宣言する。

反革命カクマルは、狭山九月決戦の最先頭でたたかいてきた中山同志にたいして、九月二十四日午前十時、大阪守口市にある中央観光バス会社（九・二六狭山決戦にむけての戦闘同志会、部落研の上京バスの手配にいった）で憎むべき反革命白色襲撃にでてきた。剣道二段の中山同志は他の一人の同志と共にバス会社前で十数人の襲撃者を完全に撃退した。勝利感にあふれて引きあげてきた中山同志が会社事務所に入ったところを物影にひそんでいた片村ら三人の反革命分子がおそいかかり、後頭部をメッタうちにしたのである。この明白に殺人を意図した後頭部集中乱打によって危篤状態に陥った中山同志は、いごその強靱な肉体と革命精神で十二日間にわたつ

てたたかいつづけてきたが、十月六日午後九時四十二分ついに無念の息をひきとった。

このカクマルによる中山同志虐殺こそは、プロレタリア解放運動、部落解放運動の革命的推進にたいする新たな反革命的暴挙であり、断じて許すことのできない階級の犯罪行為である。わが革共同関西地方委員会は煮えたぎる怒りを燃やし、徹底的な血の復讐戦を展開することを固く決意する。

反革命カクマルは、わが戦略的総反攻のまえに相つぐ軍事的大敗北をこうむり、さらにいまや七〇年代中期階級闘争の決定的主軸へとおしあげられた狭山闘争への反革命的介入、破壊策動を、わが集団戦の挑戦のまえにことごとく粉砕され、軍事的、政治的、精神的にも完全に追いつめられ絶望的なあせりと危機感を深めてきた。とくに関西カクマルはわが西日本武装制圧のまえに、次つぎと戦略的大打撃をうけ壊滅状態にたたきこまれ、九月二十日、かれらの最後の「虚点」大経大で残存戦力がせん滅されることで、致命的大打撃をうけてしまった。か

くして、九・二六狭山決戦への関西二千の動員の最先頭でたたかいていた中山同志を白色テロで虐殺するという自殺的な暴挙にうったえたのだ。まさしく中山同志虐殺こそは、死の苦悶にあえぐ関西カクマルの断末魔のあがきなのである。

同志中山は革共同大阪府委員会南部地区委員として党組織活動に専念するとともに、反帝・反スターリン主義世界革命の立場から血債をかけて部落解放闘争をたたかいてきた。関西部落研初期からの中心的担い手であった。六九年大阪市大入学以来、「死闘の六ヶ月」そして一切の狭山闘争の現場には故中岡同志とともに全国部落研と戦闘同志会の隊列をひきつれる中山同志の姿があった。九月狭山決戦では、九・三をはじめ全国部落研を代表して発言し、その圧倒的高揚を索引してきた。まさに中山同志が革命的であり狭山闘争を最先頭でたたかいてきたがゆえに、反革命分子は彼に憎しみを集中し虐殺しきつたのだ。

われわれはカクマルのこの反革命的段階的凶行にたいして徹底的に弾劾するとともに、片村以下手下人ども、首謀者、手引者にたいしてはどのような方法、どのような手段を用いても絶対に革命的報復をなしとげ、わが怒りの復讐の凄じさを味あわせてやる。

われわれは片村を徹底せん滅するという崇高な義務を

革命と中山同志に負っている。同盟関西地方委員会は全同志と全プロレタリアート人民の前に誓う。十月大攻勢の中で必ずや虐殺首謀者反革命指導中枢、残党JAC、産別組織の一切に情容赦ない復讐の鉄槌を加えるであろう。いまや復讐のための一切の行為は正義である。

高橋同志虐殺糾弾戦争と固く結合し、カクマル関西組織完全解体、カクマル完全打倒へ猛然と総決起せよ！カクマル完全打倒の報告を一日も早く同志中山の霊前にさげることを持ちかう。（一九七四年十月六日）

昼は雲の柱、夜は火の柱 となつてわが行手を守れ

全国部落解放研究会連合
全国部落青年戦闘同志会

全国の同志諸君！たたかう部落民、たたかう労働者人民諸君！

全国部落研のもつともすぐれた指導者であり革共同の誇るべき解放戦士であった中山久夫（原）同志は九月二十四日、カクマルの悪虐な白色襲撃をうけて虐殺された。中山同志は、十数名の襲撃者の攻撃を英雄的にたたかいてもって撃退したが、卑劣にも背後にひそんでいた三名の刺客によって後頭部を集中乱打され、危篤状態に陥り、

十月六日ついに無念の息をひきとった。これはわが九月決戦の前に追いつめられ血迷った反革命カクマルの断末魔のあがきであり天人ともに許すまじき反階級の凶行である。

全国部落青年戦闘同志会と全国部落研は中山久夫同志への反革カクマルの卑劣な九・二四白色襲撃を満腔の怒りをこめて徹底弾劾するとともに、中山同志の霊に誓い革命の尊厳にかけ、虐殺手下人はもとより全てのカクマル分子に対する血の報復戦に直ちに決起し、草の根を分けても憎むべきカクマルを完全せん滅することを誓う。

中山同志は、九・二四における英雄的たたかいかいにもみられるごとくいかなる困難にも敢然と立ちむかい、六九年狭山闘争が、まだ全人民のたたかいかいとして発展していなかった段階で一貫して狭山闘争の最先頭に立ち、とくに九月三日には全国部落研を代表して勝利にむかっつての革命的索引車としてたたかいてきた。

カクマルによる中山同志虐殺こそは、狭山闘争にたいする許しがたい破壊行為であり、狭山闘争をたたかう全人民につきつけられた反革命の刃であり、カクマル反革命がたたかう部落民、プロレタリアート人民に真向から敵対することを公然と宣言した歴史的暴挙である。この歴史的暴挙を断じて許すことなく、いまこそ全人民の力で狭山闘争の敵——反革命差別集団カクマルを完全打倒し

なければならぬ。

報復は一日も早くただちになされなくてはならない！報復は徹底的でなければならぬ！全国水平社が差別集団の襲撃に屈することなく徹底糾弾のたたかいかいをもってたたかいていかなくてはならない。

中山同志よ！すでにわが革命的行動隊は君の仮葬儀のその日に君への最大の手向けとむらいの戦いを敢行した。反革命アリバイ闘争を終了後解散過程にあつたカクマル敗残分子二十名をついに完全捕捉し、怒りに燃えた報復戦を貫徹した。われわれは反革命カクマルへの徹底した血の報復の第一弾をうちおろした。カクマルよ思い知るがよい。みずからの犯した反革命的所業の報いを。すべての同志諸君！中山同志虐殺徹底糾弾を合言葉に十月大攻撃に勝利せよ！中山同志よ！昼は雲の柱、夜は火の柱となり、わが荊冠旗のもと、わが行手を照らせ！

(一九七四年十月八日)

書評

賀川豊彦「貧民心理之研究」批判

遺稿

一、はじめに

賀川豊彦は、神戸新川地区に救霊団(一九〇九年創始、のちイエス団)をかまえ、「貧民救済事業」なるものを行ない、一九一五年に「貧民心理之研究」を公にした。

総論第一節において賀川は、次のように言う。「私は朝から晩まで貧民窟に住んで居るので貧乏のいかに辛いものであるかと云ふことをつくづく思ふのである。が、そのまた貧乏と云ふのが、精神生活に及ぼす影響の如何を考へまた目撃すると、実に口にも筆にも及ばぬ惨憺たるもので、折々窮りない厭世観にうなされることがある」と。賀川が、私は朝から晩まで貧民窟に住んで居るので、と言うのをそのまま聞き流してしまふわけにはゆかない。賀川が「貧民窟」神戸新川地区で活動したのは「四年八カ月」であり、ただそれだけである。定価壹圓八拾銭の「貧民心理之研究」を書き終えたとすぐに、新川地区を去り「行李を纏めて北米合衆国に遊学に」でかけたのである。慈善家を気どり、貧しい者の苦しみはオレにもよ

くわかれるという賀川は、金を得て逃亡した。

第一に、論文「貧民心理之研究」の引用によってその差別性を明らかにする。

大衆に対する「人種起源説」に基づく露骨な差別を糾弾する。そして、第二に差別者賀川を擁護する「歴史家」ねずまさしの犯罪性を明らかにし、糾弾する。

二、「貧民心理之研究」の差別性、

その1、底辺人民総体に対する侮蔑
貧民心理之研究の構成を見ておこう。

第一編 物資の欠乏したる人間の研究

第二編 物資の欠乏の精神に及ぼす影響の研究

第三編 物資の欠乏したる人間の精神の研究

特に第三編においては、「貧民の色情」「貧民の意志の退化」「変人及び狂人の研究」「『なまけもの』の研究」「犯罪種族と貧民窟の関係」等々と並べたててあざ笑っている。

「一体、貧乏人の間には変人と白痴と狂人が多いこと

は世界の学者の既に認めて居ることであつて、ロンドンの貧民窟には窟外より四倍の狂人があると云はれて居る。然し實際研究すればなかなか四倍や五倍でしかないであらうと私は思ふて居る。

私自身が貧民窟四年間の住み心地から云つても、どうも貧民窟には変質者が多い。かう云つて挨拶すれば怒りはすまいと思つて御気嫌をとると、御本人様御気嫌が悪い。少し暗示の変つたものが行くと、不意とした処から変り者がでてくるひ出す。ランプの光で暗がりから害虫を誘ひ出すようなものである。貧民窟には変質者が多い。」(第三編、第九章貧民窟の人格の研究へその二) 第三節変人及び狂人の研究より)

貧しい怒れる者たちに趣味的にかかわる賀川の差別性を鋭くみぬいて警戒する者を変質者と締めつけ、害虫とののしつて居る。貧しい、抑圧され続けてきた大衆は差別者賀川の研究資料ではなかつた。賀川の立場を疑い、御機嫌をとるエセ貧乏人には敵意をむき出しにした。膨大な差別論文には、一貫してこの対応が続いている。貧乏人でない賀川の「研究」を疑い、彼の立場を追求する大衆の無言の反抗と、一切それをとらえきれないまま六百ページにも渡る字句をトクトクとして書き流した差別者賀川とのミゾ。

部落解放運動を闘う我々一般民にとって、この賀川の

ひ貧民が無くなつても今のような程度で行けばこれ位の犯人族は残るであらうと。

今日の犯人族は必ずしも貧民ではない。然し貧民が犯人系統を作り出すに最も善き境遇に居るのを、犯人系統はまたいつかは貧民になるまでの性情を備えて居るのである。貧民の多くは低能である。そして低能の変性者が常習犯人となることは今日何人も認めて居ることだし、又たとひ犯人族が富者の地位に今居るものであつてもそれはいつかはまた変性者の低能者となつて貧民となることは色々例証をあげることが出来る。

即ち今日貧民の中に混入したる変質者の或者は到底社会改良の経済的方面で何とも出来ないものであらうと私は考へて居る。」

(第三編、第十章 貧困と犯罪の關係の研究、第二節 不景気及凶作と犯罪の關係、第三節 犯罪種族と貧民窟の關係より)——同情によつては押さえることのできない反抗者に対しては「人種改良学」の名でもつて抹殺せんとするのである。

「近來日本に於てはよく民衆運動が起るがそれが愈に暴動或は騷擾と變化する場合に於てその中心となつて働くものは多く下層のもので有ることは、その裁判所の審理決定書を読んで驚くことである。神戸に於て大正二年二月十二日代議士小寺謙吉の行動を憤り同氏の邸宅を焼

姿は他人事ではありえない。遊学する金のあるヤツが「貧民」を理解し救済しようとした。一般民、部落解放運動を自分の立場からどのようにに把えているか。あの、差別映画「橋のない川」を流れる、一般民が部落大衆の受けて来た迫害をあたかも自分が受けて来たかのように涙を流すという誤りをどう一人一人が克服しているか。差別者「賀川」を部落研に結集する我々一般民は活動の中で克服することを部落大衆から要求されている。

「即ち此處で私の論断できることは、貧民の間にその六分及至一割五分のなまけものがあるがその過半は多く精神的に、肉体的に低能たり、無能であつて、大に同情すべき性質のものであると云ふことである。」(第三編、第九章、第五節「なまけもの」の研究より)

偽善者得意の同情、そして——「即ち之を見ても貧民犯罪は、或程度までは充分社会改良によつて減退せしむることが出来ることを知るのである。私は七割位までは、充分社会改良によつて減退出来るものであると信じて居る。さてその残りの三割である。」

私はその残りの三割は全く人種改良学の力を借らなければ宗教の力でも、社会主義の力でも改善出来ないものと信じて居る。と云ふは之は全く犯罪人種の行為と雌雄競争の結集であるからである。フェリは貧民の中の二割五分犯罪者であると云ふて居るが、私は思ふて居る、たと

払ふと貼紙をして、暴れた連中は九十三名の中三十九名は職工で、其他は唯五、六を除いては凡て下層の無産者で有つた。で日本も行く行くは之等の人々が大騒ぎをやる時代が来るのであらう。」(第三編、第十二章 貧民と群衆心理 第二節 貧民と暴動とストライキと革命より)これが差別論文の結びである。米騒動の三年前、差別者賀川は底辺人民の「実証的研究」を通して同情と抹殺をふりかざし大衆の怒りを吸収し危機のりきりをはかうとしたのである。

三、「貧民心理之研究」の差別性

その2、部落大衆に対する侮蔑

第一編第七章 日本に於ける貧民及貧民窟

第一節 地方の貧民及貧民窟

第二節 東京の貧民

第三節 大阪の貧民

第四節 神戸市の貧民窟

第五節 磯多村の研究

「それからも一つ日本全体の貧民窟から云へることは、もし都会に貧民窟と云ふ可きものがあるならば、それは特殊部落より発達して居ると云ふことである。實際之は驚く可き事実で、日本に於て實際、純平民の貧民窟は無いと云つて然る可きである。神戸の七貧民窟が全部さうである。…その外地方の貧民窟に於て殊にそうだ。又特

別に近頃になって地方の特殊民は都会の平等主義の方が遙に彼等の田舎の生活より圧迫が少ないから、皆挙つて都会へ流れ込むのである。即ち都会の貧民窟と云ふのもすこぶる怪しいもので、都会の貧民窟の或者などを調べると、決して出生地を云はない、(死んでも云はないものが多い。私は之を屢々見た)が之は皆穢多族で、云ふを欲しないのである。

それで、都会の貧民窟と云つても、実は穢多的結合をして居るものが多いので、殆ど人種的と云つてよからうと思ふのである。

東京の今日の貧民が然しどれだけ穢多から成立つて居るか云ふことはわからぬが、よく調べたら或は貧民の三分の二以上が穢多であるかも知れないと私は思つて居るのである。

之はだから日本の貧民窟研究に志すものが決して忘れてはならない、人種的貧民分解法である。之は欧米都市に於ける円頭人種と長頭人種の分類と少しも違わぬ大問題である(第一編第七章、第一節地方の貧民及び貧民窟より)

二、において、賀川の論文は、底辺人民を侮蔑する「研究」であることが明らかになつたと思ひます。しかも、「貧民」総体に対する侮蔑が何によつて支えられて居るのか、「貧民」をどうとらえることによつてあのような

差別論文が平然とまかり通つたかが第一編第七章第一節よりの引用で明らかになるのです。

日本の「貧民」の核をなすものは部落民であり、後に引用するように、部落大衆は異人種であるというのが賀川の「貧民研究」の核心である。

「東京の貧民窟は先に云つた様に殆ど今日に於ては東京市の周囲を包圍する様になつて居るが、実に日本中で最も悲惨なものである。

然し日本一般の貧民窟の常として穢多が都市に流入して、如何なる下等なる生活をも辞しないと云ふ一種特別なやり方をするので、東京の貧民がどれだけ穢多族であるかは問題である云ふことは前云つた通りである。」(第一編第七章第二節東京の貧民より)

賀川の、底辺人民に対する侮蔑は部落民に対する徹底した差別によつて支えられている。

先に引用した「宗教の力でも、社会主義の力でも改善出来ない」「人種改良学の力」によつてしか「解決しようのない」犯人種」とは誰をさすのか。部落大衆をさしているのではあるまいか。「そして彼等が日本帝国中の犯罪種族ではあることは誰も拒むまい。」(第一編第七章第五節穢多村の研究より)の字句を発見する。一〇一ページである。

慈善事業家、貧しい人のためにいろんなことをして

れた人、賀川豊彦をつつむ一切の幻想をほぎとれ。部落大衆に対するこのサマジイ差別を見よ。

「日本に於ける貧民を研究する者には穢多の研究は実に主要なるものであることは既に説いた。然し日本人が穢多に就て研究して居る処は実に僅である。起源に就ては「穢多の研究」と云ふ書がある。歴史的に研究せられたものには遠藤博士の「日本我」がある。社会的に研究せられたものには留岡氏の「社会と人道」などがある。然し未だ未だ穢多の研究は之れで尽きて居らない。言語学的研究もまだ出来ては居ない。人類学的研究もまだ出来て居ない。遺伝学も彼等の中に多くの何物かを発見するであろう。然し私も彼等に関して知る処は全て皆無である。(中略)

彼等の起源に関しては、職業によれる起原説(遠藤氏)人種による起原説、奴婢奴隷捕虜よりなれるとする起原説、罪人穢多編入説等がある。然し私は凡てが少しづつ真理であらうと思ふ。けれども私は主として、人種説を取る。それは彼等の或者が(例へば神戸長田村の如き)支那話のアクセントを發して居るものあり、播磨の或特種民は朝鮮語の名詞を保留し、近江南村のそれも韓語の形跡を留むと云う以上敢て疑ふ余地は無いが、殊に彼等の皮膚を研究すれば、穢多には一種特別の白哲種の多いことである。之は実に驚く可き事実で、どうしてもカウ

カサス種の子孫としか私には取れないのである。穢多の間に美人が多いことは誰も認めて居る処であるが(遠藤氏も認めて居られる)之等も何かその辺に人種的起原があるのは確である。然し穢多は混合種であることは拒むことは出来ぬ、或者には支那人の骨相があり或者には日本人の骨相があり或者には白哲種の形がある。その系統を研究すれば必ず得る処があるに違いないのである。彼等に氏神なきも、彼等が日本人で無い強き証拠であり、彼等が仏教を固く信ずるのも朝鮮支那で信じていたからではあるまいか? 彼等の或ものが捕虜になつて来たことは勿論拒むことは出来ぬ。長田官幣大社の先頭に立つは意識無くては行はれるものではない。然し、穢多と分類を異にして居るものには多く職業上から下等視せられたものもあれば、歴史的に日本人でありながら軽視せられたものが多くあろう。それにしても日本古代の奴隷も何時消滅したかわからぬが、私は今日穢多の血の中には必ず、古代の奴隷の血が混じて居ることを信じて止まないものである。

そうかと云つて之は決して彼等を軽蔑して云ふのでは無い。

彼等が、今日太古の生活を遺伝して保続して居るからさう断定するのである。彼等の多くは今日猶穴居時代の様な家のつくりかたをして居る。窓の無い風通しの悪い

奥の広い。家の区分の無い。荒壁の家を造つて居る。之は日本全国どこへ行つても同じである。彼等の家の構造は全く日本人と違つて居る。或者は床が無い。彼等には木は沢山あるのだから床を造ることは何んでもないのである。然し彼等は太古の遺風で満足しているのである。

彼等の多くは太古の遺風である肉食を継続した。彼等は徳川時代の菜食時代でも肉を食つて平気でいた。彼等は凡ての賤しい労働で満足した。之が即ち奴隷のする仕事なのである。彼等の多くは今日なお藁細工計りして居る。日本に下駄の這入つたのは足利時代である。彼等は足利時代前の日本人の履物の供給者であつたのだが、今もなおそれを継続して居る。

彼等が人種的に異ると云ふのはただ之れだけではない。彼等の中に肥大漢が多く、身長は概して普通の日本人より大きく、感情も自ら日本人と違つた処があるのではあるまいか。

激情、薄情、団結的、嫉妬深きは、ただ彼等の境遇のみから来たものであろうか？ 一種の民族的なものでは無からうか？ 彼等の中に特別な踊りがあり、特別な舞が有ると云ふは（伊予地方其他諸国のものに）誰も認めて居る。

彼等にはそればかりでは無い、普通の日本人と違つて特別の正月がある。旧の正月の二十四日（伊予宇和島在

徳島在）が彼等の正月である。

又、或者が之れだけでは、まだ人種的差別がないと否定するならば「犯罪的傾向は如何？」と私は問ひたい。今私はロンブロゾやエリスの犯人退化種説を取るのでもないが、一般に犯人種が一種の血統系統を有していることは拒めまい。そして彼等が日本帝国中の犯罪種族であることは誰も拒むまい。近江蒲生郡南野村には人口二千六百しかないがその中には三百五人の前科者があり、和歌山県では新平民の犯罪は平均普通平民の三倍半に当ると云ふではないか。彼等は即ち日本人中の退化種——また奴隷種、時代に遅れた太古民なのである。

即ち彼等が不潔なるも、眼病の多きも（播州飾磨郡妻鹿村の特種部落には総人口四千人あるがその中二千四百人まではトラホームにかかつて居る）皆一種の人種的意義を持つて居ると云へば云へるのである。その証拠には同じ特殊民でも讃岐の山家の如きは、あまり普通民とは交際はせぬが決して彼等の如く不潔ではないのである。面白いのは同じ貧民窟に住んで居ても、穢多の住んで居る家と普通民の住んで居る家とは一寸と見てもわかることである。穢多は家具などをかまわず、最低の生活に満足して居ると云ふ傾向がある。それで、隣の家には障子が有つても隣の穢多の家は年中戸を開けなくて平気で居ると云ふ様な形跡がある。彼等は日本の売春種族であり

彼等は特殊の知識を有して居る（例へば獸皮製造の如き）然し私はあまり人種説を偏重するを恐れるから、なお世の人類学者に此種の研究を切にすすめて其結果をきかせて貰ひたいと云ふ計りにして置こう。（中略）

然し私は決して特種民の改善に悲観するものではない。実際彼等の多くは今日既に改善せられて居り、また彼等自身も都会に流入して自己淘汰を行ひつつあるのである。近世都市は彼等を吸収して近い中には彼等の一部が犯罪人種として、残る外は全部消滅させるであらう。又幸にも彼等の増加率は日本人全体の増加率より大で無いだけ、彼等の活力も少なく、唯貧民間の勢力が益々大になるばかりの外は敢て憂ふるに足らぬから、よき淘汰法と教育によつては、普通の日本人よりも善良優等なるものを創造し得るは私の信じて疑はぬ所である。私も多くの穢多と同じ床に寝、同じ食を食つて之を信じて疑はないのである。然しどうかすると、潜在して居る人種癖が勃然として現れて来ることも事実である。こんな時に彼等はよく罪を犯す。

穢多が日本の都市を侵略しつつあることに就ては既に述べたが、少なくとも神戸、葦合新川に於ては之は驚く可き事実である。讃岐の穢多、和泉の穢多、阿波の穢多が群をなして貧民窟に來襲して來て居るので、初め明治四十二年頃に私が貧民窟に家を借りた時には南本町だけが穢

多の住ひであつたのが、今日大通を越えて北本町半分以上を呑み滅ぼして居る。それが為に今迄障子が明るく廊路に白く光つて居たものが、今は暗く濁つた空気を貧民窟に漂はして居るのである。然し之は仕方の無いことでロンドンで猶太人は益々増加し教方を越え、その地方を廊正しつつありと云ふが、矢張り此傾向と同じで、彼等は普通の貧民より其の地に対する粘着力が強く、同胞相憐む心地が強いから、普通の貧民が開けた家を後から借り込むのである。彼等の中の或者は「破壊」とは逆に、「私は之だから」と指四本出して、自らの穢多であることを明かし、悲哀な笑を漏して自己に対する社会の偏見を悲しんでいた。その人の孫は貧民窟の美音家で、好男子である。私は早く時代が醒めて、之等の哀れむべき兄弟等を救はんことを待つ。

第七章第五節 穢多村の研究の大半を引用した。賀川に対する幻想を捨て、怒りをこめて糾弾せねばならない。賀川の死んで存在しない今、我々は賀川を擁護する者たちを追求する。とりわけ、「貧民心理之研究」を貫ぬく部落大衆に対する差別を素通りして賀川を語る者を糾弾せねばならない。

四、賀川の差別思想をおし隠し差別者を擁護する、

ねず・まさし

ねず・まさしは著書「日本現代史2」で賀川の「貧民

心理之研究」をとりあげている。第一部夜明け、第十八章自由と解放を求めて(1)、3貧乏を救うために、の項目に河上肇の「貧乏物語」、賀川豊彦の「貧民心理之研究」という形でとりあげており、その調子は、河上の書齋的、修身的な研究を批判し、「民衆のなかへの病弱の体をおし進めて、彼らの物心両面の救済に努力する実践家」として賀川を評価したものである。

「わが国のように『仁慈広大な』天皇の統治する国家のなかに悲惨きわまる貧民窟があることを暴露した本は、しかも特殊部落が中心となっているという事実に対する研究は、不幸にして水平社の喜ぶ所ではなかった。島崎藤村の『破戒』が彼らによって問題とされた時、この賀川の研究も槍玉にあげられた。賀川が水平社の味方であるのに、彼らは怒って本書の発行をとめてしまった。この水平社の態度は誤解にもとづくものではなからうか。現実の悲惨な貧民窟を、ありのままに社会に訴えてはじめて、世人や当局の関心を集め改良とか、救済の方法が真剣に考えだされるチャンスを生み出すのである。広大無辺の仁慈のある天皇国家の恥部を一扫すること、すなわち、部落や貧民窟のひとびとにも、人間らしい生活を、差別のない待遇を保証することこそ、『無限の恩恵をたまわる、ありがたい』天皇国家の責任ではあるまいか。大日本帝国を秤にたとえれば一方の極には、『広大無辺

い。』こうした賀川の部落民に対する基本的な認識をねずは一切語らない。

なぜか。

賀川とねずには共通した処があるからである。それは何か。それは、「賀川の研究」によって、どんなに世の識者が啓発され、現代社会の矛盾に驚き、怒り、その救済を痛感する刺戟が与えられたであろうか。の文に明瞭である。彼らは、あらゆる矛盾を、識者に、まともに矛盾を受けている部落民等ではなく知識人に売り渡すことを任務とする者なのだ。つまり、部落民は識者らによって救済されるべきものとして考えられているのである。これは部落民の自己解放を妨げる、悪辣な反革命である。おおげさに驚き、怒るかっこうをするだけで実は何もできやしない「識者」に、問題解決の能力があるかのよう、に幻想させ、底辺人民、部落大衆から自己解放のエネルギーを奪う気だ。

賀川の神戸新川での四年八カ月の活動は、研究材料が充分得られたとの判断によって終った。その研究は、本となり、「識者」に衝撃を与えた。それがどうした。思ひ起こそうではないか。「破戒」を読んだ友人の反応を。「橋のない川」を読み、映画を見た者の反応を。語られなばう大な言葉が、ただ一つの質問、それじゃ君も一緒に解放運動をやるか、によって無残に飛び散ったことを。

な恩決を万民にたまわる」と宣言する君主「神がおり、他の極には多数の部落や貧民窟という氏子がいる。まさにこの二つの極は、大日本帝国の表裏をあらわす象徴であった。賀川の研究によって、どんなに世の識者が啓発され、現代社会の矛盾に驚き、怒り、その救済と痛感する刺戟が与えられたらうか。しかし部落の救済とか解放の運動は、これとは別である。それは大正九年頃になって部落民の自発的な運動として、あるいは他の社会運動の支持をうけて活発となることになる。そのためにも、本書は、貴重な記念碑であった。」

水平社が賀川の差別論文を糾弾したことがこの文によって明らかにされているのだが、驚くべきことに、ねずは水平社の賀川に対する糾弾は、水平社の誤解ではないかと反論している。賀川は水平社の味方であるという。賀川は水平社の味方であるか。断じて否である。部落民は異人種であるとする賀川の基本認識にねずは一言も触れていない。

「然し日本一般の貧民窟の常として穢多が都市に流入して、如何なる下等なる生活をも辞しないという一種特別なやり方をするので……」、「彼等(部落民)は凡ての賤しい労働で満足した」、「穢多は家具などかまわず、最底の生活に満足して居るといふ傾向がある」、「そして彼等が日本帝国中の犯罪種族であることは誰も拒むま

解放運動を闘い続けている部落大衆、一般民の糾弾によつてしか、動かなかった事実を。

水平社の賀川の「貧民心理之研究」に対する糾弾は正当である。水平社は賀川を誤解していない。賀川の研究は部落民に対する差別思想で貫かれている。賀川の差別思想をおし隠し、差別者賀川を擁護するねず・まさしを糾弾することが必要である。

五、結 び

「四年八カ月」の活動が賀川の判断によって終えたことを忘れてはならない。一般民賀川は自分で、活動の終わりを宣言することはできないのだ。部落解放運動の「終わり」は部落民によって宣言せられる。それまで戦い続けることのない一般民は、水平社の味方ではない。

全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。ではじまる全国水平社創立宣言を賀川の差別論文と対置してみよう。人間に対する侮蔑に満ち、しかも侮蔑であることに気付かない賀川の論文は、ねずの擁護にもかかわらず、水平社宣言の前にその醜悪さをさらけ出す。

狭山闘争の歴史
死闘の四ヶ月
決戦の軌跡

暗黒差別判決決死糾弾、石川氏奪還・ 狭山闘争の歴史的勝利へ前進せよ！

狭山闘争史上、未曾有の天王山の決戦としてたたかわれた七三年五・二三公判闘争から十・三一寺尾暗黒差別判決にいたる死闘の四ヶ月決戦の壮絶なる死闘をここに再録する。

十・三一寺尾による暗黒差別判決にもかかわらず石川一雄氏を先頭とした狭山決戦の革命的大爆発は、九・二六十一万人闘争の最大の決戦的正念場としながら、狭山闘争と部落解放闘争、日本階級闘争の歴史に輝かしい、だが血みどろの金字塔をうちたてた。

六〇年安保、七〇年安保沖繩闘争をもうわまる膨大な労働者階級人民の決起という量的な意味からも、広汎な労働者階級人民が部落差別問題をめぐって決起するという質的な意味からも、狭山「死闘の四ヶ月」決戦は七〇年代革命と革命的部落解放闘争の歴史的勝利のための揺るぎない主体的陣地、拠点をつくりあげたと断言しよう

るのである。

いまこそ未曾有の寺尾暗黒差別判決に対し決然と糾弾し絶えることのない解放の闘魂を燃やし続ける石川一雄氏と固く連帯し、暗黒差別判決決死糾弾！、石川氏奪還・狭山闘争の歴史的勝利へむかっていっそう決死的闘争態勢をうち固め、邁進せよ！

狭山五月決戦

5・23 革命派四千先頭に空前の高揚かちとる 獄中 石川氏が激烈な訴え 12年 狭山勝利へ歴史的橋頭堡固む！

五・二三狭山闘争は、公判廷における石川氏の不屈のたたかいと固く連帯して部落解放同盟のもとに結集するたたかう部落大衆、革共同と戦闘同志会・部落研の全国動員部隊三千八百によって牽引された広汎な労働者人民の団結した総勢三万による今春最大の政治闘争として空前の高揚をかちとった。

カクマルの反革命的介入策動は、またも決定的な破綻の憂き目にあい、狭山闘争は日帝・寺尾の「三・二二攻撃」（五月結審―死刑判決）に痛烈な反撃の火の手を燃えあがらせた。狭山闘争の歴史的勝利へ確固たる革命的橋頭堡がうちたてられた。

法大、五百の独自隊列

この日、会場には、全国の解放同盟県連部隊、法大、慶大、東洋大などの各大学別の学生部隊、総評傘下の各組合別の労働者部隊、広汎な諸階層人民が続々と結集した。なかでもカクマルの五・一三法大襲撃を粉砕し、全学統一行動をたたかいたった力で結集した法政大学の五百名に達する独自隊列は、この日大動員をもって決起した各大学のたたかいかいの中軸であり、狭山を水路とした戦闘的学生運動の革命的再興の牽引者としての位置を鮮明にした。

すさまじい石川氏の気迫

この日の公判闘争へむけた石川氏の激烈なアピール文が紹介されるや、その一語、一語か

らほとばしりである石川氏的不屈の決意、怒りとくやしき、そして勝利への揺ぐことのない確信は全参加者への熱烈な決起の呼びかけとなり、集会は最高頂に達した。決戦局面をむかえた狭山闘争への石川氏の重大な決意と真実の叫び、決死のたたかいかいこそ、五・二三狭山闘争が空前の高揚をかちとった最大の原動力であり、この日のたたかいを革命的に導き通した決定的軸であり、日帝・寺尾の「三・二二攻撃」に痛烈な反撃を加えたもつとも強力な環なのである。

中核派への注目と共感

つづいて西岡部落解放同盟書記次長の発言に続いて、とくにこの全体集会のなかで、登壇

した松尾真全学連委員長は、五・一三の英雄的戦闘をひきつぎ、前迫勝土同志虐殺への血の復讐を貫徹する決意、血債にかけてカクマルの介入策動を粉砕し狭山闘争の歴史的勝利へ幕進する気迫にみちた発言を行ない、この日のたたかひの大きなピークをつくりだし、その一語一語は全参加者のつよい注目の的となり、高い関心を集中し、圧倒的な共感の渦をつくりだしていったのである。

につまった決戦的対決

午後の公判廷終了後、上杉部落解放同盟書記長は、本日で事実調べが終了したことを報告し、九月に六回、十月三日に一回の計七回の公判廷で最終弁論が行なわれる、部落解放同盟は、今から九月までを「死闘の四カ月」とし、九月の最終日には本日の動員の三倍にあたる六万から七万の動員でたたかうと発言を行なった。全参加者は、なんとしても日帝・寺尾の「早期結審」死刑判決」策動を粉砕し無実の部落青年石川一雄氏を一刻も早く奪還すること、狭山闘争の歴史的勝利をたたかいたる決意を固めたのである。

「三・二二攻撃」に痛打 大破産したカクマルの 介入策動

- 五・二三闘争の意義は
- ①五・一三の英雄的戦闘をひきつぎ、前迫精神で自己を武装し、カクマルへの血の復讐を決定した革命派が全国から三千八百の大部隊で総結集したこと。血気盛んなわが部隊の姿と、本格的戦争への高まる決意は、権力とカクマルを心底から震えあがらせた。
 - ②日共系弁護団をはじめとする寺尾美化論「三・二二攻撃」への敗北主義とその裏返しとしての客観主義的楽観論を粉砕し、日帝・寺尾体制（寺尾カクマル連合）打倒へ決戦的対峙の陣型をつくりあげるたたかひの飛躍的前進をきりひらいたことである。
 - ③カクマルの反革命的介入策動を完ぶなきま

で粉砕したこと、かれらは、前迫精神で武装された革共同の隊列と部落大衆との戦闘的団結に恐怖し、全国フル動員でわずか数百の部隊でなんと午後一時半まで早大に閉じこもり、公判廷終了まじわに権力に守られ野音にやっとなげこむ惨めなありさまとなった。動労カクマルはといえば全人民の徹底糾弾の前にスゴスゴと退散せざるを得なかったのである。

- ④狭山を水路とする学生運動の革命的再興の端緒をきりひらいたこと。その先頭に革命派の若たる法政大学がたっていることである。
- ⑤狭山闘争を七〇年代中期階級闘争の内乱の大高揚の決定的柱に完全に押しあげることになった。部落解放闘争と七〇年代革命の命運をかけ、狭山闘争の歴史的勝利へ九月決戦へ向け「死闘の四カ月」の幕が切つて落されたのだ。

狭山九月決戦

3 九月狭山決戦に猛然と突入 9 高裁包囲三万の大結集

白ヘル四千五百が戦闘的に牽引
カクマル会場に一步も近寄れず

九月三日、九月狭山決戦突入第一波闘争は日比谷野外音楽堂と小公園を埋め尽す部落解放同盟、革共同全国部隊四千五百に牽引された総勢三万名の大結集で、九月狭山決戦の緒戦を飾るにふさわしいきわめて戦闘的なたたかひとして圧倒的爆発をかちとった。死刑判決かその粉砕かをかけたギリギリの決戦の勝負の鍵を握る九・三第一波闘争は、カクマルの反革命的介入策動を完全粉砕することを決定的導水路に九月狭山決戦の大爆発の巨大な突破口を切り開いたのである。

集会は、日比谷野音に解放同盟西日本部隊総評傘下各労働組合、小公園に解放同盟東日本部隊、革共同に牽引された革命的左翼がそ

れぞれ結集し、第一会場・第二会場として同時併行して進められた。野外音楽堂はカクマルを放逐してついに狭山闘争の手に革命的に奪取され、小公園は、文字通り立錫の余地なくギッシリと埋め尽され、戦闘的熱気でむせかえるようなふん囲気に包まれ、「死刑判決絶対粉砕！石川氏即時奪還！」の叫びがわきかえり、決戦勝利の決意が充滿した。

集会での最大のピーク 石川氏のメッセージ

そして「今日の狭山公判闘争が死刑判決か否かの生死を直接問う決戦であるならばもはや国家力との激突は決定的不可避の局面に突入

した」「更にふんどしを締め直し国家権力を徹底的に追いつめ実力で日帝・寺尾体制を打ち倒そう」「権力の走狗共と刺し違える覚悟」という石川氏の訴えに会場は水を打ったように静まりかえり、次いで爆発的拍手が高裁の石川氏に届かんばかりの勢いでまき起つたのである。

革共同部隊四千五百、 全体を牽引

松尾全学連委員長は、「ついに九月狭山決戦は火ぶたが切られた。二つの反革命差別集団日共、カクマルと徹底的に対決し、死刑判決絶対粉砕・石川氏即時奪還を掲げ、力関係の革命的な変動をつくりださうではないか！中核派はいまや反革命カクマル完全打倒の総反攻に突入、全国制覇へむかってばく進している。いまこそわが革命的総路線の下に総決起し、九月狭山決戦の大爆発で日帝・寺尾の死刑判決攻撃を爆砕しよう」と両会場で自信をみながら発言、会場全体がわきかえりななかで、中核派に対する圧倒的な期待と共感の渦がつくりだされていった。

カクマル、日比谷に姿あらわさず、

カクマルの狭山への反革命的介入路線の最後の死を自己確認するものとして、野音から完全に放逐されて三日のスケジュールを外したかれらは、この日いつさいを捨てても軍事的冒険に打って出る以外なかったということである。いまやカクマルは三百万部落民の敵、全人民の敵としての戦闘的人民の隊伍から完

9・5 カクマル狭山から完全逃亡 日比谷に勝利の確信うずまく 石川氏奪還へ不拔の前進

五日、九月狭山決戦勝利第二波闘争は、三日のたたかひにひきつづき、解放同盟傘下の部落大衆を先頭に二万五千の圧倒的結集のもと、わが革共同二千八百名の全国部隊を最大の牽引車として戦闘の高揚をかちとった。この日、集会は、小公園に解放同盟東日本各県連と革命的左翼、すぐそばのグラウンドに同盟西日本各県連と労働組合の二手にわかれて行なわれた。小公園での集会において、全国大行進隊西日本部隊の入場後あいさつになつた上杉書記長は九月決戦の最後の公判日九・

全にはじきとばされ、「左翼」の仮面をばぎとられたムキ出しの反革命としてその醜態をさらしている。カクマルの死は急速に近づいているのである。だが、狭山闘争への白色襲撃にしか唯一延命の道を残されていないにもかかわらず、彼らは9・3に於てそれすらもまったくできなかったのである。

二六に狭山十万人集會を行う決定を発表、解放同盟の九月にかけた凄じい決意を明らかにした。この九月二十六日こそ、獄中十二年無実の石川一雄氏が日帝・寺尾と真正面から対決し、怒りの糾弾をたたきつける意見陳述が予定されている日である。まさにこの日こそ石川氏を先頭に部落大衆、巨万の労働者人民が総決起する天王山なのである。次々と発言がなされ、その後、各大学支持団体からのたたかひの報告が行なわれた。次々壇上になつた報告者の全員はいまや狭山闘争破壊集団とし

ての階級の本質をむきだしにした反革命差別者カクマルを怒りを込めて弾劾した。集會はカクマルに対するゴウゴウたる怒りと糾弾の声でいっぱいとなったのである。このように九月狭山決戦は、その冒頭から三日、五日と巨万の人民の結集で高揚をかちとり、まさに狭山闘争は七〇年代中期階級闘争の重大な軸として全人民的に發展し、その勝利はますます不動のものとなっている。

カクマル狭山介入路線の最後の破産

カクマルは公判廷が終了しわれわれが解散したのをみとどけて、権力の嚴重なカクマル保護体制をあてに、コソコソとタクシーで、野音に結集、その数は学生反戦あわせてわずか三百。九・三、九・五と九月狭山決戦の掃すうを決する最も重要な冒頭のたたかひから完全にはじきとばされることによってカクマル式狭山介入路線は最後の死を宣告されたのである。

9・10 九・二六狭山十万人大集會へ 決戦勝利へ連続的大高揚 カクマル、総評集會からも逃亡

九月狭山決戦第三波闘争は、十日わが同盟の部隊二千五百名を先頭に日比谷野音を立錫の余地なく埋めつくすたかう部落民、労働者人民二万余名を結集、九・三、九・五にひきつづく大高揚を実現した。たたかひはいよいよ、死刑判決粉砕、石川氏即時奪還、日帝寺尾体制打倒の怒濤のうねりとなつて、九月狭山決戦の天王山、九・二〇—二四—二六の大爆発にむけて急ピッチで前進している。カクマルはこの大高揚にたいして、九・三、五にひきつづいてこの日も完全逃亡、しかも夜の総評集會にも登場できず、反革命的「狭山闘争」と反革命的「本来の戦線」論の大破産を満天下にさらけ出したのである。第二の十日間戦争の圧勝できづき潰走するカクマルを徹底的に追撃せよ！正念場むかえた狭山決戦の大高揚を実現し、その歴史的勝利への突破口きりひらけ！九月決戦の完全勝利をかちとれ！

二万の大デモ高裁ゆるがす

わが部隊が日比谷を対カクマル戦の凄絶な決意で軍事制圧する中で、この日のたたかひは開始された。カクマルよ来るならこい、待ちに待った決着のときだ。「集団戦で敗残JACを全滅するぞ」「石川氏を奪還するぞ」というごうごうたるシュプレヒコールが小公園をうめつくす。解放同盟各県連の部隊が続々と結集する中で全体集會に先立ちわが部隊の独自集會がかちとられた。松尾全学連委員長、全国部落研代表の九月決戦にかけたすさまじい決意の表明は、結集したたかう部落大衆、労働者人民に熱い共感を呼びおこし、この日のたたかひの戦闘的基調をつくりだした。集會は、午前十一時すぎ、日比谷小公園で公判傍聴団を送りだしたあと、会場を日比谷野音に移し開始。議長団選出、松井副委員長、の報告がなされた後、午後一時四十分、部隊は全員、戦闘的都心デモにうつって。午後四時から総括集會にうつり米田統制委員長、の傍聴団報告、石川氏の両腕のあいさつ、上

杉書記長の総括提案がなされた。

上杉書記長は「弁護団最後の陳述である二十六日には必ずや十万人集會を大成功させる。文字通り、この日比谷公園全体を通路にいたるまで一旦坐つたら身動きとれないほどの結集でうめ尽し石川一雄君を必ずやうばいかえす」と解放同盟の重大な決意を明らかにし、九月二十、二十四、二十六日を総力をあげてたたかひぬこうと訴えた。わが部隊はただちに野音前において独自総括集會を行つた。そこで松尾全学連委員長は「九・三、五につづいてわれわれは本日の闘争を解放同盟との固い共同闘争のもとで圧倒的にうちぬいた。反革命カクマルは三日、五日につづいて今日も一歩も近づくことすらできなかった。この中に政治的軍事的力関係が決定的に示されている」と力強く確認した。

この日カクマルは三日、五日につづいて狭山闘争から完全に逃亡した。とくにこの日は、「反革命通信」紙上に事前にスケジュールとして発表した夜の総評主催の狭山集會にも誰一人として登場できなかったのである。われわれの攻撃的集団戦の挑戦に完全におじけつたカクマルはついに反革命的「本来の戦線」すらも放棄し雪崩れうった潰走を開始したの

である。
**カクマル徹底追撃し、九月
 狭山決戦勝利へ**

九・一〇闘争勝利の意義は

①九・三、五につづいて、狭山闘争への反革命の介入、破壊策動を完膚なきまでに粉砕し、第三波闘争の巨万の高揚をかちとり、九月狭山決戦の天王山たる九・二四―二六の二〇―全人民の高揚への決定的地平をうち固めたことである。

②第二の十日間戦争の圧勝を基礎に、九月狭山決戦へのカクマルの反革命的介入、破壊策動を木端みじんに粉砕し、九・三、五につづいて潰走するカクマルに軍事的（「本来の戦線」からの脱落を意味する）政治的打撃を与えたことである。
 「小枝作戦」と称して掃路にあるわが同志に對する白色テロのために残存JACの尻をたいたて配置したのであるが、無残に大破綻し、逆に徹底的にせん滅されたのである。

9.20—26 九・二六へ連続的高揚 広がり、深まる狭山闘争のうねり

二〇 日比谷小公園はわが中核派三千名の大部隊を先頭に解放同盟、労働者、学生、人民二万五千によって立錫の余地なくうめ尽された。集会は、弁護団の公判廷における意見陳述の報告を軸に行われ、松本弁護士、稲村弁護士から、脅迫状、中山弁護士からアリバイなど逐一事実を指摘し、あるいは部落差別の問題をあげたなかから、石川氏犯人デッチあげを鮮明にし参加者に新たな怒りを呼びお

こした。各県連、支持団体は、日共スターリン主義の狭山闘争破壊敵對策動について弾劾し、さらにカクマルによる革命的全通労働者高橋同志虐殺を弾劾し、報復を宣言する発言をつぎつぎと行ない二つの反革命差別主義集團の粉砕・せん滅なくして狭山闘争の勝利もないことを大衆的に明らかにした。
 二四 二十四日、わが三千二百の隊列が敗残JAC隊長前川撃沈の偉大な戦果の意気に

もえ小公園を「石川氏を奪還するぞ！高橋同志虐殺に血の報復を貫徹するぞ」と激しいシユプレヒコールで席捲するなかで集会はうちぬかれた。集会では解放同盟中央本部代表上杉書記長の「この間のたたかひの高揚で二十六万人の集会成功の確信を与えられた。われわれの手で権力の一角を人民の渦でうめ尽す九・二六闘争の大爆発を」と確信にみちた発言を皮切りに各支持団体の二六闘争にむけた熱烈な決意表明が行われた。とりわけ松尾全学連委員長は、「九・三いらひのたたかひで勝利が一步かちとられつつある。石川氏のアピールを全人民の共同の決意としてわがものとし、狭山闘争破壊集團、日共、カクマル反革命差別集團を粉砕し、九・二六十万人集会の空前の爆発を死力をつくして、かちとろう」と訴えた。

26 11万の大集会・高裁揺がす

9 狭山勝利へ歴史的突破口開く

中核派全国部隊一万が総結集

九月狭山決戦の天王山たる九・二六十万人大集会は、日比谷公園全体を立錫の余地なくうめつくす解放同盟各県連、学生、総評さん下の労働組合など十一万人の大結集をもって空前の大高揚を実現、わが中核派一万人の大部隊を最大の牽引車として九月狭山決戦の全人民的大爆発をかちとり、狭山闘争の歴史的勝利にむけた巨大な突破口をこじあげたのである。とりわけこの日、無実の石川一雄氏が「日帝・寺尾と刺しがえる」という凄絶な決意でのぞみ獄中十二年のくやしき、怒りの一切をかけて法廷を圧す烈々たる意見陳述を寺尾にたたきつけたのである。まさに狭山闘争は首都を席捲する十一万の大高揚によって文字通り七〇年代階級闘争の主軸へとおしあげられた。だが、この巨万の大高揚に追いつめられ恐怖した日帝・寺尾は十月三日の検事論告をくりあげ結審を宣告、十月三十一日の判決公判を指定し、一気に死刑判決にもちこ

まんとする策動を開始したのである。まさに狭山闘争は日帝・寺尾の死刑判決策動を許すのかそれとも石川氏を生きて奪還するのかがギリギリのところを煮つめられた。われわれは十・三一死刑判決策動決死粉砕へ怒濤の進撃をかちとらねばならない。九月狭山決戦の大爆発をひきつぎ、これをはるかに上まわる全人民の大奔流をつくりだし、石川氏を血償にかけてなにごんでも生きて奪還する不拔の戦闘態勢をうち固めよ！反革命差別者集團カクマルをせん滅し、一切の武装解除を許さず十・三一へばく進せよ！

十一万の空前の大結集

「石川氏を生きて奪還するぞ！天をも衝く激しいシユプレヒコールが高裁をゆるがす。広大な日比谷公園は、会場にあてられた小宮樂堂前、小公園、草地の三カ所はもとより、道路といわず木の下といわず身動きのとれな

いほどの人、人、人で埋めつくされた。全国いたるところからこの日のために集まってきた戦闘的部落民、労働者、学生は十一万にのぼった。七〇年代安保・沖繩闘争いらひの、いやそれをも上まわる空前の大高揚が実現されたのだ。われわれは、九月対カクマル戦の完全な勝利の地平にふまえ、九月決戦第二波攻撃の巨弾―前川撃沈の成果のうえで、一万名の大結集をもってこの日の闘争を断固として牽引しぬいたのである。

石川氏、寺尾を真向から徹底糾弾

石川一雄氏はこの日にむけて五万字にのぼる意見陳述書を作成し公判にのぞんだ。獄中十二年におよぶくやしき、怒りと不屈のたたかひのいつさいをかけて日帝・寺尾に徹底的糾弾をあげたのである。

法廷にたち、意見陳述にのぞんだ石川氏にお父さんから「一雄、大きな声でやれ！」と声援がとんだ。これにこたえて、寺尾と真正面から対決し、力強い大きな声で、裁くものを裁くりんぜんたる気迫でせまったのである。「日帝・寺尾と刺しがえるわれ」と激烈無比の闘魂をもって再開公判闘争をたたかひぬ

いてきた石川氏は、寺尾にむかって「灰色の無罪判決」ではなく完全無罪判決以外ありえないことを力強くたたきつけ、日帝の支配の維持をかけた狭山差別裁判をうち破き、みずからの解放と三百万部落民、労働者階級の解放をかけて決死のたたかいをつらぬくことを宣言したのである。

法大一千など戦闘的労学大結集

この日、わが中核派は九月決戦第二波攻撃の決定的一打であるカクマル白色襲撃隊長前川健撃沈の巨大な戦果をひたさげ、全国根こそぎ動員一万名の圧倒的隊列をもって登場した。第三会場においては、午前、午後をとおしておこなわれた集会で次つぎと登壇する発言者は、熱烈な決意をこめて石川氏を必ずや生きて奪還すること、このためには二つの反革命差別集団日共、カクマルを徹底的に粉砕しなければならぬことを訴え、狭山闘争へ決起せんとした高橋範行同志を虐殺した反革命カクマルへの徹底的弾劾をたたきつけ「等価報復」原則にのっとった血の復讐をなしとげることを激烈に宣言したのである。とりわけ松尾全学連委員長は、日帝・寺尾の先兵として狭山闘争破壊にほんそうする日共・カクマ

ルを徹底的にせん滅し、狭山闘争の歴史的勝利をと訴え、全参加者のわれんばかりの拍手を浴びたのである。

戦闘的學生、労働組合が圧倒的に結集する中でとりわけ、法政大学の空前の大結集は、七〇年代中期高揚の一大拠点としての不拔の位置を確定するものであり、それを中軸とした狭山闘争での學生戦線全体の活性化と流動化を圧倒的に牽引するものである。

日共・カクマル、完全逃亡・敵対

日共は反革命機関紙「赤旗」紙上において連日、解同暴力集団なるキャンペーンをばらまき、十万人集會に敵対してきたが、この日の十万人大集會の決定的大成功によってその目論みは完全に粉砕した。

カクマルは、この間九月三、五、十、二十四と狭山闘争からの逃亡のうえで、文字通り決戦中の決戦、九・二六からも逃亡することにより彼らのエセ「狭山闘争」の完全な死を宣告されたのである。この間わが集団戦の挑戦のまえに逃亡につぐ逃亡に終始していたのであるが、これについて終止符をうたれたこの日午後十一時すぎ、ついにわが革命的部

隊はカクマル敗残JAC百五十名を神保町において捕捉し完全に撃波、せん滅する偉大な戦果をたたきとつた。九・二六十万人大集會はかかる反革命差別者集団日共、カクマルの反革命破壊、介入策動を粉砕することによって文字通り巨万の大高揚を実現したのである。

歴史的な十月決戦に突入せよ!

こうして九月狭山決戦が、九・二六集會の十一万人を結集する空前の大高揚を実現したことによって日帝・寺尾は追いつめられ、一気に死刑判決に全力を投入せんとしている。

日帝・寺尾はこの日をもって結審にし、十月三十一日判決公判を指定、狭山闘争のいっその全人民の高揚に恐怖し、死刑判決の策動をつよめているのである。われわれは、石川氏奪還にむけ、十三一死刑判決策動粉砕に死力をつくさねばならない!

狭山十月決戦

31 寺尾無期判決に爆発する怒りの叫び 石川氏の不屈の闘魂に応え 10 最後の勝利へ前進せよ

十月三十日、東京高裁寺尾裁判長は無実の石川一雄氏に対して一番内田判決を基本的に踏襲する「無期懲役」の暗黒差別判決を下した。獄中十二年、「オレは殺していない」と決然と無実の叫びをあげていられた十有余年の石川氏的不屈のたたかい、真実の血叫びを理不尽にふみにじり、日帝の部落差別・人民分断の体制的重みをかけて、憎むべき日帝の尖兵・寺尾はこの歴史的暴挙にうってできたのだ。石川一雄氏と狭山闘争の全人民の高揚に恐怖し、結審からわずか一ヶ月という超スピードで強行されたこの判決は「明白には任意性がある」「別件逮捕は正当」「証拠は十分」と弁護側の反証をこごとく無視抹殺しきったのである。法廷の石川氏は決然とた

って満身の怒りをこめて寺尾を糾弾し、日比谷小公園・草地の二会場を埋めつくした解放同盟、総評傘下の労働組合、中核派全国部隊五千を先頭に三万の部隊は、総立ちとなって日帝・寺尾への怒りのシュプレコヒールをあげた。日帝・寺尾の悪虐な判決、石川氏と三百万部落民、全労働者階級人民への反動的挑戦を徹底糾弾し、これを断じて許さず、石川氏奪還・狭山闘争の歴史的勝利への不屈のたたかいを一九となつて決意したのである。われわれは必ずや日帝・寺尾のもくろみをつちかき最後の勝利をかちとるのである。石川氏的不屈の闘魂に連帯し、石川氏を必ず生きて奪還する!

日比谷うめる三万 三万が総立ち、渦まく怒りの叫び

「判決の結果は、無期懲役」米田統制委員長の公判中間報告の声が「ウォー」という怒号でかき消された。午前十時半、判決内容が小公園に伝えられるや、公園の半分を埋め尽くすわが五千の部隊は地を蹴って一斉に総立ちとなり東京高裁へむけて激しい怒りのシュプレコヒールをたたきつけた。

「ナンセンス!」「寺尾を倒せ!」「差別判決糾弾!」声ふるわせ、腹の底からこみあげる怒りの声をふりしぼり、いしれぬくやしき、無念さを満身にこめこぶしをふりあげた。旗竿を高裁にむけ寺尾を串刺しにせんばかりに力の限りつきだす者、屈辱とくやしさに目を赤くはらしながらこぶしをつきだす者。六九年十一月一四浦和地裁占拠闘争に決起していられた、死闘の六ヶ月によって井波を打倒し、嘗々たるたたかいを展開してきたわが部隊は声をかぎりにこの暗黒差別判決を断絶した。

獄中十二年、青天白日無実の石川一雄氏の「オレは殺していない」という血叫びを踏み

にじり、ひきつづき獄舎の独房に閉じこめる日帝・寺尾。弁護側立証をことごとく無視し権力、検察側の差別主義的デッチあげ捏造を積極的に追認し、日帝のアジア侵略・侵略体制、それと結合した国内反動の激化、部落差別―人民分断支配攻撃の尖兵としての姿をむきだしにした日帝・寺尾のこの暴挙をどうして許しておくことができようか。

つづいて草地会場、小公園をギョッリと埋めつくす三万の解放同盟・労組・支援団体の糾弾の怒号がまきおこった。「バカな！ こんなデタラメなことがあるか！」口びるを噛みしめ眉根をくもらせ憤怒でにぎりこぶしをふるわせる老人。あふれる涙をぬぐおうともせず憎悪の糾弾をぶつける若者。

「聞きたくない！」 石川氏決然と糾弾

このくやしき、この屈辱、天人ともに許すまじきこの差別主義者、帝国主義の走狗寺尾糾弾の叫びは、法廷の日帝・寺尾に、幾層倍も深い憤怒で寺尾と真向から立ちむかひ不撓不屈にたたかう石川一雄氏にとどけとばかりに轟々と日比谷を席捲した。

「私は聞きたくない！」。法廷で寺尾が差

別主義的無期判決の主文を読みあげ理由に移ろうとするとき、憤怒で肩をふるわせ、立ちつくす石川氏は、全身を火の玉と化し決然と大声で糾弾した。十・三一集會に寄せられた

「万感をこめて待ちわび十余年、迫る判決わが手に勝利を」と無実の獄中十二年、完全無罪判決がいいかなる判決もありえないという確信で法廷にのぞんだ石川氏の血叫びをふみにじった寺尾に、はじけるように糾弾の声があがった。窓をつらぬいて公園の怒号が届く。「暗黒裁判だ」「ただではおかないぞ」最前列で立ちあがった石川氏の両親・富造氏リイさんが、身体をふるわせ、寺尾への糾弾をたたきつけた。

判決は、弁護側の提出した六鑑定書をはじめ、この裁判の根幹である部落差別、権力の差別犯罪の問題に一切ふれずこれを正当化し、あまつさえ、石川氏の「自白には任意性がある」「別件逮捕は正当」「証人・証提調べを一切却下しながら「客観的証拠からして被告の犯行」などと、一番内田判決を踏襲し、日帝の階級的意図をむきだしにした差別判決そのものである。九・二六闘争の巨万の高揚に恐怖し、このたたかいが全人民的爆発へと拡大発展するのを未然にたたきつぶすべく結審か

らわずか一ヶ月という超スピード判決にのぞんだ寺尾のこの天人ともに許すまじき暴挙に糾弾の嵐がうずまいたのだ。

高裁周辺に空前の大弾圧体制

九・二六十一万の大高揚に恐怖した日帝・寺尾は、この日、判決がどういふ結果をもたらすのかに真底おびえ、裁判長寺尾をはじめ陪席判事まで私宅を変え住所を隠し、三十、三十一日の両日地裁、高裁とも全法廷を休むという高裁はじまつていらいの異例の措置でぞんだ。さらに、警察権力は警察庁長官を陣頭指揮に二千人の機動隊を高裁周辺に配置し、六〇年安保、七〇年安保沖繩闘争の最高潮時に匹敵する裁判史上最大の超戒厳体制を敷いたのである。

午後一時、日帝・寺尾の憎むべき暗黒差別判決に満腔の怒りにもえた三万の部隊は、解放同盟を先頭にデモにうってでた。わが五千の大部隊は、東京高裁を包囲し、「寺尾たおせ！」「石川奪還」のかけ声をたたきつけたデモの隊列をズタズタに寸断する大弾圧をつき破り、明治公園まで延々三時間にわたって首都を怒りのシュプレヒコールで席捲したのである。

カクマル・無期判決 を追認・擁護

この日、反革命カクマルは、狭山闘争が一切の過程を終了した午後四時すぎ、わずか三百の部隊をかき集め、日比谷野音にあらわれ寺尾無期判決を追認し、寺尾に拍手を送り、「これでやっと狭山闘争のドロ沼からぬけ出せる」と安堵の声をあげるといふ反革命差別主義者の腐敗した姿をさらけだしていたのである。

これまで一貫して「狭山無差別裁判」「石川氏は犯人に酷似している」などと石川氏有罪、寺尾美化の言辞をまきちらし、会場問題をはじめ狭山闘争破壊策動をくりかえしてきたカクマルは、寺尾の差別的無期判決へのひとかげらの怒りもなく、ぎゃくに喜び勇んで自分たちの言っていたことの「正しさ」を自己確認しあっていたのだ。全国部落研連のすぐれた指導者中山（原）同志を虐殺し、狭山闘争を担っていた川口・高橋・佐藤同志を虐殺してきたカクマル、九月決戦においては狭山闘争から完全逃亡しその帰路への白色テロルに専念してきたカクマルの日帝・寺尾の走狗としての姿はこの日ますます鮮明になった。

そしてこの日もまた、狭山闘争の帰路、白色襲撃を狙ったものの完全に粉砕されたのである。

またカクマルとともに日共は、差別的控訴趣意書をはじめ石川氏クロの路線を宣伝し、無実・差別の否定、石川氏への個人的誹謗・中傷をまきちらし、口汚い「反中核・反解同」キャンペーンに全党をあげてきた。反革命機関誌「赤旗」は十・三一狭山についてフル新の十分の一のスペースで片すみに報じ、その内容といえば、解同と中核派への差別主義的悪罵を投げつけるのみという驚くべき態度を示し、狭山闘争の敵対者、寺尾の尖兵としての役割をいかに発揮したのだ。

最後の勝利までたたかいぬけ

狭山闘争が七〇年代中期高揚の主軸として文字通り全人民的発展を開始したことに恐れをなした日帝・寺尾は、獄中十二年不屈にたたかう石川氏に階級的憎悪をこめて無期判決という暗黒差別裁判を貫ぬき、一切の道理を踏みじり日帝の体制的死重をかけたアジア侵略・侵略体制、それと結合した国内反動、部落差別―人民分断支配の尖兵としての階級の本性和しての階級の本性をあらわにした。

だがわれわれは七四年十月三十一日、日帝・寺尾の歴史的暴挙の日として断じて忘れはしない。この恨みをはらし、屈辱をそぐまでたゆみなく前進するだろう。これで狭山闘争の全人民的の高揚と石川氏のたたかいをおしつぶせると思ったら大まちがいだ。七四年十月三十一日は石川一雄氏と狭山闘争の燃えさかる怒りの炎に油を注いだ日として永遠に歴史に記念されるであろう。

石川氏的不屈のたたかいとともに最後の勝利はわれわれの手にある。六九年十一・一四によつてきりひらかれた狭山闘争の全人民的発展のうねりはいかなるものをもってしてもはや押しとどめることはできない。解放同盟とのたたかう共同戦線を強化発展させ、反革命カクマル、日共せん滅し、石川氏奪還へ上告審―狭山闘争の歴史的勝利へ！

七五年冒頭における石川一雄氏のメッセージ

つぎに掲げるのは、石川一雄氏の七五年冒頭における戦闘宣言である。十・三一暗黒寺尾判決に渾身の徹底糾弾を浴びせ、獄中にて狭山闘争の歴史的大勝利へむけていっそう不滅の闘魂を燃えあがらせている石川一雄氏の血叫びは、何人の胸にも新たな決意をよびおこし、不退転のたたかいへとふるいたたせずにはおかない。だが同時にそれは、全党・全人民の勝利への厳粛なる誓いと、死力をふりしぼった狭山闘争への総決起のただなかにおいてこそ、真に主体化され物質化されなければならない。何よりもわれわれは、石川氏をいまだ暗黒の獄舎につなぎとめられていること、そしてその現実を強制している最大の根拠が、寺尾差別判決であり、それを土台とする新たに反動化された日帝の狭山差別裁判強行体制であることをしっかりとみすえ、いまこそ決意も新たに、寺尾判決をうち破り、石川氏を御両親と部落解放闘争の戦列のなかに即時奪還することを、血債にかけてやりとげなければならない。石川氏の不屈の精神、権力打倒・部落解放への骨身をけずるたたかいを学びつくし、石川氏とのよりいっそう不拔の連帯をうちかためて、日帝の体制的死重をかけた暗黒差別裁判との階級的大激突へつき進め！日共、カクマルの反革命的敵対を爆碎し、いっさいの敗北主義・日和見主義・闘争放棄を一掃して、たたかう共同戦線のさらなる強化・発展を実現し、七五年狭山闘争の大高揚をかちとれ！「融和主義粉砕、部落解放・日帝打倒」の総路線のもと、いまこそ石川氏にこたえて、狭山闘争の歴史的大勝利の関門をおしあげようではないか。（なお文中のみだしは編集委員会の責任でつけました。）

暗黒の寺尾判決うち破り 狭山闘争勝利の血路をきりひらけ

謹んで新春の御挨拶を申し上げます。

全国六千部落三百万部落兄弟姉妹の皆さん及び部落解放同盟傘下にあつて何時も狭山差別裁判糾弾闘争と共に、今日迄獄中の石川一雄を支え励まし続けて下さった一般支援者全ての皆々様。

一九七五年の年頭に当り、東京拘置所の中より石川一雄は常日頃の皆様の限りないお力添えに対し、深底から感謝の意を表わすと同時に本年から狭山闘争の舞台は最高裁へ移され、厳しい審理が予想されますだけにこの難関を突破し、完全無罪判決を勝取る上で、皆様方大衆の支持支援は不可欠であり、皆様の更なる御支援と御指導とを仰ぎ、狭山闘争の歴史的大水路を切り開いて頂きたく誠に拙筆で、要領を得ない私ではありますが、御挨拶方々お願いの筆を取らせて頂きました。

未曾有の暗黒裁判に煮えたる怒り

本来なら昨秋敗北を喫した無念の二ヶ月間から今日

までの十余年間に於ける獄中闘争の全過程を記述の上新たに狭山闘争に於て皆様方の更なるお力添えを賜わるべきであろうと考えましたが、十有余年の辛苦の拘禁生活を振り返りますと涙なくして綴る事が出来ませんし、又新しい年と共に決意も新たに出発する一九七五年の此の大事な時期に過去の惨めな獄中生活を想い起して新春の挨拶状を涙で汚して出発するような事になれば、今年中、闘争の場において涙に暮れ、悲しみを自分自身から呼び込む結果になるという判断から現時点では、わが十余年の獄中生活を省りみない事に致しました。

何れにせよ、狭山闘争を勝利に導かんと真実究明に費やされた兄弟達の努力・調査探究・要請そして公判毎に部落解放同盟の全支部組織を挙げて声援闘争に駆け付けて下さった全国的大衆による真の叫び声に耳を傾けなかつたばかりか、公正裁判を要請する三百五十万以上の、わが日本に於ける裁判史上、空前の署名をも無視した反動寺尾の暴挙、あの「無期懲役」とい

う未曾有の国家権力による暗黒裁判に対し、煮えたぎる怒り、憎しみを抑える事ができません。私は判決直後、パトカーの護衛によって東京拘置所へ戻されたので、即日上告手続きを済ませると共に、此の不当な高裁判決を打破すべく最高裁で闘い抜く決意の程を中央本部へ知らせましたけど、判決が仲々届かずに苛々して居りましたら、二十三日目に手元に届き早速その晩は終夜読み漁りました。

その後も何度読み返したか判りませんが、熟読玩味すればする程、ますます納得ゆかず（注、熟読した現在の私は、凡十万字位ありましたが、どの点を問われても即座に答えられる程、頭の中にたたき込んであります）憤激は極限に達し、うっ憤の遣場のない拘束の身の私はただだ拳を固く握り締めるばかりでありました。全く裁判の名に値いしないのみか、寺尾が作文化した判決文の随所に部落民に対し敵意さえ抱いて居り、より具体的に言えば、その判決書には差別裁判をとこなえる三百万同胞の部落民に憎悪を剥出しにし、反動的心証を露骨に示したものであるだけに寺尾を断固糾弾しなければなりません。

寺尾差別判決を断固糾弾せよ

それにしても井波七郎退官後に登場してきた時の寺

原判決の事実認定は細部については兎も角、被告人が犯人であるという大筋において誤りはない等と屁理屈を並べると共に本裁判の根幹である部落差別、権力の差別犯罪の問題は一切触れないのみか、あろうことか最後に職権で量刑不当を調査したと称し、偶然的な要素が重なった犯行であり、又被告は十分悔悟の情を示しながら死刑は重過ぎるので、原判決を破棄して無期懲役に処するのが相当であるという形で結論づけているのでありますが、然し原審は兎も角、当審に於て無罪を訴えている人間の「どこ」に悔悟の情があると言えるのでありましょうか。若し仮りに私が善枝さん殺しの犯人であるというのならば、いわば私は十有余年年間も国民を欺いて居たことになり、其処には一片の悔恨の情が見出し難いのであるから控訴却下の手厳しい判決が下されて当然なのに原判決を破棄し、死刑から無期懲役に減刑した一点に狭山事件の内面が秘められているのであります。

従つてマスコミが報じるが如く「寺尾裁判長に死刑判決を躊躇わず何かがあったのだろう」ではなく、そこには部落解放同盟を中心に「狭山差別裁判」の糾弾闘争が回を追う毎に巨大な人民の怒りとして膨れ上る狭山闘争の大高揚に対し、そこに抜き差しならぬ事態への発展を見てとつた結果、詰まり「差別裁判」を掲げ

尾は笑顔を撤き散らしていたがゆえに、裁判所又裁判官に対して幻想によつては決して勝利出来ないことは解つていながらバカな私を含む弁護団も、「おや、これは今迄の裁判官と違つて公正裁判のもつて、無罪判決にするぞ」と寺尾の一見柔和な民主的ポーズに幻惑された結果の敗北であつた事は否定出来ませんけど、然しそれは兎も角、黒衣に身を包む鉄仮面寺尾の野郎は、自らの差別的心証を唯一の拠所に井波前裁判長の下での差別的訴訟指揮を全面的に受け継ぎ、一切の事実審理をかなぐり捨て、一人の証人さえ証人台に立たせなかつたのみか、弁護側の事実に基づく疑問の余地のない反証を悉く抹殺し、一路暗黒判決に着手すべく彼奴寺尾は前裁判長の井波とバトンタッチした時から既に国家権力の意を一手に受けて判決文の作成に精を出していたのであります。

何故なら判決文には最終弁論で弁護人諸先生が明らかにした科学的、客観的事実に目を背け、主観的な檢察側の証拠を取上げ、即ち最終弁論の全てを無視し、判決文の総ての論点に於て第一審を容認し、捜査過程、第一審に貫く部落差別に基づく犯人デッチ上げを容認し、別件逮捕は違法ではない、「自白」に矛盾があるのは任意性の証左であり、「自白と物証」の一致は真実を物語っている。原審は客観的証拠は一致している。

る闘争に完全無罪判決を下すとなれば、権力が全人民の前に自らの非道と、陰謀を明らかにすることになり、延ては司法権全体の破壊を意味するのでありますから私の無実を百も承知の上で、いわば治安維持の為に「有罪」という言語道断の差別判決を下したのであります。そして前述の様に各自自調書に矛盾が生じているのは「被告が死刑を免れたい一心から悪い状況は伏せ、真偽を交えて供述したため」等と有罪判決にするのに繕う事が出来ない部分は総て私に責任転嫁するという極悪非道のペテン野郎は得手勝手な臆測でもつて片づけてしまつていたのであります。

怒りをバネに勝利の血路をきりひらけ

ところで、昨秋の有罪判決に対する怒りの電報、或は手紙が数千通も届いており、中でも三百万兄弟姉妹から頂く激励文の全てが此度の痛苦な敗北に対する一切の憤りを新たな闘いに決起して下さるというもので「最高裁では完全無罪を勝取る為の闘いに全エネルギーを転化する」という誠に強烈な物ばかりで、私はどれ程慰められ、且つ闘争心をかきたてられているか少しませんが、常々に兄弟達のご指摘の通り、何故敗北を喫してしまつたのかという自己批判を含めた総括「敗北の原因を徹底的に探し出し、それを克服するた

めの理論的、実践的作業」こそが明確にされなければ再び狭山事件が起り、或は絶対に取返しのできない決定的な敗北を被るかもしれません。

そこで私なりに考えてみますと、本当に高裁での血を吐く様な痛苦な敗北をどうやって絶対的勝利への新たな出発点にするのかということこそが理論的にも実践的にも決定的に問われていると思えますし、又急務の課題だと思っております。それは部落解放同盟の、そして三百万兄弟姉妹たちの限らない訴えによって全国民的大衆の心をつき動かしている憤り、激情がこのことの解明、そして闘争方針化・組織方針化されて、始めて全面開化、勝利の展望が切り開けてくるのだと確信致します。勿論今回の敗因を一言で申せば、権力、寺尾体制の陰謀を見破る事が出来なかった結果、敗北を喫して終ったけど、「狭山差別裁判糾弾闘争」と「人間解放」を掲げて闘い抜かれたこの劇的ともいえる部落解放闘争の前進的局面、及びその労働者階級への波及、その様な心をつき動かす最も人間的なエネルギーと諸闘争に於ける真の人間の素晴らしさを知る時、一人私が解放への礎になれるならば、たとえ獄死しても決して黄泉路を迷わないと考えて居ります。

勿論私は無実であり故に昨秋の差別判決は国家権力が広範な運動の高揚に対して、己れの権力を維持する

ためにあえて有罪と主張し運動に挑戦し、政治的判決に基づく反動判決を下した司法権力・国家権力を断固糾弾してゆく事は当然ながら、考えようによっては十余年の歳月をかけて闘い続けて来た狭山事件を此度の差別判決によって知らない人はいないくらいであったろうし、と同時に部落差別を知らない人達もこの狭山判決を通して現実の差別の実態を知ってくれた事は誠に意義があったと思えます。要するに私が再び支配階級の政治裁判に犯されたことによって現世にあつて尚且つ部落差別が起っている事が、公器のマスコミ紙に乗って狭山事件を通して全国民の前に知れ一般民が改めて私達部落民が置かれている立場・生活実態を知り部落問題は自分達の「明日の課題である」と解放運動に起ち上つてくれた人は少なからぬ事と聞き知

っているだけに、矢張り解放への偉業達成の為に誰かの犠牲は避けられないのであれば、その礎に私ができるんだと石川一雄は常に解放の床柱的な存在になりた

人間の尊厳かけ、七〇年代 部落差別攻撃との総対決へ

社会的にも無知だった私が右記のような決意の程に對し、皆様方はきつと「言葉上の事よ」と思うかもし

れませんが、何れにせよ、その無知な石川一雄が、このうまで人間性を変革せしめたのは、何かと言えば、解放同盟員の御指導は最より三百万兄弟達の御支援を賜わる中で、勉強に動しんだ結果、と同時に部落の歴史を把握し、そしてその歴史には血腥いものが印されているのに私はいがく然としたけど、その時点から私は正しい人間社会を築く為に、前述の如く、石川一雄が捨て石ともなろうという熱い思いを抱いたからこそ、私はあらゆる暴虐と弾圧にも不屈の精神で立向って今日迄獄中闘争を貫徹して来たのであり、且つこの辛苦な拘禁生活の中にあつて一言も泣き言を漏らさずに闘い抜いてきたのは、わが体中で騒ぐ血潮は「部落解放の為に闘い抜け」と差別の元凶である権力打倒に燃え上がらせていたからでありました。従つて私は今後も此の真赤な血潮、血の一滴も余すことなく権力打倒に注ぎ込む覚悟で居ります事を改めて誓う必要ありません。まして定期的に届く解放紙上からしか知る事が出来ない私ではあるけど、部落民に対する差別、抑圧は日々強まっている様子が判り、その存在と生活実態は絶え難いまでの状況を呈しています。

それは、国家権力の七〇年代部落差別政策としてある同対審答申の中にある一片の融和思想と僅かばかりの涙金によって解決されるものではないでしょうし、

その攻撃の本質からするならば、部落民の生活と産業は凄じい勢いで破壊され、且つ差別、抑圧は〇×の差別キャンペーンを反動的手先としてより一層徹底化されようとしています。その事は私の狭山差別裁判の形が成された歴史的背景からしても、又昨秋の国家権力、寺尾体制の暴挙をみてもあまりにもはつきりしています。ゆえに私はこのような部落差別の現実を怒りを燃やし続け、またわが水平社五十年來の革命的伝統にのつとつて人間の尊厳と未來の解放を本件に賭けて完全無罪判決を勝取るまで更に不屈の闘志をもって闘い抜く決意であります。

権力打倒を掲げ、共同闘争の 前進で歴史的な大勝利へ

さて、本紙には六千字以内と限定されている関係で、本年度における石川一雄の決意と三百万兄弟姉妹をはじめ、一般支援者各位の更なる御協力を心よりお願い申上げて筆を終わりたいと思います。

先づ、今年における私の獄中闘争の貫徹は昨秋の差別判決に対して満腔からの怒りをこめて弾劾することは当然のこと、支配階級の階級意志を受けて、これを執行した差別者寺尾裁判長に対する道義的人格的責任の徹底追及は固より、私は今こそ最高裁では狭山闘争

の絶対勝利と部落絶対解放に賭けて自らの火の玉となつて闘い抜く覚悟で居り、又高裁では敗北を喫してしまつたけど、現実には狭山闘争は生き続けている以上、あの結審の最終日に繰り広げられた十万人集会における部落解同盟のそして三百万兄弟姉妹の熱烈な闘いと同時に総評の画期的共同闘争の歴史的实现を生み出して闘い抜かれたあの狭山大闘争等を再現して更なる闘いを続けて下さるならば、権力を追い詰める事は可能であると思ひますし、又狭山闘争は寺尾の有罪判決の暴挙によつて闘いの第一歩を踏み出したのであり、そしてその勝利の方向は外部者の皆様方の力量によつて勝利の水路が切り開かれる事、いえ兄弟姉妹が今こそ国家権力を打倒するためにも創意工夫をこらして狭山闘争のもとの活動を全面的に強化して下さるならば、必ずや最高裁で無罪を獲得出来る確信して居ります。日本の民主社会は私達部落民が人間として完全に解放された時であるという観点に立つ私は自分の身の上下に如何なる暴虐を撰翳そうとも私の闘魂、部落解放への情熱と魂を奪う事が出来ません。私達部落民の悲願達成は国家権力を打ち倒さずしてならず、従つて不正を憎み、正義を愛し、真の民主主義の確立を目指して日夜ご奮闘しておられる皆さん方に声を大にして訴え、と共に是非心して耳を傾けて頂きたい事は狭山差別

裁判を通して部落解放運動に全人民的な高揚を遂げ、広い共同闘争が実現したその意義は大きいけど、然し今はその中からもう路線をめぐる段階に来ていると思われまふだけに、その数百万の大結集をもつて国家権力の人民支配の不正義を打ち砕き、その虚構に満ちた暗黒の支配体制、権力打倒の必要性と現実性を具体的に掲げて、七〇年代後期階級闘争と部落解放闘争の圧倒的大高揚をもつて闘い抜いて頂きたいのであります。部落解放同盟と総評傘下の労働者人民との強固な連帯の實現のもとで闘い抜かれた狭山差別裁判糾弾闘争は全国民の前にアピールしたことは言うまでもなく、この画期的共同闘争によつて権力を恐怖におとしいたのであり、又私の狭山闘争もこの様な巨大な団結の下で闘い抜いて下さるならば、狭山闘争の歴史的勝利は確実にわが手中に納められることを確信いたします。私は精神的にも厳しい拘禁生活の中にあつて「真実」は必ず勝つと自信と確信を更に強くもち、人権と民主主義の勝利を守る為に闘い抜く決意しております。明らかにして新年のご挨拶を終わりたいと思ひます。最後に、今年も支援者全ての皆様方の頭上に輝い、そして御多幸の一年でありますよう心より祈りつつ。

(次頁に詩掲載)

○解放の花は 一輪咲けども

狭山の地には 紅もなし

○祝辞の声 ラジオ通して 聴き容れども

獄のわが身に 正月もなき

○折詰め手に 凍てる敗者の わが獄に

父母の賀状に しばし沈痛

○水平社の 輝煌を浴びて

人間の 尊厳守りて われ闘わん

一九七五年 元旦

東京都置所在監 拘

石川 一雄

部落解放同盟傘下の
総ての支援者各位



9・20狭山公判闘争でごあいさつされる石川氏の御両親

日共・カクマルの破壊策動を粉碎し 高裁段階における「橋のない川」闘争の 完全勝利かちとれ！

関西部落解放研究会連合 関西地方部落青年戦闘同志会

一、高裁段階でのたたかいの位置

七三年七月二三日、奈良地裁は、部落解放同盟奈良県連青年部を中心とした七一年五月以来二年有余にわたるねばり強い糾弾闘争（公判闘争）の広汎な高まりに真正面から反動的挑戦をいどみ、被告崎浜氏に対し「懲役四ヶ月・執行猶余三年」という有罪判決を下した。日共の卑劣きわまらない告訴をうけて下されたこの七・二三判決は、だが差別映画「橋のない川」糾弾闘争の正義性、正当性を訴える広汎な部落民、労働者人民の新らたな怒りをひきだし、糾弾闘争のいっそうの戦闘的大衆的拡がりをつくりだす新らたな出発点に転化するであろう。まさに七・二三判決をひとつの結節環として、「橋のない

川」公判闘争は新らたな戦闘的高揚と革命的発展の時期に突入したのである。

もはや高裁段階（大阪高裁）における「橋のない川」公判闘争が狭山闘争の新らたな階級的高揚としつかり結合され七〇年代革命的部落解放闘争のひとつの重大な一角として本格的な胎動をつくりだすことは、あらゆる側面からみて不可避だといわねばならない。同時に「橋のない川」闘争の爆発が、日共反革命差別集団との内乱的激突の過程に部落解放闘争をいやおうなくひきずりこみ、たたかいの激動的発展に拍車をかける決定的要因に転化せざるをえないこともまた明らかである。

こんにち日共は、狭山闘争の革命的発展のなかで差別主義・排外主義的人民動員、議会主義的結集の総路線、

社共統一戦線―「民主連合政府構想」に集約される七〇年代反革命総路線の根底的破産に直面し、その反革命的延命のために「反狭山闘争」「反解同・反中核」キャンペーンを「最大の政治路線」にまで「高め」ているのであるが、とりわけ部落大衆のたたかいが日帝の部落差別政策、「革新都政」に関するスターリン主義的歪曲をうち破つて発展していることに最大限の反動的恐怖と憎悪をつのらせ、「都政」問題をめぐる大々的差別宣伝にいわば「党的生命線」をかけた反革命的策動をくり拡げている。そしてこうした差別宣伝と部落解放闘争破壊策動の最大基軸に差別映画「橋のない川」上映運動が積極的位置づけられ、すでに東京では二月上旬の都内上映にむけて「上映実行委員会」を結成するなど一挙に差別映画「橋のない川」上映運動をめぐる日共の反革命的攻撃は強まっているのである。

こうして部落解放闘争をめぐる革命と反革命の激突局面が不可逆的なものとなり、「橋のない川」上映運動が新らたな攻防戦の基軸的課題となりつつあるということ、高裁段階における奈良「橋のない川」公判闘争の決定的意義と役割がますます浮き彫りにされてくることを意味している。つまり、七〇年十・二二、二三闘争を突破口とするじつに四ヶ年有余にもわたるたたかいのなかで、解同奈良県連青年部に結集する戦闘的部落青年の持

統的でねばり強いたたかいを基礎に、日共の反革命差別集団としての本質をあますところなく暴露し、差別映画「橋のない川」の差別性をもいっそう決定的に暴きだすたたかいを通して、日共の部落解放闘争と解同への破壊策動を完全に封じこめ、これとのたたかいに広汎な労働者階級人民の決起を実現しているのであって、かかる意味では奈良「橋のない川」公判闘争は日共反革命差別集団とのたたかいにおいて重大な画期的地平、主体的陣地をきづきあげてきたといえるからである。【実際、日共の奈良県下における解同分裂策動は、全党的支援をうけた反革命的策動のかずかずにもかかわらず「飛弾支部」を除いて完全破綻している】

それゆえわれわれは、第一審段階での大衆的戦闘的高揚をひきつぎ、こうした主体的陣地をさらに強固なものにうちかため、解同との戦闘的団結をさらに強化・発展させながら、高裁段階における新らたな高揚とたたかいの完全勝利へむけて部落大衆と労働者人民に対する革命的指導性を大胆に発揮し、糾弾闘争総体の革命化、戦闘化を総力をあげて実現していかねばならない。同時に日共の部落解放闘争破壊策動がたえず解同と革共同・中核派との共同戦線の破壊に照準を合わせた攻撃としてくり拡げられていることをみるならば、革共同と解同との戦闘的団結を基軸とした広汎な労働者人民の共同戦線―圧

倒的動員態勢の確立をきづきあげていくことは決定的に重大なたたかひの領域をなしているといわねばならない。まさに七〇年代部落解放闘争のすべての帰趨は、日共・カクマルというふたつの反革命差別集団との内乱的激突いかにかかっているのであり、それがさしあたって狭山闘争と「橋のない川」闘争をめぐって爆発することはもはや絶対不可避である。

われわれは、高裁段階でのたたかひの高揚と完全勝利へむかつていっそう強固に主体的陣地を築きあげるために、七〇年十・一二闘争いらひのたたかひの意義と教訓を明らかにし、勝利の展望を照らしだしていかなばならない。

二、奈良「橋のない川」闘争の 現段階的到達地平

七〇年十月二日、関西部落研連合は、解同奈良県連青対部の諸君と固く連帯し、奈良県北和反戦青年委、反戦高協とともに、日共の差別映画「橋のない川」上映策動に対し、じつに数時間にわたる壮絶な実力糾弾闘争をくり上げ、これを完膚なきまでに破綻に追いこんだ。

この日、日共スターリン主義者は、あらかじめ「地区民青」などを総動員し、奈良文化会館会場正面入口に鉄

パイプ、角材などで武装した反革命的武装行動隊を配置し、たたかう部落民、労働者人民の正義の糾弾闘争に對していくたびとなく武装襲撃をくりかえし、十数名に重軽傷を負わせるといふ反革命的暴力をほしきままにしたのであった。

会場入口に「部落の者の立入り禁止」という差別むきだしの立て札を掲げる一方、奈良県警の糾弾闘争への弾圧に依拠しながら反革命的暴力を欲しきままにする日共に対し、解同奈良県連と関西部落研連の部隊は幾度となく肉弾で突撃を敢行し、反革命武装行動隊の武器を奪取し、逆に行動隊先頭部分をつぎつぎと血の海に沈めたのである。糾弾闘争はさらにこれに歓呼の声をあげながら集まった二千名の労働者人民と固く合流し、奈良文化会館前広場をぎっしりと埋めつくす怒りの糾弾集会をかちとり、わが関西部落研の同志と解同奈良県連青対部がぎっぎと発言し、差別映画「橋のない川」の差別の本質、日共の部落解放運動の反革命的分裂（「解同正常化連」のデッチあげ）と敵対の現実、さらに革命的部落解放闘争の新たな建設と推進の歴史的任務などをあざやかに暴露・提起し、十・一二闘争の革命的意義をしっかりと確認しあつたのであった。

実力糾弾闘争を貫徹し、日共の「橋のない川」上映策動にかけた反革命的政治意図を完膚なきまでに粉碎し、糾弾闘争を勝利に導いたのである。

前日の糾弾闘争の革命的大爆発に恐怖した奈良県警は、翌二三日奈良文化会館一帯を警戒体制下におき、糾弾闘争の爆発を予防的に鎮圧せんとしたにもかかわらず、部落解放同盟奈良県連青対部、関西部落研連合の部隊を中軸とした糾弾闘争はこうした国家権力の弾圧態制をつき破つて二二日のたたかひをはるかにうまわる大衆的戦闘の高揚を実現し、いよいよ決定的に日共の反革命的策動を完全破綻に追いこんだのである。

七〇年十・一二、二三の「橋のない川」上映運動をめぐる日共との二日間にあつた激闘をとおして、われわれは日共の部落解放闘争破壊策動Ⅱ分裂策動と反革命的敵対をその重大な緒戦において粉碎し、全国的な「橋のない川」闘争の大爆発へむかつて決定的突撃路をおおきく切りひらいていくのである。

関西部落研連合は、十・一二、二三闘争の勝利的地平をひきつぎ関西大学、大阪教育大学、龍谷大学などにおいても日共の反革命的上映策動をつぎつぎと粉碎したばかりか、こうした関西でのたたかひをさらに高知、広島山口、そして九州・佐賀大学などの全国各地のたたかひへとおしひろげ、日共のきわめておおがかりな上映運動

路線をその骨格において叩きおり、部落解放闘争破壊策動を完全破綻に追いこんでしまったのである。【九州・佐賀大学では、そこに巢食う反革命カクマル分子とそれに踊らされた社青同・解放派の手によって画策されていた「橋のない川」第Ⅱ部上映運動に対してはとりわけ猛烈たる革命的糾弾の鉄槌がふりおろされたことはいまでもない。カクマル分子はそもそも糾弾の場からさえ震えあがつて逃亡し、社青同・解放派は部落青年の厳しい糾弾のまえにも「差別映画かどうかは上映してみなければわからない。判断は学生大衆にまかせるべきだ」などという無責任な差別的居直りを続け、当然にも革命的糾弾というもつとも説得力ある説法をうけねばならなかったのである。】

日共の部落解放闘争破壊策動を粉碎

七〇年後半、わが革命的部落解放闘争の歴史的飛躍をかけてたたかわれた差別映画「橋のない川」上映運動をめぐる日共スターリン主義との血みどろの激闘をとおして、われわれは六九年十一・一四浦和地裁占拠闘争の切りひらいた革命的部落解放闘争の新たな地平をさらにいちだん飛躍的に推しあげるとともに、部落解放運動のなかに確固不拔の革命的潮流が育ちつつあることを満天下にさし示したのであった。高裁段階における新たな

高揚とその完全勝利にむけてこうしたたかいかいの意義と教訓をうちかためることは、「橋のない川」闘争の革命的展望をうちたてるといふ観点からも、日共反革命差別集團との七〇年代的对決の意義を明らかにしそれを新たな激突局面へと推しあげていくという見地からも重大な前提的作業をなしているといわねばならない。

第一の意義。日共の差別映画「橋のない川」上映運動に托した反革命的的政治目的―反解同分裂策同と部落解放闘争破壊策動を完膚なきまでに粉碎することによって、いまや日共が紛れもなく反革命差別集團であること、日帝の部落差別攻撃の最大の尖兵であることを全人民的に暴きだし、かれらを「総路線」的破綻の泥沼に叩きこんだことである。

日共スターリン主義は、直接的には、六九年矢田教育差別事件に対する部落大衆の糾弾闘争の爆発が、日共の反革命差別集團としての本質を浮き彫りにし、このことによつて日共の党的生命線がごしごしと揺ぶられ、決定的窮地に追いつめられ、より本質的には六九年十一月一四浦和闘争いらいの狭山闘争の大衆的戦闘的發展、歴史的高揚のはじまりを基軸とした部落解放闘争総体の戦闘的流動化の現実が、部落解放闘争領域における日共のかつてない「指導路線」上の危機と最後の影響力の崩壊を招き寄せ、かれらの部落解放闘争をめぐる危機は日共の

七〇年代反革命総路線の危機、反革命としての党的存立の危機をもぐいぐいとひきだしながら破局的に進展してしまつたのである。つまり狭山闘争の歴史的高まりとその持続的で力強い發展を水路とする七〇年代部落解放闘争の革命的發展が、日共スターリン主義のとめどない絶望の危機要因に完全に転化してしまつたのである。

こうして部落解放運動をめぐる総破綻の事態と七〇年代反革命総路線の危機を絶望的なかたちで深める日共は、「危機打開」をかけた起死回生の反解同分裂策動―「解同正常化連」のデッチあげと部落差別を最大限動員した部落解放闘争破壊策動に最後の反革命的延命を托し、絶望の危機からの反革命的「脱出」を画策したのであった。だがこうした反革命的策動の野放図なエスカレートは、逆に自らの思想的腐敗と反動化を極点にまで高め反革命差別集團としてのむきだしの本質を赤裸々に自己暴露してしまふことによつて、かれらの政治的組織的危機をさらに累乗的に拡大させてしまふことになるのである。

日共の全党全組織をあげた差別映画「橋のない川」上映運動こそは、こうした反革命的、反解同分裂策動と部落解放闘争破壊策動の最大基軸に位置づけられた絶望的差別攻撃であるばかりか、同時に幾多の反革命的諸策動の破綻を差別的な人民動員でのりきろうとする超反動的路線にほかならない。

それゆえ差別映画「橋のない川」上映運動それじたいが日共のかかる反革命的的政治目的に基礎づけられたものである以上、映画の内容以前にすでに糾弾の対象とされねばならなかつたのである。「橋のない川」闘争を根源的に規定する要因とは、まさにこの事態、日共のこの反革命政治目的に存在しているのだ。だが不可避にして映画内容が、かかる日共の反革命的差別的意図を反映し、かれらの反革命差別集團としての本質をあますところなく自己暴露する記念碑的「芸術作品」(!?)がいでありえなかつたことは、けだし当然だといわなければならぬ。

映画の基調的内容はつぎの三点につきる。①差別的民衆の手による屈辱的な部落差別の現実を無批判的に羅列することによつて観客の差別的同情を誘発させようとする営利主義的手法、②今井正監督自らの差別的意識を差別的民衆に投影し、それを極度にエスカレートさせて表現するという差別助長的内容、③部落解放闘争の核心的契機をなす部落民の自主解放性に対する極度の差別的憎悪と蔑視、という三点においてその反革命性、差別性は顕著である。それゆえ映画内容においても上映段階においても帝国主義の部落差別の現実―歴史的屈辱と加担を強いられてきた労働者人民の階級的自己批判と血債の實踐的貫徹の問題がごとく無視抹殺され、そればかりか「芸術活動の自由」「表現の自由」の名のもとに部落

差別を拡大・再生産する積極的役割を果してさえているのである。

かかる差別映画「橋のない川」に対し部落解放同盟をはじめとした広汎な部落大衆、労働者人民の怒りと糾弾が爆発したことはまったく当然といわねばならない。われわれは、「橋のない川」闘争の全国的爆発を正しく牽引することによつて、上映運動はいうまでもなくそこにかけた反革命的的政治目的―反解同分裂策動と部落解放闘争破壊策動をズタズタに切り裂き、かれらを絶望的破綻と「総路線」的危機の泥沼のなかに叩きこんでしまつたのである。

反革命との内乱的激突

第二の意義。狭山闘争を基軸として力強く持続的に發展する七〇年代部落解放闘争が日共をはじめとした反革命との内乱的激突を基礎として前進すること、いいかえれば部落解放闘争の革命的・永続的發展が日共をはじめとした反革命との非和解的対決を回避したところで一歩も前進しえないことをあますところなくさし示したことがある。

こうした事態を根源的に規定する第一の要因は、日帝の体制的危機の著しい深まりと部落差別―人民分断攻撃の絶望的激化のなかで、部落解放闘争をめぐる内乱的分

岐がきわめて急激に進行し、総体として同和会などの帝国主義的融和主義の潮流、日共・カクマルなどの反革命差別主義の潮流、革命的部落解放闘争の潮流がはげしく内乱的に対峙し、そのなかで中間主義的、日和見主義的融和的潮流の物質的・運動的基盤が急速に後退、没落していく、という部落解放闘争の大流動、大再編が勢いよく進行していることである。帝国主義の体制的危機にかられた部落差別攻撃の激化に対する部落大衆の広汎な怒りの高まりを「革命」と「体制打倒」の観点から指導しようとする者と、それを反革命と部落解放闘争破壊の立場から「指導」しようとするものとの内乱的激突、帝国主義の打倒による部落解放か、帝国主義の部落差別攻撃への屈服かをめぐって鋭い対立が不可避的に激化する時代が到来しているのである。

第二の要因は、七〇年代階級闘争総体が革命的共産主義と日共、カクマルなどの反革命との非和解的激突を基礎に革命的・内乱的・武装的発展の一途をたどることがいまや不可避となっていることである。革共同と革命勢力は二重対峙・対カクマル戦の怒濤の進撃を通してすでにこの大道を堅実にかつ全面的に七〇年代革命へむかって登りつめているのであるが、同時に七〇年代中期階級闘争がカクマル完全打倒の地平のうえに日共スターリン主義との永続的・全面的戦争の過程でもあることは疑い

ない。戦後世界体制の解体的危機とスターリン主義世界体制の歴史的破産という現実には深く規定されながら日共スターリン主義もまた歴史的破産と帝国主義への度しがたい屈服を深め、労働者階級人民のたたかいに反革命として公然とたちふさがらざるをえない。七〇年代階級闘争が革共同と革命勢力のたたかいを基軸に革命的に発展すればするほど、日共は自らの七〇年代反革命総路線の破産と政治的・組織的・思想的危機、総破綻の様相をいっそう深めながら絶望的足掻きを強めてこざるをえないのである。七〇年代部落解放闘争もまたかかる事態を基底的要因としながら内乱的様相を急速に強めていくであろう。

それゆえこうした観点をしっかりと堅持してたたかいくことがないならば、日共反革命差別集団との内乱的対決にも、「橋のない川」闘争の革命的高揚も実現することはできないのである。「革命」の観点、「内乱」の観点から日共、カクマルという反革命差別集団とのたたかいを正しく指導、牽引してはじめて真の勝利を獲得することができるのである。

さらに具体的に検討してみよう。日共スターリン主義は、戦後部落解放運動の反革命的指導勢力として君臨し、その反革命綱領——二段階革命戦略によって革命運動と部落解放運動との戦略的結合を切断し、「民主統一戦線の

一翼」なる政治主義的位置づけのもとに、部落解放闘争を超経済主義的、改良主義的な「国策樹立請願運動」——行政闘争主義的軛のなかに反動的に封じこめてきた。「民族解放民主革命の一環」(「部落解放第九回全国大会」一九五四年)、「反帝反独占、反封建の一環」(「部落解放第十二回全国大会」一九五七年)という多少の戦略論的位置づけの相違はあれ、基本的にはその反革命綱領、二段階革命戦略によって戦後部落解放運動の大衆的戦闘の高揚を首尾一貫して抑圧しつづけるという反革命的役割をはたしてきたのである。

だが狭山闘争の持続的な高まりと革命的発展、それを基軸とした部落解放闘争総体の戦闘的革命的発展の現実には、こうした日共の部落解放運動路線の歴史的破産をいや慮なくつきつけ、かれらの「指導路線」の危機を満天下に暴きだしたのであった。六九年以来、革共同と革命勢力の狭山闘争への持続的でねばり強い取り組みを基礎に、七〇年代革命運動と部落解放闘争が見事に結合され、相互に強め励ましあう関係がうちたてられ、しかも形大な労働者階級人民の陸続たる決起が実現されることによつて、日共の伝統的な部落解放運動総路線たる「部落解放」民主主義革命の一環」なる反革命路線の根底的破産がつきつけられてしまったのである。部落解放運動をめぐつていよいよ絶望的危機と総破綻の事態を深める日共

は、かくてこうした危機と混乱からの起死回生の脱出をかけた総力をあげた反解同分裂策動と部落解放闘争破壊策動の拳にうってでるのである。反革命の立場から自らを日帝の部落差別——人民分断攻撃の積極的な尖兵に位置づけ、労働者人民内部に歴史的に形成——蓄積された部落差別に依拠し、それを最大限動員しながら卑劣きわまりない差別宣伝をきわめておおがかりにくり拡げることによつて、最終的に自己を反革命差別集団として完成させたのである。

このことは同時につきのことをも示している。即ち、部落解放闘争をめぐる日共反革命差別主義集団とのたたかいは、体制的危機とアジア侵略の時代における日帝の部落差別攻撃の全体像を暴き、それとのたたかいに部落民、労働者階級人民を決起させる突撃路をなしているということである。いかえれば帝国主義が部落差別をいかなる手段を駆使して煽動し、労働者人民を排外主義・差別主義へと動員していくのかということを中心点において暴きだし、労働者人民の政治的訓練、部落解放闘争の政治的武装を飛躍的に高めるとともに、歴史的に蓄積された部落民、労働者人民の戦闘性、エネルギー、闘争意欲をほりおこす決定的水路をなしているのである。それゆえ日共反革命差別集団とのたたかいをとおして、日共の反革命的指導のもとで抑圧されてきた部落大衆の歴

史的戦闘性がときはなたれ、労働者人民の部落差別とのたたかひにおける歴史的敗北の現実とから訣別し、部落解放闘争とプロレタリア革命運動との根底的結合を実現するという意味で七〇年代革命の主体的陣地をなすたかいかいということができるのである。

「橋のない川」闘争はまさにこうしたものとしてたたかわれたのであり、この核心はこんにちにおいてもおおよそ依然として真理であるといわねばならない。

革命的部落解放闘争の独自の建設と推進

第三の意義。このことが決定的に重要な事柄にはほかならないが、部落解放運動の伝統的指導勢力であった日共スターリン主義の部落解放運動からの反革命的脱落と絶望の敵対の歴史的強まりと、部落解放運動の既成指導部の混迷と堕落の深まりという部落解放闘争の危機的現実をまえに、それを革命的に突破するために部落解放闘争をめぐる綱領問題、戦略問題を明確にさせることを基礎に、革命的部落解放闘争の独自の建設と推進を、既成の部落解放運動とはまったく異った地平でたたかいていく歴史的跳躍台をきびきびあげたことである。

日共スターリン主義の部落解放運動からの反革命的脱落と未曾有の反革命差別集団としての完成という事態は、七〇年代部落解放闘争が日共の伝統的指導路線を根源的

にのりこえ、それとは明確に異った地平で新たな部落解放闘争を建設しうるかどうかの歴史的試練を要請するものでもあった。解同運動内部で部落解放闘争の革命的戦闘的發展のために苦闘する戦闘的部落青年は、直接的には日共スターリン主義との政治的・組織的・イデオロギー的対決を推進するなかで、本質的には開始された狭山闘争の革命的発展のためのたたかひのなかで、戦後部落解放闘争のなかで指導的影響力をもあつづけてきた日共の反革命綱領と二段階革命戦略のもとでの部落解放運動総路線を革命的に突破し、あらたな革命綱領とその指導原則のもとで革命党組織―革命勢力の建設、「部落解放・日帝打倒、融和主義粉砕」という部落解放闘争の総路線の総力をあげた物質化のためのたたかひを命がけの飛躍をかけて開始し、その歴史的の第一歩をおおきく踏みだしたのであった。

だが他方、日共にかわって部落解放運動の指導的地位についた既成指導部は、苦闘する部落大衆のまえに、新たな部落解放闘争の総路線と指導原則をうちだすことができず、逆にいつそう反共主義的腐敗と行政闘争主義堕落を日共と同一水準で深めていくにすぎなかつたのである。

こうした事態をまえに革共同と革命勢力は、六九年十一月・一四浦和地裁占拠闘争と七〇年「七・七自己批判」を

二つの契機とし、血債思想の実践的貫徹のたたかひにたえず導かれながら、部落解放闘争（狭山闘争）への全党的闘争態勢を築きあげ、革命的共産主義運動の不可分の一環に部落解放闘争をしっかりと位置づけ、革命的部落解放闘争の本格的・全面的發展のためのたたかひに突入していくのである。そのなかでつぎのような諸点にわたって部落解放闘争の基本問題を明確にさせてきた。即ち、

①部落問題と日帝（帝国主義）の固有の結びつきを明らかにすることを基礎に、部落解放闘争を日共、カクマルが「民主主義的課題」のひとつに矮小化することと真正面から対決し、日本革命の重大な戦略課題のなかに部落解放闘争を位置づけたこと、②部落解放闘争（狭山闘争）を七〇年代革命の戦略的総路線とそれにもとづく「三大政策」のなかに基礎づけ、七〇年代中期階級闘争の持続的柱に押しあげていくこと、③日帝の七〇年代部落差別攻撃の総路線をなす「同対審答申」との対決を鮮明に提起したこと、④こうした革命的路線の物質化のための当面する課題として狭山闘争を全党の総力をあげて推進すること、などを明らかにし、それを「部落解放・日帝打倒、融和主義粉砕」として強力に実践してきたのである。じつは七〇年代革命と革命的部落解放闘争の主体的陣地をかたちづけるこれらのたたかひに導かれることによつて、日共の伝統的指導路線の歴史的破産と既成指導部の

混迷と堕落、改良主義的腐敗を根源的にのりこえ、革命的部落解放闘争の独自の建設と推進という歴史的試練にみごとに応えぬていくことができたのである。

「橋のない川」闘争は、こうした歴史的試練にわれわれの革命的飛躍をもってこたえていくたたかひとしてあつたのであり、その真価は今日においてもなお不滅であるといわねばならない。

徹底糾弾思想の歴史的復権

第四の意義。日共反革命差別集団との流血的死闘を通して革命的糾弾思想の歴史的復権をなしとげ、それを七〇年代部落解放闘争のいしずえとしてがっちり闘争の背骨に位置づけその革命的真価をいかに発揮したことである。

差別糾弾闘争は、戦前―戦後の部落解放運動のなかでそれが独特の意義と役割をもつものであるにもかかわらず、たえず経済闘争や改良闘争の従属物におとしこめられてきた。戦前の日共式「部落委員会活動」のなかでは「身分関係に向けられるべき反抗を脇道にそらせ、部落大衆の文化的・経済的・政治的・精神的水準を高める闘争のみが部落大衆を決定的に解放に導く」ということの理解を困難ならしめていた」として全国水平社の初期の徹底糾弾闘争を清算し、戦後においては「水平社の差別糾弾闘争は解決主義であ

り、観念的である」としてもはや全面的に否定され、それにかわって「行政闘争こそ差別糾弾闘争の最高の発展形態」という改良主義的、経済主義的意味附与が行われることによって、差別糾弾闘争は完全に行政闘争の従属物に矮少化されてしまったのである。

だが全国水平社の部落差別の現実―差別事象に対する徹底糾弾闘争の限界は「解決主義」であるからでも「観念的」であったからでもなく、その闘争形態の激烈さにもかかわらずそれが帝国主義打倒（プロレタリア革命）の観点から指導されず、部落差別の根源である帝国主義に対する糾弾闘争と正しく結合されなかつたところにある。われわれは、日共や融和主義の水平社の徹底糾弾闘争に対する清算と差別糾弾闘争の経済主義的矮少化をのりこえ、①差別糾弾闘争こそ部落民の根源的生存権であることを明確にさせることを基礎に、②部落解放闘争の基本的闘争形態として位置づけ、③それをプロレタリア革命の観点から指導し、帝国主義の打倒に有機的に結合すること、などを統一的に規定づけたのである。

こうした徹底糾弾闘争の歴史的復権こそ、「橋のない川」闘争を根底においてささえた基底的要因にはかならない。

かくて、七〇年全国を席捲した「橋のない川」闘争とは、じつに偉大な歴史的意義と数多くの教訓をもたらした

たのであった。六九年十一月の浦和地裁占拠闘争とならんで七〇年代革命的部落解放闘争の歴史的跳躍台をかたちづくつたこれらのたたかいは、日共反革命差別集団との流血的死闘をも含めた闘いの内乱的質においても、革命的部落解放闘争の独自の建設と推進のための飛躍的地歩をきびきあげたという闘いの革命的意義においても、それは比類なき金字塔を七〇年代部落解放闘争のなかにうちたてたのである。高裁段階における「橋のない川」闘争の新たな高揚と完全勝利へむかつて、これらの意義と教訓をいっそう強固にうちかため、発展させていくという観点から、われわれはたたかひの取りくみをいちだんと強化していかなばならない

三、高裁段階における完全勝利へむけて

以上のような地平のうえに解同奈良県連に結集する戦闘的部落青年の営々たるたたかひが積みあげられ、その広大な運動的裾野がきりひらかれていく。革命的左翼との鉄の共同戦線を基礎に「橋のない川」闘争の大爆発を実現したこと、それは今日の青年部運動の戦闘的内実をかたちづくつていくうえできわめて重大な意義をもつことになるのである。

高裁段階における「橋のない川」闘争の展望と戦闘任務を明らかにするまえに、解同奈良県連青年部運動の大衆的戦闘的發展を規定づける二つの要因について簡単にみておこう。

第一の要因。日帝の体制的危機とアジア侵略の激化という情勢のなかで部落差別攻撃が破局的にエスカレートし、奈良県下の部落産業―皮革（グローブ、スキー靴）産業の崩壊的危機が急進展していること、またそれゆえに部落大衆の苦渋に満ちた戦闘的大衆的反撃のたたかひが歴史的高まりをみせていることである。

①日帝のアジア侵略の一環としての独占皮革企業植民地侵略と「特惠関税」政策をテコとした皮革商品の日帝国内市場への逆輸入をとおして、日帝国内市場の侵略的再編―中小零細皮革産業の独占皮革企業への部分的系列化と切りすて、②日帝の体制的危機の国独自ののりきりの破綻が爆発的に露呈したもとのインフレ、不況、資源問題などの諸矛盾を部落民に差別的に犠牲転嫁し、部落民の生活・生業の破壊、搾取と収奪が急激に強められていること、などの体制的危機にかられた日帝の部落差別攻撃の破局的激化が、とりわけ部落零細産業の壊滅的危機をつくりだすものとなっている。奈良県下の部落大衆のほぼ七割が関係している「ヘップ・サンダル」産業は、こうした事態のなかで崩壊的危機に直面し、部

落大衆の生活の破壊となつて進展している。

こうした日帝の体制的危機とアジア侵略のもとで急進展する部落産業の崩壊的危機の現実に対して、奈良県下の部落大衆はすでに苦難に満ちた戦闘的大衆的反撃を開始し、部落産業をめぐる部落大衆のたたかひはますます歴史的高まりをみせようとしている。それは、日帝のアジア侵略と部落差別政策の全体系と真正面から対決し、それを根底的な生命線の一部でつきとぎざるをえないというたたかひの革命的側面からみても、またそれゆえに既成指導部の体制内的改良主義的指導がまったく現実的意味をもたず、「体制打倒」の問題、「革命」の問題を部落大衆に真向から提起したたたかひを指導しないかぎり、たたかひの革命的展望がまったくきりひらかれないという意味においても、七〇年代革命的部落解放闘争の帰趨を制するようなきわめて決定的なたたかひなのである。それゆえ、われわれは、企業連運動におけるような改良主義的、経済主義的枠組をはっきりとりのりこえたところで指導し、「侵略を内乱へ」の革命的総路線の立場からたたかひをたえず牽引し、「革命」の問題、「体制打倒」の問題を部落大衆に堂々と提起しながらたたかひぬいていくことが重要なのである。

このことはまた、三〇年代部落解放運動が日共式「部落委員会活動」方針にみられるような経済主義、改良主

義的運動に歪曲、解体され、ひいては日帝のアジア侵略のもとへ纏みしかれていった現実をみると、それは三〇年代部落解放運動の血の教訓でもある。

第二の要因。第一の要因を客体的に主体的条件としながら狭山闘争が革命的に発展し、両者が相乗的に強めあい、励ましあいながら結合同的に発展していることである。日帝の体制的危機のもとで進展する部落零細産業の壊滅的危機、生活・生業破壊の現実に対する奈良県下の部落大衆の怒りとたたかいの歴史の高まりに、狭山闘争が鮮明な革命的方向性と展望を与え、部落大衆の政治的活性化、解同運動の戦闘的流動化状況を底深いところでつくりだしているのである。七二年一月の県連青年部再建と戦闘的青年部運動の拡がり、このことを端的に実証している。解同県連青年部運動の戦闘的指導部もまた、さまざまな既成指導部の融和主義路線をはっきりと取りこえて、狭山闘争の最前線の一角を見事に担いぬき、部落大衆の陸続的決起をしっかりと牽引しているのである。

同時に「橋のない川」闘争もまた、狭山闘争とともに戦闘的青年部運動の持続的柱として、解同運動総体の戦闘化、左傾化を推し進める先進的役割を果たしてきている。「七〇年十・二二以来四ヶ年、一貫して県連青年部の中心的たたかいであった」（県連青年部第三回大会議案書）「橋のない川」闘争のなかで、数多くの戦闘的部落青年

活動家が輩出され、戦闘的指導部が建設されていったと、いつても決して過言ではないほどの役割を、それは果たしてきたのだ。

さて、こうしたたたかひの地平のうえに高裁段階における「橋のない川」闘争がたたかわれようとしている。それは、関西における革命的部落解放闘争の重大な主導的基軸としても、日共反革命差別集団との内乱的激突の当面する対決基軸としても、また解同奈良県連青年部運動の更なる戦闘的発展のための推進基軸としても、いつそう決定的役割を果たしていくにちがいない。

高裁段階における「橋のない川」闘争の第一の戦闘任務は、カクマル完全打倒の戦略的総反攻を完遂する七五年決戦の壮大な事業に勝利し、カクマルの部落解放闘争破壊策動の息の根をとめてしまふことである。戦略的総反攻五ヶ月の怒濤の大進撃、全党・全軍の命運を賭して敢行された十二月決戦の革命的大爆発を通して、革命勢力は戦略的総反攻の大勢をここに決し、二重対峙・対カクマル戦の歴史的勝利の展望を揺るぎなくうちたてた。カクマルは「謀略論」の自家中毒症状の深まりとともに戦局の戦略的打開のための戦意も気力も完全に喪失し、断末魔の絶望的足掻きに身を委ねているにすぎない。だがカクマル指導中枢が寸断され指導上の危機と混迷を深め、戦闘主力が壊滅的打撃のなかで満身創痍であるとは

いえ、いまだ完全打倒されたわけではない。革命勢力の戦争における勝利が拡大しその政治的基盤が揺るぎないものとなればなるほど、カクマルは絶望的で闇雲な白色襲撃と革命運動の破壊のための衝動を露骨に強めざるをえないのである。われわれは、二重対峙・対カクマル戦と戦闘的総反攻の不拔の軍事的勝利をひきつぎ絶対的基盤として、「橋のない川」闘争の新たな階級的高揚を実現していかなねばならない。「橋のない川」闘争は絶命寸前の関西カクマルとの当面するもつとも緊迫した戦場となるであろう。

高裁段階における「橋のない川」闘争の第二の戦闘任務は、日共反革命差別集団の卑劣な部落差別宣伝と部落解放闘争破壊策動を粉碎しかれらをいつそうの絶望的危機と総路線の破綻のなかに叩きこんでやることである。すでに日共は「都政問題」をめぐる差別宣伝と部落解放闘争破壊策動の最大基軸に「橋のない川」問題を積極的に位置づけ、先制的な攻撃をしかけようとしている。

しかも高裁段階における「橋のない川」闘争の高揚が不可避的なものになればなるほど、日共は絶望的な破壊策動を強めてくるであろう。われわれは、日共の反革命差別集団としての本質、差別映画「橋のない川」の反革命的差別的本質をより決定的に暴露し、かれらを政治的窮地に追いこんでいくと同時に、七〇年十月闘争いらいの

地平をさらに発展・強化させていくという観点から部落解放闘争の革命的ヘゲモニーを日共との攻防戦を基軸にうちたてていかなねばならない。高裁段階における「橋のない川」闘争は、日共との当面する対決基軸であるとともに、関西における部落解放闘争のヘゲモニーを革命的部落解放闘争が握りしめていくたたかひなのである。

高裁段階における「橋のない川」闘争の第三の戦闘任務は、革命派と解同県連との鉄の共同戦線をいつそう揺るぎなくうち固め、それを基礎に広汎な労働者人民の圧倒的動員態勢をきづきあげていくことである。日共、カクマルという二つの反革命差別集団、戦列内部の右翼融和主義的潮流の攻撃もまた、この共同戦線の破壊に矛先が向けられるであろう。革命派は七〇年十・二二闘争―狭山闘争のなかで建設してきた解同との共同戦線を更に飛躍的に強化し、革命派の革命的ヘゲモニーを基礎に闘争総体の革命化、戦闘化のために献身的にたたかひぬいていくとともに、広汎な労働者人民の圧倒的動員態勢をつくりあげるために奮闘しなければならぬ。革命派と解同の戦闘的団結を不断に強めていくたたかひは高裁段階における「橋のない川」闘争の基軸的任務のひとつである。

高裁段階における「橋のない川」闘争の第四の戦闘任務は、七〇年代革命の戦略的総路線、「部落解放・日帝

打倒、融和主義粉碎」の部落解放闘争の革命的総路線のもと狭山闘争の新たな階級の高揚としっかり結合させ「橋のない川」闘争の完全勝利のためにたたかいぬくと同時に、戦闘的部落青年の広汎な部分を革共同と革命勢力のまわりに固く結集させるための組織的たたかいを独自の課題として推進していくことである。激動する内外情勢の危機的深まりは階級情勢総体の内乱的、革命的様相をいちだんと濃化させていくとともに、他方では革共同の七〇年代革命の基本的見通し、基本戦略と戦略的総路線の圧倒的正しさをますます明らかにするものとなっている。革共同は二重対峙・対カクマル戦、戦略総反攻完遂の事業を基軸的たたかいとしながら階級闘争の混乱的・武装的・革命的発展の大道を堅実にかつ全面的に登りつめていくこと、七〇年代中期高揚へむけて安保・日韓闘争―狭山闘争を両軸とする武装政治戦の圧倒的爆発をたたかいてることを基軸的、基礎的任務としながら、これに真正面からこたえぬく決意である。こうした七〇年代革命の当面する事業のなかに革命的部落解放闘争の革命的進路をしっかりと位置づけ、狭山闘争の新たな階級の高揚と「橋のない川」闘争とをたえず結びつけながら発展させていくことが重要である。さまざまな融和主義的、日和見主義的、経済主義的傾向ときっぱり訣別し、「部落解放・日帝打倒、融和主義粉碎」の部落解放

闘争の総路線にもとづいて、その革命的展望から指導、牽引しぬくならば「橋のない川」闘争の高揚もまた不可避である。高裁段階における「橋のない川」闘争の勝利の道すじは、七〇年代革命的部落解放闘争の発展と七〇年代革命の展望のなかにこそあるといっても決して過言ではないのである。

同時に、こうしたたたかいのなかで武装し戦う革共同の建設の事業と広汎な戦闘的部落青年をいっそう固く党と革命勢力のまわりに結集させるためのたたかいを独自の課題として推進していくことが決定的に重要である。七〇年代革命と革命的部落解放闘争の発展にとって永続的でしかも基礎的、土台的たたかいをなすこのたたかいは勝利することなしにはすべてが空語と化するのである。われわれは「橋のない川」闘争（県連青年部運動）を革命的戦闘的方向へむかって系統的に発展させていくために首尾一貫して献身的、中心的にたたかいていくと同時に、そのためにも戦闘的部落青年の広汎な革命的部分を革共同―同志会・部落研のもとに固く結集させていかななくてはならないのである。狭山闘争がそうであったように党と革命勢力の生き生きとした現実的基盤をたたかひの胎内深くきづきあげたとき、「橋のない川」闘争の空前の高揚もまた不可避だといえるのである。すべての同志諸君！ 戦闘的部落青年、労働者人民諸

君！ くりかえしていう。関西地方部落青年戦闘同志会・関西部落研連合は日共・カクマル両反革命差別集団の部落解放闘争破壊策動を根絶し、革命的部落解放闘争のさらなる前進をたたかいてるために総力をあげて「橋のない川」闘争へ総決起する。高裁段階における「橋のない川」闘争の完全勝利のために解同とがっちり連帯してたたかひぬく覚悟である。そしてすべての戦闘的部落民、労働者人民が革共同―同志会・部落研のもとに結集してたたかひぬかれんことを訴える。

- いまこそ戦略的総反攻完遂し七五年決戦に勝利し絶望的混迷と戦略的敗勢にあえぐカクマルを完全打倒せよ！
- カクマル完全打倒し内乱・内戦―蜂起の大道を一路邁進せよ！
- 戦略的総反攻を基礎に安保・日韓闘争―狭山闘争の新たな階級の高揚かちとれ！
- 基本戦略と戦略的総路線のもと革命的部落解放闘争の堅実で全面的な発展かちとれ！
- 狭山闘争の新たな階級の高揚と結合し、日共・カクマルの破壊策動を粉碎して「橋のない川」闘争の完全勝利かちとれ！
- 武装し戦う革共同の建設万歳！

共産主義者

革命的共産主義者同盟全国委員会政治機関誌

25号

¥600

- 七〇年代中期におけるわれわれの政治的、組織的、軍事的任務……………津久井良策
- 日帝・田中体制論……………野辺 円空
- 早稲田、法政を軸とする二重対峙・対カクマル戦の激化のもと、七〇年代中期学生運動の大高揚かちとれ……………革共同・中央学生組織委員会
- ベトナム「和平」の本質を暴露し、侵略・侵略戦争とさらに徹底的にたたかひぬけ
- カクマル「反戦闘争」の戦略的破綻……………伊東圭四郎
- 部落差別・部落民襲撃団体カクマル反革命をせん滅せよ……………水島 道夫
- カクマル「国独資論」の本質……………秋口 純
- 帝国主義論の若干の問題について……………白井 朗
- 偉大な勝利の道……………本多 延嘉

本庄自衛隊差別裁判徹底糾弾闘争の勝利のために

本庄自衛隊差別裁判徹底糾弾公判対策委員会

事務局 天地五郎

一九七〇年十月、帝国主義軍隊―自衛隊の「治安出動訓練」―「非常呼集」に端を発した本庄自衛隊差別裁判徹底糾弾闘争は、被告塚本靖彦氏を先頭とした革命勢力の持続的な取り組みを基礎に、七三年七月三十日の水野裁判長のもとでの再開公判を経ながらいよいよ重大局面に突入している。

裁判は本年二月公判において小西三等空曹をむかえ帝国主義軍隊―自衛隊の侵略軍隊化、「治安出動訓練」(「非常呼集訓練」)の反人民の実態を鮮明に暴きたて自衛隊の存在そのもの違憲性、違法性を明らかにしていくと同時に、自衛隊、埼玉県警、浦和地検、浦和地裁など総体として日帝・国家権力に対する徹底糾弾闘争の場に転化され、「公訴棄却」をも具体的射程にすえた被告塚本氏、弁護団一体となった厳しい追求のまにに日帝・水野を決定的窮地に追いつめている。

いうまでもなく「本庄事件」とは一九七〇年十月八日

未明、埼玉県溶谷市西島の国道一七号線で、帝国主義軍隊―自衛隊が自衛隊車輛をくりだして非常呼集訓練―治安訓練を展開し、塚本氏運転の車を衝突させ、死傷者を出し、しかも自衛隊と警察権力が一体となって事件の全貌を隠蔽し事態の一切の責任を塚本氏に差別的に転嫁し「業務上過失致死傷」罪にデッチあげた事件である。先に本事件を担当した浦和地裁石川季裁判長は、自衛隊警察権力のデッチあげ陰謀を徹頭徹尾、擁護するという反動的立場から被害者である塚本氏の訴えや弁護士の主張すべてを圧殺するという差別的強権的訴訟指揮を行い、事件の単なる「交通事故」処理化―早期結審・重罪攻撃をなりふり構わずしかけようとしてきた。七三年七月三〇日石川裁判長打倒のうえに再開公判について水野裁判長もまたこの石川の反動的差別的訴訟指揮を継承して同一の道をつき進んでいることにはかわりない。

警察権力、自衛隊の一体化した差別謀略に対して関東

部落研連合・関東地方部落青年戦闘同志会がただちに徹底糾弾、塚本氏支援防衛闘争に総決起したことはいうまでもない。被告塚本靖彦氏を先頭とした革命勢力の四年間有余にもわたる徹底糾弾闘争の革命的意義ははかりしれないほど大きい。

第一に、部落民の犠牲と差別迫害の血ぬられた現実のうえにかけられる日帝の七〇年代部落差別攻撃との真正面からの対決としてたたかわれ、被告塚本靖彦氏の無実・無罪をめぐって日帝の七〇年代部落差別攻撃の総路線を根底的に打倒していく革命的展望を明確にはらみながらますます戦闘的革命的発展の一途をたどろうとしていることである。第二に、日帝のアジア侵略にむけた安保・沖縄体制の再編強化の攻撃に伴う矛盾の著しい激化、労働者階級人民の不满と怒りの高まりを部落差別の動員で叩き潰し逆転的に侵略体制、安保体制の強化を狙う日帝の政治的意図を満天下に暴きたて、痛劣な政治的打撃を加え続けていることである。第三に、小西反軍闘争とならんで日帝の自衛隊侵略軍隊化、「治安出動訓練」の反人民の実態を暴きだし、内乱・内線―蜂起へむかう七〇年代反軍闘争の本格的発展をきりひらく重大な水路としての位置をいよいよ鮮明にさせていることである。このように本庄闘争は、七〇年代革命の戦略的総路線の圧倒的物質化をたたかいたという見地からも、また「部

落解放・日帝打倒、融和主義粉砕」の革命的部落解放闘争の総路線の巨大な物質化を推進するという見地からもさらには七〇年代中期階級闘争の枢軸をなす新たな安保・日韓闘争、反軍闘争の革命的発展をたたかいたという観点からもひとつの重大な橋頭堡、結節環をなすたかいにほかならない。またそれゆえ本庄闘争完全勝利の展望もまた七〇年代革命と革命的部落解放闘争の勝利の道すじのなかにしっかりと位置づけられ、たたかわれなくてはならないのである。

本庄自衛隊差別裁判の階級の本質

本庄自衛隊差別裁判の第一の階級の本質は、被告塚本靖彦氏の生活の現実のなかに日帝のこんにちの部落差別攻撃の陰惨性、破壊性、差別迫害性、悪虐非道性が凝縮されたかたちで示されているがゆえに、それを内側から告発し暴きたてようとする塚本氏の存在と闘いに日帝・国家権力が限らない差別的憎悪をつのらせていることである。いかえれば、「業務上過失致死傷」罪のぬれ布を着せられ「重罪」攻撃にさらされ、絶望と差別迫害のドン底から日帝・国家権力の差別犯罪に敢然と対決する当の本人が無実の部落民塚本靖彦氏だという点に本庄自衛隊差別裁判の差別性が端的に示されているということにほかならない。

塚本靖彦氏は戦時中、東京の下町で生まれ、母親と共に父親側の実家である栃木県に移り住んだが、戦後間もなく飢えと貧困のどん底で母親は二〇代の若さで昇天。戦地から復員してきた父親との苦しい生活が始まるが、それも永続きはしない。父親は行商で生計の一部をたてていたが、病気がちで生活も思うようにはならず、塚本靖彦氏も川の虫を採集し漢方薬の原料として売るなど幼少ながら生活のために懸命に働くが焼石に水でしかない。差別迫害と貧困、過労の末、塚本氏十二歳の年父親も死去。残された兄、姉も幼くして奉公にだされ奉公先きで共に病死する。部落差別の重圧、貧困と迫害、過労と病魔のなかで塚本氏は両親、兄弟のすべてを失ってしまったのである。

天涯孤独となった塚本氏は「養護園」に押し込まれ、義務教育修了と同時に東京のメリヤス工場に勤める。その後大工、土方、古物商と職を転々としながら生きる道を必死に追求する。埼玉県本庄市において結婚し、二人の子供が生まれる。だが生活はますます窮迫し、彼は古物商から深夜トラック運転手へと転業を余儀なくされる。睡眠時間も殆どとることなく残業、残業に追われる塚本氏を待ちかまえていたのは、帝国主義軍隊自衛隊の「治安出動訓練」。「非常呼集訓練」中の自衛隊車輛であった。【この点に關しては後述で詳論する】

かりか、こんにちの日帝の部落差別攻撃の暗黒性、悪虐非道性、破壊性の全体系を内側から告発し、糾弾せざるをえない。塚本氏の部落解放闘争への決起は日帝の部落差別攻撃の下で呻吟する部落大衆の根源的な血の叫びであり、それゆえ日帝の部落差別の現実と差別の根源である日帝そのものの全体系を粉碎し打倒することなしに自らの如何なる部分をも解放しえない部落民三〇〇万大衆の解放の叫びにほかならないのである。

そうであればこそ日帝・水野は、こうした塚本氏に差別的憎悪を集中し是が非でも「業務上過失致死傷」罪に仕立てあげることによって、塚本氏と部落大衆の闘いを暗から暗に葬り去ろうと反動的差別的攻撃をなりふり構わずしかけてきているのである。本庄自衛隊差別裁判の第一の階級の本質はまさにこの点にこそ存在しているといわねばならない。

本庄自衛隊差別裁判の第二の階級の本質は、事態の一切の責任が帝国主義軍隊自衛隊の反人民的な「治安出動訓練」にこそあるという核心点を曖昧にさせ、日帝・自衛隊、警察権力一体となって塚本氏個人の刑事責任問題に差別的に転嫁し「起訴」―差別裁判を強行しているということである。

一九七〇年十月八日、航空自衛隊は七〇年最大規模の大演習を行った。それは「うねび」「飛鳥」と呼ばれブルジョア

塚本氏の生活はたちまちのうちに地獄のどん底につき落されてしまった。塚本氏は警察権力によって逮捕され「業務上過失致死傷」罪にデッチあげられたのである。生み落とされたばかりの子供、産後間もない妻をかかえた塚本氏はそれでも絶望のなから必死で立ち直るべく日雇い人夫仕事に就くのである。

だが塚本氏はこの時、この地獄の中で日帝・国家権力の差別犯罪に敢然と立ちむかい闘い続ける石川一雄氏の存在を知り、石川氏がそうであったように塚本氏もまた自らを部落解放の主体、部落解放闘争の戦士に打ち鍛えるべく荆の道に歩を踏みだしていく。部落民なるがゆえに差別、迫害、貧困の絶望の淵にたたされ、日帝・自衛隊、警察・検察権力によって「業務上過失致死傷」罪にデッチあげられ家族を決定的破局へと追いこまれながらも、塚本氏は自らと失った両親、兄弟、そしてなによりも部落民三〇〇万の怒りと憤激、解放の叫びを一身に体現して部落解放闘争の最前衛へと自らをたたせていくのである。塚本靖彦氏が人間として生きぬくためには部落解放闘争へと決起する以外にはなかったのである。

こうした塚本氏の「青春」の歴史はそのまま日帝の戦後部落差別史の現実そのままである。それゆえ塚本氏の部落解放闘争への決起は、日帝の戦後的「同和」政策の欺瞞性、差別性を白日のもとに暴きたてずにはいられない

商業新聞や「朝雲新聞」でも報道されるようなきわめて大がかりな訓練行動であった。この日の航空自衛隊熊谷基地の大規模な訓練行動は、すでに法廷における航空自衛隊三等空佐谷田の証言からも明らかかなように帝国主義軍隊自衛隊のアジア侵略―「治安出動訓練」の一環として行われたものであると同時に、深夜市街地を占拠し、民家を仮想敵と想定して「治安訓練」を敢行するという徹頭徹尾、反人民的なものであった。

しかも当日は秩父気象台の記録からも明らかかなように濃霧が発生し視界はほとんどゼロに近い状態であったばかりか、国道一七号線現場附近は交通量の頻繁さにもかかわらず、街灯もなく、真暗闇であったのである。自衛隊車輛はこの濃霧のなかで歩道から七〇CMも離れたところに駐車し、尾灯もつけなまま秘密訓練を行っていたのだ。この点だけをとも自衛隊が後方―前方車輛に対する注意安全義務をことごとく怠っていたことは満天下に明らかである。

塚本氏の運転する「鈴木商店」のトラックが、市街地一帯を占拠し秘密訓練中の自衛隊車輛に激突したとしても、その責任は挙げて帝国主義軍隊自衛隊とその反人民的な秘密治安訓練にあることは明白である。自衛隊は国道一七号線を往来する普通車輛をも仮想敵と想定し、尾灯などを一切消滅させて真暗闇のなかで秘密治安訓練

と称して包圍―待ち伏せの態勢をとっていたことは、証言、状況証拠などからも疑いないのである。

こんにち、こうした自衛隊の交通法規すら無視した反人民的な「治安出動訓練」の実態を陰蔽し塚本氏個人の刑事責任に転嫁しようとする日帝・自衛隊、警察・検察権力、司法権力一体化した差別謀略の現実、七三年七月三〇日以降の再開公判闘争における塚本靖彦氏の二時間及ぶ意見陳述、革命勢力の徹底糾弾闘争のなかで完膚なきまで暴きつくされ、もはや日帝・水野は帝国主義軍隊―自衛隊の「治安出動訓練」の反人民的実態を公然と擁護しえないところまで決定的に追いつめられている。

検察側が一貫してペテン的に主張してきた①「車は道路左側にまっすぐ停車していた」、②「尾灯はついていなかった」、③「だから塚本の前方不注意だ」という主張の虚構性、欺瞞性がごとく暴露され、再開三、四回公判を通してこれらの主張を維持できないところに追いつめられているのだ。現場の状況証拠からも①の「車は道路左側にまっすぐ停車していた」というのは真つ赤な偽りで、タイヤのスリップ痕とガードレールの擦力痕が如実に示すごとく車輛は斜め停車していたこと、③の「尾灯はついていない」という主張も、「自衛隊車輛の夜間行進」なる自衛隊教範に記されているように夜間行進には完全灯火行進、管制灯火行進、無灯火行進の三通りあって、

する労働者人民の怒りと不満を触発し、全面的な反安保反基地闘争、反自衛隊闘争に発展することに最大限恐怖した日帝が、予防革命的にこれを鎮圧するために部落差別を動員し、無実の部落民塚本氏への「刑事責任」問題に転化し一片の正義性も正当性もない差別裁判を強行しているということである。

事件が勃発するや否や埼玉県警と自衛隊は現場附近の状況証拠などを意図的に抹消させていく。埼玉県警は、実況検分から被告である塚本靖彦氏を排除したうえで自衛隊と秘密裡のうちにいったばかりか、意図的に証拠保全（自衛隊車輛等）を怠り、直接当事者である立枝、岩元両自衛隊員に対する「取り調べ」もわずか一度、それも形式ばかりのものしか行っていないのである。自衛隊側も十月八日朝、国道一七号線現場附近を洗い流すなど埼玉県警と一体化して証拠隠滅を画策したことも今日では公然と暴きたてられている。

他方塚本氏に対しては、「逃げた」などという事実無根のデマを吹聴し、逮捕・留置、苛酷な取り調べを続け、塚本氏の主張をことごとく無視して「起訴」するのである。

じつはこの事態のなかに「本庄事件」、本庄自衛隊差別裁判の核心的問題がよこたわっている。つまり、①「塚本氏有罪」、塚本氏の刑事責任問題に事態を転嫁する

七〇年十月八日、午前三時、非常呼集訓練中に灯火していたとは考えられないのである。（ちなみに「教範」によれば、完全灯火行進は昼間の行動に準ずるものとされている）そればかりではない。再開三回公判において検察側証人・自衛隊員岩元に対する反対尋問のなかで、岩元は「私は尾灯をつけていた」「事故の後、車については一切操作はしていない」「車の故障はなかった」と証言したにもかかわらず、「現場写真」には尾灯をはじめ一切灯火はついていない、第二回公判のなかで事件当時取り調べを行った警察官落合が「私は事件のあと、十分程あとに現場に行ったが、灯火は一切ついていなかった」と証言していることから、岩元証言のペテン性、虚偽性がいまや満天下に暴きたてられているのである。

「本庄事件」の総ての責任が帝国主義軍隊―自衛隊の反人民的で違法な「治安出動訓練」にこそあること、しかもそれを姑息にも陰蔽しようとする日帝・自衛隊、警察・検察権力、司法権力の意図がいまや塚本氏を先頭とした厳しい追求と糾弾のまえに公然と暴きたてられていること、これが第一の問題点である。

第二の問題点は、「本庄事件」を契機に帝国主義軍隊―自衛隊のアジア侵略軍隊―「治安弾圧」軍隊としての実態が隠しようもないほど暴露され、それがアジア侵略のもとで進行する安保・沖繩体制、基地強化の攻撃に対

ことよって、いいかえるなら塚本氏への逮捕―起訴―有罪の過程を日帝・自衛隊、警察、司法権力の一個の大きな差別謀略として遂行することによって、②「本庄事件」の根源的要因たる帝国主義軍隊―自衛隊の違法・反人民的な「治安出動訓練」の実態が公然と全人民のまえに暴きたてられることを未然に陰蔽し、③日帝のアジア侵略の現実のもとでの安保・基地体制の再編、強化に伴う矛盾、労働者人民の不满と怒りを予防革命的に鎮圧し、④部落差別の積極的動員をもって日帝のアジア侵略体制、安保・沖繩体制を逆転的に強化しようとする政治的意図が、本庄自衛隊差別裁判強行の根底に横たわっているのである。

こうした日帝の政治的意図を埼玉県警、浦和地検、浦和地裁が積極的に体現し、無実の部落民塚本氏に対する差別犯罪を強行したこと、これが第二の問題点である。

以上のことからまずに明らかかなように、本庄自衛隊差別裁判とは、無実の部落民塚本氏を有罪に仕立てあげることを通して日帝の部落差別―人民分断攻撃の強化、侵略体制、安保体制の再編・強化という二重の政治目的を実現しようとする徹頭徹尾、反動的、差別的な攻撃にほかならない。それは、塚本氏の無実を認めてしまえば今日の日帝の七〇年代部落差別攻撃の総路線、アジア侵略と安保体制の全体系が根底から崩壊せざるをえないよ

うなずぐれて体制的進路のかかったものであるだけに、日帝は自らの体重的死量をかけてこの攻撃を貫き通す以外にないのだ。それゆえ本庄闘争は、日帝のアジア侵略と部落差別—人民分断支配の道か、その根底的打倒と革命的部落解放闘争の発展の道かを厳しく問う七〇年代部落解放闘争の試金石、結節環のたたかいにほかならないのである。

塚本氏と連帯し本庄闘争の完全勝利へ

さてつぎに本庄闘争の完全勝利の確固たる道すじと展望を明らかにしていこう。

本庄闘争完全勝利のための第一の核心的任務は、反革命カクマル完全打倒をたたかいたる戦略的総反攻七五年決戦の絶対勝利をなんとしてももぎとることである。

わが総反攻の怒濤の進撃のまにに指導中枢、敗残JACは壊滅的危機、解体寸前状況にたたきこまれてしまおうと同時に、いまやカクマル指導中枢は自らの絶望的な戦略的敗勢の現実を直視することもできないほど疲弊し、

「謀略論」の自家中毒症状の深まりのなかで混沌と衰退、奈落への転落を急速にたどりつつある。一旦、戦略的敗勢の側に転落した反革命は脆弱であり、惨めである。だがカクマルはいまだ解体されつくされたわけではない。いまこそ満身創痍のカクマル指導中枢、残存JAC、地

方組織、産別組織の総体のなかに、総反攻七五年決戦の猛攻勢をドッシリと打ち込むことが肝要である。戦略的総反攻を完遂する二重対峙・対カクマル戦の七五年決戦は、カクマル完全打倒の日まですべての階級闘争の絶対的基礎、いっさいの絶対的前提である。本庄闘争の完全勝利の展望もまたこの対カクマル総反攻の偉大な発展のなかにしっかりと位置づけられ、それを導きの糸としてたたかれなくてはならないのである。

本庄闘争完全勝利のための第二の核心的任務は、部落差別ゆえの貧困と権力の差別謀略のなから人間尊厳と部落解放をかけて敢然と決起した塚本靖彦氏のたたかいをしっかりとつとめ、連帯し、日帝・自衛隊、埼玉県警、浦和地検、浦和地裁など総じて日帝・国家権力に対する徹底糾弾闘争としてたたかいを爆発させ、塚本氏の「無実」、裁判の「差別」性を鮮明に暴露しつつ、「公訴棄却」をも具体的射程にすえて公判廷を差別糾弾闘争に転化するためにたたかいかいぬくことである。

同時にこうしたたたかいを「部落解放・日帝打倒、融和主義粉砕」の部落解放闘争の革命的総路線の立場から指導し、部落差別の根源である日帝そのものとその七〇年代部落差別攻撃の総路線を根底的に打倒するたたかいはとたえず高めていくことが重要である。七〇年代革命的部落解放闘争の総路線の圧倒的物質化のために狭山闘

争の最高裁段階における新たな階級的高揚と本庄闘争とを結びつけ、それらを革命的に、統一的に発展させていく指導上の観点がまずもって必要なことである。かかる観点から総力をあげてたたかいかいぬかれたときはじめて本庄闘争の革命的戦闘の高揚もまた不可避となるのである。

本庄闘争完全勝利のための第三の核心的任務は、本庄自衛隊差別裁判にかけた日帝の窮極的意図が日帝のアジア侵略、侵略体制、安保体制の強化を徹底して暴露し、本庄闘争を七〇年代中期階級闘争における新たな安保・日韓闘争の決定的一環として推進すると同時に、帝国主義軍隊—自衛隊解体・兵士獲得の七〇年代反軍闘争の発展をたたかいたる立場から、「治安出動訓練」の反人民の実態を暴きだし、広汎な労働者人民、兵士をたたかいに決起させていくことである。七〇年代革命の戦略的総路線の立場から、革命的部落解放闘争と安保、反軍闘争を統一的に結びつけ、それぞれの戦闘的革命的前進をもたたいとつていく観点が決定的に重要である。

本庄闘争完全勝利のための第四の核心的任務は、二つの反革命差別集団、日共、カクマルの部落解放闘争破壊策動からたたかいを防衛し、本庄闘争の革命的高揚を実現することである。狭山闘争の巨大な革命的発展のなかで七〇年代反革命総路線と綱領上の破産を著しく深め、

反革命差別集団へとますます純化するカクマル、日共の絶望的闘争破壊策動を粉砕するたたかいは本庄闘争の最も重要な側面をなしている。すでにカクマルは、本庄闘争が革命的部落解放闘争の重大な一角を形成しながら発展し、そのなかで塚本靖彦氏が部落解放戦士として逞しく成長していることにむきだしの反革命的差別的憎悪をつのらせ、あろうことか塚本氏に対して「自己批判せよ」「さもなければ鉄槌を加える」などという許しがたい恫喝を一度にわたって行ってきている。この事実ひとつをとってもカクマルの本庄闘争に対する態度、部落解放闘争破壊の醜悪な反革命的意図、人間的尊厳を賭けて貧困と絶望のドン底から決起し部落解放闘争の献身的担い手として成長する塚本氏に対する差別的憎悪が満天下に物語られている。カクマルを本庄闘争にひきずりだしても、集団戦に訴えても、いかなる手段に訴えても必ずやこうした尊大な差別的態度もろとも葬り去らねばならない。カクマルの塚本氏への白色襲撃宣言によって、これだけでわれわれは反革命カクマルに対するいかなる鉄槌の権利をも享有したのである。日共とて同罪である。

本庄闘争完全勝利のための第五の核心的任務は、本庄闘争の革命的発展へむけて革共同—部落研、同志会の恒常的戦闘態勢をひきつづき強めていくことを基礎に、関東における革命的部落解放闘争の巨大な潮流を建設し、

確固不拔の革命的ヘゲモニーを樹立していくことでなければならぬ。

革共同の正しい指導を基礎に関東部落研連、戦闘同志会、埼玉地区反戦の中心的、持続的とりくみをひきつづき強化し、たえざる学習を通して武装―再武装のたたかいを推進し揺るぎない戦闘態勢をきづきあげること、これが第一の任務である。つぎに戦闘的部落青年の広汎な部分を革共同と革命勢力のまわりに結集させるための独自の組織的たたかいをひきつづき大胆に推し進め、かれらの共産主義的成長と飛躍を礎に解同以外に革命的部落解放闘争の巨大な潮流を建設し、これらを基礎に戦闘的部落青年の本庄闘争への広汎な決起を実現していくこと、これが第二の任務である。さらに第三の任務は、本庄闘争の大衆的戦闘的發展のために独自の宣伝・煽動のたたかいを推し進め、広汎な労働者階級人民の決起をかちとることである。以上の諸任務をさしあたり全力で貫徹し、本庄闘争の完全勝利のための主体的陣地をおおきく築きあげていかねばならないのである。

全国の同志諸君！ 部落民、労働者人民諸君！ 四年間有余にわたる塚本靖彦氏を先頭とした本庄闘争は、いよいよ革命的発展の局面に突入した。関東部落研連、戦闘同志会をはじめとした革命勢力の持続的取り組みを基礎に、本庄闘争が七〇年代革命的部落解放闘争と七〇年

代革命のなかで重大な中心的役割を果たすべきときが到来したのである。「本庄自衛隊差別裁判徹底糾弾」「無実の塚本氏支援・防衛」の旗色も鮮明に、日帝・水野の交通事故処理化策動、早期結審・重罪判決攻撃を粉砕せよ！「部落解放・日帝打倒、融和主義粉砕」の革命的総路線のもと本庄闘争の革命的大爆発かちとれ！「闘うアジア人民と連帯し日帝のアジア侵略を内乱へ」の七〇年代革命の戦略的総路線のもと「自衛隊解体・兵士獲得」の反軍闘争の革命的爆発かちとれ！帝国主義軍隊―自衛隊の反人民的非常呼集（治安出動）訓練徹底糾弾！部落解放戦士、中山（原）同志虐殺に対する猛然たる報復敢行し、反革命カクマルを完全打倒せよ！満身創痍で没落と混迷ふかめるカクマルに総反攻七五年決戦の嵐をたたきつけよ！戦略的敗勢ふかめ逃げまどうカクマルにトドメの巨弾をあげせよ！全党・全人民はうって一丸となって総反攻七五年決戦に総決起し、総反攻完遂の事業をなしとげよ！武装し戦う革共同の建設万歳！

本庄闘争への総決起 を訴える

本庄自衛隊差別裁判被告

塚本靖彦

労働者、学生、一般大衆、部落兄弟姉妹の皆さん。私は、本庄自衛隊差別裁判の被告、塚本でございます。私は、本庄闘争が何ゆえに差別裁判として、五年に渡り、うったえてきたか、ここで皆様にはっきりと知ってもらいたいために、二度と私のようなめに会わないよう訴えたいと思います。まず私の裁判は、自衛隊車がごせん三時半に国道十七号でせんきよし、そのせんきよも、自衛隊車側はまよ中の三時半に灯りもつけず、まち伏せし、

それも、朝もやの中に自衛隊車の色合いからも、外灯もない所に、かんぜんな待ち伏せをおこない、ゲリラ闘争をおこなっていたことを良いことに、事故の一切を部落の生まれの私におおいかぶせ、自衛隊側はいけしやあしやあとして、自衛隊側になんのせきにもないようなことをしめし、一切のことに関係がないと、司法権力、けいさつ権力がいったいとなってけつたたくしたことが、自

衛隊側のひきおこした事故なのに一切の内容も調べず、たんなる交通事故で裁判を終わらせようとしているのであります。そこで私の戦いは、反軍闘争といたったことなつてさらにかくだ化していくことが、日本帝国主義国家権力を解体し、日本における一切の差別をなくせると思います。それと、私の戦いは、我が兄弟である、狭山闘争をせんとうにたつてろうごくで戦っている石川氏とさらにくいたたいとなつて、寺尾裁判長を糾弾すると同時に、石川氏を一日も早くわがもとへとりもどすために、日帝の寺尾体制をだんこせんめつしぬく決意にあります。さらに、十二年間もとじこめて、さらに寺尾とけつたたくしたカクマルのどくさい者どもを、この世からせんめつし、勝利の闘争をするものであります。ですから、労働者、学生、一般大衆、部落兄弟姉妹の皆さん、本庄闘争をも皆さんの闘争として戦つて下さるようおねがいします。

寺尾判決粉碎し七五年狭山闘争の大爆発を

全法政五・二三実行委員会

(法政大学に学ぶ部落青年有志)

七五年冒頭、全法政五・二三実行委員会は並々ならぬ決意と態勢で、七五年狭山闘争の大高揚を闘いの先頭に立って実現し、今年こそ無実の石川一雄氏を生きて奪還することを全ての闘う労働者人民の前にあきらかにする。

われわれは、昨七四年十月二日にくだされた日帝・寺尾の石川一雄氏に対する無期懲役判決を絶対許すことはできないし、この七五年は、命にかえてもこの寺尾判決をうちやぶり、狭山闘争の歴史的勝利をかざる闘門をおしひらかなくてはならない。

まさに寺尾判決無期懲役判決なるものは石川一雄氏の不屈のたたかいと狭山闘争の全人民の高揚に対する階級的憎悪もあらたに一審内田判決を全面的に踏襲した未曾有の差別判決であり、狭山裁判が、日帝の体制的延命をかけた暗黒の差別裁判であることを満天下にさらしたものであり、われわれは絶対に許すことが出来ない。更

にわれわれは日帝・寺尾が、寺尾判決をして無実の石川氏に十二度の獄中越年を強制したことに対して満身の煮えたぎる怒りをこめて徹底的に弾劾し、石川氏を何としても奪還すべく一層大胆な決起を実現しなければならぬ。

寺尾判決をうちやぶり、石川氏奪還へ大進撃を!

われわれは、七五年狭山闘争の大高揚の実現にむかって、まず何よりも、寺尾判決そのものと、寺尾判決の階級の本質について正しくみすえなければならぬ。

寺尾判決は、①就任当初からの差別的、反動的心証のみにたよって下されたものであり、②日帝の危機意識を体現して、ブルジョア法的な形式さえととのえることなく、事実審理を抹殺して強行されたものであり、③「自

日の信頼性」を強調するためにありとあらゆるコジツケと専断を動員して客観的事実を否定し、④部落問題を意図的に完全に抜き去ることによってむしろ差別を徹底的に貫こうとしたものであり、日本階級闘争史上類例のない、日帝の部落差別的なかでも未曾有の差別犯罪である。

まさに寺尾判決は、石川氏の十二年におよぶ無実の血叫び、三百万部落大衆の解放へむきたいばらを踏むが如き闘いを踏みじり、それに真向うから敵対し、足蹴にする新たな権力犯罪である。

寺尾判決の階級の本質は、第一に日帝の体制的危機の深まりの中で、狭山闘争の全人民的發展に追いつめられた日帝のあがきであり、第二に狭山闘争の大衆の高揚が狭山差別裁判の全体系をくつがえし、日帝の体制的死重をかけた国内支配体制のボナパルティズムの再編―天皇制・天皇制イデオロギーを頂点とする排外主義・差別主義・権威主義の攻撃をうちやぶろうとして、このことに對する反動的まきかえしである。

同時にわれわれは、われわれの主體的総括として次の点を冷厳に捉えかえさなければならぬ。それは、狭山闘争が六〇年―七〇年安保闘争に肉迫するような大衆的戦闘の高揚を実現し、部落解放同盟と革命的左翼の共同闘争を中軸に、広範な統一行動を展開しながらも、石川氏を奪還するためには、そして歴史的勝利をかちとるた

めにはいまだ決定的に不十分であり、われわれはこの現実を真向うからみすえ、新たな闘いのバネとしなければならぬ。

七四年狭山闘争の力を、令こそ物質化し七五年狭山闘争の大高揚へ邁進せよ!

更にわれわれは、第二に、七四年一年間を通して切り開いた地平、その中で闘いつた力を真に物質化し、最高裁段階における闘いの中で極めて重大な意義をもつこの七五年の狭山闘争の昨年を上回る大高揚を実現すべく奮闘しなければならない。

われわれ全法政五・二三実行委員会は、昨年のたたかいを次のように闘い抜いた。それは大別して、①三・二二攻撃―五・二三公判闘争、まさに、この過程においてわれわれは決起し、三・二二に対する怒りを組織し一大統一行動を実現し、社会党解放派をはじめとする一部の分裂主義者の分裂作動を打破しつつ五月二三日当且三百五十名の大衆的決起をかちとった。②五・二三を突破口とする「死闘の四ヶ月」の過程(とりわけ六月―八月)われわれは、とりわけこの過程において、文字通りの死闘として断固として九月にむかった戦闘態勢をうちかためた。法政大学における差別教育の一端をとらえ、今日の大学教育そのものが、一方では大学法と大学法体制を

強化し、他方においては、日帝の差別主義、排外主義、権威主義の攻撃に支えられて極めて反動的な、差別的な教育が展開されていることを徹底的に糾弾し、その中で、法政に学ぶ部落出身学生の革命的な決起をかちとった。

われわれは、九月にむかつて、部落青年を中核とする五・二三実行委員会の戦闘態勢を確立したのである。③九月狭山決戦―十月狭山決戦の過程、われわれは、日帝・寺尾の九月五回という集中公判に対して、回を重ねることに隊列を強化し、九・二六公判闘争当日、第三会場草地に一千名を超える隊列で登場し戦闘的部落大衆、革命的労働者人民と大合流した。更にわれわれは、日帝寺尾の「死刑判決攻撃」に対して十月三十一日、敗北主義、待機主義、武装解除、衆観論を粉碎し、一千名に及ぶ隊列で決起した。同時にわれわれは、わが五・二三実行委員会を軸に全都で二千名を超える大統一行動を実現し、日帝・寺尾に対する怒りの先頭で全都の闘う学友を牽引し闘い抜いた。④十・三一以降の過程、五・二三実行委員会は、十・三一寺尾判決を正しくみすえただちに反撃の態勢を確立し、十・三一をバネとして、狭山闘争の新たな高揚にむかつて闘いを開始した。石川氏への激励闘争、御面親への激励をこめた現地調査をはじめ、創意工夫をもって、寺尾への、寺尾判決への、日帝への怒りを組織し、「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」を合言葉に総力で決起

しあらゆる反革命集団の制動をも粉碎し闘い抜いている。分裂主義的な徒輩は、すでにわれわれの闘いの前進の前に今やまったく雲散霧消の体をなしていることを一言触れておこう。

以上の如きわれわれの七四年の闘いを真に物質化し、狭山闘争―部落解放闘争の歴史的大勝利にむかつて、この七五年は闘い進まねばならない。

その為になわれわれは、①いまふたたび「無実・差別」へ糾弾・奪還・死闘の原則的立場をはつきり確認し、②石川氏の昨年一年間のアッピールを主体化し、それを闘いの精神として、③クラス、サークル、ゼミを軸に学習会を更に展開し、差別主義、排外主義、権威主義をテコとする日本帝国主義の侵略、侵略体制構築の攻撃と真向から対決する運動体を広範に実現していくこと。④「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」を合言葉に、より多くの部落青年の決起をうながし、七五年狭山闘争の中核をつくりあげることと同時に法政大学の差別教育を徹底的に糾弾し、部落解放講座を革命的に樹立し、より広範な狭山闘争の決起の場をうちかためること、を課題に、七四年を上回る大高揚を実現するであろう。

日本共産党をはじめとする反革命差別集団の敵対を粉碎し、狭山闘争の大高揚を！

われわれが、狭山闘争の大高揚のために確認しなければ

ばならない第三の課題は、日本共産党をはじめとする反革命差別集団の敵対を粉碎し、闘いの場から抹殺しないかぎり、闘いの勝利も、高揚も、ありえないということであり、まさにこの七五年は、かかる反革命徒党との一大対決その正念場であるということである。

反革命差別集団日共は、裁判の差別性を否定し、寺尾を積極的に美化し、寺尾判決に一片の「抗議」すら行なわない（というより、寺尾判決を積極的に容認するよ、うな）腐敗の極をさらけだした。もはや日共にとって問題なのは、革命的左翼、部落解放同盟の団結を軸に狭山闘争の全人民的発展ががちとられ、七〇年代階級闘争の全体的高揚がおしすすめられてゆくことを党派的生命をかけて阻止し破壊しなければならぬということなのである。八鹿高校における差別事件をひらきなおるかたちでその差別主義の本質を一だんと強めている日共、部落解放闘争の全体的発展に敵対する日共を徹底的に粉碎することは、狭山闘争をはじめとする一切の闘いの勝利か敗北をかけた重大な試練である。同時に、日共とならぶ反革命集団、闘う部分への武装襲撃を軸に狭山闘争の破壊を目論み、また反革命的な介入を策す潮流、石川氏に対して「犯人だ」と云いなし「死刑」を要求し、狭山差別裁判は「狭山無差別裁判だ」と日帝・寺尾を美化し、闘いを圧殺せんと奔走してきた潮流をも我々は絶対に許し

てはならない。かかる反革命差別集団と徹底して闘い抜くなかでこそ、われわれは、七五年狭山闘争の勝利の闘門をおしひらかなくてはならない。そのことを抜きにしては一切は無である。

寺尾判決うちやぶり、七五年狭山闘争の大高揚へ！

われわれは、以上の闘いを軸に、七五年狭山闘争を血債にかけてこじあげ、その大衆的戦闘的大高揚を実現しなければならぬ。

一切の差別集団をふみたおし、たたかう共同戦線のいっそうの強化かちとり、七五年狭山闘争の持続的発展、最高裁段階への先制的高揚を血債にかけてきりひらけ！今年こそ石川氏を生きて奪還せよ！！

● 暗黒の差別裁判決死糾弾！寺尾無期判決絶対粉碎！無実の石川一雄氏即時奪還！

● 反革命差別集団の敵対を粉碎し、七五年狭山闘争の大高揚をかちとれ！

● 融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒！

● 石川氏と連帯して、狭山闘争の歴史的勝利の日までたかひぬけ！

総反攻完遂―七五年決戦に勝利し、 狭山闘争の歴史的勝利へむけて邁進せよ

関東部落解放研究会連合

全国の戦闘同志会、部落研の同志諸君！ 全国六千部落三百万部落大衆の皆さん！ たたかう労働者人民の皆さん！

自らの血と汗を以ってかちぬいてきた、七四年の激闘につぐ激闘の切り開いた地平を踏みかため、カクマル完全打倒・戦略的総反攻完遂かちとる七五年決戦と、十・三一寺尾判決を画期として反動化された、日帝の新たな狭山差別裁判強行体制との大激突、対決を軸とした革命的部落解放闘争の最先頭で闘いぬくことを、わが関東部落研連は高らかに宣言する。

現在、われわれは、七〇年代階級的大激動の本格的到来の期に際会している。戦後世界体制の解体的危機の深まりは、帝国主義世界経済の分裂化とブロック化、収縮化とインフレ化の急速な進展と、後進国・半植民地体制の矛盾の爆発と動揺とによって、未曾有のテンポとスケ

ールで進行している。それは、戦後帝国主義世界体制の盟主である米帝の「キッシンジャー発言」をとってみるだけで明瞭である。米帝は、今日の危機的事態に対して文字通り戦争という最後の手段に訴え、全世界人民を侵略戦争の戦火のなかに叩き込まんと決意し準備しているのである。

かかる戦後世界体制の危機のなかで、国際帝国主義中最弱の環―日帝の体制的危機が爆発的に激成しており、更に一層、侵略と国内反動への道にのめりこんでいる。フォード訪日・訪韓にみられるように、アジア侵略の一挙の激化と、そのための安保体制、五・一五体制、日韓体制の再編、強化の攻撃が加えられ、またボナパの統治形態への転換をかけた政治反動攻勢と経済的搾取、抑圧の攻撃が強められているのである。

このような内外情勢における三〇年代危機へのラセン

的回帰がおそるべき勢いで進展すればするほど、唯一革

共同が掲げ切っている基本戦略と戦略的総路線の圧倒的正しさが誰の目にも明らかになり、核心において革命党―革共同の存否をめぐって闘われている二重対峙・対カクマル戦の正義性と決定的意義が鮮明になってきている。七〇年代武装反革命、帝国主義的差別集団カクマルとの戦争に絶対勝利しなければ、一切はないのであり、われわれの前に輝かしい未来と展望は開かれぬのである。

昨年、八・三の戦略的総反攻突入の号令一下、満身を革命的進取精神で武装し、九・二三前川撃沈をはじめとした赫々たる戦果をあげ、総反攻物質化を確実になしとげてきた。その闘いを基礎に、カクマルの反革命武装介入―狭山破壊のドス黒い野望を完腐なきまで打ち破り、その路線を全面的に破綻させて、狭山九―十月決戦の大高揚を実現したのである。そして、十二月決戦の完全勝利と、それをひきつぐ年末年始大攻勢の貫徹という形で破竹の進撃を続け、今や、総反攻に課せられた任務を完遂する七五年決戦の渦中にある。

中枢、戦闘力JAC、産別、地方のあらゆる側面でのカクマル壊滅作戦の進展のなかで今やカクマルは断末魔の危機にあえぎ、誰にも信じてもらえず、嘲笑されるだけの「謀略論」の自家中毒症状にむしばまれた精神状況にあり、政治的組織的、軍事的な恐慌状態、混乱状態の

極にあるのである。

われわれは、憎むべきカクマルの兇刃によって斃れた辻、正田、武藤、川口、前追、高橋、佐藤同志らの無念さ、口惜しさとともに七三年、K―K連合によって虐殺された中岡同志に引き続き、七四年狭山九月決戦の最中カクマルの魔手に生命を奪い去られた中山同志の恨み、怨念をどうして忘しえようか。かけがえない部落研の指導部、狭山闘争―部落解放闘争の、カクマル戦の最精鋭の戦士を奪われたわれわれの恨み、怒りは海より深く、カクマル完全打倒の意は万丈の山より高い七五年こそ、中岡、中山精神をわが身に発揚し、何が何でもカクマル完全一掃、掃滅の年とせねばならない。

また同時にわれわれは、カクマル完全打倒のたたかいを七〇年代中期高揚の絶対的基礎として、最高裁段階における新たな狭山闘争の全人民的高揚かちとり、狭山の歴史的勝利を血債にかけてかちとらねばならない。

昨年、十月三十一日、日帝・寺尾は、石川一雄氏の獄窓十二年にもわたる無実の血叫びを蹂躪し去り、天人とも許さざる「無期」という暗黒差別判決を宣告した。満身うちふるばかりの煮えたぎる怒りをもって、十・三一寺尾判決を徹底糾弾せねばならない。

日帝・寺尾は、東大裁判での差別暴言に端なくも暴露されている「石川クロ」の差別的心証を貫き、事実審理

を完全に抹殺して、井波をうけつぎ、井波のなしえなかつたことを強行してきた。判決文の内容たるや、石川氏無実の客観的事実のごとくを——脅迫状と石川氏との筆跡が別物であることが一見して明らかなこと、石川氏の足と大きさの違う「足跡」、権力の工作しデッチあげたカバン、万年筆、時計、——「有罪」の「根拠」にこじつけており、デッチあげ「自白」と客観的事実のくい違いの数々は、石川氏の「死刑を免れたために、偽りの供述をした」からだとしがたい強弁をくりかえしているのである。また、別件逮捕—再逮捕—長期拘留やありとあらゆる差別的虐待いっさいが合法化、正当化されている。さらに、部落問題の意図的な完全抹殺は重大である。差別糾弾の声を自覚的にふみにじり、差別を徹底的に貫こうとしており、差別性が凝縮している。かくのごとく、寺尾判決は内田判決以上の暗黒差別判決であり、このことを全人民にあまねく暴露し、渾身の怒りをこめた決起を広汎につくり出し、絶対に粉砕せねばならない。

日帝・寺尾体制のこの未曾有の差別攻撃は体制的危機にあえぐ日帝が加えてくる、そののりきりのための国内反動の諸攻撃の決定的基軸、排外主義・差別主義・権威主義の攻撃の一挙的激化をはからんとするものであり、当面する最大の政治的焦点となっている狭山差別裁判において正面突破しようとするものである。無罪判決を下

せば、権力の自認した差別犯罪への革命的報復、処断のたたかいの烽火はいたる所で燃えあがり、狭山闘争—革命的部落解放闘争の発展を凄じい勢いで促進することは必死であり、だからこそ、非選択的な決定として体制的重みをかけて有罪判決を下ろし、狭山闘争—革命的部落解放闘争の背骨を砕き、侵略と侵略体制、それと結びついた国内反動攻撃の道を掃き清めんとしてきたのである。

だが、日帝・寺尾のこの攻撃は、闘いの内部に「寺尾美化論」をふりまき武装解除をはかるとともに、反革命差別集団日共、カクマルを動員して、さまざまな狭山破壊策動をけしかけて、闘争を解体しようとした日帝・寺尾のもくろみが完全に破産し、日共、カクマルを完全に排除し、七〇年中期高揚の中軸へ押し上げられるに至る再開公判闘争の戦闘的大衆の高揚に追いつめられ、そのあがきとしてうち出されたものであることを見なければならぬ。石川氏の闘魂と心の底からの「無実・差別」の叫びは全人民の声となり、「糾弾、奪還、死闘」の狭山勝利の原則は全人民的に浸透し定着しているのである。寺尾判決は、部落大衆と労働者人民の怒りを激しくかきたて、狭山闘争の新たな発展、高揚ははじまっている。十・三一寺尾への「俺は聞きたくない」という石川氏の凄じい糾弾と、厳寒の獄中における壮絶なたたかい、そ

れと固く連帯した東京での十二・一狭山闘争が貫徹されている。

にもかかわらず、日帝の攻撃の重みに耐えきれず、敗北主義、日和見主義、清算主義に走る傾向がうみ出されている。われわれは、いまだ石川氏が獄中にあるという屈辱的な冷徹たる事実から出発しそれらの傾向を粉砕し今こそ石川氏の気魄と闘魂に学び、しっかりと結びついて、寺尾判決決死粉砕／狭山差別裁判徹底糾弾／石川一雄氏即時奪還／狭山闘争の歴史的勝利に向けて邁進せねばならない。

また、そのために、日共、カクマル反革命差別集団の狭山闘争—部落解放闘争破壊策動粉砕のためにたたかいぬかねばならない。

九月狭山決戦でもって狭山反革命介入—破壊路線の最後の破産に直面したカクマルは、十・三一当日には判決後七時間もたった午後五時に日比谷野音にのこのこ現われ「寺尾判決観迎集会」を行って「これで狭山闘争は終わった」と狭山破壊集団としての姿を自己暴露した。この反革命的期待に反して確実に辿る狭山闘争の永続的發展にカクマルが破壊策動を加えんとすることは間違いない。カクマルを一日も早く完全打倒せねばならない。

日共は、寺尾判決への最大の援護者であった。日共系弁護士は、法廷内で寺尾の訴訟指揮、期日指定を積極的

に援助し、石川氏の意見陳述さえ抹殺しようと画策した。また、「事実審理を行わないのは無罪判決を下そうとしている証拠だ」と寺尾美化と武装解除のキャンペーンに躍起となって、寺尾「有罪判決」のお先棒を担いだのである。そればかりが大衆的糾弾闘争を外から破壊すべく、日共都議団を使った策動、「赤旗」での連日にわたる「解同」暴力団「反解同」反中核」キャンペーン、「都政」をめぐる差別キャンペーンを大々的に展開したのである。

日共は、一月十一日号「赤旗」の「一般「刑事事件」と民主的救援運動」なる「声明」で、「わが党中央は、狭山事件について、無実の『えん罪』であると規定したことはない」と公然と石川「有罪論を唱え、狭山闘争は「党や民主的救援運動の課題」とはならないと言つて、狭山闘争への真向うからの敵対を宣言するに至っている。

また、部落解放闘争の革命的発展のなかで部落大衆の要求がもえあがり日帝の足下「都政」をゆるがしていることに危機感をつのらせ、自民党—同和会と結託して反動的まきかえしに出でおり、差別映画「橋のない川」の都下全域での上映運動を大規模にくりひろげているのである。そればかりか、兵庫県八鹿高問題では、デマとペテンに満ちた「解同」暴力団、テロリンチ集団」なる許しがたい差別キャンペーンの流布に奔走している。

かかる日共の十・三一判決—新たな狭山差別裁判体制

形成と軌を一にした狭山闘争―部落解放闘争への全面的敵対と部落解放同盟への組織破壊―分裂策動の全面開花を断固として粉碎せねばならない。

われわれは、狭山闘争の歴史的勝利をかちとるべき任務がわが革命派の双肩にかかっていることを重々しく確認し、死力を尽して、七五年を奮闘する決意である。

七五年決戦に勝利し、カクマル完全打倒かちとれ！反革命日共、カクマル粉碎して、狭山闘争の歴史的勝利かちとれ！必ずや、石川一雄氏を奪還せよ！

荊冠

全国部落研連合
全国部落青年戦闘同志会機関誌

第七号/五〇〇円

苛烈な死力戦に圧勝しカクマルの狭山闘争への反革命的介入策動を全党・全人民の力で粉碎せよ 齋賢治 沢山(水島)の裏切りの戦線逃亡と反革命的分裂策動を粉碎し部落解放闘争の革命的発展かちとれ 石黒哲也

《特集》同志前田友広(中岡仁)虐殺
徹底糾弾！革命的報復貫徹のために

声明 全国部落青年戦闘同志会・全国部落解放研究会 連合 同志前田遺稿集 諸組織・友人の追悼文など 腐りはてた反革命差別集団カクマル

カクマルの狭山闘争への反革命的軍事介入を徹底的に 粉碎せよ 平野民雄

「労働者」の仮面を被った反革命差別集団―東交・動 労カクマルを徹底糾弾する 石川氏渾身の獄中闘争

狭山再開公判闘争へのアピール
本庄闘争の大爆発で塚本靖彦氏無罪かちとれ

日共の狭山闘争への反革命的差別的敵対を粉碎せよ

荊冠社

大阪府寝屋川郵便局私書箱二七号
広岡一雄

日共、カクマルの部落解放闘争破壊策動を 粉碎し、狭山闘争の新らたな高揚かちとれ

部落解放同盟 A 支部青年部

全国の同志諸君！ たたかう戦闘的部落民、労働者人 民諸君！ 解同に結集する戦闘的部落青年諸君！ われ われは狭山闘争の新らたな重大局面をまえに、解同に結 集するすべての戦闘的革命的部落青年があらゆる敗北主 義・待期主義・日和見主義的武装解除の傾向と厳しく対 決し、最高裁段階における狭山闘争の新らたな階級的高 揚へむかっていっそうたたかいの戦列を強固にうちかた

めるために部落大衆の最先頭で奮闘されんことを訴える。

また同時に、狭山闘争の革命的永続的発展を基軸とする 部落解放闘争の巨大な高まりに恐怖した日共、カクマル というふたつの反革命差別集団が、日帝・寺尾の暗黒差 別判決を積極的に体現し、自らをその尖兵と位置づける ことをもって日帝と完全に連合した部落解放闘争破壊策 動を急激に強めている危機的現実のなかで、反革命差別 集団とのたたかいは七〇年代部落解放闘争の歴史的帰趨

を制するきわめて重大な課題となってきた。解同運 動内部で奮闘する戦闘的革命的部落青年は、日帝・寺尾 の暗黒差別判決を爆発し最高裁段階での狭山闘争の新ら たな革命的高揚のために持続的にたたかいていくととも に、日共、カクマル反革命差別集団との内乱的激突を正しく 指導し勝利に導いていかなばならない。

(1) 日帝・寺尾の無期懲役判決

決死糾弾

昨年十月三十一日東京高裁寺尾裁判長は、わが兄弟石川 一雄氏に対して「無期懲役」なる暴虐の暗黒差別判決を 下した。われわれは、第一審内田判決を全面的に継承し た日帝・寺尾体制によるこの天人ともに許しがたい暗黒 差別判決を徹底的に糾弾し、暗黒差別判決粉碎、石川氏

奪還を高々とかけ、死力をふりしぼってたたかぬかねばならない。石川氏の不撓不屈の闘魂に学び連帯し、日帝の狭山差別裁判強行体制と総対決し、狭山闘争の最後の勝利まで万難を排してたたかいつづけることをあらためて決意しなければならないのである。

日帝・寺尾が「石川氏有罪」の「根拠」と称してあげているものは、①脅迫状の筆跡とはまったく似ておらず、②石川氏の足よりずっと小さな足跡、③権力によって工作されテッチあげられた「三大物証」であり、これらのどれひとつをとっても石川氏の無実を証明しこそすれ「石川氏有罪」の「根拠」とはおよそ程遠いものばかりである。しかも、「自白」と客観的事実のくい違いというこれこそ警察・検察当局の差別謀略、工作と石川氏無実を証明する事態についても、「被告が死刑を免れたい一心から真偽をまじえて供述したため」などという得手勝手な専断で合理化し、石川氏に責任転嫁してしまえばかりか、石川氏に対する警察当局の別件逮捕、拷問などの違法不当な差別犯罪に対してもこれも全面的に追認、合理化してしまふのである。要するに判決文の一言一句が真実を追求するための論理的思考とはおよそ無縁な「石川氏有罪」の独断的結論をいっさいの前提にすえ、石川氏有罪を導くためにのみペテン的論理がくりひろげられて

いるのである。

この寺尾判決の階級の本質はあまりにも鮮明である。六九年浦和地裁占拠闘争を歴史的突破口にして死闘の六ヶ月決戦、再開公判闘争と回を追うごとに高揚し、巨万の労働者階級人民の一大結集軸として発展する狭山闘争が、こんにちいかなる意味でも七〇年代革命と中期階級闘争高揚の持続的牽引車としての階級の役割を鮮明にさせ、日帝のアジア侵略と侵略体制構築の七〇年代総路線を根底的にうち破る革命的たたかいとしての姿をいよいよくつきりと照しだしていることに對する日帝の絶望的恐怖と悲鳴にほかならないのである。日帝・政治委員会とその手先寺尾は、体制的延命のためのアジア侵略と暗黒の国内反動、部落差別―人民分断の強化という七〇年代の進路にかけて、自らの体制的全死重を投入して「石川氏有罪」の絶望的拳にうってでてきたのである。

この寺尾の暗黒差別判決こそ、日帝の新たな狭山差別裁判強行体制の土台の基礎、七〇年代部落差別攻撃の暴虐性、悪虐非道性を凝縮して表現したきわめて反動的な歴史的的重大攻撃である。それゆえ、狭山闘争の歴史的勝利のためのたたかいは、まずもってこの暗黒寺尾判決との真正面からの激突として開始されなくてはならない。寺尾判決に対するいかなる美化論、擁護論、敗北主義的評価をも粉砕して、日帝の新たに強化された狭山差別裁

判強行体制とのたたかいを寺尾判決爆砕のたたかいとして正しく指導、爆発させていかねばならないのである。

同時にわれわれは、狭山闘争の革命的発展に敵対することを通して反革命差別集団としての本質を露骨にさらけだした最悪の反革命徒党―日共、カクマルを徹底的に粉砕することを七五年狭山闘争の最重要課題にすえねばならない。

反革命差別集団日共は、石川氏有罪を積極的に主張し日帝・寺尾の暗黒差別判決の一角を自ら担った「控訴趣意書」についての一片の自己批判も行うことなく、最近では反革命機関紙『赤旗』などにおいて、もはや従来「ペテン的な「えん罪事件」論のタテマエすらかなぐりすて露骨に「石川有罪は疑いないから救援活動の対象にもならない」（一月十一日号）と主張し、日帝・寺尾判決のゴリ押しに懸命である。日共は、八鹿高問題、羽曳野問題、都政問題などをめぐって史上類例をみない大差別キャンペーンをくりひろげるとともに、狭山問題をも反革命差別宣伝の一環として積極的に位置づけはじめているのだ。日共スターリン主義は、狭山闘争（部落解放闘争）の革命的発展のなかで、排外主義・差別主義的七〇年代反革命総路線、議会主義的人民結集路線が完全破壊し、総路線の破産と組織的危機を深めるなかで、いまや日帝の部落差別―人民分断攻撃の積極的体現者として、

部落大衆の差別糾弾闘争の前に公然とたちはだかり、それを否定、ふみにじり、人民内部の腐敗した差別意識を最大限動員することによって反革命的危機打開を画策しているのである。われわれは、日共の部落解放闘争破壊策動のすべてのあらわれを徹底的に糾弾し、粉砕するのぞかなければならない。七〇年をうわまわる規模で展開されている「解同正常化連」のテッチあげと部落解放運動の反革命的分裂策動、差別映画「橋のない川」上映運動をテコとした差別的人民動員、八鹿問題、都政問題、羽曳野問題をめぐる大々的差別宣伝行動、これらすべてを粉砕するたたかいは七〇年代部落解放闘争の歴史的帰趨を決する決定的たたかいとして推進し勝利しなければならぬのだ。

他方、こうした日共の反革命差別主義路線に深く学び、「革命的左翼」、疑似「反帝・反スタ」の仮面をかぶっていつそう悪どく部落解放闘争破壊策動をくり抜ける反革命カクマルとのたたかひもきわめて重要である。狭山無差別裁判、石川氏有罪を主張し、部落解放闘争の独自の役割を否定し改良主義的、経済主義的、組合主義的運動の従属物におしこめ、狭山闘争の反革命的解体のためにもみ介入策動をくり抜げてきたかれらは、その介入―破壊策動が歴史的破産に直面するやいつそうむきだしの、より凶暴な破壊策動に身を托す以外になくさっている。十・三一判決以後の狭山闘争戦列における部分的動揺と

敗北主義的、日和見主義的混乱に乘じ「狭山闘争終結」、
「無期懲役という誘拐殺人には異例の判決」などと日帝
・寺尾判決の立場からそれらを積極的に動員、組織しよ
うとしているのだ。

狭山闘争の歴史的勝利の展望のなかにこれらふたつの
反革命差別集団とのたたかいを正しく位置づけ、日共、
カクマルとの内乱的激突を通して革命的部落解放闘争の
堅実にして全面的な発展の大道を一步一歩力強く前進し
ていかねばならない。日共、カクマルとのたたかいは経
済主義、合法主義、反共主義的な立場からしか位置づけ
ることができず、窮極的には日共、カクマルと同一水準
で腐敗と墮落ぶりをさらけだしているにすぎない一部の
融和主義的潮流の混迷をのりこえ、七〇年代革命と革命
的部落解放闘争の勝利、反帝・反スターリン主義革命的
左翼の真価をいまこそ部落大衆のまえに發揮し、反革命
差別集団との内乱的激突を水路に内乱・内戦―蜂起へむ
かって部落解放闘争を革命的に発展させていかねばなら
ないのである。

全国の同志諸君！ 解同に結集する戦闘的部落青年諸
君！ ただちに最高裁段階における大衆的戦闘の高揚、
へむかつて行動に決起しよう！ 十・三一暗黒寺尾判決爆
砕のためありとあらゆる可能的行動に着手しよう！ 日
帝と連合し部落解放闘争破壊策動に狂奔する日共、カク

した危機打開のために、アジア侵略のより絶望的激化、労働者
人民への搾取と収奪の強化、統治形態のポナパルティズムの
転換の強行などをきわめて強引に推し進めてきている。

われわれはこの日帝の危機に対し、反帝国主義・反ス
ターリン主義の基本路線に立脚し、闘うアジア人民と連
帯し、日帝のアジア侵略を内乱に転化する七〇年代革命
の戦闘的総路線を高々とかけ、①アジア、安保、沖縄
などの侵略政策とのたたかい、②小選挙区制、刑法改悪、
入管、狭山など政治反動、排外主義、差別主義とのたた
かい、③物価、賃金、合理化、農業破壊、学費などの搾
取と収奪の強まり、犠牲転嫁の攻撃に対するたたかい、
以上の三大政策を日帝に対置し、革命情勢を真に革命に
転化しなければならぬ。とりわけ日米安保の侵略強盗
同盟としての強化のための今秋天皇訪米を、狭山、安保
闘争における最重要課題のひとつとして血債をかけ、実
力阻止闘争に決起しなければならぬ。

(3) 総反攻七五年決戦に 勝利せよ！

革命情勢の急速な接近という全般的情勢にもつとも基
軸的、根源的にこたえようとするたたかいこそ、二重対
峙・対カクマル戦にほかならない。二重対峙・対カクマ

マル反革命差別集団との対決を正しく牽引し、狭山闘争
の新たな階級の高揚かちとれ！

(2) 内外情勢の危機と日帝の 体制的危機

戦後世界体制、帝国主義世界支配体制の崩壊的危機の
もとでの日帝の体制的危機は、いちじるしく深刻化して
おり、全体として革命情勢への過度期の様相をますます
強めている。とりわけ戦後世界体制の発展の基軸をなす
帝国主義戦後世界体制は、インフレ、不況、通貨、資源
問題などをめぐって深刻な危機におちいつており、危機
の革命的解決のための条件は日に日に成熟をている。他
方、帝国主義戦後世界体制を補完するかたちで成立した
スターリン主義世界支配体制は、一国社会主義理論と平
和共存政策を根拠としながら歴史的破産を深め、よりい
っそう衰退と没落の過程を急ピッチで歩みはじめている。

こうした世界情勢のもとで日帝は、未曾有の体制的危
機をなかで死の苦悶に喘ぎ、体制的危機からの絶望的脱
出のためのやみくもな攻撃を労働者人民への矛盾の犠牲
的転嫁というかたちでしかけている。即ち、日帝の戦後
的發展の条件であった日米同盟、高度成長、戦後民主主義がこ
とごとく行き詰りに逢着しているのである。だが日帝はこ

ル戦は、昨十二月決戦の歴史的な大勝利、カクマル中枢と
残存JACの心臓部に叩きこまれた連続的重爆撃によつ
て戦闘的総反攻における革命勢力の勝利の大勢を確定し、
七五年決戦の華々しい突撃路をきりひらいた。

一昨年九・二一満を持した革命的報復戦突入と革命的
対峙段階の戦取にふまえて爆発した年末年始大攻勢、
一・二四、二・八反革命分子完全せん滅、カクマル「勝
利宣言」路線と反革命四月計画を完全に粉碎しつづした
春期大攻勢、五・一三前迫同志虐殺に対する復讐戦、七
・二六―八・五第一次十日間戦争、そして八・三革共同
大政治集会における戦闘的総反攻突入宣言、第二次十日
間戦争、九・二三前川撃沈、九・二六神保町を頂点に九
月決戦の歴史的勝利をもぎとり、部落解放戦士・原（中
山）、革命的労働者・高橋同志虐殺糾弾戦争を十・八道
頓堀、十・一九「解放」印刷所爆砕―「前進」復刊とし
て成しとげるとともに、カクマル11月計画「地区プロッ
ク体制をズタズタに粉碎、同時に報復戦の火の手をカク
マル最弱の環―「本来の戦線」の心臓部で燃えさからせ、
十・三全通カクマル完全せん滅を通してその解体に一挙
に突入していく。かくて十二月決戦は七四年最大の攻防
局面として決定的に重大なものとなる。

総反攻十二月決戦は東京―大阪を両軸としてカクマル
指導中枢、JAC最高指導部に致命的な巨弾をくらわせ

敵を完全機能停止状態にたたきこむと同時に、西日本完全武装制圧―地方戦争の確定的勝利を掌中に確固としておさめたのであった。こうした戦略的総反攻の怒濤の大進撃をまえにカクマル中枢は、完全に錯乱状態に陥り、自己のこの戦争をめぐる敗勢的現実も直視することができず、ただただ自分すら信じていない「ポトリヤク」論をわめきちらし、自己の死期の到来を茫然自失として早めているにすぎない。

七五年決戦第一波攻撃の緒戦を飾るにふさわしい一月戦争は、一・十一東京西南ブロック軍団本部爆砕、一六残存SOB、JAC指導部高島徹底せん滅を戦略的二次大勝利とする首都戦争、年末来の全通カクマルへの五連打、広島などの自治労カクマルへの猛攻をはじめとする産別戦争、すでに完全掃討戦段階に突入した中国地方、二・一カクマル熊本県委徳永ら三名撃沈、一・七、一二の大谷ら残存指導部粉砕、十七日残存JAC山元ら五名一挙せん滅、二十四日の鹿兒島JACアジト爆砕、与那城ら二名せん滅をもって広島型掃討戦段階へ押しあげた九州地方、十二・一文書の戦略的価値を發揮した一・二一川口同志虐殺下手人田原、二十七日佐々木せん滅と一・五田官防衛隊せん滅をひきつづいて関西カクマル心臓部に重爆撃を加えつづける関西地方、と息もつかせぬ本格的爆発を実現し、カクマル完全打倒の戦局的趨勢はもはや

確固不拔のものたらしめられている。

革命勢力の壮大な七五決戦の大方針に圧倒され、うちのめされ、完全な潰走過程に叩きこまれたカクマルは、大破産した「謀略論」の懸命な手直しと「春闘」「学費闘争」の逃げこみを雪崩れうって開始し、進行する内部崩壊を必死にくいとめようとしているのであるが、それとて戦局的敗勢的現実の有効な打開力とはなんらなりうるものではない。

今や戦局は革命勢力にとつてまったく有利な局面を迎えている。カクマル完全打倒のためのすべての条件はことごとく整っているのだ。今日もつとも重要なことは敵に息つぎの時間を与えず全党・全軍・全革命勢力うって一丸となつて一気呵成にカクマル完全打倒へむかつて攻めぬのばることである。最後の最後の勝利まで攻撃の手を寸分だに緩めることなく攻撃し続けることが肝要なのである。

(4) 全ての戦闘的部落青年は革共 同一革命勢力に結集し、七〇 年代階級闘争を牽引せよ!

解同運動内部で狭山闘争の持続的發展のために最も献

身的、中心的役割をはたしながら奮闘してきた戦闘的革命的部落青年は、再開公判闘争を既成指導部の樂觀主義的―敗北主義的日和見主義を厳しく弾劾しながら広汎な部落大衆の決起を組織し、戦闘的部落青年の最良の部分と革共同―革命勢力のまわりに固く結びつたたかぬくたかぬくとも、自らもまた革命共産主義運動の不拔の指導部、共産主義者としての党的飛躍を、まずたゆまず推し進めるといふ厳しい階級の責務を物の見事に果してきた。いかえれば戦闘的革命的部落青年は、革共同と革命勢力の狭山闘争への全党的闘争態勢の最も一貫した中軸の担い手として革命的共産主義運動（プロレタリア革命運動）と部落解放闘争をたえず結合させるために奮闘するとともに、解同運動の戦闘的革命的発展、狭山再開公判闘争の空前の革命的高揚をもつとも底深いところで実現してきたのである。

同時にわれわれは部落解放闘争をめぐる総路線確立、綱領的、思想的深化のための理論的作業をも立派になしとげ、七〇年代革命的部落解放闘争と狭山闘争の歴史的勝利のための豊かな実践的指針をうちたてたのである。これらのたたかいは、解同運動内部でその戦闘化、左傾化のために苦闘しつつも既成指導部の経済主義的、改良主義的枠組を根源的にのりこえることなく一定の混迷を強制されていた戦闘的部落青年のたたかいに革命的解決

の基礎を与えるとともに、部落解放闘争をめぐる日本共産主義運動の致命的限界をその核心点においてのりこえる主体的拠点をつくりだすものとなったのである。

こうした狭山再開公判闘争におけるわが革命派の貴重な創造物を真に血肉化し、我がものとしていくたかいは、最高裁段階での狭山闘争の新らたな高揚と狭山闘争の歴史的勝利のためのたたかいにとつて決して欠くことのできぬ前提的作業をなしているといわねばならない。こんにちその核心点をあらためて確認するとすればつぎの点が最底明きらかにされねばならない。

①われわれは、社共既成指導部が、狭山問題・部落問題を「特殊な分野」に属するかのようには扱ひ、部落解放闘争を行政闘争主義的に歪曲、きりちぢめ、単なる部落改善―改良要求運動のみに固定化させ、結局のところ日帝に屈服するような運動しか生みだしていない現状を突破し、狭山闘争・部落解放闘争が七〇年代革命に勝利するための戦略問題に深くかかわるものであり、プロレタリアートの独裁と指導のもとにすべての被抑圧民族、被差別民衆の単一的統合をかちとり、プロレタリアートと全人民の人間の解放をなしとげていくための解放能力と指導能力に深くかかわる問題であることを確認し、かかるものとして狭山闘争を指導してきたのである。

②さらに部落解放闘争、狭山闘争の究極的勝利は、戦

闘的部落青年が革命的共産主義者としての全体制と普遍性の立場に自らを飛躍させ、ぎやくにそこから三〇〇万部落大衆のなかに送りこまれた前衛戦士としてみずからとらえかえず党的飛躍の過程に真にうらうちされたとき、それは確固不拔のものといえるのであり、またかかるものとして狭山闘争、解同運動を指導してきたのである。自己の小ブルの権威主義、サークル主義、個人主義の指導ゆえに党建設の事業と対カクマル戦、革命的部落解放闘争から反動的脱落をとげた沢山極小グループとの理論的組織的たたかいは、逆にこのことの決定的重大性を鮮明にさせ、戦闘的部落青年の命がけの共産主義的飛躍を厳しく問いかけたのであった。

③これらの実践的苦闘に導かれながら、われわれは革命的部落解放闘争をめぐる理論上の基本的諸問題をも明快に解決し、運動的組織的發展のための盤石の礎をきづきあげた。(a)部落問題の主体的把握の作業として④日帝と部落問題の固有の結びつきに関する経済的・政治的解明、⑤部落差別問題の歴史の起源とその今日的存続の物質的根拠、⑥労働者人民、部落民双方にとつての部落問題、(b)部落解放闘争の総路線確立の作業として、⑦七〇年代革命の戦略的課題としての部落解放闘争、⑧部落解放闘争の普遍的・独自の意義と役割の問題、⑨部落解放闘争の組織問題、革命党の正しい指導性の確立と独自の

の持続的部落解放戦線組織の確立、全党・全人民的闘争態勢の確立、これらの領域で豊富な実践的指針をうちたて革命的部落解放闘争を革命的共産主義運動の重大な一翼にがっちり位置づけることに成功したのである。

こうした戦闘的部落青年をはじめとした革共同と革命勢力の粘り強い実践的・理論的営為は七〇年代革命と革命的部落解放闘争の主体的拠点をなすものとして、狭山闘争の歴史の勝利と諸課題をめぐるたたかいをいっそう革命的方向へむかつて育て、練磨する指導的役割を果すことになるであろう。

当面する革命的部落解放闘争の第一の課題は、反革命カクマル完全打倒へむけて戦略的総反攻完遂の七五年決戦の大勝利を実現し、七〇年代革命勝利の大道を不動の確信のもとに邁進することである。戦略的総反攻の大勢を決し、敵は満身創痍で潰走しているとはいえ、いまだ完全打倒されたわけではない。あらゆる犠牲、あらゆる困難をのりこえて、戦略的総反攻の名に値する戦略的大攻勢を指導中枢、残存JAC、地方組織、産別組織を問わず情容赦なくぶちこめ！カクマル完全打倒のその日まで戦闘的部落民は、戦闘の先陣をきって攻めて攻めて攻めまくるたたかいにもっとも献身的な役割を果すためにたたかひぬくであろう。

第二の課題は、敗北主義・待期主義・日和見主義的武

装解除の傾向と厳しくたたかひ、寺尾判決粉碎、石川氏奪還の狭山闘争の新たな革命の高揚へむかつて、ひきつづきたたたかひを強め、持続的に奮闘することである。ここで肝要なことは、狭山闘争の歴史の勝利の展望が七〇年代革命的部落解放闘争の圧倒的物質化のたたかひのなかにこそあることをくりかえし部落大衆のなかで宣伝、煽動し、革命的部落解放闘争の総路線の壮大な展望と寺尾暗黒差別判決粉碎のたたかひをたえず結合させ、統一的に発展させることである。既成指導部が「寺尾判決こそ上告審の武器」、「最高裁での事実審理確実」と寺尾判決との対決を回避したところであらぬ楽観論をふりまいておるとき、広汎な部落大衆を寺尾判決粉碎、石川氏奪還の行動へと組織し、決起した部落大衆に七〇年代革命的部落解放闘争の壮大な総路線の展望を鮮明に与えていくたたかひはきわめて重大な領域をなしているといわねばならない。石川氏の年頭戦闘宣言の精神に学び、連帯するたたかひもまた狭山闘争の基軸的任務である。

第三の課題は、日共、カクマル反革命差別集団の部落解放闘争破壊策動の反革命の本質をいっそう決定的に暴露し、かれらの反革命的策動の息の根をとめてしまうことである。日帝・国家権力と連合し、日帝の部落差別・人民分断攻撃、寺尾判決を積極的に体现する立場からく

り上げられる日共の反革命差別宣伝、部落解放闘争(狭山闘争)破壊策動を完膚なきまでに粉碎し、日共スターリン主義を打倒・解体していくたたかひはとりわけ重大である。既成指導部が日共反革命差別集団とのたたかひを経済主義、合法主義、反共主義の観点からのみ指導することができず、なら有効な反撃を組織することなくいっそう行政主義的、融和主義的腐敗を深めているなかで、こうした危機的現実を突破し日共反革命差別集団とのたたかひを反帝・反スターリン主義革命的共産主義の立場から牽引・指導するとともに、日共とのたたかひを内乱・内戦―蜂起の観点から積極的に位置づけ、かれらとの内乱的激突へむかつて広汎な部落大衆を組織・動員していくことが重要なのである。この場合、日共の「解同正常化連」デッチあげ、差別映画「橋のない川」をテコとした差別的人民動員、八鹿問題、羽曳野問題、都政問題などの反革命差別宣伝を粉碎するたたかひを、たえず狭山闘争の歴史の勝利のためのたたかひと結合させ、狭山闘争の革命的発展が日共をあらゆる側面から万力のような力でしめあげるような関係、構図をつくりだすことが肝要である。またそうすることによって逆に日共の反革命差別集団としての本質もまた鮮明に暴露しうるのである。

第四の課題は、七〇年代中期階級闘争の高揚へむかっ

て二・一一紀元節粉碎・今秋天皇訪米阻止闘争などの新らたな安保・日韓闘争の革命的大爆発へむかってさらにひきつづき奮闘すると同時に、戦闘の部落青年のさらなる共産主義的飛躍と成長を待ちと革共同と革命勢力に固く結びつけるための独自の組織的「イデオロギー」的たかいをいっそう強めるためにたかいかいぬくことである。

第五の課題は、これらのたかいかいを基礎に解同青年部運動の戦闘的発展のために、そこでの革命勢力のヘゲモニーとイニシアチブを確固不拔のものとして樹立し、部落解放闘争総体の戦闘化、左傾化のために献身的中心的にたかいかいぬくとともに、革命的部落解放闘争の当面する重要課題、本庄自衛隊差別裁判糾弾闘争（埼玉）「橋のない川」糾弾公判闘争（大阪）、松原パークレーン差別裁判糾弾闘争（同）などを狭山闘争の革命的発展に固く結びつけながらたかいかい、それぞれの勝利を実現していくことである。

全国の同志諸君！ 解同に結集する戦闘的部落民、労働者人民諸君！ くりかえし確認しよう。七五年部落解放運動は、狭山闘争の歴史の到達地平を守り、それをいっそう革命的方向へむかって発展させようとする者と、狭山闘争を反革命的に解体し破壊せんとする日共、カクマル反革命差別集団との内乱的激突が部落解放運動のあらゆる領域で荒々しくくり上げられることを基調にしな

から、それらをめぐって部落解放運動内部の内乱的分岐ガドラスティックに進展する歴史的一時代となることはもはやあらゆる主客の条件から見て不可避である。革命勢力は、「部落解放・日帝打倒、融和主義粉碎」の部落解放闘争総路線をいよいよ高々と掲げ、狭山闘争の歴史的勝利へむかってさらに邁進すると同時に、日共、カクマルとの非和解的、内乱的激突過程に部落解放闘争を押しあげ、部落大衆の最先頭で革命的に奮闘しなければならぬ。

〈無実・差別〉を全人民の声に！

狭山差別裁判 うち砕け

日帝・寺尾体制（寺尾カクマル連合）と闘う者の必読書

前進社出版部編

380円

前進社出版部編

内乱期の 反革命

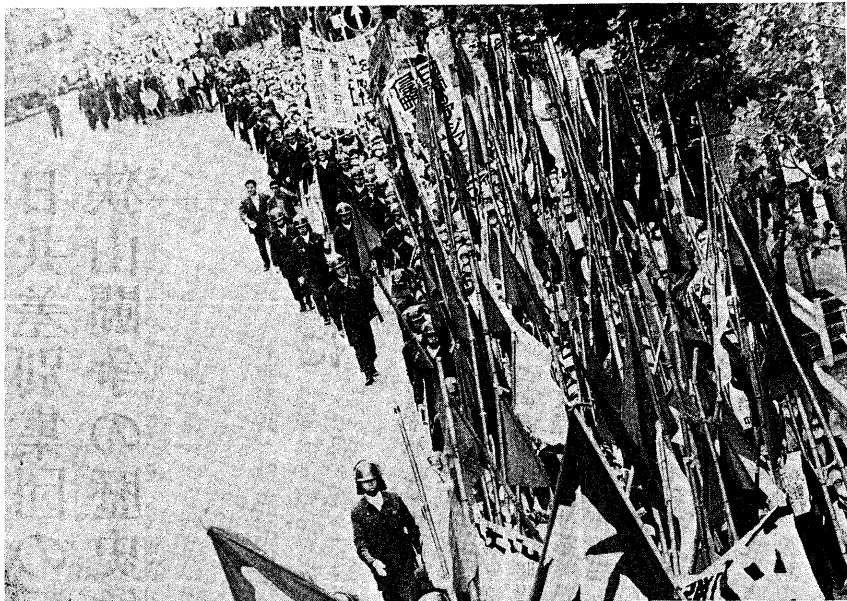
カクマルの本質

革共同・本多延嘉書記長虐殺に復讐の決意固め、カクマル反革命の本質を全民衆の前に暴け！

カクマルは内乱期の最も悪質な背教者、権力と結託した白色テロ集団だ！ 反帝反スターリン主義への綱領的敵対と底なしの反革命的純化を彼らの主張と行動を通して完膚なきまでに衝く

四六判並上製本文二五六頁

八六〇円



10・31 総決起した中核派五千の全国部隊。

日共差別集団の反革命敵対粉砕し 狭山闘争の歴史的勝利へ邁進せよ

全国部落青年戦闘同志会

河原 徹

はじめに

昨年十月三十一日、日本帝国主義とその憎むべき尖兵、東京高裁差別裁判官寺尾正二は、ついに無実の部落民石川一雄氏にたいして、「無期懲役」という言語道断の差別判決をくだした。われわれは、この日帝・寺尾の暗黒の歴史的暴挙を、満身の怒りをこめて徹底糾弾する。そして今こそ、石川氏の不屈のたたかい、燃えあがる怒みと怒りをしっかりとけとめ、石川氏にゆえ、連帯して、寺尾無期判決絶対粉砕／暗黒の差別裁判決死糾弾／石川氏即時奪還／を合言葉に、ただちに行動に総決起しななければならない。日共、カクマルの反革命的敵対をたたきつぶし、いっさいの敗北主義・日和見主義・闘争放棄の傾向を粉砕して、日本帝国主義とその新たに強化され反

動化された狭山差別裁判強行体制との階級的大激突の時代をきりひらき、狭山闘争の歴史的勝利をめざしてたたかひのさらなる戦闘的革命的発展を、今まさに実現しなければならぬのである。

一〇・三一寺尾判決は、一番内田死刑判決―二番井波の「早期結審―死刑判決」路線を全面的に踏襲し、国家権力の差別犯罪を追認・強化した、憎みあまりある差別判決である。晴天白日無実の石川氏と獄中十二年の決死のたたかひにたいする、階級的憎悪と部落差別に満ち満ちた、「死刑判決」と本質的に何ら変ることのない暗黒の差別判決である。

七二年十一月、「死闘の六ヶ月」によって打倒された

井波のあとをひきつぎ、石川氏と狭山闘争の圧殺を至上の使命として登場した寺尾は、当初から東大裁判などにおいて、「一番内田判決に誤まりはない」「原判決のなかに部落差別はない。あるとすれば日本の裁判は暗黒である」「石川被告の自白には任意性がある」などと、露骨な差別的心証を吐露していた。

そして、「裁判の全面やりなおし、石川氏即時釈放」を呼号する再開公判闘争の巨大なうねりを前に、ますますあせりと憎悪をつのらせて差別的な心証を深め、井波ですら採用せざるをえなかった上田鑑定をも却下し、いっさいの事実審理をかなぐりすて、被告・弁護側の反証をふみにじり、まさにみずから称した暗黒裁判を強行してきたのである。

こうして、結審以来わずか一ヶ月しか間をおかないという異例のスピードで、部落差別と反革命的な政治目的をむきだしにした、一〇・三一「無期懲役」判決を下したのである。

判決文を一読すれば、日帝・寺尾の悪らつな政治的意図は一目瞭然である。すなわち判決内容の第一の問題は、「自白の信頼性」を強弁するために、客観的事実を無視・抹殺した、あらゆる専断とコジツケを動員していることである。

①まずひとつには、警察当局がなになんでも無実の

部落民＝石川氏を「真犯人」にデッチあげられるためにおこなった、差別的見込捜査、不当別件逮捕、勾留と暴虐のかぎりをつくした取調べ、「自白」のデッチあげと「証拠」のねつ造、不当起訴、そしてこれらを受けついで一番内田の強権的審理、検事論告、差別的死刑判決――といった権力の差別犯罪を、ことごとく居直り、反動的に追認している。

②脅迫状の筆跡、佐野屋付近の「足跡」、靴・万年筆・時計（いわゆる「三大物証」）など、いずれも石川氏の無実を歴然と反証するデッチあげ証拠を、すべて「石川氏＝有罪」の「客観的証拠」といにくるめようとしている。

③しかもその際、デッチあげの「自白」と客観的事実とのくいちがひについて、こともあろうに「被告人が死刑を免がれたい一心から悪い情況は伏せ、真偽を交えて供述したため」と、まったく得手勝手な憶測をならべたて、ことごとく石川氏に責任転嫁するという、許しがたいうペテンをろうしているのである。

判決内容の第二の問題は、狭山差別裁判の根本的問題であり、公判闘争の核心的な争点である部落問題を完全に抹殺し、そうすることによって部落差別をより徹底的につらぬこうとしていることである。石川氏と部落大衆の差別裁判糾弾の怒りの声を聞きながら、それを意図的

に抹殺するといふかたちをとって、よりいっそうむきだし

の差別的憎悪をあらさまにしているのである。以上の若干の検討をとおしても、寺尾判決が徹頭徹尾部落差別に貫かれ、「石川氏」有罪を当初からの大前提にすえ、ただただその結論をひねり出すためにのみ、欺瞞とペテンのかぎりをつくしてねつ造されたしろものであることは、一点のくもりもなく明らかである。

日帝・寺尾の一〇・三一差別判決にこめた反革命的治目的は、もはや明白である。

体制的危機のドロ沼にあえぐ日本帝国主義は、自己の延命の絶望の活路をもとめて、アジア侵略と侵略体制構築、戦後史を画するボナパルティズム的政治反動と経済的諸攻撃を激化し、その決定の一環として狭山差別裁判を頂点とする部落差別・人民分断支配強化の攻撃を体制的死重をかけて加えてきた。だが、石川氏の獄中十二年の無実の叫びと、権力の差別・迫害との決死のたたかいは、六九年浦和地裁占拠闘争―七二年「死闘の六ヵ月」決戦―そして七三年十一月・二七以来の再開公判闘争の空前の爆発へと、陸続たる全人民の決起となつて日本社会のみずみにまで伝播し、巨大な狭山闘争のうねりをつくりあげてきたのである。

そればかりではない。何よりも重要なことは、わが二重対峙・対カグマル戦の不屈の勝利的前進を絶対的基礎

とし、革命的総路線と〈無実・差別〉〈糾弾・奪還・死闘〉の革命的原則を導きの糸としながら、革共同と解放同盟とを中軸とするたたかう共同戦線をガッチリとうち固め、反革命カクマル、日本共産党の露骨な破壊策動を粉みじんに粉砕して、狭山闘争がまぎれもなく七〇年代中期階級闘争の大高揚の基軸を担う、不可逆の戦闘的・革命的発展の過程へとほりつめていたのである。

まさに狭山闘争は、石川氏―無実の確信の全人民的拡大、権力の悪虐非道な差別犯罪にたいする巨大な怒りの渦の広まりを基底とし、石川氏のたたかいと呼応した革命派を先頭とする七〇年代部落解放闘争の革命的前進を柱としながら、日帝の体制的存立を根幹から揺がす恐るべき成長を上げてきた。日帝・寺尾にとつて、もはやこの裁判を一刻たりとも長びかせること、また判決において「一歩」たりとも譲歩することは、狭山差別裁判強行体制そのものの崩壊をまねき、ひいては、暗黒の差別裁判を不可避とした、日帝とその部落差別の全体系そのものの致命的破綻をもたらしてしまう事態にたたきこまれたのである。

こうして日帝・寺尾は、狭山闘争の前進と体制的危機の深まりにおいつめられた日帝の絶望的あがきとして、また日帝の体制的延命をかけ、アジア侵略、七〇年代部落差別攻撃の死活をかけたギリギリの選択として、石川

氏と狭山闘争にたいする極反動的まきかえし攻撃にうったえてきたのである。「死刑判決」と本質的になんらかわることのない暗黒の極刑判決を下し、石川氏を闇から闇へ葬り去つて、狭山闘争の全人民的爆発を一気にたたきつぶそうとする、未曾有の暴挙にふみきつたのである。

このように寺尾判決こそは、日本階級闘争史上、日帝の部落差別の歴史のうえでも特筆すべき差別犯罪であり、狭山闘争―部落解放闘争への重大な反動的挑戦がいかななものでもない。それはいまや、無実の石川氏を獄中につなぎとめ、狭山差別裁判を暗黒の差別裁判たらしめているもつとも決定的な構成要件であり、新たに強化された反動化された狭山差別裁判強行体制の土台をなすものである。

まさに寺尾の暗黒差別判決を粉砕しつくすことなくしては、狭山闘争の歴史的勝利も、部落解放の未来も、まったくの空語でしかない。なによりもわれわれは、無実の石川氏がまだ獄中にとじこめられているという冷徹な現実があること、そしてそれを強制している直接の根拠として寺尾判決があること、このことを真向からみすえ、それを許しているたたかいの不十分性をはつきりと自覚し、そのくやしき、無念をバネとして、新たな飛躍をかけて、狭山闘争の不撓不屈の前進をかちとらなければならぬのである。今こそ、石川氏の決死のたたかい

に学び、石川氏の怒りとたゆみない勝利への執念を全党・全人民のものとし、わが革命派の階級の責務にかけて、寺尾判決粉砕/暗黒の差別裁判決死糾弾/石川氏即時奪還/を呼号し、狭山闘争の歴史的勝利をめざして奮進しなればならないのである。

すでに反撃の火ぶたはきつておとされた。十・三一当日、法廷内において、寺尾判決の正文が読みあげられるや、即座に石川氏は「そんな判決は聞きたくない」と、煮えたぎる怒りをたたきつけ、寺尾はわずか十分間の判決文朗読もそそくさと終え、衛士のかげに隠れるように逃げ去った。また日比谷公園では、中核派五千の全国大部隊を先頭に三万余の大糾弾闘争が展開され、機動隊の警戒体制をつき破って、東京高裁を震撼させる抗議の嵐が浴せられた。

さらにまた革共同は、十二・一東京―十二・八関西において、独力で狭山闘争に決起し、寺尾判決粉砕、上告棄却阻止―最高裁段階でのたたかいの大爆発をかちとるべく巨歩を踏みだした。

かくして一〇・三一寺尾判決が、日帝の体制的危機の新たな発火点に転化し、狭山闘争―七〇年代部落解放闘争の新たな壮大な高まりへの出発点に転化することは、ますます確実となっている。明らかに狭山闘争の全体的趨勢は、七〇年代階級激動の強まりと労働者人民、部落

大衆の怒りの激成を基底として、いっそう本格的な激化・発展の局面に突入したのである。だがそれは同時に、わが革共同同志会、部落研の責務を従来にもまして重々しく問うものである。

とりわけわれわれは、このような狭山闘争の高揚の趨勢とともに、一方において日共、カクマル両反革命差別集団の危機にかられたむきだしの破壊策動の強まりもまた不可避のものとなることをガッチリと確認しなければならぬ。二重対峙・対カクマル戦の戦略的総反攻完遂の事業を全力でおしすすめ、それを基礎として、彼らの露骨な狭山闘争への反革命的敵対をもろともに根絶しつくすことは、ますますわが革命派の絶対的課題となっている。

他方また、このような狭山闘争の高揚の趨勢を前にたじろぎ、日帝・寺尾の攻撃の重みに身を屈して、敗北主義・日和見主義・闘争放棄におちいろうとするいっさいの指導後退をのりこえ、石川氏との不拔の連帯、解放同盟との強固な団結をいっそう揺ぎないものとし、たたかう共同戦線のさらなる強化・発展をかちとらなければならぬ。わが戦闘同志会の大胆な飛躍的前進を先頭に革共同・革命勢力の巨万の戦闘態勢を確立し、その力を基礎として労働者人民、部落大衆への革命的へゲモニーを全面的に貫徹し、たたかう共同戦線の強化・発展を要と

した運動全体の戦闘化、革命化を今こそかちとらなければならぬ。

石川氏の不退転の闘魂があるかぎり、またそれと固く連帯したわが革命的総路線に導かれる狭山闘争の不屈の前進があるかぎり、われわれは不敗である。「内乱・内戦」蜂起の戦略的総路線、「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」の革命的部落解放闘争の総路線、「無実・差別」糾弾・奪還・死闘の狭山闘争の革命的原則を生き生きと貫きとおし、圧倒的物質化をかちとって、七〇年代安保・日韓闘争の歴史的大爆発とならば、狭山闘争の新たな戦闘的大高揚を実現せよ！日帝の侵略と政治反動、狭山差別裁判強行体制を頂点とする部落差別攻撃との内乱・内戦的激突の時代をおしひらき、狭山闘争の歴史的胜利めざしてつきますめ！

【一】狭山闘争の歴史的意義と日共の反革命的敵対

A、狭山闘争の歴史的意義と当面する任務・方針

一〇・三一寺尾差別判決をうち砕き、なんとしても石川氏の獄中不退転の死闘に応えきって、狭山闘争の戦闘

的・革命的発展をかちとっていくにあたって、われわれは再度、六九年十一月・一四浦和地裁占拠闘争を皮切りとし、七二年「死闘の六ヶ月」を経て、七三年十一月・二七以来の再開公開闘争の空前の歴史的高揚（とりわけ九月・十月決戦の巨万の大爆発）へと、うちぬいてきた狭山闘争の歴史的意義をガッチリと確認し、その到達地平と全教訓をとらえつくし、歴史的完全勝利へむけたたたかいの進路をうちたてなければならない。

(1) 二重対峙・対カクマル戦の不拔の管制高地を構築

狭山闘争の歴史的意義は、第一に、二重対峙・対カクマル戦の不屈の勝利的前進と、狭山闘争の戦闘的発展が相互一体のものとしてかちとられ、カクマルの反革命的軍事介入策動を粉みじんに粉碎して、路線的破産と政治的孤立化のドロ沼においこむとともに、わが革命派の戦争における不拔の戦略的管制高地、政治的陣地を圧倒的に構築してきたことである。

周知のように、反革命カクマルは、一九六二年革命的共産主義運動からの日和見主義的脱落・逃亡分子として出発し、「二つの十一月」を頂点する七〇年代安保・沖繩闘争の革命的爆発のなかで戦略的大破産におちいり、つ

いに七一年十二月・四辻、正田同志の虐殺をもって革命党と革命人民にたいする、不倶戴天の武装反革命へと純化をとげたのである。権力の革共同にたいする破防法攻撃と民間反革命育成政策に積極的にとびつき、「権力が首根っこをおさえ、われわれが急所をけりあげる」と称して、K||K連合（警察||カクマル連合）を結び、七〇年代闘争を担いぬき七〇年代革命闘争の革命的・内乱的・武装的発展のためにたたかう革共同と戦闘的労働者人民に背後から白色テロルをふるって襲いかかってきた、まごうことなき七〇年代型反革命である。

これにたいして、わが革共同と革命人民は、「十二・四をみすえ、そそぎ、のりこえよ」を合言葉に、革命党の存否と七〇年代革命の正否をかけて、「二つの十一月」を継承・発展させそれじしん独特の形態で恒常化し構造化した「内乱・内戦」のたたかい、日本革命の最短コースをきりひらくたたかいとして、不屈の二重対峙・対カクマル戦を前進させてきた。そしてわれわれはついにこんにち、三年余にわたる血みどろの攻防をとおして、カクマル完全打倒へむけた戦略的総反攻の勝利の大勢を圧倒的にうちかため、それにふまえて総反攻を完遂すべき輝かしい戦略的地平を奪取したのである。

昨年八月三日、「第一の十日間戦争」の完勝を土台に、満を持して戦略的総反攻に突入したわが革命派は、以来

五ヶ月、つぎつぎと決定的勝利をもちとり、いまや十二月決戦の偉大な連続的大勝利をおして戦局のいっその重大な転換をつくりだすところまで前進してきた。すなわち十二・一関西カクマル最高指導部全滅―十二・一六首都圏カクマル指導中枢、残存J・A・C指導部大量せん滅を頂点とする十二月決戦の一斉蜂起の貫徹と、それをひきつぐ追撃戦の巨弾につぐ巨弾の猛爆発によって、誰の目にも鮮かに、わが戦略的総反攻の勝利の展望を焼きつけ、反革命カクマルの末期的没落をさし示したのである。

かつてK||K連合に依存した初期的優位性にひたりきり、尊大な言動をほしのままにしていたカクマルは、今や、わが総反攻の重圧に完全にうちひしがれ、余りにも壮絶なカクマル壊滅作戦の計画的・系統的な重爆撃のまえに、ただただうろたえ、底なしの敗北感とめどない総崩れ状態におちいつている。指導中枢を筆頭に、もはや自分自身ですら信じていない自作自演の「謀略論」づくりを唯一の「戦略的任務」にまでまつりあげ、自己の絶望的敗勢をわめきちらして、権力の救済を哀訴してまわるといってお粗末ぶりである。黒田、朝倉、山代の三大卑劣漢は実質上指導中枢からずり落ち、士門、西条、梅津のお粗末三人組は敗戦処理すらままならず、学生カクマル、産別カクマルは地すべりの没落の一途をたどり、西日本をはじめとする地方組織は潰走状態にたたま

れ、いまやカクマル総体は内部的崩壊にむけての予想をこえる化学変化を開始するにいたっている。

われわれはまさに絶好のチャンスをわが手にしている。いまこそ、総反攻勝利の大勢にふまえ、七五年決戦の猛攻につぐ猛攻をうちこみ、戦略的総反攻完遂―カクマル完全打倒の歴史的大事業をなしとげなければならぬ。革命的進取精神を大担に發揮し、生死をかけ、長期投獄をおそれず、家族問題を革命的に解決して、命がけの飛躍をもって、この大事業を完遂しなければならぬ。七五年決戦第一派攻勢に断固突入し、カクマルに一瞬のたちなりのスキもあたえず、トドメの追撃戦をくりひろげなければならぬのだ。

こうした二重対峙・対カクマル戦の怒濤の推撃は、日帝の体制的危機の深まりのもとでの七〇年代階級激動の本格的始まり、革命的情勢への過渡期の成熟と広はんな労働者人民の政治的活性化とあいまって、七〇年代階級闘争の進むべき道、革命的・内乱的・武装的發展への道をぐいぐいとたぐりよせ、それを最先端においてきりひらく歴史的跳躍台としての革命的意義を、ますます鮮明にしている。一方において、二重対峙・対カクマル戦の革命的意義と勝利への確信が全人民のものとなり、この戦争の階級の基盤をいっそう強固なものとしていくとともに、他方において、全人民のたたかいの前途に重くの

しかかっていた七〇年代型反革命体制―K・K連合的制動を食い破り、全人民の戦闘的エネルギーを大担にとき放って、日本階級闘争総体の内乱・内戦的激突の時代の到来をいっそう不可避なものとしつつある。

このようななかで狭山闘争は、かかる二重対峙・対カクマル戦の圧倒的前進を絶対的基礎としながら、一貫して武装せる政治戦の中軸として担いぬかれ、カクマルのあらゆる反革命的敵対をうちくだいて前進をとげてきた。それは、直接的にはカクマルの破壊―介入策動とそれともなう差別的悪業の数々にたいする非妥協的糾弾闘争というかたちをとり、石川氏の生死と七〇年代部落差別攻撃とのたたかひの正否をかけた、革命と反革命との非和解的攻防戦というかたちをとって、この戦争の不可分の一環を構成してきたのである。二重対峙・対カクマル戦が狭山闘争の土台をガッチリととらえ、狭山闘争の戦闘的發展の絶対的基礎をうち固めるとともに、狭山闘争それじしん、反革命カクマルせん滅を水路とし、破壊―介入策動粉碎を水路として、たたかう部落大衆、労働者人民の戦闘的エネルギーを大担にとき放ち、不可逆の革命的・内乱的發展の過程へとつき進み、革命派の路線の正当性を実証し、不拔の政治的陣地をおし広げてきたのである。

九―十月狭山決戦の過程においても、このことは完全

に明白となつていく。「タテマエは狭山推進、ホンネは中核解体」（信大カクマル文書）という反革命的政治目的をもつて、一年近くにわたる反革命的介入策動をくりひろげてきたカクマルは、ついに九―十月狭山決戦の空前の大高揚からしっぽを巻いて逃亡し去った。わが戦略的総反攻の快進撃という唯物論的現実によって完全に集団戦ビリズムにとりつかれ、加えて動員数のガタ減りという惨状のきわみにおちいつた彼らは、とうとう九・一〇総評集會に典型的なように、「本来の戦線」をもなげだして、みっともない敗走を重ねたのである。

九・一〇高橋同志虐殺、九・二四中山（原）同志虐殺、十・一五佐藤同志虐殺という反革命的兇行は、絶対絶命の危機にさらされ、あせり、いらだち、前後のみさかいかも失ったカクマルの自殺的暴挙以外のなにもでもなかつた。われはただちに十・三山崎完全せん滅―十・八道頓堀―十・二五松井せん滅と、虐殺者とその頭目に血の報復を加え、たおれた同志の遺志をひきついで狭山闘争の歴史的高揚を実現し、カクマルをいっその戦略的敗勢と政治的孤立化のドロ沼においこんできたのである。その精華こそ、九・二六神田大会戦の壊滅的大勝利にほかならなかつた。

われわれはカクマルの破壊―介入策動にたいして、「日比谷をカクマルの墓場にせよ！」を合言葉に断固とし

た大会戦、集団戦を構え、たたかう共同戦線を防衛し強化・発展させ、ことごとく彼らの野望を粉碎してきた。まさに九・十月狭山決戦の全過程は、もののみごとに狭山闘争がカクマルの軍事的・政治的・思想的墓場を用意するものであることを実証したのである。

(2)七〇年代中期高揚の中軸を形成

狭山闘争の歴史的意義は、第二に、わが革命的総路線と三大政策の貫徹を媒介として、日帝の体制的死重を傾けた七〇年代反革命攻撃との労働者人民の歴史的総対決の中軸を形成し、七〇年代中期高揚の巨大な奔流を生みだしてきたことである。

今日、戦後世界体制の崩壊の危機の深まりと、矛盾の集中点たる日帝の体制的危機の未曾有の深まりのなかで、革命的情勢への過渡期が急速に成熟し、七〇年代階級激動の本格的発展を召来している。

帝国主義戦後世界体制は、①アメリカ的統一性の崩壊的事態と帝国主義世界経済体制の分裂化とブロック化への転落、帝国主義諸列強間の為替戦争、資源戦争の激化を中心とするむき出しの対立抗争の強まり、②後進国・半植民地支配体制の総破綻の危機、とりわけベトナム危機の韓国、インドシナをはじめとする全アジアへの拡大と深まり、③帝国主義本国における戦後「経済成長」の

行きづまり、不況とインフレのドロ沼化、これを基軸とする体制的危機の深まりと、本格的階級激動の始まり、というまさに三〇年代的危機へのラセンの回帰を急速度に現実のものとしている。スターリン主義は、かかる帝国主義の基本矛盾の爆発を前に、ますます裏切りと協商への道をひた走り、歴史的破産を深めている。

こうした世界的趨勢のなかで、国際帝国主義の最弱の環たる日帝は、自己の戦後の発展を支えてきた全存立条件の根底的危機に直面している。①アメリカ的世界統一性の崩壊の危機と、日帝の基本的世界政策としての日米同盟関係のさまざまな矛盾の激成、②日帝の生命線をおびやかすアジアにおける新植民地主義体制の根底的動搖の拡大、③戦後の高度成長の完全な行きづまり、不況圧力の増大と野放図なインフレ政策の破綻、資源危機の深刻化、④戦後の議会制民主主義形式による統治形態の破産と政治支配の危機——以上の点をメルクマルとして、日帝は未曾有の体制的危機に落ちいつているのである。

体制的危機のドロ沼にあえぐ日帝は、日米安保同盟の反動的再編・強化をテコとしたアジア侵略と侵略体制構築の攻撃、小選挙区制、刑法改悪、入管法定策動を中心としたポナパルティズム的政治反動攻撃、それと結びついた労働者人民への経済的搾取と収奪の強化、生活破

壊の諸攻撃、そして差別主義・排外主義・権威主義への動員といった、戦後史を画する新たな攻撃にうったえてきた。これにたいして労働者人民の側もまた、階級的怒りを激成し、新たな政治的活性化を示し、歴史的行動への積極的参加をかちとりはじめたのである。わが二重対峙・対カクマル戦は圧倒的物質化の土壌を拡大し、革命党とその総路線がますます輝きを増して全面的な発展をなしとげる条件が、圧倒的に形成されつつある。こうして、革命的情勢への過渡期の急速な成熟のなかで、七〇年代中期高揚が確実に到来し、日本階級闘争の本格的な革命的・内乱的・武装的発展の時代がきりひらかれているのである。

七四春闘と春闘情勢においてすでに明らかとなり、昨秋期の狭山、安保・日韓闘争を頂点とする政治的経済的諸闘争がいっそう鮮明にしているように、もはや労働者人民の全階級闘争が革命的内乱を問題とし、真向から「革命の問題」「権力の問題」を不可避の課題とする、激動過程へと突入している。そのなかで狭山闘争は、石川氏と革命党、革命勢力の営々たる苦闘とおして、部落大衆はもとより、日帝の攻撃とたたかおうとするすべての労働者人民、諸潮流、諸個人の最大の結集軸として成長し、七〇年代中期高揚の要をなす大闘争としての発展を

すなわち狭山闘争は、直接的には石川氏の生死と三百万部落民の命運をかけた日帝との非和解的激突としてあるのだが、それは同時に日帝の体制的存立と七〇年代反革命路線との全面的対決のカナエの軽重を全人民の前に問いつめ、労働者人民総体の未来と命運を鋭くつきつける七〇年代的选择をかけたたたかいは学び、これに連帯することは、石川氏の決死のたたかいを学び、これに連帯するためのたたかい、革命的プロレタリアートによる「血債の思想」の実践的貫徹をかけたたたかいは前進を媒介として、日本階級闘争の主體的側面においても、差別主義・権威主義への屈服と転落への道を断固排斥し、自己の歴史的弱点をふるいにかき、克服していくためのたたかいは長足の前進を開始していることである。

日共、カクマル両反革命差別集団は、かかる狭山闘争から全面逃亡し、露骨な敵対者へと転落することを通して、七〇年代中期高揚の中軸からはじきとばされ、労働者人民の全階級闘争にたいする反革命的妨害物としての正体をさらしたのである。とりわけ狭山闘争の高揚を「解同中央の実体分析」とか「反共民同の思惑」とかで解説し、革命的意義を抹殺して、組合主義、改良主義のもとへと体制内的圧殺をはからんとしたカクマルの反革命的願望は完ぶなきまでにうち砕かれ、カクマルはもはやとりかえしのつかない路線的破産を深めるはめにおちい

っている。前川ではないが、「狭山はムサイ」と『遺書』でもしたためる以外に、方途はないのである。

(3) 部落解放闘争の革命的発展の基軸

狭山闘争の歴史的意義は、第三に、革命的部落解放闘争の総路線と狭山闘争の革命的原則の実践的貫徹を通して、日共やカクマルによる「民主主義的課題」への反動的矮少化を粉碎し、日本プロレタリア革命の戦略的一環としての七〇年代部落解放闘争の革命的発展の基軸をうちたててきたことである。

日帝は戦前―戦後をとおして、一貫してみずからの体制の存立と延命のための不可欠の要素として、部落差別を温存・再編・再生産してきた。すなわち、世界的に帝國主義段階への移行期に資本主義的確立、発展の途につき、同時にそれが帝國主義への移行としてあつた日帝は、資本の原始的蓄積の過程を金融資本的蓄積様式をもって遂行したことを根拠に、封建的生産諸要素を充分解体することなく、過小農制に依拠した寄生地主制、前近代的家内工業を広汎に残存せしめ、それを収奪の基盤―資本蓄積の基盤として再編したのであるが、その特殊な実体的要素として、封建的身分制としてあつた部落を解体することなく、自己の固有の再生産構造に適合させつつ温存し、再編成していったのである。そしてこのことを物

質的基礎としながら、政治的な支配の面においても日帝は、典型的なブルジョア革命をへることなく、絶対主義的統治のなしくずしの改編として形成された天皇制ポナパルティズムを統治形態とすることによって、その強圧から生ずる危機と矛盾の予防反革命的のりきり策として、また他方ではみずからの帝國主義的存立と延命のために、アジアを自己の生命線とし維持し、アジアへの侵略を自己の世界政策の要とせざるをえず、それにとまなう国内支配体制を構築するものとして、部落差別・人民分断支配の体制を維持・強化してきたのである。

戦前―戦後をとおして、日帝は以上のことを基本的要素として、部落差別を温存・再編・再生産してきたのである。そして今日、日帝は、自己の体制的危機の破局的深まりと階級的激動期の本格的到来のなかで、部落問題がいまや体制的存立を揺がす決定的な危機要因に転化してしまっているにもかかわらず、否だからこそ自己の延命をかけて、部落差別攻撃を絶望的なまでに強めざるをえないのである。

それは、①帝國主義の危機の国独資的のりきりの破綻が爆発的に露呈したものである。インフレ、不況、資源問題などの諸矛盾の部落民への差別的集中転嫁、部落民の生活・生業の破壊、②部落民の政治的権利のはく奪と融和主義の育成、部落解放闘争への治安弾圧の強化、③社

会的諸矛盾を部落差別にすりかえ、部落を「悪の巢」とする虚偽のイデオロギーをふりまき、人民分断―ポナパルティズムの支配確立の支柱にせんとする攻撃、④部落解放闘争とプロレタリア革命闘争の結合を予防反革命的に破壊し、差別主義、排外主義、権威主義のもとへの歪曲と解体を促進せんとする策動、⑤総体として、以上をとおしたアジア侵略と暗黒の国内反動支配の確立をねらうものとして、かけられてきている。「同対審答申」攻撃はかかる日帝の部落差別攻撃の集大成をなすものであり、日帝の七〇年代反革命総路線の「部落版」にほかならない。

このような日帝の七〇年代部落差別攻撃の頂点として、狭山差別裁判の強行があるのである。晴天白日無実の石川氏に「殺人犯」の汚名をきかせて闇から闇に葬り去り、三百万部落民のうえに体制的諸矛盾を集中転嫁することをテコに、端緒的に形成されはじめた部落解放闘争とプロレタリア革命闘争の結合を切断し、部落差別・人民分断支配を強化して体制危機ののりきりをはかるといふ、日帝の七〇年代部落差別攻撃の全体系をひめた策動として、狭山差別裁判はあるのである。

したがってわれわれは、狭山闘争勝利への道と部落解放の未来は、このような日帝とその部落差別の全体係を根底的にくつがえすたかいたしにはありえないのであ

り、日帝打倒―プロレタリア日本革命の不可欠の一環としてたかいたぬかなければならないことを、徹底的に明らかにして、狭山闘争の革命的発展をきりひらいてきたのである。

すなわちわれわれは、第一に、部落解放は①反帝・反スタ世界革命とその一環としての日本革命の実現という、プロレタリアートの世界的史解放、人間の人間の解放の事業の不可分の一環であること、②当面するそのたかいたいは日本におけるプロレタリアート独裁の樹立と、その指導下での被支配階級内部の分断の克服、国民的統合の実現としてかちとられなければならないこと、また、プロレタリアート人民が自己を革命主体として形成し、解放能力を獲得するうえで、歴史的に形成された部落差別の克服が不可欠であること、③部落解放のためには日帝打倒が必然的課題であること、このことを統一的にとらえることによって、部落解放闘争を日本革命の戦略的一環として位置づけたのである。

第二に、七〇年代部落解放闘争の進むべき道を、七〇年代日本革命の戦略的総路線「戦後世界体制の解体的危機を反帝・反スタ世界革命へ」「アジアを反帝・反スタ世界革命の根拠地に」「闘うアジア人民と連帯して日帝のアジア侵略を内乱へ」「五・一五体制粉碎・沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒」「反革命カクマルをせん滅して内

乱・内戦―蜂起へ」とそれにもとづく三大政策のもとにガツチリと位置づけ、その一環として「融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒」の総路線を高々と掲げ、「同対審答申粉碎」「狭山差別裁判徹底糾弾」の二大闘争基軸を鮮明にうちたてたのである。

第三にわれわれは、以上の路線を圧倒的に物質化する最重要の環として狭山闘争を位置づけ、革命党と革命的部落解放闘争の存亡をかけて、歴史的勝利のためにたまたかいてきたのである。狭山闘争は、①日帝の体制的死重をかけた七〇年代のりきりの反革命総路線との対決の根底性と壮大性において、明確に部落解放闘争を全人民的政治闘争の一翼におしあげ、②石川氏の決死のたたかいとへ無実・差別（糾弾・奪還・死闘）の原則を指針として、権力の悪虐非道な差別犯罪にたいする徹底糾弾―革命的暴力の思想を巨万のたたかう部落民、労働者人民のなかにうちこみ、③日共、カクマル差別集団との対決の非和解性と、たたかう共同戦線を要とした部落解放闘争とプロレタリア革命闘争との結合の深まりにおいて、革命党と革命勢力の指導性を著しく高め、④総体としてスターリン主義、融和主義の手による体制内改良主義・経済主義のくびきから部落解放闘争を大担にときはなち、戦後解放運動の質を根本から一新する歴史的大闘争として発展している。

の貫徹を媒介として、この過程を一層促進し、たたかう部落民と革命派の結合の深まりを軸に、革命党と革命勢力の広大なすそ野をきりひらいてきた。法政を初めとする学生戦線のぼう大な狭山闘争への決起は、労働戦線、部落解放戦線等において例外なく進行している事柄の顕著な一例にほかならない。

しかもいまだわが党に結集しえていない人々のほとんどすべてが、わが対カクマル戦争に圧倒的共感を寄せ、みずからすすんでカクマルをやっつけたいと思っており、わが革命的総路線を自己の指針として確立せんものと、さまざまな創意工夫をこらしたたかいたちあがりをはじめているのである。重要なことは、一〇・三一寺尾判決は、かかる事態の進転により一層拍車をかけ、火に油を注いでしまったのであり、われわれが歴史的勝利をかちとるためには、事態の趨勢をみきわめ、革命党と革命勢力の巨万の武装態勢を整えなければならぬということである。これが石川氏に伝え、勝利を現実のものとする唯一の保障なのである。

今や革命的総路線の圧倒的物質化の条件は完全に成熟しており、革命党と革命闘争の堅実で全面的な発展の時代ははじまっている。二重対峙・対カクマル戦の鉄火のなかで、戦争に勝利する党、七〇年代革命に勝利する党、プロレタリア革命と部落解放を達成しうる党、武装し戦

わが革命的総路線はますます輝きを増し、狭山闘争―七〇年代部落解放闘争の行く手をあかあかと照し出しているのである。そして、すでに五年余の戦闘をとおしてつちかわれた狭山闘争の革命的到達地平は、いよいよ歴史的勝利のその日まで、革命的ヒドラとなって部落解放闘争の心髄をつらぬき、全面的に発展させられなければならないのである。

(4) 革命党と革命勢力の飛躍的前進かちとる

狭山闘争の歴史的意義は、第四に、革命党の存否をめぐる二重対峙・対カクマル戦に勝利してゆくことを基礎として、狭山闘争における革共同の党的指導性を圧倒的につらぬきとおし、狭山闘争の革命的発展と革命党・革命勢力の飛躍的前進を二つながら一体のものとしてかちとってきたことである。

体制的危機の深化と本格的階級激動のはじまりのなかで、二重対峙・対カクマル戦の革命的意義はますます明確となり、戦略的総反攻の圧倒的前進を基軸として七〇年代中期階級闘争の革命的・内乱的・武装的發展が力強い歩みを示しはじめている。カクマルの白色過疎支配は音をたててくずれ落ち、戦争勝利の度合に応じて、全階級闘争の急速な流動化と革命の大再編が進行している。そのなかで狭山闘争の空前の高揚は、わが革命的総路線

う革共同の強大な建設を全力でたたかいたることは、われわれの緊要かつ絶対の任務である。

われわれはすでに狭山闘争をめぐる、全党的、全人民的な闘争態勢確立のためのたたかいと、それをとおした党的指導性貫徹のためのたたかいをもって、部落解放闘争における党建設の重大な前進を開始してきた。そのなかで明らかにしてきた基本的な事柄は、第一に、狭山闘争、部落解放闘争を、日本革命の戦略的一環としてすすきり、プロ独の樹立と指導のもとに、すべての被抑圧民族、被差別民衆の単一的な統合をかちとっていくための、革命的プロレタリアートの解放能力と指導能力にかかわる問題として設定しきることをバネに、その歴史的勝利の任務を全党、全革命勢力の総力をあげた政治課題としてたたかいていくことである。第二に、そのような党と革命勢力の一翼を担うものとして、戦闘的部落青年を先頭とする恒常的な部落解放闘争の戦線を形成し、それが全党的、全人民的闘争課題を断固としておしすすめ、さらにその重大な一環として革命的部落解放闘争の確立と発展のために中心的にたたかいていくことにほかならない。

このようなたたかいは基本的立脚点としてわれわれは、①反帝・反スタを綱領の立場とする革命的共産主義者の政治的結集体として、レーニン主義的な組織原則、組織

規律によって武装された単一の革命党を建設すること、
 ②そのなかで戦鬪的部落青年が、自己を共產主義者としての全体性と普遍性の立場にもとずいたプロレタリアー
 ート人民全体の指導部として確立し、革命的共產主義運動の全体的前進の観点から全党的、全人民的課題を担いぬくこと、③そこから逆に自己を部落解放闘争に送りこまれた前衛戦士としてとらえかえし、革命闘争総体の重要な一環として部落解放闘争の革命的推進をもちとていくこと、以上のことを党的飛躍の核心点として、その実現をゴリゴリとおしすすめてきたのである。

同志中岡や同志中山を先頭とするわが同志会、部落研の沢山（水島）解党主義グループとの非妥協的闘争とその完全勝利は、かかる党建設上の骨格的命題をめぐるたなかの重大な前進をきりひらいてゆくものだったのであり、同時にまた狭山再開公判闘争の革命的発展をもつとも核心的な土台において準備するものだったのである。そして狭山再開公判闘争においてわれわれは、①狭山闘争にたいする全党的、全人民的とりくみの圧倒的強化を基礎に、②一方におけるカクマル、日共の反革命的敵対策動を粉碎してゆくことを水路として、また他方における内乱・内戦・蜂起の戦略的総路線を貫徹しぬいてゆくことをもって、狭山闘争の革命的発展とそこにおける革命党のヘゲモニーの確立をかちとり、③革共同と解放同盟

とを中軸とするたかう共同戦線を防衛し、強化・発展させ、④総じて二重対峙下での運動―組織路線の確立のもとに、革命党と革命的部落解放闘争の着実にして大担な前進をかちとってきたのである。

われわれは、狭山闘争の鉄火をとおしてつちかかってきた党建設上の歴史的飛躍をさらにいっそうおし進め、二重対峙・対カクマル戦、戦略的前進、革命党建設の三大任務の一体的推進の観点から、党のためのたたかひの目的意識的發展を断固としてかちとらなければならぬ。暴力革命の思想と革命的戦闘精神によって全身全霊をくまなく武装し、強力な武装勢力を基礎とし、強固な非法・非公然態勢を基軸とした合非両面における強大な党組織の建設をめざして、創造的活動をくりひろげなければならぬのである。

(5) 当面するわれわれの任務・方針

以上の狭山闘争の歴史的意義の確認にふまえて、当面するわれわれの任務・方針を提起しておこう。

結論的にいえば、狭山闘争勝利のためのわれわれの当面する課題は、最高裁段階での狭山闘争を従来のたたかひをはるかにうわまる巨大な大衆的戦鬪的糾弾闘争として大爆発させること、寺尾判決にたいするいっさいの日和見主義対応をのりこえ、寺尾判決粉碎／暗黒差別裁判

決死糾弾／石川氏即時奪還ノをスローガンに、最高裁の上告棄却策動を断固阻止し、狭山闘争の戦鬪的革命的発展の大道をおしひらいてゆくこと、このことを革命的部落解放闘争の真価をかけてやりとげることにはかならない。

そのための任務・方針は、第一に、石川氏の不屈の闘魂に学び、石川氏の決死の闘いを全党、全人民のものとするためにたたかひぬくとともに、石川氏との不拔の連帯をいっそう強固にうちかためていくことである。石川氏をいまだ獄中につなぎとめられているたたかひの不十分性をかみしめ、石川氏の怒り、くやしさをわがものとして、いまこそ石川氏即時奪還をかちとるために全力を投入して奮起しなければならぬ。

第二に、日共、カクマル両反革命差別集団とのたたかひを従来にもまして激化させ、彼らの破壊策動を根絶しつくすことである。

反革命カクマルは、九十月狭山決戦のなかで狭山闘争への破壊―介入策動の最後の破産に直面しながら、十・三一日にいたっては寺尾判決から七時間もたった午後五時頃、ようやくのこのこと日比谷野音にあらわれ、「寺尾判決歓迎集会」を開き、反革命差別主義の顛末を全人民の前にさらけだした。だが、狭山闘争の新たな高揚の趨勢とともに、彼らがよりいっそう危機にかられた

むきだしの破壊策動に出てくることは疑う余地がない。流血の死闘にかけても、カクマルの敵対を粉碎しつくすことは依然として当面する最大の任務である。

また日共は、狭山闘争の大発展のまえに、自己の七〇年代路線の総破綻的危機を直感し、一方で「反中核、反解同」キャンペーンを全党あげてくりかえし、露骨な狭山闘争への敵対を強めるとともに、他方では「石川氏―クロ」のキャンペーンをふりまき、寺尾無期判決をなすりかまわず後押ししてきた。まさに七〇年代が革命的共産主義と日共スターリン主義との内乱的激突の時代であること、それがさしあたり狭山闘争―部落解放闘争をめぐって火を吹くことがきわめて鮮明となっている。

危機と破産を深める日共、カクマルの反革命的敵対を粉碎し、なかでも彼らの寺尾判決と一体となった悪質な策動の数々をえぐりだし、葬り去るたたかひは従来にもまして重要である。

第三に、革命派のヘゲモニーの全面的貫徹をとおしてたたかう共同戦線のさらなる強化・発展をかちとり、それを基礎にたたかひのいっそうの全人民化、戦鬪化をなしとげることである。とりわけわれわれは、寺尾判決との真向からの対決を回避し、敗北主義・日和見主義・闘争放棄におちいろうとする傾向をなんとしても克服し、狭山闘争五年余の戦鬪をとおしてつちかかってきたこの貴

重な創造物をあらゆる反革命の手から守りぬき、発展させなければならぬ。

第四に、いまこそわが「内乱・内戦―蜂起」「融和主義粉碎・部落解放・日帝打倒」の革命的総路線、〈無実・差別〉〈糾弾・奪還・死闘〉の原則の圧倒的物質化をかちとり、日帝の侵略と政治反動、狭山差別裁判強行体制を頂点とする部落差別攻撃との歴史的総対決の時代をきりひろくことである。いよいよ鮮明に、七〇年代中期高揚の中軸の中軸として、七〇年代安保・日韓闘争―今秋天皇訪米阻止闘争の大爆発の実現とたくむすびつけ、狭山闘争の本格的な戦闘的革命的発展をかちとることである。

第五に、以上の任務達成の絶対的基礎として、反革命カクマル完全打倒をめざして、二重対峙・対カクマル戦の戦略的総反攻完遂の大事業を猛然とおしすすめることである。偉大な十二月決戦の勝利をひきつぎ、息もつかせぬカクマル壊滅作戦の怒濤の進撃をかちとらなければならぬ。中山同志の、そして高橋・佐藤同志の虐殺にいつそうの恐るべき血の報復を加えなければならぬ。このたたかいを基礎としてのみ、狭山闘争勝利の血路はきりひらかれるのだ。

最後に、このような当面する任務・方針の重要環として、武装し戦う革共同の圧倒的建設をかちとり、それを

日昇天のごとき胎頭がかちとられはじめ、七〇年代中期階級闘争の内乱・内戦的發展がますます不可避のものとなつていくことにたいする、日共スターリニストの本能的危機感にもとづいた予防反革命として策動されていることである。いいかえるならば、それとのたたかいは二重対峙・対カクマル戦を基軸とする全階級闘争の内乱的分裂・激突の時代の到来、「革命的左翼」の仮面をかぶりエセ「反帝・反スタ」をかかげた七〇年代型反革命カクマルのせん滅をとおして、七〇年代革命の勝利をめざした「反帝・反スタ」を真の生きた革命綱領とする革共同の全面的發展の時代の到来のなかで、七〇年代総路線の正否と党の存亡をめぐる革命と反革命との激突が、階級闘争の最先端で火を吹いたものにほかならない。したがって日共の反革命的敵対とのたたかいは、われわれによつてこそ、革命的に展開され、勝利にみちびかれなくてはならない。

②第二には、狭山闘争にたいする一貫した敵対路線の決定的破産を深めた日共が、自己の絶望的延命を求めて、狭山再開公判闘争の爆発の高揚で危機におちいった日帝・寺尾体制（寺尾―カクマル連合）との「運命共同体」の関係をむすび、ついに一〇・三一寺尾差別判決の最大の加担者へと転落し去つたことを徹底して重視し、もはや日共の卑劣極まりない差別敵対を即刻に粉碎、一掃し

基礎にわが戦闘同志会を先頭として部落大衆の大胆な革命的組織化を展開し、革命的部落解放闘争の本格的躍進を実現することである。

以上の確認にふまえて、本稿は主に日共反革命差別集団の狭山闘争にたいする卑劣な破壊・敵対策動と、その理論的根拠をなしている日共式「公正裁判要求」路線に集約される狭山闘争敵対論の暴露・粉碎に照準をあてあわせて日共のエセ「部落問題論」の反革命的・差別主義の本質について明らかにし、歴史的勝利をめざした実践的任務を遂行してゆくための一助とせんとするものである。

結論的に言えば、狭山闘争―部落解放闘争をめぐる日共批判を強化してゆくことは、カクマルの反革命的敵対策動とその差別理論に対する壊滅的批判、粉碎のたたかいの圧倒的強化とともに、それと有機的にむすびついで次の諸点において極めて重要性を増している。

①すなわち第一には、狭山闘争にたいする日共の全党をあげた反革命的敵対は、何よりも七〇年代階級激動の本格的到来のなかで、わが二重対峙・対カクマル戦と戦略的総路線の圧倒的物質化が開始され、反革命カクマルの末期的没落の深まりと鮮かな対比をなして革共同の旭

つくす必要があることである。すなわちこのたたかいは、真に石川氏に依って寺尾差別判決を粉碎し、石川氏即時奪還―狭山闘争の歴史的勝利を実現しぬいていくうえにおいて、いささかの妥協も許されない具体的闘争を突破していくたたかいをなしているのである。

③第三には、かかる日共の反革命的策動は、敗北主義、日和見主義、闘争放棄を積極的におりたてて、狭山闘争の体制内的圧殺を主要なねらいの一つとするものである。したがってわれわれは、日共、カクマルに典型的な「狭山闘争終了論」や「敗北論」の邪悪な意図を暴露・粉碎し、いっさいの日和見主義的逃亡、闘争放棄の傾向を無慈悲にたたきつぶして、たたかう共同戦線の一層の強化・発展をかちとらなければならない。

④第四には、日共の反革命的敵対策動の理論的根拠をなしている日共式「公正裁判要求」路線に集約される狭山闘争への敵対理論、および日共のエセ「部落論」を徹底的に爆砕し、歴史的勝利にむけた狭山闘争―部落解放闘争の路線的、理論的展望を、いつそう鮮明にはき清める必要があること。すなわち、狭山闘争に総決起した巨万の労働者人民、部落大衆を、スターリン主義と融和主義のくびきのもとからとき放ち、革命的部落解放闘争の総路線のもとに総結集し、部落解放運動の革命的大再編をおし進めることである。

⑤第五には、「ホネは中核解体、タテマエは狭山推進」という反革命的な政治目的のために、日共式差別理論等からの得手勝手な密輸入によって、綱渡りの「狭山介入論」「部落問題論」をテックあげてきたカクマル式差別理論の本質的ペテン性、反革命差別主義の本性を完膚なきまでにあばきたて、壊滅的な鉄槌を加えていくことである。とりわけカクマル式差別理論のペテン的「緻密化」作業において、彼らが「日共批判」にみせかけつつ部落問題の核心点の否定・抹殺をはかり、それとおしてより露骨な反革命差別主義への純化を「深め」ていることを徹底的に明らかにし、カクマル式差別理論と日共式差別理論とを串ざし的に批判することによって、カクマルの差別理論と反革命理論体系に全面的な打撃加えていくことである。つまりこの一点においても、「反帝・反スタ」の仮面をつけ「革命的左翼」の仮面をつけた反革命としてのカクマルの本質的な矛盾、破綻が鋭く露呈しているのであり、われわれはカクマル完全打倒にむかって、彼らの総路線的・綱領的破産の傷口をさらに無慈悲に拡大してゆかなければならないのである。

B、狭山闘争をめぐる日共の破産と絶望的反革命敵対

(1) 九一十月狭山決戦にたいする露骨な敵対（寺尾差別判決に全面的加担）

九一十月狭山決戦を天王山とする狭山再開公判闘争の歴史的高揚をかちとるなかで、われわれは、反革命カクマルの反革命的介入策動を完膚なきまでに粉砕し、カクマルをまごうことなき反革命差別主義集団、狭山闘争破壊集団として全人民の前にさらけ出すとともに、いまひとつの反革命差別主義集団日本共産党を、狭山闘争の革命的発展にたいする全き反革命的敵対集団として、ついにひきづり出した。

とりわけ、九一十月狭山決戦の全過程において、日本共産党は、もとより何らの「狭山闘争」も組織しなかつたばかりか、まったく逆に狭山闘争を何とか傷つけ、ほうはいとまき起る労働者人民、部落大衆の歴史的行動へのうねりを圧殺するためにのみ、組織をあげた敵対策動をくりかえしたのである。九月以降の反革命機関紙「赤旗」の紙面を一見すれば、狭山闘争の歴史的高揚がいかに日共スターリン主義の根深い路線的破産をひき出しているか、また日共がいかに深刻な危機感にかられて、狭山闘

争、部落解放闘争にたいする全党あげた敵対を「当面する最大の政治課題」として策動してきたかは、まったく明瞭である。

日共の差別キャンペーンの決定的な特徴は、何よりもその膨大な量のわりに狭山闘争そのものにかんする報道がきわめて少ない点にある。狭山闘争の帰趨を決する九・二六公判闘争や一〇・三一判決公判闘争にかんしても、ブルジョア・マスコミをさえ数段下まわる三面記事でお茶をにごし、しかも石川氏の意見陳述や寺尾判決への血をばくような決死糾弾の叫びを完全に抹殺している。このことのために、石川氏の存在とたたかいそのもの、また狭山闘争の革命的発展と全人民拡大そのものにたいする日共のかぎりない恐怖と憎悪が雄弁に物語られているのである。そして、石川氏と狭山闘争を抹殺し、闇から闇へ葬り去ろうとするをもつて、日帝・寺尾の尖兵として差別判決をはき清めてきた日共の反革命の本質が、端的に示されているのである。

だが、こうした狭山闘争の矮少化・抹殺への懸命の「努力」にもかかわらず、否だからこそ彼らが苦しませられに吐露した反革命的、差別的言辭のなかに、また彼らが現実展開してきた露骨な敵対策動のなかに、日共の反革命差別主義集団としての本性は、より一層鮮明となっている。

日共の狭山闘争にたいする反革命的敵対策動の特徴は、まず第一に、中田直人を筆頭とする日共系弁護団をとおして、日帝・寺尾の狭山差別裁判強行体制に全面的に屈服・加担し、一〇・三一無期判決をひき出すために恥も外聞もなく画策してきたという点にある。日共系弁護団は、ゴウゴウたる糾弾の嵐にさらされながら、かの「石川氏」有罪、量刑不当」を主張する差別公文書「控訴趣意書」を反動的に開き直り、ついには「疑わしきは罰せず」というペテン的口実のもとに、まったくふざけきつた「灰色の判決」を寺尾に進言するという転落ぶりをとげてきた。寺尾判決が、一審内田死刑判決とともに、日共の『控訴趣意』を手本として書かれたことは、疑う余地のないことである。

さらに再開公判闘争での具体的過程をいちべつすれば、彼らの罪状は歴然としている。すなわち、日共系弁護団は、一方において法廷内では寺尾の強権的訴訟指揮・ムチャクチャな期日指定を積極的に援助し、石川氏の積年の怒りをこめた意見陳述をも抹殺しようとはかり、寺尾の忠良な先兵としてのみたちまわってきた。他方において彼らは、「（寺尾の三・二二早期結審攻撃は）第一審以来もつとも弁護人の主張に耳をかたむけたもの」「事実審理をおこなわないのは無罪判決を下そうとしている証拠だ」「無罪判決がいかにありえない」（七四・五）

部落』その他」と徹底した寺尾美化、武装解除キャンペーンをくりかえし、たたかう陣営内部にもさまざまな害毒を流しつづけてきたのである。

日共の反革命的敵対策動の特徴は、第二に、石川氏のたたかいへの悪意に満ち満ちた抹殺をはかり、石川氏の不屈の闘魂と精神を全人民のものとしていくことへの露骨な敵対を強めてきたという点にある。「裁判をこまでもってきた恩人である弁護士にたいして、『不誠実、闘魂のなさ』などと口をきわめてのしつたメッセージを、石川被告にださせている」九・二二付『赤旗』号外といった中傷宣伝がすべてを物語っている。みずからの「石川氏」クロ」の主張、寺尾と一体化した犯罪的たまたまりのいっさいを開き直り、恥しらずにも石川氏の側に問題があるかのごとく不平をならすのである。石川氏の存在とたたかいをことごとく抹殺し、暗黒の獄舎のなかにぬりこめようとする日共の反革命的、差別的な正体たるや、明白ではないか。

日共の反革命的敵対策動の特徴は、第三に、狭山闘争の歴史の大高揚そのもの、とりわけその背骨をなすわが革命派を先頭とする戦闘的革命的部落解放闘争の圧倒的前進にたいする、真向からの敵対という点にある。彼らの差別キャンペーンの大半はこのことに注がれてきた。すなわち、連日『赤旗』の紙面を大中にさいいた「反解同

・反中核」キャンペーン、日共都議団をつかった権力への日比谷公園のたたかいたいにする厳戒体制強化の要請、解放同盟狭山現闘本部立ちのきの策動、自民党と結託した都議会での「狭山差別裁判反対決議」への妨害、そしてはては職場、学園、地域、街頭での労組から子供会にまでいたる狭山闘争決起への敵対策動など、枚挙にいとまがない。

これらは狭山闘争をめぐる日共の破産の深まりとともに、兵庫県八鹿高校差別事件とその居直り、東京都政をめぐる自民党・同和会と連けいした画策、大阪羽野野差別行政、そしてこれらと軌を一にした福岡、兵庫、郡馬、大分などでの残存勢力の新たな分裂策動といった、全党をあげた全国的な差別敵対として波及し、部落大衆、労働者人民の大規模な糾弾闘争が火を吹いている。なかでも八鹿高校差別事件の居直りは、「反暴力」キャンペーンをととしたファシスト的民衆動員の手口といい、権力の糾弾闘争への不当介入＝弾圧の尖兵としてのふるまいといい、日共の差別主義的腐敗の極地をさし示すものとして全党・全人民の満腔の怒りをもって暴露・糾弾されねばならない。

以上のように、まさに日共スターリン主義こそは、あらゆる意味で日帝・寺尾の狭山差別裁判強行体制への最大の加担者であり、寺尾差別判決の最大の功労者にほか

ならない。日共はみずからの十二年間にわたる石川氏と狭山闘争にたいする差別的罪業をとおして、日帝の七〇年代攻撃、部落差別・人民分断攻撃の完全なる先兵としての姿を満天下に刻印したのである。われわれは、反革命カクマルのむきだしの破壊策動粉砕のたたかいをさらに徹底して強化するとともに、かかる日共の差別敵対を断固としてたたきつぶし、歴史的勝利をめざした狭山闘争の戦闘的革命的発展の大道をつき進まなければならぬのである。

(2) 七〇年代反革命総路線破綻への絶望的恐怖

日共の全党あげた狭山闘争への反革命的敵対策動を根底的に規定しているものは何か。それは結論的に言えば、狭山闘争の戦闘的革命的発展とそれを水路とする七〇年代中期高揚の本格的始まりをまえにして、日共が自己の七〇年代反革命総路線の根底的破綻に直面してしまっていることへの絶望的危機感にほかならない。

日共は、戦後世界体制の解体的危機と日帝の体制的危機の深まりのなかで、「民族共産主義」への転落を決定的なものとし、日帝のアジア侵略と内乱型反動攻撃の激化のまえに公然たる綱領的屈服と尖兵化への道を選択し、プロレタリアート人民のありとあらゆるたたかいを予防反革命的に圧殺することに唯一の天命を託してきた。

民主連合政府樹立」に集約される彼らの七〇年代反革命総路線は、①プロレタリア国際主義の全面的放棄と完全なる敵対者への転落、②プロレタリア暴力革命・プロ独樹立への限らない敵対と議会改良主義、経済主義への果しない転落、③最も腐敗せる帝国主義的民族主義と差別主義の体現者への純化、などを階級の本質とするものである。

日共は部落解放運動をかかえる反革命路線の一環へと解体をこころみ、①日帝打倒＝プロレタリア社会主義革命と完全に切断して、「ブルジョア民主主義的課題」一般に歪曲し、②差別徹底糾弾闘争を主軸とする部落民の自主的解放闘争を体制内的な改良主義、経済主義のもとに圧殺し、③さらに民衆内部の差別的腐敗を積極的に助長して組織方法の主要な手口とし、反革命的な勢力拡大の基礎とするという、まぎれもない反革命差別主義路線を深めてきたのである。

だが狭山闘争の戦闘的革命的発展は、このような日共の七〇年代路線をあらゆる側面からつきくずし、彼らの戦路的破綻を急速度で促進してきたのである。

すなわち第一には、狭山闘争が二重対峙・対カクマル戦を絶対的基礎とし、その勝利的前進と相互一体的な発展をとげ、七〇年代を日帝および民間反革命勢力との壮絶な内乱・内戦的激突の時代として、根底からつき出し

ていることである。帝国主義への屈服と共存を基礎に体制内平和を夢みてきたスターリン主義の時代認識の破産を真向からたたきつけ、彼らをして七〇年代階級激動の荒波のなかに深々とひきづりこんでいるのである。

第二には、狭山闘争の歴史的高揚を基軸に、労働者人民の巨大な流動化と政治的活性化が進行し、七〇年代中期階級闘争の革命的大爆発を具体的日程にのぼらせていることである。しかもそれはわが内乱・内戦・蜂起の革命的総路線の正しさを圧倒的に実証し、七〇年代革命闘争の革命的、内乱的、武装的發展の大道をおしひろげるとともに、日共の体制内の圧殺路線の反革命性をクッキリと浮きたたせ、彼らを七〇年代中期の政治焦点から放逐し、完全な政治的無方針状態にたたきこんでいるのである。

第三には、狭山闘争の歴史的高揚が、革命的部落解放闘争の総路線とへ無実・差別へ糾弾・奪還・死闘の原則を導きの糸としてきりひらかれ、歴史的勝利にむかつて不退転の永続的死闘を展開していることである。このことによって日共は、狭山闘争にたいする一貫した反革命的敵対路線、「石川氏」クロの主張を中心とする差別的罪業を満天下にさらされ、全人民のゴウゴウたる糾弾をあびているのである。

第四には、とりわけ狭山闘争が、革共同を牽引車とし、

帝・寺尾の差別判決攻撃と一体となって、石川氏と狭山闘争への全党をあげた露骨な反革命的敵対を強めてきたのである。

われわれは反帝・反スターリン主義の名において、また革命的部落解放闘争の名において、日共の反革命策動を満身の怒りをこめて弾劾しなければならぬ。日共の戦略的破綻の傷口を一層深々とおしひろげ、彼らの差別敵対を徹底的に爆砕しつくせ。!

【二】日共式「公正裁判要求」 路線の反革命的本質

すでに明らかにしてきた日共の狭山闘争への反革命的敵対策動の路線の表現をなしているものこそ、日共式「公正裁判要求」路線にほかならない。そもそも「公正裁判要求」路線とは、六九年以来革命的左翼と解放同盟の本格的取り組みのもとに、狭山闘争が急速な戦闘的發展を開始したことにはたいして、従来「矮少な「救援運動」の枠を根底から粉碎された日共が、狭山闘争を破壊・解体せんがためにのみ、反動的に体系化したものである。「公正裁判要求」路線に集約される日共の狭山闘争への敵対の論理は、つぎの点を主要な特徴としている。

①差別公文書「控訴趣意書」における「石川氏」有罪

革共同と解放同盟とを中軸とするたたかう共同戦線を実体的基礎として担いぬかれ、そのもとに巨万のたたかう部落民、総評傘下の労働者人民を総結集してたたかいぬかれていくことである。そのなかで日共は、反革命カクマルともどもキツパリと狭山闘争の戦列から排除され、差別主義的な組織方法の破産を決定的に深めるとともに、反動的に築きあげてきた経済主義的、組合主義的な組織基盤の崩壊の危機に直面しはじめたのである。

第五には、しかもこれらのたたかひの最先頭に石川氏の獄中不退転の死闘の展開があり、石川氏のたたかひが日帝・寺尾体制の暗黒の差別裁判強行にたいして、実に鋭くときすまされた刃となって迫っていること、さらに石川氏のたたかひが日帝の差別支配を根底がらくつがえず比類なき自己解放性をひめており、部落大衆、労働者人民がこぞってこれに習い、これに続こうとしていることである。このことは日共の一貫した「クロ」の路線を中心とする反革命的策動にトドメの大打撃を与えている。総じて狭山闘争の戦闘的革命的発展は、議会改良主義的な体制内圧殺路線、排外主義的・差別主義的な民衆動員的手法、そして社共統一戦線路線といった「民主連合政府樹立」に集約される日共の七〇年代反革命総路線の根底的破綻をひき出してきたのである。だからこそ日共は、死の恐怖にかられ、いっさいの粉飾をなげすて、日

の犯罪的主張と、それに基づく「量刑不当」減刑要求」路線を出発点としていること。

②(①)の反動的開き直りとしての(石川氏無実否定論。その自己合理化の論拠としての石川氏「自白」——「部落問題」論のデッチあげ。

③差別裁判否定論——エン罪事件一般への解消。その全面的破産の帰結としての帝国主義的社会防衛論への転落と「差別裁判規定」こじつけ」論の主張、ならびに狭山差別裁判の一刑事事件への矮少化。

④寺尾全面美化論、寺尾判決への「樂觀」論の宣伝。

⑤(④)と表裏一体のものとしての「クロ」の路線を極致とする敗北主義、武装解除キャンペーン。狭山闘争「最終局面」論のふれまわり。

⑥「糾弾・奪還・死闘」の戦闘原則への真向からの敵対としての「裁判批判運動」論、「正しい裁判闘争」論の対置。あるいは「無実の要請行動」といった「救援」請願運動への矮少化、抹殺路線。

これらは、狭山闘争の戦闘的革命的発展の只中においてことごとく反革命的差別的本性をあげられ、そのつどわれわれを先頭とするたたかう部落大衆、労働者人民の徹底糾弾の対象とされてきたものである。だが、日共の敵対策動は、根底的破産に直面すればするほど、ますます露骨さと腐敗の度を深めつつ全党的体重を傾けて強め

られており、われわれはいささかも追撃の手をゆるめることなく、さらに彼らの差別理論を壊滅的に粉砕してゆかなければならないのである。

A、無実・差別を全力で否定—日共の原点

日共式「公正裁判要求」路線の反革命的本質は、まず第一に、石川氏の晴天白日の無実、狭山差別裁判の差別性を真向から否定し、国家権力の差別犯罪に全面的に屈服、加担していることである。

この点について、いみじくも九月狭山決戦のさ中に発せられた次の日共の主張は、反革命差別主義の腐敗の極致をさし示すものとして、まさに記念碑的差別文章といふべきものである。

すなわち日共いわく「(狭山裁判を差別裁判と規定するのは)事件を政治的に利用するためのこじつけ」であり、「この事件は松川事件などのような政治的意図をもった謀略事件とは性質のちがう刑事事件である。このような場合、その直接の当事者でない革新政党がとるべき基本的態度は、善良な市民にたいする兇悪犯罪を許さず、真実を究明し、民主主義的な社会の正義を守るといふ立場」(九・二七付『赤旗』)であるとしたうえで、「これまでの裁判で、死刑判決をうけた石川一雄被告を犯人と認めつける物的証拠に欠けていることが明らかになっ

たことから、疑しきは罰せずの立場で、あくまでも事実にもとづいた公正な裁判を求め」(九・二二付『赤旗』)のであること。

これはまさに「左翼的粉飾」の一片すらもかなくぐりすてた、露骨な帝国主義的差別主義の論理そのものであり、日帝・寺尾の無期判決の根底を貫く部落差別の論理とうりふたつである。日共の狭山闘争をめぐる十二年間に渡る差別的罪業を集大成的に表現して余りある、恥知らずな差別文章である。

ここにおいて明白となっている核心的問題点は、第一に、日共が従来反革命的差別主義の立場を決定的に深め、完全なる帝国主義的社会防衛論に転落をとげ、日帝の「左」の支柱としてのみずからの「基本的立場」を臆面もなく表明してみせていることである。つまり日共にとつて、狭山事件—狭山差別裁判とは「善良な市民にたいする兇悪犯罪(善技ちゃん殺し)」以上の何もものもなく、そこには石川氏の運命も国家権力の差別犯罪もいっさい介在する余地すらありえぬばかりか、帝国主義体制の積極的護持こそが最大の関心事とされているのである。これは、「部落は悪の巣窟」とする帝国主義的差別イデオロギーそのものであり、石川氏を「真犯人」にデッチあげた国家権力の部落差別の論理に直結していることはまったく明瞭である。言いかえるならば、かかる

論理によって日共は、狭山闘争の歴史的大爆発によって重大な危機にさらされた日帝・寺尾体制に最大限の援護射撃を行い、早期結審—無期判決攻撃への期待と協力を公然と表明するという、絶対に許しがたい差別主義的犯罪をやつてのけるのである。

第二の核心的問題点は、(第一の点からの必然的帰結として)石川氏無実についての積極的主張がかけられないばかりか、まったく逆に「疑わしきは罰せず」などというペテン的口実をもうけながら、その実最も悪質な石川氏「有罪」論を展開していることである。つまりここで日共がいわんとしていることは、「石川は疑わしい」「犯人と認めつけるべきである」、だがそのためには「一審内田死刑判決そのままでは物的証拠に欠けている」「あくまでも自分たちが提供してきた事実で肉づけて死刑判決を下せ」と寺尾に進言しているのである。

こう断定することが何ら不当なこじつけではないことは次に実証するが、ここではひとまず彼らの「公正裁判要求」の内実たるや、寺尾無期判決を何とかこねあげ、これに整合性を与えるための尻おし以外のなものでもないことを確認しておく必要がある。

日共の石川氏「有罪」論は、次のような形態をとりながら基本的に一貫しており、むしろ破産と動揺をくりかえしつづきます厚顔無恥なものへと純化をとげてき

た。①まず何よりかの差別公文書『控訴趣意書』における、一審検事論告と内田死刑判決に全面的に組みした

石川氏「犯人論」の主張であり、権力への「三人共犯論」「強盗強姦致死罪」—「量刑不当」の進言である。②その醜悪な居直り発言としての、「実を申しますと私も一年前までは石川一雄君を犯人だと思っていました」(七〇年一月『部落』)「私はてっきり石川君がやったものだ」と信じていた」(七三年『部落』第二二回「夏期講座特集号」という日共・斉藤喜作の決定的差別言辞。③そしてとりわけ再開公判闘争前後での石川氏「自白」—「部落問題」論なる差別キャンペーンの展開における、新たな「クロ」の宣伝—「自白は、石川君の殺人容疑の証拠」「依然として、かれを犯人であるとする決め手」

常識では考えられない自白維持をさせたと見られる警察関係者に対する、事件当初と変らぬ人間的親近性……これも石川君の犯罪容疑と微妙にかかわりあって、かれの犯人説に一役かっている」(七四・一『部落』平井清隆)「石川の自白はホンモノだ。鞆、万年筆、時計は権力のいうとおり石川の自白にもとづいて発見された」(七四・五『部落』斉藤)である。

こうして日共は、石川氏の獄中十二年に渡る無実の叫びを抹殺し、狭山闘争の展開によってあばきたててきた権力の差別犯罪(とりわけ拷問、甘言のかぎりをつくし

た「自白」のデッチあげと「証拠」のねつ造など)をこごとく擁護して、寺尾無期判決のはき清めに血道をあげるのである。

第三の核心的問題点は、「狭山差別裁判規定」政治的利用のためのこじつけ」であるとして、狭山差別裁判の本質的問題性である部落差別を完全に否定、抹殺し、さらに「政治的意図」「謀略性」をもぬき去り、単なる一刑事事件への徹底した矮少化を唱えていることである。

すでに幾度となく明らかにされてきたように、狭山差別裁判は日帝・国家権力の全体的重みをかけた差別犯罪であり、部落差別・人民分断攻撃の頂点をなすものである。すなわち狭山差別裁判を差別裁判として規定するゆえんは、①六〇年安保をのりきりながらも、高度経済成長のゆきづまりをはじめとする深刻な体制的危機に直面した日帝が、戦後史を画する本格的侵略帝国主義へとむかう(六五年、日韓条約)なかで、自己の体制的諸矛盾を部落民に集中転嫁し、部落差別の再編・拡大の中心環としてしかけてきた攻撃であること。②侵略と政治反動の要をなす治安弾圧の飛躍的強化―警察の政治警察化を急いでいた日帝にとって、「吉展ちゃん事件」につづく狭山事件における警察の失態は大打撃であり、国家権力の「権威」の失墜を、明々白々無実の部落民を部落民であるというただ一点において「真犯人」にデッチあげ

ることによって回復をはかったものであり、あくまでも権力の計画的な差別犯罪いがいの何ものでもないこと。

③それ故、狭山事件―狭山差別裁判強行の全過程において日帝・国家権力は、「部落は悪の巢窟」とする差別イデオロギーを積極的に宣伝し、民衆内部の差別意識を動員して、部落差別・人民分断支配の強化を策動してきたこと。④さらには、今日の未曾有の体制的危機の深まりのなかで、日帝にどって、アジア侵略と侵略体制構築の決定的一環としてのポナバルティズム的統治形態の確立という意味においても、また労働者人民の政治的活性化、歴史的行動への決起の圧殺という意味においても、狭山差別裁判の強行による部落差別の強化・拡大と、狭山闘争を水路とする部落解放闘争の戦闘的革命的発展の背骨をたたきおろすことは、みずからの体制的延命の死命を制するものとなっていること。これらの事柄の統一的把握によってこそ、われわれは狭山差別裁判の本質的問題性を正しくつかみとり、石川氏の運命を三百万部落民、全労働者人民の運命としてとらえきり、断固として狭山差別裁判徹底糾弾闘争を革命的に前進させてきたのである。だが、ここにおいて日共差別集団は、これら差別糾弾の核心点をこごとく否定し、「差別裁判でもなければ、政治的意図をもった謀略事件でもない」と日帝をベタほめ、「単なる一刑事事件にすぎぬ」ものとして石川氏と

三百万部落民の運命を全面的に権力の「裁断」にゆだねよという、驚くべき差別的主張を展開するのである。要するに日共は、もはやいかなる意味でも「狭山闘争」を「闘争」一片の論理すら持ちあわせていないばかりか、狭山闘争にたいする完全な反革命的敵対者として、権力の差別犯罪に積極的に加担し、寺尾の暗黒的差別判決への憎むべき「真接の当事者」の役割を演じるのである。ところで九月狭山決戦への絶望的敵対宣言として展開されたこのような超反動的差別裁判否定論は、従来の日共の「エン罪事件」論や差別的「差別裁判」論の反革命の本質とその総破産の結末を、改めて満天下にさらしている。

日共は、「控訴趣意書」において、石川氏「有罪」論の立場から「量刑不当」を主張する際に、部落差別故の辛苦に満ちた石川氏の生い立ちをとりあげ、これをもつて「精神異常」と断定し、「障害者」差別をも導入して「犯行の根拠」をデッチあげるといふ、恐るべき差別犯罪をやつてのけたのであるが、その後の「努力」の大半をこの決定的罪状の隠蔽と開き直りに注ぎ、差別裁判糾弾の爆発を恐怖もあらわにおしとどめんと策動してきた。次のような手口を用いた差別裁判否定のための否定論の強弁こそは、彼らの卑劣な策動の一貫した中軸をなすものであった。

すなわちひとつには、「裁判自体」「差別裁判」でもなければ、「糾弾」の対象となるものでもない(七二・七「部落」)として、狭山差別裁判を「エン罪事件」一般へと解消し、狭山闘争を「真に裁判の公正を守らせ露する道具にすりかえ、おとしこめようとする主張である。彼らはこの論理をもつともらしくみせかけるために、松川裁判闘争などからいっさいの政治的意義をぬき去り、その教訓を極めて一面的な法廷技術上の問題に矮少化して解説し、狭山闘争へのふえん化を画策してきた。

いまひとつには、かかる「エン罪事件」論が、狭山差別裁判徹底糾弾闘争の全人民的拡大と戦闘的爆発によって壊滅的破産に直面するなかで、苦しまぎれのつじつま合せとして持ち出されてきた、石川氏「自白」『部落問題』論のデッチあげとそれをおとした差別的「差別裁判」論の主張である。つまりここで日共は、「浦和地裁判」論の主張である。つまりここで日共は、「差別裁判をやつた」などと、「エン罪事件」論に「差別裁判」への「批判的ポーズ」を上塗りしながら、その実最も悪質な「部落問題」の差別的もちこみをはかるのである。彼らいわく、「狭山事件における部落問題というのは、部落に捜査があったなどということに中心があるのではなく、やつてもいいのに『公判で自白を維持していた』

のはどうしてか、……これを社会科学の方法で、部落差別の歴史と現実から論証することです。」「『精神鑑定』を採用しなかったことこそ、『差別裁判』である。』（七三年『部落』前記特集号その他）と。かかる犯罪的主張は、とりわけ再開公判闘争での日共弁護団の「**自白維持問題**」方針として実践され、寺尾の差別的**心証形式**に一役買ってきたのである。

これら日共の差別裁判否定論に共通する問題性は、①まず第一に、日共がみずからの**反革命差別主義の立場**からして、そもそも部落差別の存在そのものを決して認めようとせず、部落差別の温存・再編・再生産を日帝の**体制的存立**に延命とその支配構造の不可分の構成要素として措置しえないが故に、**狭山差別裁判の強行**を日帝の**全体的重み**をかけた**部落差別攻撃の頂点**を形成するものとして、**絶対にとらえよう**としないう点にある。②第二に、①の点を思想的根拠として、**狭山差別裁判**にかけた日帝の七〇年代のりきりのための**政治的攻撃**（アジア侵略と侵略体制構築、ボナパルチズムの政治反動の決定的一環としての**部落差別・人民分断支配の強化**）、さらにはこれらをねらいとした**国家権力の差別犯罪**であること、これらをとことく否定し、抹殺している点である。つまり日共にあつては、多少とも**狭山差別裁判が「問題」となりうる**のは、単なる**法廷技術上の「誤り」**

や「**エン罪の疑い**についての審理をつくす」という以上のもではありえず、むしろ彼らの一貫したホネネは、**差別問題**の**換骨奪胎**と**差別糾弾の核心点の徹底した矮小化**にこそあるのである。

③第三に、②の点をいいかえれば）日共にとって、「**エン罪事件**」論や差別的「**差別裁判**」論が最も積極的**意義**をもつのは、**差別裁判規定への否定**のための**否定論のデッチあげ**としてであり、**無実・差別**、**糾弾・奪還・死闘**の原則への**アンチテーゼ**のこじつけとしてであり、それをもって**狭山闘争の戦闘的革命的発展**にたいしては**かない抵抗**をこころみることにはかならない。

④第四に、したがって彼らの「**最後の言葉**」は、日帝・権力の**差別犯罪**にたいする**全面的賛美**であり、これへの**最大級の協力**、**加担**としての**差別キャンペーン**の展開とならざるを得ない点である。「**控訴趣意書**」の**醜悪な開き直り**、「**精神鑑定**」の**再要求と歩を一にした**、「**警察とねんごろ**」になりやすい**部落民**なる**石川氏と三百万部落民**へのこの上ない**差別主義的宣言**こそ、その**端的な表現**である。

まさに「**差別裁判規定**」こじつけ」論こそは、こうした日共の**差別裁判否定論の馬脚**を一点のくもりもなく露呈したものであり、彼らの**総破産と反革命的転落**の「**歴史**」を最も如実にさし示している。

まず何より、日帝・寺尾の**早期結審**—**無期判決攻撃**についての、彼らの**驚くべき讚美**をみておかねばならない。かの三・二二公判での**寺尾の攻撃**（**石川氏無実を明らかにする証拠**・証人、**現場検証**をこごとく却下し、**一気に早期結審**—**無期判決**へともちこもつとした**超反動的攻撃**）に関する日共の**大賛成**表明こそ、彼らの**ホネネ**を最も如実にさし示している。

「これは、昨年十一月から開始された**更新手続**における各弁護人の意見、なかでも中田主任弁護人の弁論のしめくりにてらしてみるとき、こんどの**裁判所**の態度は**第一番**以来もつとも**弁護人の主張**に耳をかたむけたものと云うことができる。」（七四・五『部落』齊藤）

何と、日共は、**狭山再開公判闘争の歴史**の**大高揚**によっておいつめられ、ついに「**民主的**」な**仮面**をみずからの手ではぎとり、**あからさまな早期結審**—**無期判決路線**をうちだして**強権的な攻撃**をしかけてきた日帝・寺尾をとらえて、「**やっ**と自分たちの**主張**に耳をかたむけてくれた！」と小踊りしてとびついているのだ。何という寺

史的到達点」を如実にさし示しているのである。

それは再度整理しておくならば、次の三点において決定的である。①**差別裁判糾弾の核心点の徹底した否定**であるばかりか、**権力の差別犯罪への全面的共犯宣言**である。②**単なる部落差別否定論**であるばかりか、「**差別規定**（差別を差別としてとらえること）」—**「部落民のこじつけ、ねたみ」**論であり、**帝国主義的差別主義の最も腐敗した論理**である。③したがって、ここにこそ「**控訴趣意書**」をはじめ、日共みずからの**差別的罪業**についての**超反動的開き直り**と、それへの**部落民の徹底糾弾闘争**にたいするむきだし**の憎悪と蔑視**が満ちあふれており、のみならず「**反暴力**」—**「反糾弾」**—**キャンペーン**をおした**ファシスト的民衆動員の常套的論理**をなすものである。だからこそわれわれは、**満身の怒り**をこめて、かかる**差別主義的理論**を日共の**反革命的敵対策動**もろとも、**徹底的に爆砕し葬り去らなければならぬ**。

B、寺尾全面美化論と敗北主義キャンペーン

日共式「**公正裁判要求**」路線の**反革命の本質**は、第二に、**日帝・寺尾にたいして一貫した全面美化論**、**弁護論**をふりまき、**狭山闘争の戦列の分断**と**敗北主義的武装解除**を策動しつづけてきたことである。

Aにおいてみてきたように、**狭山差別裁判糾弾の核心**

尾「日共連合ぶりノそしてまた何とみごとに、十二年間
にわたる日共の一貫した石川氏と狭山闘争への敵対の
努力」ぶりを告白していることか！

ここで明らかとなっていることは、第一に、日帝・寺
尾の意を体しその完全なる尖兵となりはてた日共の姿で
あり、早期結審―無期判決を率先してはき清めてきた日
共の反革命的正体を、一点のくもりもなく自己暴露して
いることである。

そもそも日共は、日帝・寺尾体制の登場の頭初から、
「寺尾裁判長は井波裁判長らがつていた予断と偏見に
よる裁判によつて石川一雄君を有罪におとし入れようと
していたことをあらため、真実究明にのりだそうとして
いる」(七三・八『部落』)と、さかんに寺尾美化論を
吹聴してきた。つまり彼らは、日帝・寺尾があたかもみ
ずから「予断と偏見」をあらためて「公正な裁判」を
実現できるかのように言いなし、井波らとは基本的に異つ
た態度をとりうるかのように美化することによつて、寺
尾への最大限の援助と協力を自己の第一義的任務である
としたのである。

だが井波らの「予断と偏見」なるものは、単に法廷訴
訟指揮上の誤りや粗放さにその根本的な要因があるので
はなく、狭山差別裁判が日帝の体制的死重をかけた部落
差別攻撃であり、差別にもとづく権力犯罪であることの

ていくにあたって、「死闘の六ヶ月」の井波打倒を実現
した力が再開公判闘争のなかに脈々とひきつがれ、より
爆発的な狭山闘争の発展を不可避としていることに心底
恐怖し、これを予防反革命的に圧殺せんがために、反革
命差別集団を動員した闘いの破壊・解体と、戦列内部の
一部のたちおくれにつけこんだ武装解除策動の展開を自
己の不可欠の支柱とした。このねらいに呼応したものと
そ、何よりカクマルの反革命的介入「内側から」の破
壊策動であり、日共の寺尾美化論、敗北主義・「樂觀主
義」の懸命の宣伝であつた。

だが、狭山再開公判闘争は回を追うごとにますます全
人民的拡大と戦闘的革命的発展をかちとり、とりわけカ
クマル、日共とたたかう強固な共同戦線がうちかためら
れていくことによつて、日帝・寺尾の階級の本質は一層
鮮明にあばき出され、早期結審―無期判決攻撃との大激
突過程へののぼりつめていったのである。三・二二攻撃
は、新たな証拠・証人、現場検証の採用と、それをめぐ
るたたかいによつて、石川氏の無実と権力の差別犯罪が
一点のくもりもなく明らかとなり、狭山闘争の歴史的大
爆発が確定的なものとなつていくことにたいする、日帝
・寺尾の引くに引けない、恐怖にかられたどんづまりの
攻撃としてあつたのである。

まさにこの時日共は、狭山闘争の発展によつて深まる

必然的な結果なのである。日帝とその先兵たる差別裁判

官どもは、どうもがいても「予断と偏見」から自由では
ありえず、むしろ日帝・寺尾体制こそは、一審内田―二
審井波の強権的訴訟指揮と「早期結審―死刑判決」路線
をより反動的にひきつぎ、頭初から露骨な予断と偏見を
もつてあくどい策動をくりかえしてきたのである。三・
二二攻撃とそれを皮切りとする早期結審―無期判決への
なりふりかまわぬ攻撃は、誰の目にも鮮かにかかる日帝
・寺尾の正体をさらけだしたのであつた。

ここにいたつては日共の日帝・寺尾美化論の犯罪性は
まったく明瞭である。それは権力の差別犯罪についての
完全なる免罪であり、同時に具体的には日帝・寺尾に有
罪論―無期判決の可能根拠を提供するものであり、まさ
に日共自身が徹底した反革命差別者集団として「無実・
差別」に真向から敵対しているが故に、寺尾の攻撃が「
自分たちの主張にもつともよく耳を傾けたもの」と露骨
なホンネを吐露しているのである。

さらにこのことのみならず明らかとなっているのは、第
二に、狭山闘争の歴史的大高揚にたいする日共の日帝・
寺尾と一致した反動的恐怖であり、それにもとづく戦列
の分断と敗北主義的武装解除を策動してきた日共の反革
命性にほかならない。

日帝・寺尾は早期結審―無期判決の攻撃をおしすすめ

みずからの戦略的危機からの絶望的脱出を求め、日帝・
寺尾と相一致した反動的恐怖にもとづいて、まっさきに
この攻撃にとびつき、「証拠・証人、現場検証を却下し
たのは無罪判決を下そうとしている証拠だ」などと、一
八〇度転倒した評価を与え、根も葉もない寺尾への幻想
をおりたてるのである。それが何を意味するかは、ま
ったく明白である。寺尾判決への樂觀的幻想の魔薬の注
入と、それによる狭山闘争の敗北主義的武装解除をはか
り、これをもつて姑息にも狭山闘争の決戦的死闘の陣営
を背後から破壊・解体すること、このことが日共のねら
いだったのである。

このように日共の寺尾美化論と敗北主義・「樂觀主義」
の宣伝は、日帝・寺尾の暗黒差別判決を裏から支え、狭
山闘争の戦列の内外に最悪の害毒を流しつづけてきた。
われわれはいっさいの妥協を排して日共の敵対を粉碎す
るとともに、あらゆる形態をとつた敗北主義、清算主義、
闘争放棄の傾向を断固うち破り、歴史的勝利をめざした
闘いの隊列を整えなければならぬのである。

C、「正しい裁判闘争」論の超反動性

日共式「公正裁判要求」路線の反革命の本質は、第三
に、以上の狭山闘争の核心的原点「無実・差別」の否定
と、日帝全面美化論の必然的帰結として、「糾弾・奪還

・死闘」の戦闘原則に真向から敵対し、狭山闘争の戦闘的革命的発展を反動的に歪曲、解体し去ろうとする予防革命的の路線の表現をなしていることである。具体的には、日共が一貫して唱えてきた「真に裁判の公正を守らせる」「裁判批判」の運動論、あるいは再開公判段階での「無実の要請のための」「正しい裁判闘争」論がこれである。

「はじめから、この裁判は差別裁判だ、だから無罪だ、だから奪還だ、というような乱暴なこじつけで、裁判闘争などできるはずがありません。裁判は証拠にもとづいて公正にやれという、公正裁判の要求でこそ、正しい判決をかちとることができます。」（七四・九・二二付『赤旗』号外）これが「正しい裁判闘争」論の内実として日共が語ることのすべてである。

すなわち第一に日共は、狭山闘争が「無実・差別」を原点にわが革命的総路線と「糾弾・奪還・死闘」の原則を指針として、たまたかう労働者人民、部落大衆を総結集し、明確な革命的展望をうちたてて前進していることを知りぬいているが故に、これに恐怖の悲鳴をあげて敵対し、「無実の要請」なる矮少な「救援」請願運動へとねじまげ、圧殺せんと策動するのである。

狭山闘争は、石川氏の生死と三百万部落民の命運めぐり、日帝の体制的死重をかけた差別攻撃との総対決を

めぐって、わが革命派と戦闘的部落民との結合を軸に、巨万の部落大衆と労働者人民の自己解放性をかぎりなく高め、日帝打倒プロレタリア革命の実現へむけた革命的政治闘争の強力な一翼として飛躍を上げてきた。今や狭山闘争が、二重対峙・対カクマル戦の革命的前進と相互一体的な内乱・内戦的發展を実現し、七〇年代中期高揚の巨大な奔流をまきおこしていることは何人たりとも否定しえない事実なのである。

とりわけこのことは、日帝の差別・迫害に対する部落民の徹底糾弾闘争のエネルギーを無限にとき放ち、「民主主義革命」の名のもとに経済主義、改良主義へと歪曲され屈服させられてきた部落解放闘争の革命的な質的転換をはらんで展開しており、同時にたたかう労働者人民の差別問題との主体的「自己批判的対決の重大な前進をきりひらき、七〇年代革命の主体的拠点をうちかためているのである。

これらはまさにわが「内乱・内戦」蜂起」「融和主義粉砕・部落解放・日帝打倒」の革命的総路線と、「狭山差別裁判徹底糾弾、無実の石川一雄氏即時奪還、内乱的死闘」の原則の巨大な物質化を雄弁に示すものであり、「血債の思想」の実践的貫徹をかけた革命党・革命人民の営為によってかちとられたものである。

だが日共は、スターリン主義反革命としての本能的臭

覚によって、このことがみずからの戦略的破産を決定的にひき出してしまっていることをかきわけ、全力でこれに敵対をはかるのである。

つまり彼らは、①狭山闘争の革命的政治的意義、差別徹底糾弾闘争としての核心的意義を全面的に追放して、せいぜい低次元な「基本的人権と民主主義を守る運動」一般へと解消し、日帝・権力にとつてまったく無害な体制内改良主義の一環にねじまげ、②しかもそれを、権力の差別裁判の土俵の上での「裁判の公正を守らせる」あるいは「無実の要請」といったそれじしん反動的な「裁判闘争」の後景へとおしやり、完全に空無化してしまうのである。

第二に、このように狭山闘争を「裁判闘争」一般へと解消し、せいぜいその尻押しのための「救援」請願運動へと矮小化する日共は、それではいかなる「裁判闘争」を唱えているのか。

もとより日共式「裁判闘争」は、狭山差別裁判徹底糾弾闘争の有機的一環として、石川氏の無実を晴らし、権力の差別犯罪と真向からわたりあうというものでは毛頭ない。彼らにそのような立場のひとかけらもないことは言うまでもない。

「民主主義」万能論者であり、ブルジョア社会における国家、法、裁判について全面美化論を展開する彼らは、

あたかも「裁判闘争」なるものが、支配階級と被支配階級とが平等かつ対等にわたりあう超階級の空間のようにえがきあげる。「裁判自体」「差別裁判」でも「糾弾」の対象でもない。「正しい裁判闘争」によって寺尾を無実の立場にたたせる」といった日共の主張はこのことの端的な表現である。つまり日共は、国家の幻想的共同性におられ司法の形式的「独立性」を大寫しにして、あたかも「裁判自体」は被支配階級の意志も平等につらぬかれるものであり、さらに裁判官自体は支配階級でもなんでもなく、それぞれの個人的怒意によって公正かつ民主的な立場をとれるものであるかのようにテッチあげるののである。

こうしてうちだされる「裁判闘争」なるものは、①石川氏の無実をはらし権力の差別犯罪と対決するといった姿勢は最初から完全に放棄され、ただただ寺尾のペテン的な「民主的」ポーズにとり入り、もみすり手で「正しい判決」をお願いするといった、まったく階級的視点の欠落した法廷技術に解消されるほかになく、②むしろ実際に、寺尾無期判決への露払いとして、石川氏らの決死の法廷闘争を率先して抑圧し、権力の最大の協力者として反動的たちまわりを演じる以外にはないのである。

このように日共式「公正裁判要求」路線は、あらゆる意味で狭山闘争の戦闘的革命的発展に真向から敵対する

露骨な反革命路線の体系であり、日帝・寺尾の暗黒差別判決もろとも徹底した粉砕の対象以外のなものでもない。それはすでに狭山闘争の五年余に渡る戦闘のまっ只中で、つぎつぎと反革命の本質をあばき出され、日共の七〇年代路線総体の破産と思想的、理論的腐敗の深まりを白日のもとにさらしている。今日彼らは、狭山闘争一部落解放闘争が寺尾差別判決と差別裁判強行体制との真向からの激突を基軸に、歴史的勝利をめざした不退転の前進を開始しつづつあることに驚きあわて、みずからの罪状についての悪らつな開き直りと全党あげた差別キャンペーンの展開によって、最後の延命のための悪あがきをくりかえしている。だが狭山闘争勝利のためにたたかう者とこれを破壊、解体せんとする者との対立は、まさに革命と反革命、革命的部落解放闘争と反革命差別主義との絶対的・非和解的対立であり、日共には粉砕の二の字あるのみである。われわれは、石川氏への血債にかけ、革命派の階級の責務にかけて狭山闘争から日共を放逐しつづし、より一層の戦略的破産へおいこみ、無慈悲にたたきつぶさなければならぬ。

【三】反革命差別主義としての日共式部落問題論

日共の狭山闘争への露骨な反革命的敵対は、部落解放闘争への一貫した反革命差別的な敵対路線の必然の帰結であり、同時にその破産と腐敗の極致としてある。彼らは戦前戦後をとおして部落解放運動内部に一定の地位を占めていたが、一貫して二段階革命論にもとづいた「部落解放」―「ブルジョア民主主義的課題」という反動的理論を展開し、体制内改良主義、経済主義のもとへと圧殺してきた。

とりわけ三二テーゼによるところの「部落委員会」方式の定式化をもって、水平運動を内部から解体し、アジア侵略のもとに投げ出すという決定的裏切りをおこなった彼らは、戦後部落解放運動のなかでもこれを「聖典」としてひきつぎ、基本路線として体系化してきた。(その内容については後述する。)すなわち戦後部落解放運動が行政闘争主導型の改良闘争、部落改善運動として基本的枠組をはめられ(五一年)、その集約としての「国策樹立要求運動」(五七年)―「部落解放要求貫徹請願運動」(六二年)へと展開していくなかで、日共はその最も右翼的な推進者としてふるまい、解放同盟内部にも

それなりの反動的勢力を形成してきた。

だが六五年、日帝の体制的危機の深まりとアジア侵略への衝動の激化のもとで、「同対審答申」を集大成とする全面的、体系的な部落差別攻撃の強化がうちだされるや、大混乱と無方針状態におちいり、結局のところ「答申」のもつ積極面と同時にその重大な欠陥という「二面性」の強調でもってお茶をにごしつつ、「答申完全実施」の方向へと逃げこみ、体制内改良主義の土俵のうえで杜民的潮流や「日本の声」らとの「本流」の競い合いに没入し、なすすべなく裏切りと屈服を深めていくのである。日共は六五年十月解放同盟第二〇回大会において大きく後退を開始し、六九年三月同第二四回大会にはほぼ全面的に放逐される。

そして日共は、「二つの十一月」を頂点とする七〇年代安保、沖繩闘争の革命的爆発とそれをとおした七〇年代階級闘争の革命的、内乱的、武装的発展にたいして、革命的左翼への武装反革命として自己を登場させつつ、日帝の侵略と政治反動の前にもすすまず綱領的屈服を深め、「自主独立路線」―「民族共産主義」への一層の転落と「民主連合政府樹立論」に集約される二段階革命論の一層の「緻密化」―議会議改良主義への果しない転落をひた走り、そのなかで、部落解放運動の反革命的分裂策動と悪質差別事件の激発、その居直りをとおした弾圧の尖兵

化と差別キャンペーンの大大小小的展開に血道をあげ、最悪の帝国主義的差別主義の組織的体现者へと純化をとげたのである。

すなわち、七〇年六月「解同正常化全国連絡会議」なる分裂組織をデッチあげた彼らは、それと前後して六九年三月矢田教育差別事件、反革命的政治目的に貫かれた差別映画「橋のない川」上映運動、七〇年十二月三次高校差別事件など数限りない組織的差別事件をひきおこし、それへのわが革命派や解放同盟の糾弾闘争にたいして「反暴力」キャンペーンや権力への告訴をもって許しがたい敵対をくりかえしてきた。くりかえすまでもなく、狭山闘争への一貫した差別敵対は彼らの卑劣な策動の頂点をなすものであり、石川氏と三百万部落民の敵、全労働者人民の敵としての憎むべき正体を満天下にさらしたものである。

こんにち日共は、兵庫県八鹿高校差別事件、東京都政をめぐる自民党・同和会と結託した差別的蠢動、大阪羽更野差別行政、そしてこれらと軌を一にした福岡、兵庫、群馬、大分などでの残存勢力の新たな分裂策動といった全国的な差別敵対を全党あげてくりひろげている。とりわけ八鹿高差別事件は、その悪質な手口といい、その規模といい、まさに極悪の差別事件であり、全党・全人民の満腔の憤激をもって徹底的に糾弾されねばならない。

八鹿高差別事件は直接的には、片山ら日共系教師が、「同和教育」の名のもとに部落民に死の屈辱を強いる差別教育を長年にわたって行ないつづけてきたこと、そしてこれを糾弾し自主的解放闘争への決起をかちとりはじめた昨三月以来の部落出身生徒らのたたかいたいして、終始一貫して露骨な居直りと破壊・敵対策動をくりかえしてきたこと、このことに端を発している。

だが問題はそこにはとどまらない。八鹿高差別事件の核心的問題は、第一に狭山闘争―部落解放闘争をめぐってのますます深まりゆく戦略的危機からの絶望的脱出をかけた、日共差別集団の全党をあげた起死回生の大本営として策動されていることである。

つまり八鹿高差別事件は、とりわけ狭山闘争を中軸とした七〇年代部落解放闘争の戦闘的革命的発展の強まりと、そこでの革共同と解放同盟を中心とするたたかう共同戦線の前進、これに鮮かな対比をなした日共式議会改良主義路線の総破綻の危機と社共統一戦線の危機の深刻化に根底的に規定されているのだが、今や日共はかかる事態からの絶望的のりきり策動として、部落解放闘争総体へのなりふりかまわぬ全面敵対にうったえているのである。

第二に、みずからの差別事件の露骨な居直りと糾弾闘争、部落解放闘争への真向からの敵対をとおして、日共

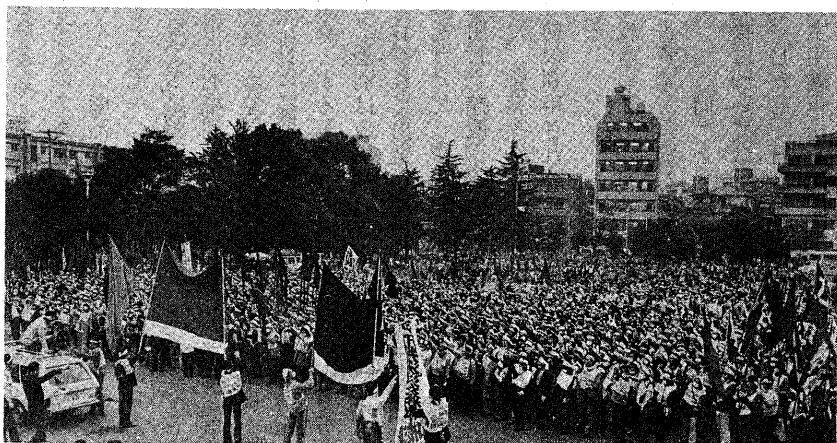
がいまや帝国主義的な差別主義の最大最悪の組織的体现者として自己を完成させ、日帝の七〇年代部落差別攻撃と完全に一体化した部落差別の煽動者、部落解放闘争への不俱戴天の破壊集団として純化をあげていることである。

それは具体的には、(イ)みずからの差別事件を「部落民のこじつけ、いいがかり」とするこのうえない差別的論理をもって居直っていること、(ロ)部落民の糾弾を「血の集団リンチ」にデッチあげ、「反暴力」キャンペーンのネタとしながら、民衆の間に部落民と部落解放闘争そのものにたいするあからさまな恐怖と憎悪をよびおこし、腐敗した差別意識を積極的に助長し組織化せんとする、まさにファシストばりの手口を常套化していること、(ハ)さらに権力の糾弾闘争への不当介入、弾圧の尖兵と化したたたかう部落大衆、労働者人民を権力に売り渡し、そしすることによって部落解放闘争の直接的な組織破壊を策動していること、こういった方向をとってあらわになっている。

第三に、総じてこうした日共の大きかりな差別敵対は、彼らの戦略的危機のりきの反革命的思惑をはるかにのりこえて、彼らをして七〇年代中期における革命と反革命との内乱・内戦的激突のまっ只中に引きづりこんでいくものへと転化、発展していることである。

つまり日共は、部落解放闘争への露骨な差別敵対を強めれば強めるほど、ますますみずからの政治的・思想的腐敗を悪無限的につのらせざるをえず、しかもそれは戦略的危機を一層加速するものでありながら、そうであればあるほどスターリン主義反革命の物質力をフル動員したより醜悪でより反革命的本性をむきだしにした党派的延命策動にうったえざるをえないのである。日共にとつて事態はまさに、「選挙のための党勢拡大」という一部の諸君の日和見主義見解の域をこえて、一個の党派的死命を制する局面にはまりこんでいるのである。

したがってそれとのたたかいは、さしあたって七〇年代部落解放闘争をめぐる革命と反革命との非和解的対決というかたちをとりつつ、七〇年代中期階級闘争総体の内乱・内戦的激突のすぐれて先鋭な有機的一環をなしているのである。ここにこそ、このたたかいが反帝・反スタ革命的共産主義と革命的部落解放闘争の総路線によってこそ正しく展開され、勝利に導かれなければならない最大の根拠がある。



10.31 当日、寺尾暗黒判決に怒りの抗議デモをたたきつけ
明治公園で総括集会を開く革共同5000の大部隊

A、部落問題解消論——日共式差別理論の原点

日共の部落問題論の差別主義の原点であり、もつとも核心的な問題点は、部落問題解消論である。それは客体的側面では、部落問題の政策的基礎づけによるところの「日帝による解決可能」論、あるいは「日帝による完全解消」論であり、主体的側面では、「労働者は差別しない」論の主張である。

(1) 部落問題の政策的基礎づけと「日帝による解決可能」論

日共の客体的側面での部落問題解消論は、何よりも、現代における部落問題の存在を、支配階級の恣意的な政策的配慮によって温存されているにすぎないものとし、そこからあたかも部落問題が日帝にとって解決可能なものであるかのように描きあげている点にある。

つまり日共は、現代における部落問題をまずもって帝国主義段階論にふまえた日本帝国主義の独自の法則性、独自の再生産構造から内在的にとらえかえていくという革命的立場を完全に放棄し、ただただ支配階級の悪意ある政策によって残され、利用されているものにとらえ、その結果、かかる政策さえ変更されれば部落問題は必然

的に解消されるし、それは日帝のもとでまったく実現可能なものとするのである。

日共いわく、「明治維新で成立された絶対主義的天皇制政府は、一八七一（明治四）年八月二十八日、太政官布告第六一号で……差別を廃止しました。……しかし部落住民は、市民的権利を保障されず、差別から解放されませんでした。天皇制政府は、封建的身分制度を廃止したかわりに、新たに無制限、絶対的な権力をもつ超人間的な天皇を頂点とする華族、士族、平民という身分制をつくりました。差別は政治的に支えられ……」「欧米の資本主義国において出発した日本の資本主義は、天皇制政府の保護をうけて、農村をはじめとする半封建的な生産関係を利用し、搾取、収奪することによって、急速に発展しました。部落差別も、その一つとして温存され、きわめて有効に利用されたのです。」「今日の部落問題」と。

こうして戦前の部落問題は、「天皇制、半封建的寄生地主制、独占資本が差別をのこして部落住民を圧迫する元凶でした。」「（同）とされる。

さらに戦後については、「戦後日本の民生化は……前進しました。しかし、日本を占領した……アメリカ帝国主義は、民主主義革命を流産させました。米日反動勢力が、農地改革を妥協的なブルジョア改革にとどめて、二

反以下を耕作していた小作人とともに、耕地のすくない多くの部落の農民に土地をあたえませんでした。こうして、土地、経済、社会的諸関係のなかに、半封建的な遺物が根強く残存し、身分差別をのこす社会的基礎となりました。」「今日、米日独占資本と自民党政府は、その支配と搾取、収奪のために、部落差別をたくみに利用して、人民にたいする分裂支配と攻撃を強めてきています。」「（同）とされる。

このような日共の主張には、部落問題の把握におけるいわゆる「階級問題」と「身分問題」のとらえ方に関する、彼らのかぎらない混乱と御都合主義的規定が根強く横たわっているのだが、それは根底的にはつぎのことを最大の理論的根拠としている。

すなわち、①日本帝国主義のもとでの部落問題（身分差別と差別身分）の存在を、世界的には帝国主義段階への移行期にあつてようやく資本主義的發展の途について日帝の固有の再生産構造を、帝国主義段階論を基礎として日帝の金融資本的蓄積様式とそれによる帝国主義的収奪機構そのものの解明のうちにあきらかにし、それとの関係において内在的、構造的にとらえかえていくという唯物論的方法を完全に放棄し、破壊した地平で、もっぱら現存する「部落差別の実態」についての現象的羅列と、それを支配階級の反動的政策的展開によって

論拠づけようとしているにすぎないこと。

そしてこのことから、②日帝・国家権力の歴史的、構造的特質や帝国主義的部落差別政策の問題と部落差別の温存、拡大の関係を、日帝の独自の法則性の解明を基礎としつつ、その特殊に重要な役割をも位置づけていくことに完全に失敗し、「ほんらいなら日本の資本主義化とともに解消されるはずである」とか、「政策的なさまざまな差別が残った」とかといった類の、宙にういた「政策」のひとりあるきによって部落問題を解説するという低水準な観念的空論をもてあそんでいること、である。

われわれは日本帝国主義のもとでの部落問題を説明する場合、まずもつてつぎの諸契機をしっかりとおさえねばならない。

すなわち、①日帝の金融資本的な再生産構造とそれにもとづく帝国主義的収奪機構そのものと、部落差別の温存・再生産との不可分の関係について。世界的に帝国主義段階への移行期に資本主義的形成・發展の途について日本資本主義が、みずからを帝国主義として確立し存立していくにあたり、最初から先進資本主義国において達成された高度な生産力水準を導入しつつ高度な有機的構成の資本を基軸として出発し、また資本の原始的蓄積過程じたいを金融資本的蓄積様式をもって遂行してい

たことを根拠にして、封建的生産諸要素・諸関係を充分解体することなく、過小農制に依拠した寄生地主制、前近代的家内工業を広汎に残存せしめ、むしろそれを収奪の基盤として資本蓄積の基礎として再編していき、部落もまたその特殊な実体的要素として温存・再編・再生産されて慢性的過剰人口の最下層に位置づけられ、苛酷な収奪の対象とされたこと。

②日帝・国家権力の歴史的、構造的特質およびアジア侵略・侵略体制と部落差別・人民分断支配（政策）との不可分の関係について。

(1)明治維新をつうじて、典型的なブルジョア革命をへることなく、絶対主義的統治のなしくずしの改編として天皇制ボナパルティズム権力を確立した日帝が、その圧制から生ずる矛盾と危機を予防革命的にのりきる不可欠の支配機構として、階級関係を補完する変則的な擬似身分関係（天皇を頂点とし「新平民」―部落民を最低辺とする）を形成し、部落差別・人民分断体制を維持・再生産したこと。

(2)また、日帝はその成立の当初から狭隘な国内市場の限界にぶちあたり、その活路を永続的なアジア侵略にもとめざるをえず、それに対応した国内支配体制を「恒常的なアジア侵略体制」として超反動的に形成し、そのために部落差別の徹底した強化をテコとする人民分断支配を

不可欠の要としたこと。

③さらに以上の要素は、日帝にとって部落問題を構成する基本的契機としては、戦前―戦後をとおしてほぼ同じである。つまり、ひとつには、たしかに戦後の一定時期、高度成長下で資本のもとへの部落民労働力の一定の吸収という事態があらわれたのであったが、それじしんにおいても資本は部落民を臨時工、社外工といったきわめて差別的で不安定な状態におくことによって、労働者内部に分断を拡大し、重層的な搾取体系をつくりだすとともに、むしろ一方で部落産業の破壊的再編を強行しつつ、他方で資本のもとへの吸収に一定の制限をもつてのぞむことによつて、膨大な部落大衆をいわゆる「雑業」などの不安定な状態、失業・半失業状態に固定化し、より徹底的に収奪してきたこと。こんにちの日帝の体制的危機の深まりと、そのもとでの不況、インフレの激化のもとでは、まさききに犠牲を強制されるのは部落民であり、事態はますます深刻化していること。

いまひとつには、政治過程としては、戦後の敗戦処理をとおして、天皇制ボナパルティズムの実体的基礎をなす帝国軍隊と治安警察を基本的に解体され、過小農制とそれにもとづく寄生地主制を基本的に解体されたにもかかわらず、天皇制を最後の線で護持し、部落問題を温存することによつて国内反動の拠点を確保したこと。ま

たこんにち日帝の体制的危機の深まりのなかで、アジア侵略の激化にともなう国内反動支配を、統治形態のボナパルティズムの転換をもつて確立しようとしており、その要をなす攻撃として天皇制の新たなかつぎ出しとともに、部落差別・人民分断支配の不断の強化が加えられてきていること。

このように日本帝国主義は、帝国主義であるかぎり、経済的要素としての部落を解消する歴史的生命力をそう失ってしまったことを基礎として、部落問題を経済的・政治的・社会的諸契機の総体において、みずからの体制的存立と延命のための不可分の要素として、温存、再編・再生産してきたのである。いかえれば日帝は、特殊な世界的諸条件のもとで、帝国主義として自己を確立し再生産していくためには、その資本主義的形成、発展の「ほんらい」的な道すじにおいて、絶対に部落問題を解消することも解決することもできず、むしろ積極的に再生産してきたのである。

いわゆる帝国主義の「政策」が部落問題の形成において果してきた特殊に重要な意味については、日帝の固有の再生産構造とその体制的存立の歴史的、構造的特質との関連において統一的に明らかにされねばならず、ましてや日共のいうように「ほんらい」の軌道はずれた恣意的なものであり、その結果として部落問題の解決がさ

またげられ残存させられているものとすることはできない。

そうした観念的に転倒した部落問題の「政策」論的基礎づけから導きだされる日共の結論は、つきのごとき徹底した日帝美化論であり、徹底した部落解消論である。

「部落解放の問題は、基本的には半封建的身分差別の問題であり、ほんらい資本主義の枠のなかでも解決される、ブルジョア民主主義的な性質をもっています。したがって、国民の平等と基本的人権の保障を明記している現憲法のもとで、米日支配層といえども、身分差別に反対する要求を拒否することができず、かれらなりに対処しなければならぬ状態においこまれています。」（「今日の部落問題」）

こうして日帝のもとで「政策」が変更され、「ほんらい」的な道すじに軌道修正されれば、たちどころに部落問題は解消されるし、それは支配階級の手によつてまったく実現可能というわけだ。

以上のような日共の部落問題解消論には、部落問題の把握におけるいわゆる「階級問題」と「身分問題」、「日本資本主義と封建的遺物としての身分差別との関連」のとらえ方についての、彼らの無理論性と無原則性、およびそこから不可避となる御都合主義の規定が根強く横たわっている。つまり彼らにあっては、そもそも「日本

資本主義と部落問題の関連」を、帝国主義段階論にふまえた日本帝国主義の独自の再生産構造の解明から構造的にとらえかえしていくということができないが故に、これら相互の内的関連ははじめから破壊され、そのうえで両者の機械的「結合」をアレコレと詭弁的に論じたてているにすぎない。

たとえば日共はつぎのようにいう。

「部落問題の特徴は、封建的身分制度が、明治維新によって法的に廃止されたにもかかわらず、約三〇〇万人といわれる未解放部落住民が、今日なお、職業、居住、教育、結婚など、生活のあらゆる面で、不当な差別と圧迫に苦しんでいることにあらわれています。

よく知られているように、前時代の制度がつぎの時代に残存することを「遺制」といっています。部落問題が封建遺制の問題であるといわれるのは、そのためです。文字通り遺制であるなら、時代をへるにしたがって、だんだん消滅する方向へ進むべきでしょう。ところが、未解放部落は、人口や部落数からいっても、へっていないばかりか、逆に増加する傾向さえみせています。ということとは、たんなる「封建遺制」ではなく、現代社会においても、米日支配層の体制を維持し、強化するための分裂支配の道具として、きわめて積極的な役割をもたされている社会的存在であるといえます。」（「今日の部落問題」）

ない。

要するに彼らにあっては、「日本資本主義と部落問題」に関するただひとつの理論的原則も、うちたてることができず、一方が発展すれば一方が後退するといった機械的矛盾関係としてしかとらえることができず、したがって両者を内的必然性においてとらえることが絶対にできない。故に部落問題を論ずる場合、まずもって「半封建的遺物」あるいは「封建制の残りかす」（最近の「赤旗」等の主張）に関する問題として、日本帝国主義の問題から機械的に切断し孤立化させたうえで、「階級的観点」なるものを無内容におし出しつつ、両者を機械的に「結合」させようという、理論以前の手法が不可避となるのである。これが第一の問題である。

第二の問題は、したがって当然にも、部落問題を日帝の独自の再生産構造、その体制的存立の構造的特質との関係において場所的に把握しつつ、封建的身分差別としての歴史的起源との統一においてその独自の内的構造を全体的にとらえかえしていくことができず、「たんなる封建遺制」論はまったく克服されていない。つまり日共によると、部落問題は日帝にとって、単に外的な、封建社会から歴史的前提として与えられた条件であり、日帝はただそれを政策的に「利用」しているにすぎぬもの、とされるわけである。

ここでは「日本資本主義」と「たんなる封建遺制ではない半封建的遺物」との関係、封建制から資本制への社会体制的な移行期における部落問題の再編的存続の問題、についての理論的追求はまったく放棄され、ただただ、「対米従属」論を特効薬的に持ち出し、「米日支配層」の体制維持のために部落問題が利用されているという政治主義の規定が強調されているにすぎない。

さらに日共の主張を若干みておこう。

「身分差別は、資本主義の矛盾によってつくり出された階級的なものでなく……封建権力によってつくり出されたものです……しかも今日までの長いあいだ、国家権力が人民にたいする分裂支配をおこなうため、差別を温存、利用してきた結果……」。「部落民の苦しみの真の原因は、歴史的な身分差別を温存、利用し、これとほかの階級的な差別や新しい搾取形態をたくみに組み合わせつつよめている米日独占資本の支配と搾取、収奪を集中的にうけているところにあります。」（同）

「部落問題を、歴史的な半封建的な身分差別の圧迫、この差別とむすびついた独占資本の搾取・収奪がもたらす側面とを、階級的観点から統一的に認識する」（「部落解放運動とイデオロギー問題」）

「階級的観点から統一的に認識する」と大ミエをきってはみたものの、その内実たるやお粗末すぎて話になら

ここでは部落問題を本質的な階級構造においてとらえることも、独自の具体的な内的構造において明らかにすることも完全に破壊され、「半封建的身分差別」と「階級的搾取・収奪」とを「米日支配層の政策的利用」論でもって外的につき木するという、没階級的部落論が完成する。主語を「米日支配層」から「部落民の苦しみ」に入れかえても、事態は何らかわらない。

われわれは現代における部落問題を全体的に把握する場合、①まずもってすでに要約的に明らかにしてきた日帝の経済的・政治的存立構造との関係で場所的にとらえること、②場所的契機と歴史的契機との統一においてとらえること（つまり部落問題は歴史的起源としては、封建制中期における「エタ・非人」制度の確立にそれをもっているのだが、日帝はかかる封建的身分差別を、たんに歴史的前提として与えられ、うけついでいったというだけではなく、みずからの独自の再生産構造に適合させつつ、温存・再編・再生産していったこと）、③客体的側面と主体的側面との統一においてとらえること（つまり部落問題は日帝の体制的存立のために温存・再編・再生産されてきたのだが、同時にそれは労働者人民の歴史の屈辱をとおして固定化され物質力を獲得してしまっており、またそのことを基礎にして労働者人民と部落大衆との間にぬきさしならぬ分断を形成するとともに、部落

民にたいして他の一般民たる労働者人民とは明確に異質の政治的・経済的・社会的・イデオロギー的攻撃が加えられてきたこと、これらの総体において明白にしなればならない。

したがってまた日帝の「階級支配」と「身分差別」との構造的把握は、①日帝の体制的存立と延命、労働者人民総体への階級支配を維持し貫徹していくための不可欠の一環であり、②同時に、部落民を政治的・経済的・社会的・全人格的に、封建社会における「エタ・非人」身分差別ときわめて類似した、「人間外の人間」として規制し拘束しようとする点において、階級支配一般には解消することのできない独自の構造的なものであり、おさえることができる。

ところが日共にあつては、これら相互の内的関連は完全に破壊され、あらかじめ日本帝国主义と部落差別の關係が外的なものとして措置され、またその論理的結果として「階級支配」と「身分差別」とを没交渉に、平板的かつ並列的に措定したうえで、両者を「政策的利用」論でもってつぎ合わせているにすぎない。結局のところ「封建遺制」論プラス「政策的利用」論という御都合主義の規定でもって、お粗末にも部落問題を「階級的」に把握しているかのごとく粉飾しているにすぎないのである。したがってそこから導き出される日共の反動的結論は

何か、これが第三の問題である。それは結論的にいえば「封建遺制」論の焼き直しであり、より徹底した部落解消論の主張であるが、論理的にはつぎの諸点に要約できる。

①原理論における「二極分解」論を無媒介に「日本資本主義と部落問題」の解明にあてはめ、「部落のなかにも資本主義の経済法制は貫徹している」というごく当然の、それ故本質的に無内容な論理や、あるいはそれにもとづいて「資本主義に固有の階級分化の進行」の強調（引用はいずれも「部落解放運動とイデオロギー問題」）をもつて、資本主義がさらに発展すれば部落問題は必然的に解消されるという単純な図式を描きあげていること。いいかえれば、帝国主义段階における資本主義の人口法則の特殊形態論をまったく欠落させ、「資本主義の経済法制」から一直線に「部落民の労働者と資本家への階級分化の進行」をはじき出し、それでもって「資本主義の枠内での半封建的残りかすの必然的解消」を唱えるのである。

かかる日共の反動的論は、現下の日帝の体制的危機の深まりのもとでの部落差別の一層の拡大、再生産という唯物論的現実の重みによって、すでにボロボロに破壊しているのだが、われわれはそれに加えてただ一言、「部落のなかにも資本主義の経済法制が貫徹している」か

ら部落民の「階級分化」が進行しだんだん解消されていくというのではなく、むしろ、部落が日帝の独自の再生産構造、独自の法則性にとらえられ、慢性的過剰人口の一環として日々再生産されているからこそ、「階級分化」が一定の制限をうけるばかりか、部落と部落民が再編的に拡大されていくのであるという真理を指摘おく必要がある。

②日帝の「階級支配」と「身分差別」との立体的關係を破壊し、「階級分化による部落内階級対立」を前面におしだすことによつて、日帝と部落民、およびそれを基礎とした「部落民と一般民」の対立關係を空無化し、その結果として部落差別を「民主主義的諸権利の剝奪」一般、「部落民の生活苦」一般というところのない、帝国主義の社会問題の一般的概念のなかに埋没してしまふこと。

つまりここでは、(イ)日帝と「部落内資本家」とが完全に同列化され、日帝の部落民にたいする差別・抑圧は無視、抹殺され、(ロ)そのことを基礎に「部落民—一般民」の対立關係の歴史的固定化の問題も無視、抹殺され、(ハ)さらにこうして部落民の受ける政治的・経済的・全人格的な差別・迫害の問題を、きわめて一面的に矮小化してしまふのである。

③さらにそのうえで、差別身分としての部落民といふ

実体そのものの解消を主張していること。つまり、「部落住民（そもそも日共は概念用語としても「部落民」を追放している）の階級分化が急激にすすみ」（「今日の部落問題」）、労働者と資本家に分解しているというのだから、差別身分の実体としての部落民がこの世から消え去るのも時間の問題ということになる。

こうして身分差別と差分化はおのずと解消され、あとはただただその「残りかす」が漂っているにすぎず、それも日帝の「融和的政策」によつて早晚一掃されるといふわけだ。

【日共の同対審査中にたいする評価は、このような部落解消論を基礎とした近代主義的解消主義そのものである。

すでに幾度となく明らかにされてきたように、日帝の七〇年部落差別攻撃の総路線たる同対審査中は、①部落民の生活と生業、地域と居住の破壊的再編、②部落を「悪の巢」とし、新たな差別思想をおおっていること、③部落民の自主的解放闘争、糾弾闘争へのむきだし、憎悪と敵対、侵略教育—融和教育や融和団体、融和事業の讚美と屈服の強要、④わずかばかりの涙銭による融和主義の育成と部落解放闘争とプロレタリア革命運動との結合の予防革命的破壊、これらを内容とするものである。まさに完全粉碎の対象外のなものでもない。だが日

共はこれにたいして、①「自民党政府の一定の譲歩」
 「公営住宅、改良住宅の積極的建設、社会福祉事業の拡
 充、失業対策の拡充強化や社外工、臨時工の常用化、
 農漁民の経営の機械化を要求」、などと絶賛しつつ、②
 「重大な欠陥」として(イ)「差別の根源」米日支配層をこ
 まかしている、(ロ)「部落に自民党の政治基盤をつよめ
 ようとしている」、(ハ)「低賃金労働力を大量につくりだ
 そうとしている」、(ニ)「同和教育の否定」、などもつ
 ぱら「融和政策のとりこにする」のが問題とするにすぎ
 ない。(引用はいずれも「今日の部落問題」)

これが「答申の二面性」論として、日共が主張するこ
 ころの基本的内容である。一見して明白なように、①に
 ついては言うまでもなく、「解同批判」のための「左翼
 的」よそおいとして持ちだした②についても、完全に答
 申路線に屈服しその意を体したものであり、「敵をあ
 きらかにせよ」というお題目で「批判的」ポーズをとり
 ながら、実は答申を全面美化し、答申による「上からの
 階級分化」にこのうえない期待をよせ「部落の完全解消」
 を夢描いているのである。

そこから導き出される日共の結論は、日帝の七〇年代
 部落差別攻撃の尖兵化、帝国主義的差別主義の一層の
 転落がいよいよなものでもない。】

(2) 「労働者は差別しない」論

日共の主体的側面での部落問題解消論は、「労働者は
 差別しない」という差別居直り論である。つまり、一般
 民としての労働者人民の歴史的、今日的な差別的腐敗を、
 まさに自己のそれとして主体的に把握し、それとの自己
 批判的「主体的格闘をおして真の階級性を獲得してい
 く」という思想的苦闘からの逃亡の論理である。さらには、
 そこから不可避的に自己の差別主義的腐敗をつのらせ、
 部落民の糾弾を不当ないがかりであるかのように描き
 あげつつ、労働者人民の差別的腐敗を積極的にひきだし、
 動員することによって、反動的勢力拡大の基礎とするさ
 いの、出発点をなす論理である。

彼らのかかる差別主義的転落の深まりは、かの矢田教
 育差別事件の居直りをおして、とどまるところをしら
 ぬものとなる。

たとえば矢田教育差別事件の直前においては、「部落
 住民いがいの人民のなかに、多かれ少なかれ、差別的偏
 見をもっていることは事実」(「今日の部落問題」)な
 どと、客観主義的逃げ口上ながらも、しぶしぶと「人民
 の差別的偏見」を認めるかのようにいつていた。ところが
 が、矢田教育差別事件が発生するや、このような思わせ
 ぶりも完全にながかりすて、「差別意識は、米日支配

層が注入している支配階級のイデオロギー」ということ
 がこれみよがしに持ち出され、むしろ「差別観念の強調
 は部落排外主義」「米日反動の人民分裂支配に手をかす
 もの」(「朝田一派とそのたたかい」その他)という露
 骨な居直り論理を用いている。
 「労働者無差別」論と「差別意識」支配階級のイデ
 オロギー」論は、表裏一体をなして日共の差別居直り論
 の核心を構成しているので、ここで若干の検討を加えて
 おこう。

第一には、日共は「差別意識」支配階級のイデオロギ
 ー」の強調をもって、実は労働者人民にとっては「差別
 意識」は基本的に無関係な、たんに外的なものにすぎな
 いということをお願いしたいのだが、しかし支配階級のイデ
 オロギーは支配的なイデオロギーであり、それが支配的
 生産関係を物質的基礎として形成されているものである
 いじょう、労働者人民じしんが支配階級の虚偽のイデオ
 ロギーに屈服し支配されるということは本質論的にも成
 立すること。

第二には、部落差別は客体的には日帝の体制的存立の
 不可分の要素として温存・再編・再生産されてきたのだ
 が、主体的には、日帝の差別攻撃への労働者人民の歴史
 的屈服をおして固定化され物質力を獲得してしまっ
 ているのであり、またそのことを基礎として労働者人民と

部落大衆のあいだに「部落民一般民」のぬきさしなら
 ぬ断断、対立を形成してしまっているものであり、ある意
 味ではこの後者の現実こそ、部落問題の深刻な核心点
 をなしていること、このことを日共はまったく無視・抹殺
 しているのである。つまり日共は労働者人民の歴史的、
 現実的な差別的腐敗をみすえ、これを主体的に克服して
 いくことから全面的に逃亡していること。

第三には、日共は「差別意識」を(封建的遺物のひと
 つを米日支配層が利用している)にすぎぬものとするこ
 とによって、それじしんたんなる「観念上ののこりもの」
 (「部落解放運動とイデオロギー問題」)の問題として
 矮小化し、否定し去っていること。つまり、「差別意識」
 など、労働者の思想的格闘とは本来的に無縁な、とるに
 足らぬものであるとするのである。だがすでに明らかに
 したように部落問題と日帝との関係を構造的にとらえる
 ならば、「差別意識」がいぜんとして支配的なイデオロ
 ギーの一環をなしており、労働者はそれをほおかぶりし
 てさけて通ることは絶対にできない。

こうして日共の主張は、自己の差別者としての存在を
 居直り、固定化するとともに、労働者人民を底なしの差
 別主義的腐敗にひきずりこみ、そのことによって、部落
 解放闘争をもっとも核心的、基軸的な地点で破壊しよう
 とする許しがたい差別暴論である。このことを日共じし

んの言葉をもって示すことができる。

「まだまだ就職、結婚などの差別がのこっていたり、劣悪な生活環境におかれている地域がある。」（ここでは「差別意識」は「觀念上の残りもの」としても無視・抹殺されている。）

「ほんとうの部落解放は、身分制ののりかすを利用して支配をつづけようとしている反動勢力を孤立させ、日本の民主主義をさらに徹底させることによって達成されます。」

「ところが朝田一派は差別のないところにも『差別』をつくり出し」「朝田一派が差別などないのに『差別だ』といさえずれば、なんでも『差別』にできるわけです。」（七四・九・二二付「赤旗」号外）

B、部落解放闘争解体論

日共の部落問題論の第二の主要な問題点は、以上みてきた部落問題解消論のうえに展開される部落解放闘争解体論である。その骨子は、闘争論的には、部落解放闘争を日本プロレタリア革命の戦略の一環として内在的に位置づけていくことに真向から反対し、日本プロレタリア革命から段階的に切断された「ブルジョア民主主義的課題」なるものに矮少化し、民主主義闘争一般に解体してしまうこと、である。つまり、部落解放の課題を「民主

主義的権利の獲得」に矮少化する改良主義的、経済主義的解放論の展開と、部落民の自主的解放闘争、徹底糾弾闘争の否定・抹殺である。

また組織的には、部落解放闘争の独自組織の破壊・解体と、「階級別、要求別組織」論の敵対的措置、それへの解消の主張である。

ここではすでに明らかにしてきた部落問題解消論との関連において日共の部落解放闘争解体論の核心的問題を検討するとともに、彼らの主張の原典ともいべき「部落委員会方式」についても批判を加えておきたい。

「いうまでもなく、部落解放の要求は、ほんらい社会主義的性格をもつ要求ではありません。それは、半封建的な身分差別をなくして、基本的人権の保障をかちとるといふ、ブルジョア民主主義の基礎をなすものです。したがって資本主義のわくのなかで実現可能な性質のものといえます。しかしこんにち、この解決をさまたげているのは米日反動勢力です……したがって、こんにち、民族独立を達成し、日本の独占資本を倒して、徹底した民主主義的改革をやりとげることが、部落の完全解放を実現するために、かくことのできない条件となっているのです。……もとより、この当面する革命は、資本主義そのものをなくすものではありません。」（今日の部落問題）

「民主連合政府をつくりあげることによって……部落住民の基本的人権と生活を保障し、身分差別をなくしていく方向にむかって、大きく前進することができます」

(同)

このように、部落解放の課題を「ほんらい」的に「社会主義革命」からきりはなして「資本主義のわくのなかでの解決」を唱え、「民主連合政府樹立」の選挙闘争一般に解消を要求する、恥知らずな日共の主張は、つぎの諸点において壊滅的に粉砕されねばならない。

第一には、部落差別は日帝の体制的存立の不可分の要素として現存しており、またそれは日帝の労働者人民への階級支配の一環であり、同時に部落民への階級支配の全体的なあり方を意味していること、それ故部落解放は日帝打倒なしにはありえず、またそれは日帝打倒の不可欠の戦略の一環をなしていること、このことを日共は完全に否定・抹殺し、部落解放を永遠のかなたにおしやるばかりか、日帝の部落差別攻撃に唯々諾々と道をあけ、そのもとへの奴隸的屈服を労働者人民、部落大衆に強要していることである。

すなわち、部落問題をあらかじめ日帝の体制的存立の問題ときりはなして「半封建的遺物」として論じ、それを支配階級の恣意的な反動政策の結果とする日共は、部落の解放を日帝打倒とは最初から無縁なものであり、た

ただ「米日支配層」の政策変更のなかに設定すればこたれりとするのである。

第二には、部落解放闘争の独自の意義を、プロレタリア革命との有機的統一性において、つまり日帝打倒・世界革命をとおしたプロレタリアートの世界的解放人類の普遍的人間解放の事業との媒介的統一性においてもとめるのではなく、「半封建的遺物の撤廃」（前時代的残りかすの除去）なる一八〇度転倒した矮少化のなかにこそみいだそうとし、その結果、部落解放闘争を「ブルジョア民主主義的課題」のなかでもひとときわ低次元のブズブの改良主義的、経済主義的課題におとしこめてしまふことである。

われわれはその証拠を、すでに引用した日共じしんの言葉——「ブルジョア民主主義の基礎をなすもの」「部落解放は……反動勢力を孤立させ、日本の民主主義をさらに徹底させることによって達成され」「米日支配層といえども、身分差別に反対する要求を拒否することができず——」をもって示すことができる。

このことは二段階革命論の例の緻密化作業による底なしの議会改良主義への転落にもとづくものだが、論理必然的には、「階級支配」と「身分差別」の構造的把握を破壊し、「封建遺物」論の域を一步もぬけられないこと、また「半封建的身分差別」を「階級的搾取」から機械的

に分断し、自立化させて、御都合主義的規定をもてあそんできたこと、このことの当然の帰結である。つまり日共は、身分的差別の撤廃を階級的搾取の廃絶からも、階級支配の打倒の問題からも根底的にぶったぎって、果しない体制内改良主義、部落改善主義のドロ沼へひきずりこもうというのである。

「(民主主義革命の)道すじで、米日独占資本と自民政政府を譲歩させて、多くの改善、改良の要求をかちとることができません。とくに、部落住民の要求は、だれも否定できない民主主義の本質に根ざすものであり、米日反動勢力といえども、部分的にうけいれざるをえない、有利な条件をもっていきます。」(「今日の部落問題」)

だが、「民主主義の本質に根ざす」から「米日反動といえどもうけいれざるをえない」のではなく、日帝の体制的延命―存立の根幹にかかわるからこそ、部落解放闘争を踏みじり、部落の破壊の再編を強行せんとする差別攻撃がますます強まっているのである。

第三には、先の二点は「階級分化」論に照らし合せても同じことがいえる。「資本主義の経済法則の貫徹」をもって単線的に「部落民の階級分化の進行」をはじきだし、資本主義の発展による部落問題の解消を論証しようとする日共は、部落問題を「ほんらい」的に資本主義のもとで解決されるものとする。またそこから「部落

内階級対立の激化」を前面におしだし、日帝の部落民にたいする差別・抑圧を免罪し、同時に「部落民―一般民」

の歴史的固定化を否定する日共は、部落解放闘争と日帝打倒の不可分の結びつきを破壊し、さらに部落解放闘争の独自の意義を「民主主義的諸権利の獲得」一般、「生活苦の克服」一般に矮小化し、解消してしまうのである。

第四には、以上のことから、部落民の自己解放のためのたたかい、日帝の差別・迫害を根底からくつがえし、屈辱と恨みを暗らし、政治的・経済的・全人格的な抑圧から全面的に自己を解放しようとするたたかい、とりわけ差別徹底糾弾闘争を、労働者人民の「血債」をかけた主体的決起との結合において力強く発展させ、日帝打倒へむけて貫徹させていくのではなく、せいぜい体制内改良運動、経済主義的部落改善運動の手段へとおとしこめ、破壊・解体してしまうことである。

否、それどころか「労働者無差別」論を主張する日共は、むきだしの恐怖と憎悪をもって部落民の差別糾弾闘争に敵対し、「朝田一派の「糾弾権」は憲法や刑法に違反する無法行為」(十一・二二付「赤旗」)と断罪して、権力に売り渡しているのである。

また第五には、組織論的には、部落解放闘争を、革命的前衛党の統一的な指導のもとに、労働者人民総体のとりにくみとともに部落民を主体とした独自の恒常的な闘争

組織をもって展開していくこと、このことを日共は相互の機械的分断をもってあい対立させ、事実上部落解放闘争の独自組織と「階層別、要求別組織」なるものを敵対的に並列化させ、後者のなかに解消してしまうこと、である。

「部落解放同盟は、いうまでもなく、労働組合のような単一の階級の共通要求と階級の連帯感で団結してたかか階級闘争の組織ではなく、半封建的身分差別の圧迫と貧困に反対する身分闘争の組織です。」「部落住民の階級分化は差別による束縛と特徴をもちながら、急激にすすみ、それにともなつて階級の要求がよくなつてきており、こうした階級の要求実現のために、部落住民が労働組合、農民組合、農村労働組合、民主商工会、生活と健康を守る会などの階級的大衆組織に結集し、部落内外の人民が団結してたかかことが、とくに重要になっています。」(「今日の部落問題」)

もとよりいうまでもなく、部落住民が労働組合等に結集してたかかこと一般が問題なのではない。問題は、部落差別を日帝の階級の基礎からきりはなして孤立させ事実上「封建遺制」の問題に解消してしまうこと、あるいはまた、「身分差別」を「階級的搾取」からきりはなして自立化させ「民主主義的諸権利の剝奪」一般に矮小化してしまうこと、さらにまた「資本主義の経済法則の

貫徹」をもって資本主義の発展による身分差別と差別身分の必然的解消を論証しようとする。そうした日共の主張によれば結局のところ「身分闘争」は「階級の要求」から機械的に分断された「民主主義的任務」に矮小化され、低次元な「反封建闘争」におとしこめられてしまわざるをえないこと。したがってそうした位置づけからは、部落解放闘争の独自組織は、せいぜい「階層別、要求別組織」と敵対的に同列化されるか、早晩それに解消される運命にあるものとするにないのであり、むしろ解消されないのは反動的だとして破壊・解消を卒先して実践する最悪の結論に到達してしまうのである。

周知のように、このような日共の部落解放闘争解体論の原典をなしているのは、三二テーゼにもとづく「部落委員会方式」である。いうまでもなくそれは、三〇年代の危機のもとで、日帝のアジア侵略と侵略総動員攻撃、その一環としての部落差別・人民分断攻撃が決定的に激化するなかで、これに何ら有効な対応をなすことができず、むしろ従来レベルの徹底した清算主義と、体制内改良主義、経済主義への陥没をもって、水平運動を内部から解体し、アジア侵略のもとになげ出してきた罪業深きスターリン主義的指導路線である。

そして、それは、戦後部落解放闘争のなかにも基本的に無総括のまま持ちこまれ、果てしない指導的混乱を生

みだしてきたものである。

われわれはここで「部落委員会方式」について、その内容を概観し、日共式「部落解放」論の反革命的本質を一層明確にしなければならぬ。

「部落委員会方式」の第一の特徴は、部落差別を日帝の体制的存立との関係で構造的にとらえることに完全に失敗し、それを「資本家の強盗的搾取」と「封建的な身分差別」との機械的よせ集めにもとめ、もっぱらその元兇を「絶対主義的天皇制」と規定することによって、部落解放闘争をプロレタリア革命から根底的に切断された「反封建闘争」へと封殺するものである。

すなわちそれは、当時の日本の支配体制を「絶対主義的天皇制」「寄生地主的土地所有」「強奪的独占資本主義」の三者のモザイク的寄せ集めにもとめ、当面する革命の性質を前二者にたいする「社会主義革命への強行的転化の傾向をもつブルジョア民主主義革命」とした三二テーゼを適用して、「絶対的地主的天皇制」||「封建時代の古い権力そのもの」にたいする「ブルジョア民主主義革命」の一環に、部落解放闘争を限定するものである。第二の特徴は、したがってまたそれは、部落解放闘争の独自の意義をまったく見失い、「ブルジョア民主主義的課題」一般に解消するものであるとともに、経済主義、改良主義への決定的転落を意味している。

すなわち「部落委員会方式」において強調される「支配階級の反動政策」は、「一方では、水平運動に対処して融和運動を起し、他方では部落の勤労大衆に対処して部落経済更生運動を始めた」という極めて経済主義的に矮小化されたものであり、激化する日帝のアジア侵略・侵略総動員攻撃、およびそこから不可避となる部落差別・人民分断支配強化の攻撃総体のなかで、これらをとらえかえしていくことは完全に放棄される。

またそのことから、「部落大衆の文化的経済的水準を高める闘争のみが決定的解放に導く」という、日帝のもとでの部落改善をもっぱらとする経済主義的解放論が展開される。これは部落民の経済闘争それじしんをも、体制打倒の問題からきりはなし、敗北を準備するものである。

こうした経済主義、改良主義への純化は、部落解放闘争を「絶対主義的天皇制」にたいする「反封建闘争」と規定したことの必然的帰結である。

第三の特徴は、従来の水平運動、とりわけ差別徹底糾弾闘にたいする徹底した清算主義である。

すなわち、部落民の糾弾闘争は「勢の赴くやムシロ反動的結果さえ招来する……このことは当然、身分関係に向けられるべき反抗を脇道にそらせ、部落大衆の文化的経済的水準を高める闘争……のみが……決定的解放に導

くということの理解を困難ならしめている」と、口をきわめて罵倒され、「部落大衆の生活権擁護伸張と部落大衆の解放の条件を作り出す身分廃止の基本的闘争形態へ引きあげ」ねばならないとされる。

だがしかし、全水初期の糾弾闘争の限界は、それが「差別にたいする憎悪と反発が強烈」であったということとにあるのである。経済闘争への「モメント」としてたたかれなかつたというところにあるのではない。それは、日共らの指導の「目的意識性のなさ」によって、差別の根源たる日本帝国主義そのもの打倒へと正しく結合させられなかつたこと、プロレタリアートの革命的暴力の一環としてまさに全面的に発展させられなかつたこと、ここにこそあるのだ。

第四の特徴は、その組織論的側面の問題である。以上のように改良闘争、改善運動を事実上唯一の「身分闘争の基本的闘争」としてしまふこと、また結局のところ「身分闘争」を「階級闘争」から機械的にきりなはして「反封建闘争」に矮小化してしまふこと、このことから不可避免的に導き出されることは、①部落解放闘争の独自組織を、「固定化・独自化・非大衆性を改め」「広汎なる……凡ゆる……種々なる……諸形態の総称」という霧散解消におしやうてしまふほかになく、②「あくまで労働組合・農民組合がその闘争主体」としてこれらに解体を

強要するほかはないのである。③さらにいえば、「部落委員会」それじしんが、全国水平社解消の過渡的変種ともいふべきものであり、「反封建闘争としての身分闘争」の意義の強調という、そのかぎりにおいて、「部落解放闘争の独自組織（らしきもの）」を御都合主義的に粉飾したにすぎない。

このように「部落委員会方式」は、闘争論的側面においても、また組織論的側面においても、今日の日共の部落解放闘争解体論のなかに骨格的にうけつがれている。そして今日彼らは、一方で部落解放闘争を「民主連合政府樹立」の選挙闘争一般に従属させ、解消してしまふとともに、他方では、部落解放闘争、差別糾弾闘争にたいする真向からの反革命的敵対者として自己を純化させ、もつとも恥知らずな差別主義集団へと転落を深めている。まさにこのようなやからに「誠意ある説得」や「真剣な討議」は、いっさい無用である。彼らの差別理論は、スターリン主義反革命の綱領体系の必然的産物であり、七〇年代反革命総路線と日帝の排外主義、差別、権威主義の攻撃の尖兵化の必然的帰結である。彼らには、わが反帝・反スターリン主義、革命的部落解放闘争の渾身の怒りをこめた鉄槌をおみまいするのが、いちばんふさわしいのだ。

おわりに―日共差別理論から大いに学ぶカクマル

以上、本稿は主に日共の狭山闘争敵対論、反革命差別主義的部落問題論の暴露・粉砕に焦点をあててきたがこの日共式差別理論を大いに学び、密輸入してきたものこそ七〇年代型反革命カクマルにほかならない。もともとカクマルの場合には、「ホンネは中核解体、タテマエは狭山推進」という反革命的な政治目的のために、狭山闘争への破壊―介入策動の要請から急ぎよその「部落問題論」をデッチあげたことよって、独自の体系などは、はじめから存在せず、その都度、帝国主義者や日共の差別理論から得手勝手にかりてきては、当面をのりきっているにすぎない。

だがそれは、同時に、反帝・反スターリン主義の客観主義化とレーニン帝国主義論、レーニン主義革命論の核心の解体という、彼らの反革命的立脚点に根ざすものであり、また七〇年代型反革命、反革命差別主義としての当然の政治的、思想的腐敗にもとづくものであって、容赦なく爆砕されなければならない。

たとえばカクマルはつぎのようにいう。

「未解放部落の人民は、その経済的基盤を同一とする

もぬけでることができず、両者の内的必然性を明らかにすることは最初から放棄されてしまうこと。

したがってカクマルこそ、あらかじめ部落を「資本主義社会の外に想定」し、「封建遺制」に関する問題として日本帝国主義の体制的存立の問題から機械的にきりなし孤立化させたうえで、両者の「関係論議」をもてあそんでいるにすぎないこと。これがカクマルの悲(喜)劇的破産の第一点目である。

②(①のことをいいかえれば)カクマルの主張こそ、部落問題を、ズブズブの経済主義的「部落人民の階層分析」なるものよって論じようとする点において、そもそも出発点からして日共式「封建遺制」論と同一の低水準ぶりを発揮していること。

つまりすでにみたように、日共式部落論は、帝国主義段階論とそれにもとづく人口法則の特殊形態論(慢性的過剰人口)を欠落させ、原理論の「二極分解」論の無媒介的適用をもつて「部落民の階級分化」を唱えつつ、「封建遺制」論を反動的に焼きなおすものであったが、結局のところカクマルはこれに右をならえし、したり顔で「国独資下における部落人民の階層分化」を唱えることよって、カクマル式部落解消論の基礎づけにしているのである。これがカクマルの悲(喜)劇的破産の第二点目である。

階層をかたちづくっているわけではない。小資本家・農民・賃労働者・学生・ルンプロとその階層はさまざまである。かつ、絶えず、この階層の構成それ自身、経済情勢との関係で流動するのである。今日ではその七〇%が賃労働者であるといわれている。かかる階層分化において、なおかつ、未解放部落の人民を一つの層として規定するものはないか。それは経済外的紐帯以外にありえない。経済外的紐帯すなわち、身分差別を受けている一つの「身分」としての紐帯であり、これこそ、「封建遺制」論のもたらしめるものにほかならない。(「解放の旗」)

「『部落民』という身分的層が存在し、その層による運動とすることは、ほかならぬ資本主義社会の『外』の階層を想定すること」(同)

だが真理は、かかるカクマルのお粗末極まりない差別理論こそが、日共式「封建遺制」論をコソソリと拝借したことのもたらす必然的帰結なのだ、というところにある。

カクマルの悲(喜)劇的破産は、つぎの点にある。

①部落問題を、帝国主義段階論にふまえた日帝の独自の再生産構造の解明から内在的にとらえかえしていくという視点をまったく欠落させ、部落と日帝の固有の運動法則との関係を機械的矛盾関係において論じようとするかぎり、日共式「封建遺制」論の理論以前の方法を一步

③したがってまた、そこから導き出されるカクマルの結論もまた、日共式「封建遺制」論の結論と何らかわりはないこと。

つまり、カクマルにいわせれば部落と日帝の運動法則とは絶対的に対立する機械的背反関係にあるものであり、したがって日帝の発展は部落をうちまかし、部落をおのずから解消していく、というわけである。さらにまた、現に国独資下で「部落人民の階層分化」が進行し、いまや差別身分としての部落民の実体は存在しないのであるから、「部落民という身分的層の存在を想定する」のはけしからん、とやつ当たりするわけである。日共の「封建遺制」論、「半封建的残りかす」論の論理構造とまったくうりふたつの近代主義的解消論である。これがカクマルの悲(喜)劇的破産の第三点目である。

④以上のことをいいかえれば、カクマルの日共式「封建遺制」論批判なるものは、単なるペテンのみせかけにすぎないこと、何ら日共批判になっていないばかりか、むしろ「日共批判」にみせかけつつ、身分差別と差別身分の存在を否定・抹殺し部落問題の核心点をぬき去ってしまうこと、このことこそカクマルのホンネにほかならない。部落問題(身分差別と差別身分)の現存と日共式「封建遺制」論を等置することよって、あたかも後者への「批判」にみせかけつつ、その実後者の論理を全

面的に採用することによって、前者の解消を唱えるとい

う、底のみえすいた芸当をやつてのけているのだ。だがこのような浅はかな詭弁が通用するほど、わが左翼理論戦線は甘くはないのだ。この一例においても、カクマル式「部落問題」論なるものが、日共スターリン主義等からの得手勝手な借り物によって当场をしのいでいるにすぎないこと、否いませそれすらまなならず、「部落問題などなかれ」「部落解放闘争などなかれ」という露骨な差別的本性をむきだしにして、わが革命的部落解放闘争の綱領的深化のたたかいにさかうらみしてみせていること、このことはまったく明瞭である。

こうした部落問題の領域でのカクマルの理論的総破産は、それがよつてたつところの彼らの全綱領体系の崩壊の危機を如実にさし示すものであり、カクマル式「反帝・反スタ」の完全な空洞化を満天下にさらすものである。まさに「反帝・反スタ」を真の生きた革命綱領として日々深化・発展させ、それにもついで革命的部落解放闘争の路線の確立と綱領的深化のためのたたかいを日夜前進させてきたわれわれは、みずからの思想を革命的鉄槌というもつとも説得がいのある物質力でもつて表現し、「反帝・反スタ」革共運動の反革命的疎外物カクマルを一刻も早く完全打倒しきらなければならない。わが革命派の階級的責務にかけて七五年決戦でカクマルを打倒

しつつし、日共の反革命的敵対をうちくだいて、狭山闘争―七〇年代部落解放闘争の歴史的勝利へつき進まなければならぬ。

反革命カクマル完全打倒！七五年決戦で戦略的総反攻を完遂せよ！

辻、正田、武藤、川口、前田（中岡）、前迫、高橋、中山（原）、佐藤同志虐殺徹底糾弾！カクマルに血の報復を！

闘うアジア人民と連帯して日帝のアジア侵略を内乱へ！内乱・内戦―蜂起！

五・一五体粉碎！沖繩奪還、安保粉碎・日帝打倒！七〇年代安保・日韓闘争の大爆発かちとれ！今秋天皇

訪米断固阻止！融和主義粉碎、部落解放・日帝打倒！

日帝の七〇年代部落差別攻撃の総路線―同対審答申粉碎！

未曾有の暗黒差別裁判決死糾弾！一〇・三一寺尾無期判決絶対粉碎！無実の石川一雄氏即時奪還！日共、カクマルの反革命敵対粉碎し、石川氏と連帯して、狭山闘争の歴史的勝利へ邁進せよ！

本庄自衛隊差別裁判徹底糾弾！塚本氏支援防衛！入管法・入管体制粉碎！小選挙区制粉碎！刑法改悪阻止！靖国法粉碎！三里塚闘争勝利！

武装し戦う革共同を建設せよ！全国部落青年戦闘同志会、全国部落研連合の革命的発展をかちとれ！

編集後記

▼わが二重対峙・対カクマル戦は、七五年中に反革命カクマルを完全打倒し戦略的総反攻を完遂するという確固たる壮大な革命的展望のもとに、全党・全軍・全革命勢力の強靱な団結と敢闘精神に導かれながらとどまることを知らぬ鬼神のごとき勝利の大進撃を続けている。総反攻の大勢を決しカクマル指導中枢と敗残JAC指導部の心臓部で爆発した昨十二月決戦の巨大な勝利が新たな勝利を呼ぶ戦略的総反攻の名に真に相應しい革命的局面が、いまや確実に我々の眼前にきりひらかれているのだ。反革命カクマルもよ／惨めな没落期に転落した反革命の姿は衰れである。だが諸君たちが日帝・国家権力の中核派弾圧を懸願する珍奇な「謀略論」にいかにか余命い／くばくばとい組織的命運を托そうとも、また潰走し爆発的に拡大する内部的崩壊を一時的に鎮圧するために「春闘決戦」や「学費闘争」なるものに寄り縋ろうとも、それがいかにか絶望の悪搔きでしかないことは七五年決戦第一波攻撃がほどなく示してくれていることであろう。

今日、肝要なことは、絶望的敗走局面のなかでのたうつかクマル指導中枢・中枢機関、反革命敗残JAC、産別カクマル、地方組織に

無慈悲な集中砲火を次々に浴びせかけることである。寛容精神こそ最大の敵である。第一波攻撃の革命的爆発、無差別的赤色テロルの無制限な展開のまえに反革命分子をことごとく地獄の底へ叩き込め！「荊冠」八号は、戦略的総反攻七五年決戦勝利のために、全国部落研連・全国部落青年戦闘同志会がうって一丸となつて総決起する巨大な号砲である。

▼狭山闘争は、日帝・寺尾による十・三一暗黒差別判決にもかかわらず、否それゆえにこそ労働者階級人民、部落大衆の巨大な怒りと戦闘的反撃を巻き起こし、革命的発展の一途をたどるのである。最高裁段階における狭山闘争の新たな階級の高揚はいかなる意味でも不可避である。「荊冠」八号は、再開公判闘争の歴史的到達地帯を総括として核心的におさえ、狭山闘争の歴史的勝利の展望を勝利の確信に燃えて提起した。これらの作業を実践的指針としながら全同志、全兄弟諸君が全身全霊、総力をふりしぼって奮闘されんことを心から訴える。

▼また、総反攻の歴史的事業と狭山九月決戦の渦中で、高橋、中山（原）、佐藤同志の尊い生命を敵カクマルの凶手によって奪われたこれらの同志の非業の死をのりこえ、彼らの遺志を継承して反革命カクマルに猛烈たる復讐を貫徹するために、「荊冠」八号では同志

中山（原）の遺稿の一部を掲載した。融和主義的欺瞞家賀川豊彦に対する同志中山の痛烈な批判は、革命的共産主義者として革命的部落解放闘争の建設に全生涯を投入する彼の思想的出発点をなすものであり、その価値は永遠に不滅だといわねばならない。

▼さらに本号では、狭山闘争の革命的展望を照らしたと同時に、狭山闘争（部落解放闘争）破壊策動をあらゆる卑劣さきわまりない手段を弄して展開する日共、カクマル反革命差別集団に対する壊滅的批判を試みた。狭山闘争への全党的闘争態勢を構築したたかう戦列をあらゆる側面から指導してきた革共同の革命的部落解放闘争をめぐる綱領的、思想的深化の成果を学び、その観点から反革命差別集団への全面的にして致命的な批判作業が完膚なきまでにくり上げられているものと確信する。

「荊冠」七号を出発点に本号を準備する過程でわれわれ戦闘的部落青年は、革命的共産主義者としておおく成長したと断言しえる。「荊冠」は、戦闘的部落青年の共産主義的成長、飛躍の歴史をうますましく刻みこむと同時に、革命的部落解放闘争建設とその本格的発展の一貫したイデオロギー的牽引車としての使命を見事に果しぬくであろう。

革命的報復戦突入から戦略的総反攻にいたる 二重対峙・対カクマル戦の全面的総括と展望 特集●全党全人民の力でカクマル完全打倒へ

戦略的総反攻

―その勝利の展望―

本多延嘉

反革命カクマルを打倒し七〇年代革命の道を進ませよ
革共同政治局の全一的な指導責任をもって発せられた戦略的総反攻
の号令。その革命的意義と歴史的勝利の展望を明らかにする。

革命的共産主義者同盟
全国委員会政治機関紙

26号

共産主義者

■特集I 戦略的総反攻・怒濤の進撃へ

八月総反攻を突破口に今こそ戦略的総反攻へ／革命的共産主義者同盟政治局
いまこそ戦略的総反攻にたちあがれ 津久井良策

■特集II 革命的対峙段階の戦取(1)

二重対峙・対カクマル戦の画期的前進と新たな戦闘任務／阿部繁 「本来
の戦線」論の本質／秋口純 カクマル「党派闘争論」の末路／伊東圭四郎他

■特集III 革命的対峙段階の戦取(2)

一・二四の偉大な戦果をバネにカクマル追撃を一段と強化せよ／革命的共
産主義者同盟 破防法の論理とカクマルの論理／石川智昭 他

九月狭山決戦の歴史的課題 島田 武郎
朝鮮危機の深化と七〇年代入管闘争 高田 隆志
五・五体制粉砕 沖繩奪還闘争の勝利のために 安仁屋政司
経済危機の深化と七〇年代階級激動の不可避性 津久井良策

カクマル狭山介入論の反革命の本質と
その理論的総破産の根拠 柏木俊秋

狭山闘争への敵対を水路とする帝國主義的差別主義への全面屈服の深化

一九七五年三月
第八号

全国部落青年戦闘同志会機関紙

進 撃

一部20円

荊 冠

バックナンバー

- | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| ■ 第1・2号 合併号 | ¥ 200 | ■ 第5号 | ¥ 200 |
| ■ 第3号 | ¥ 250 | ■ 第6号 | ¥ 300 |
| ■ 第4号 | ¥ 200 | ■ 第7号 | ¥ 500 |

(「進撃」「荊冠」は前進社でも取り扱います。)

狭山差別裁判うち砕け

狭山差別裁判徹底糾弾・

石川一雄氏即時奪還のために

定価 380円

石川氏の無実と裁判の差別性を
完膚なきまでに暴きだし、闘争の指針を示す。

前進社出版部編

定価 九〇〇円